平成２１年第６回長瀞町議会定例会会議録目次

招集告示 …… 1
応招・不応招議員 …… 2

９月１５日（火）
○開　　会 …… 5
○開　　議 …… 5
○議案等の説明のため出席した者の紹介 …… 5
○諸般の報告 …… 5
○町長あいさつ …… 5
○議事日程の報告 …… 7
○会議録署名議員の指名 …… 7
○会期の決定 …… 8
○町政に対する一般質問 …… 8
１番　関口雅敬君 …… 8
７番　大澤タキ江君 …… ２１
１０番　渡辺　強君 …… ２７
６番　新井利朗君 …… ３７
２番　村田正弘君 …… ４４
３番　大島瑠美子君 …… ５４
８番　梅村　務君 …… ５７
○町長提出議案の報告及び一括上程 …… ６５
○議案第３７号の説明、質疑、討論、採決 …… ６６
・議案第３７号　長瀞町国民健康保険条例の一部を改正する条例
○議案第３８号～議案第４２号の説明 …… ６７
・議案第３８号　平成２０年度長瀞町一般会計歳入歳出決算認定について
・議案第３９号　平成２０年度長瀞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
・議案第４０号　平成２０年度長瀞町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
・議案第４１号　平成２０年度長瀞町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
・議案第４２号　平成２０年度長瀞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
○延会について …… ７１
○次会日程の報告 …… ７１
○延　　会 …… ７１

◇

9月16日（水）

○開　　議 ……７５
○議案等の説明のため出席した者の紹介 ……７５
○議事日程の報告 ……７５
○議案第３８号～議案第４２号の説明、質疑、討論、採決 ……７５
・議案第３８号　平成２０年度長瀞町一般会計歳入歳出決算認定について
・議案第３９号　平成２０年度長瀞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
・議案第４０号　平成２０年度長瀞町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
・議案第４１号　平成２０年度長瀞町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
・議案第４２号　平成２０年度長瀞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
○議案第４３号の説明、質疑、討論、採決 ……１１６
・議案第４３号　平成２１年度長瀞町一般会計補正予算（第５号）
○議案第４４号の説明、質疑、討論、採決 ……１２７
・議案第４４号　平成２１年度長瀞町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
○議案第４５号の説明、質疑、討論、採決 ……１２９
・議案第４５号　平成２１年度長瀞町老人保健特別会計補正予算（第１号）
○議案第４６号の説明、質疑、討論、採決 ……１３０
・議案第４６号　平成２１年度長瀞町介護保険特別会計補正予算（第１号）
○議案第４７号の説明、質疑、討論、採決 ……１３３
・議案第４７号　平成２１年度長瀞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
○議案第４８号の説明、質疑、討論、採決 ……１３５
・議案第４８号　工事請負変更契約の締結について
○会議時間の延長 ……１４４
○議案第４９号の説明、質疑、討論、採決 ……１５２
・議案第４９号　ちちぶ定住自立圏形成協定の締結について
○議案第５０号の説明、採決 ……１６０
・議案第５０号　人権擁護委員候補者の推薦について
○経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 ……１６１
○閉会について ……１６１
○町長あいさつ ……１６１
○閉　　会 ……１６２

○ 招　集　告　示

長瀞町告示第８４号

平成２１年第６回長瀞町議会定例会を次のとおり招集する。

平成２１年９月１０日

長瀞町長　大　澤　芳　夫

１　期　　日　平成２１年９月１５日（火）

２　場　　所　長瀞町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１０名）

１番	関　口　雅　敬　君	２番	村　田　正　弘　君
３番	大　島　瑠美子　君	４番	齊　藤　　實　君
５番	野　原　武　夫　君	６番	新　井　利　朗　君
７番	大　澤　夕キ江　君	８番	梅　村　　務　君
９番	染　野　光　谷　君	１０番	渡　辺　　强　君

不応招議員（なし）

平成２１年第６回長瀞町議会定例会　第１日

平成２１年９月１５日（火曜日）

議　事　日　程　（第１号）

１、開　　会

１、開　　議

１、議案等の説明のため出席した者の紹介

１、諸般の報告

１、町長あいさつ

１、議事日程の報告

１、会議録署名議員の指名

１、会期の決定

１、町政に対する一般質問

１番　　関　口　雅　敬　君

７番　　大　澤　タキ江　君

１０番　　渡　辺　　強　君

６番　　新　井　利　朗　君

２番　　村　田　正　弘　君

３番　　大　島　瑠美子　君

８番　　梅　村　　務　君

１、町長提出議案の報告及び一括上程

１、議案第３７号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第３８号～議案第４２号の説明

１、延会について

１、次会日程の報告

１、延　　会

午前９時開会

出席議員（１０名）

１番	関口　雅敬　君	２番	村田　正弘　君
３番	大島　瑠美子　君	４番	齊藤　實　君
５番	野原　武夫　君	６番	新井　利朗　君
７番	大澤　夕キ江　君	８番	梅村　務　君
９番	染野　光谷　君	１０番	渡辺　強　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤　芳夫　君	教育長	新井　祐一　君
参事	新井　敏彦　君	参事	平　健司　君
総務課長	齊藤　敏行　君	税務課長	野原　寿彦　君
町民福祉課長	浅見　初子　君	地域整備観光課長	染野　真弘　君
会計管理者	大澤　彰一　君	教育次長	大澤　珠子　君
代表監査委員	中畝　攻佳　君		

事務局職員出席者

事務局長	若林　実	書記	野原　徹

◎開会の宣告　（午前９時）

○議長（齊藤　實君）　皆さん、おはようございます。

本日、平成21年第６回長瀞町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成21年第６回長瀞町議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○議長（齊藤　實君）　これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由にお願いをいたします。

◇

◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（齊藤　實君）　本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。

◇

◎諸般の報告

○議長（齊藤　實君）　ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成21年５月から７月に係る現金出納検査及び平成20年度工事監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

７月22日に、秩父市役所で「秩父地域議長会第１回役員会」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

７月27日に、秩父宮記念市民会館で「平成21年度秩父地区暴力排除推進協議会定期総会」が開催され、出席いたしました。

８月14日に、皆野町役場前のおまつり広場で「第41回秩父音頭まつり」が開催され、出席いたしました。

８月24日に、秩父宮記念市民会館で「国道140号秩父中央バイパス建設促進期成同盟会」並びに「定峰峠トンネル開削促進期成同盟会」の平成21年度定期総会が開催され、出席をいたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◎町長あいさつ

○議長（齊藤　實君）　本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　おはようございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の各位におかれましては、何かとご多忙の中をご健勝にてご参会賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところでございます。

定例会開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る30日の衆議院議員総選挙は、民主党の圧勝となりまして、あす９月16日は特別国会を召集して、総理大臣の指名選挙、その後の組閣が行われる模様でございます。

民主党が掲げていたマニフェストでは、財源の伴うものも多く、今後の政策運営を見守っていくとともに、地方分権から一歩進んだ地域主権を進めるための仕組みづくりにも期待をいたし、国民の目線に立った生活第一の政策を進められることを期待するものであります。

さて、ことしの夏は天候の変動が大きく、また各地で前線や湿った空気の影響などにより、局地的な大雨により大きな被害が発生いたしましたが、幸いにして当町では今までのところ大きな被害があったという報告は受けておらず、安心安全なまちづくりを最重要課題といたします私といたしましては、安堵しているところでございます。

さて、ここで、６月定例会以降における各課の所管事務から主立った事項についてご報告を申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。通信環境の改善、地域経済の活性化につながるため、誘致運動を進めてまいりました光ブロードバンドサービス「フレッツ光ネクスト」が10月15日からサービスを提供と決定いたしました。皆様のご協力、心から感謝申し上げます。

次に、地域整備観光課関係について申し上げます。ＮＨＫ連続テレビ小説「つばさ」で長瀞町で撮影されたシーンが７月27日から８月１日までの１週間放送され、長瀞町の魅力が生かされた映像になっていたと感じたところであります。この「つばさ」効果によって、夏休み期間中の観光客数も例年に比べ多かったのではないかと感じております。撮影にご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

７月31日から８月２日の３日間、「つばさ」の放送記念として、「つばさ応援キャンペーン」を長瀞駅前広場で開催し、初日は上田埼玉県知事の「とことん訪問」も同時に行われまして、あいにくの天候ではございましたが、大勢の観光客でにぎわい、成功のうちに終了いたしました。そのキャンペーンの中で、過日大勢の方に投票していただきました読売新聞創刊135周年記念「平成百景」で、長瀞が100景に選定されたことに伴い、認定書の授与式が行われ、「長瀞町」、「埼玉県」、「長瀞町観光協会」、「秩父鉄道株式会社」の４団体に授与されました。

また、当町の最大のイベントであります「長瀞船玉まつり」も８月15日に「長瀞船玉まつり実行委員会」の主催により開催されました。天候にも恵まれまして、また当日朝、ＮＨＫの中継等もあり、「つばさ」効果と相まって、約７万人を超える大勢の観光客をお迎えし、盛会に無事船玉まつりを終了することができました。

翌日のボランティア清掃も、東洋パーツ株式会社社員の皆様や、シルバー人材センターの皆様を初め長瀞中学校の生徒が約100人も参加をいただき、総勢400名という大勢の皆様に参加をいただきました。ボランティア清掃に参加をいただきました皆様に心から御礼を申し上げます。

平成22年１月から始まりますＮＨＫ大河ドラマは、坂本竜馬を題材にした「竜馬伝」ですが、長瀞町もロケ会場の一つとして過日ロケが行われました。第１回目に放送される予定とのことであります。

また、宝登山四季の丘では、三菱ＵＦＪ信託銀行、日本旅行業協会（ＪＡＴＡ）、浦和ロータリークラブと植栽に伴う調印が調い、今後10月に植栽を行うことで準備を進めているところでございます。

最後に、教育委員会関係についてご報告申し上げます。初めに、学校施設の改修工事についてご報告申し上げます。ご案内のように、長瀞第一小学校校舎の耐震化及び大規模改修工事を夏季休業期間を利用し実施したところでございますが、工事を進めていく中で、予定以上に修理箇所の増大が見込まれることから、工期内での完了が難しくなりました。今議会で工事請負変更契約についてを提案させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。なお、当初予定しておりました分につきましては、改修も終了し、新しい環境で新学期を迎えていただくことができました。また、議員の皆様には、工事途中でご視察をいただいたと教育委員会から報告をいただきましたが、お骨折りありがとうございました。

なお、学校施設の耐震化に向けた取り組みとして、今年度事業として、第二小学校体育館の工事費と、来年度の耐震化工事実施に向けた設計費として予定しております中学校校舎の改修設計費について、今回補正予算要求をさせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

また、例年盆明けに実施していただいている秩北建設組合・長瀞支部の皆さん約20人によります小中学校校舎の修繕奉仕でございますが、ことしも８月17日の月曜日に、３校舎合わせて約40カ所にも及ぶ修繕を実施していただきました。第一小学校12カ所、第二小学校６カ所、中学校22カ所、合計40カ所ということになります。細かいところを修繕をしていただき、まことにありがたく感謝をしているところでございます。

以上、本定例会までの主な事業についての報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例改正案１件、平成20年度決算認定５件、平成21年度補正予算案５件、その他議決案件２件、人事案件１件、合わせて14件でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

また、これらの案件につきましては、各議案が上程されたその都度ご説明を申し上げます。いずれも町政進展のため大変重要な案件でございますので、慎重にご審議をいだたき、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。

◇

◎議事日程の報告

○議長（齊藤　實君）　本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齊藤　實君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

８番　　梅　村　　務　君

９番　　染　野　光　谷　君

１０番　　渡　辺　　強　君

以上３名をご指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（齊藤　實君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から17日までの３日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から17日までの３日間とすることに決定いたしました。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（齊藤　實君）　日程第３、町政に対する一般質問を行います。

お手元に配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願いを申し上げます。

それでは最初に、１番、関口雅敬君の質問を許します。

１番、関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　それでは、通告に沿って質問を行います。

初めに、民意の収集について町長にお伺いいたします。町民が主役の開かれた町政を進めるために、町への提案制度やホームページの交流広場などから民意を反映させていると認識していますが、その実績を伺います。

また、各種の審議会や委員会では、メンバーが固定され、同じ人の意見しか聞いていないように見えますが、考えを伺います。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　関口議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、実績ということでございますが、町への提案制度は、平成17年６月から開始をされまして、17年度が33件、18年度が12件、19年度が５件、20年度は14件の提案がございました。合計64件でございます。主な内容は、広報等でもご紹介させていただいておりますが、道路や公共施設の改善、町の将来像について多岐にわたっております。

次に、ホームページの交流広場についてのご質問でございますが、交流広場はホームページの来訪者に

対してコミュニケーションの場を提供することを目的とした掲示板で、同じ趣味や興味を持つ人同士が気軽に出会い、情報交換や交流が自由にできるというものであります。平成20年４月から21年８月までの利用実績は、25件の投稿があり、投稿には生活に身近な質問や町に対する意見、要望といった投稿もありまして、またこれらは効果的に活用していただいております。その一方、中にはおもしろ半分のもの、意味不明なもの、揚げ足取りのようなマナーの不適切と思われるような投稿もありまして、本来設置目的にそぐわない活用事例も見受けられるところであります。このようなことから、交流広場のような掲示板機能については、よりよい手法を検討し、改善してまいりたいと考えております。

続きまして、各種の審議会等のメンバーが固定されているのではないかということでございますが、ある意味で確かに案件を審議していただく場合、関係団体に委員の推薦をお願いしたり、専門性のある場合もございますので、同じような方が就任いただくケースはありますが、現在町では委員の公募制を採用しておりまして、これらは関係された町政を進めていくために、できるだけ多くの皆さんの町政に対してかかわっていただくということで、平成18年に制度を立ち上げたものであります。現在公募による委員さんは、行政改革推進委員会、保健福祉総合振興対策審議会などに就任をしておりまして、貴重なご意見を賜っているところでございます。このようなことから、決して同じ人の意見しか聞かないということにはならないのではないかというふうに思っております。

参考に申し上げますが、長瀞町情報公開個人情報審議会に１名の方、長瀞町行政改革推進委員会２名、長瀞町勤労者少年ホーム運営委員会が１名、それから長瀞町保健福祉総合振興対策審議会１名、これが手を挙げていただいた方で、委員会に参加をしていただいている方たちの数でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　１番、関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　今お答えをいただきました。私は前半のこの町への提案制度やホームページの交流広場の意見、どういうふうに認識しているかということがメーンでお聞きしましたが、この提案制度は名前や、すべてを明らかにして町長に提案、意見を申し述べる。交流広場はある意味自由に投稿ができて、私もこの交流広場は毎日うちのポストと同じように見て、どんな意見があるかを見ています。

そこで、本当の民意を聞くのは、やっぱりこういう交流広場のようなやり方で、簡単に意見が言えるほうのが町民の方は言いやすいのです。ですから、町長のところに提案制度できちんと住所、氏名を申し述べて提案するのは、町民の方ははっきり申し上げますが、嫌だということを言っている人が多いです。そういう身分全部明かして言うほど、私そういういろんな意見持っているけど、そこまではしたくないという方が結構多いようです。交流広場は身分を明かさないで投稿できるから、本当の民意が聞けるのだと思うのです。

そこで、この交流広場は、もっと有効活用をしていただいて、役場の職員の方も自分の担当のところの意見が出たら、すぐ調査をしてもらって返答を返してやると町民のこういうホームページ、交流広場見ているのは、結構若い人だけじゃなくて、今、年寄りの方がホームページを見て、どういうやりとりをしているかなということを関心を持っていますので、返答が早ければ早いほど、町民は安心していろんなことを町に言っても、町はすぐこういうふうに返事を返してくれるのだなということを思って見ています。ぜひ交流広場を大事にしてもらいたいと思います。

それから、後段の審議会や委員会がメンバーが固定されていないかというのは、かなり町長が今答弁したのは、余り固定されていないような答弁ですけれども、実際にいろんなところへ出ていくと、もう同じ

人が出ているケースが多いのですよ。ですから、私は以前役場の職員にもいろいろそういう話をする中で、町長にこれ、町長３期目おめでとうございますと私も言いたいのだけれども、もう３期目の町長だから、本当に町民のためになるような施策あるいは行動をとってもらうために、あえてこの質問をさせてもらいますけれども、専門分野の人を呼ぶのはいいですよ、専門で。例えば福祉なら福祉関係の方呼んでやるのならいいけれども、そうではなく、町全体を見ながら呼ぶとああいう形になるのかもしれませんけれども、結構半分ぐらいのところはもう固定化されていて、残りの議席というか、人数は公募であったり、専門の方があったりするのだけれども、私はあえて申し上げますけれども、こういう委員会や審議会を町民の意見を聞くというのであれば、町の区長会あたりでもうちょっと呼び出す方法を考えてできないものでしょうか。お願いします。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　いろんな選択肢があると思うのです。そういう中で、今、議員からお話にありましたことも一つの参考として、私たちもそれを頭の中に入れて、いろんな審議会や委員会を開くときの参考にさせていただきます。

　そして、ただ先ほどからも答弁でも申し上げましたように、名前を明かさない、住所も明かさないということで投稿するとか、そういうようなことがあるとどうしても真実を語っていただくのではなくて、揚げ足取りだとか、人を批判するとか、そういうことがやっぱり数件見られるわけなのです。だから、その辺はやっぱりその発信元の人たちが最小限度の自分を明かして意見を述べていただくというのは私たちとすれば、信頼してそのご意見が承れるというふうに思います。だれだかわからないのにということがその先入観としてではなくて、そういういろんな提案の中に、問題とされるであろうような意見がかなりあります。そういう問題から含めて、やっぱりある程度のその決まりというか、そういうものは守っていただくということが前提でないと、これはどんどん輪が広がっていく。いいほうに広がればいいですけれども、そういうことが各地に、長瀞町だけではなくて、多くのところであるようでございまして、この辺も大きな我々とするとテーマだと思ってこれからも検討していきますが、関口議員のご質問につきまして、ご意見につきましては、私たちも参考にさせていただきます。

○議長（齊藤　實君）　１番、関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　ぜひ町長、後段で私が言う審議会や委員会、これは特に今、町長答弁してくれた前向きな意見、これをぜひ実行してくださいよ。本当にこの町のためを考えるのだったら、区長会、行政区から出ている代表者の区長が一番よくわかっているのですから、私ここであえて名前言いません。もうこの中にも「ああ、私のことかな」と思う方がいると思うのです。ですから、ぜひ今の答弁どおりもう一度考えて、呼び出す方法を変えてもらいたい。いろんな人を呼んで意見を聞いてもらいたい。

　それから、交流広場で今、町長言いましたけれども、本当に揚げ足を取られるような意見があるというのは、私きょうもけさ控えてきたのですけれども、揚げ足を取られるような提言は、例えば多分町長、長瀞の不法占拠のことを言っているのだと思うのです。あとはもう全然揚げ足取るような話ではないですよ。光ケーブルが来る。喜んでいる。フジテレビの「はねとび」のロケ地があんな寂れたところでやってはだめなのではないか。ふざけているのではないのかとか、そういうごもっともなご意見を出しているのですよ。ですから、多分この町長が言う不法占拠のことは私も勉強して、私なりにいろいろ聞きかじって見ていると、もう間違ってこの不法占拠の投稿があって、かなり動いているではないですか。だから、町長、大丈夫なのですよ。そんなに身分を明かして言わなくたって、こういうのを聞いて、町が「ああ、そうか

な」と言って見てきて、いいことはいい、悪いことは悪いとはっきり言えば納得できるのですから、この投稿広場に返事でも、これはこうなのですよという意見出してやれば、もう投稿者だってわかりますよ。だけれども、その投稿者が言ったことに対して返事が返していないところが多分揚げ足を取られているのだと町長は見ているのだと思うけれども、もうちょっと職員が各課を小さくして、横のつながりで受け持つのだという話でいったら、こんな話はすぐできると思いますよ。これは今の職員の問題ではないのですよ。もうわかっていると思うので、ぜひ今後も民意はなるべく広くいろんなところから聞いてください。町民が言いたいのは、意見を言わないのは、もう賛成というふうにとっているかもしれませんけれども、いろんなご意見があるのです。ですから、名前を出して言うほどのあれではないから、私は言えないのだけれどもと言って言ってくれる、これが民意なのだと思うのですよ。ぜひ町長、お願いしますよ。もう一度お考えをお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　本当に自分が確信を持って言えば、名前を出しても恥ずかしいことでも何でもないというふうに私は考えているのです、基本的には。ですから、そういうことがあって、それでも名前を書かないで出すということの真意をはかりかねるようなところが折に触れてあります。ですから、そのことを申し上げたわけで、だから私たちはその意見に対して、それを黙殺するということではなくて、先ほど長瀞のことを申し上げたようでございますが、そのことについてもちゃんと対応しております。そういうことは、いいことはやるということが町の職員に与えられた最大の使命ですから、当然その住民の意見を正しいことをやることを避けて通ることはそれはやってはいけないということは担当の職員にも申し上げておりまして、いいことは例えば自分たちの気に沿わないことが例えばあったとしても、正しいものをやるということについては勇気を奮ってやりなさいということは常々言っているところでございます。関口議員とそんなに考え方変わっていないなというふうに今ご質問をお聞きして思ったところであります。

○議長（齊藤　實君）　１番、関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　それでは、予定どおり２番に進みます。定住自立圏形成協定について総務課長にお伺いいたします。

　定住自立圏形成協定を締結し、または変更及び廃止することについては、議会の議決すべき事件として定められました。そこで、協定締結に向けての現在の作業状況を伺います。

○議長（齊藤　實君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　ちちぶ定住自立圏形成協定の作業状況についてのご質問にお答えいたします。

　定住自立圏構想の概要につきましては、７月23日に開催されました全員協議会においてご説明させていただきました。協定締結に向けた協定案の作成作業につきましては、５月から関係市町の職員等によるワーキンググループや担当課長等による研究会で協議を進めております。当町においては、ワーキンググループごとに現時点における協定に伴う効果や問題点を整理し、進捗状況のヒアリングを行うなどして、協定案についての検討を重ねております。

　９月議会に提案させていただいております協定案につきましては、８月18日に行われた１市４町首長会議において協定を予定する18項目のうち６項目について合意が得られましたので、提案させていただいております。残りの協定項目につきましては、引き続きワーキンググループ等で協議を進め、１市４町の首長で構成する協議会で合意が得られましたら、議会にご提案させていただく予定でございます。

　以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　１番、関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　今、総務課長が答弁してくれたことは、私どもは新聞でもうわかっていることです。18項目中、６項目ですか、これは読売新聞、埼玉新聞で私ここに切り抜きありますけれども、読んでそのことは知っています。そこで、例えば１市４町の首長で相談して、こういうことは合意に達して、ほかは合意に達しないから先送りでワーキンググループの職員間でもう一度練ってやるということなのだと思うのですけれども、町長が１市４町でここにある病院問題、救急医療体制、リハビリテーション体制の確立、水道行政等いろいろいいだろうということで、４町ですか、で合意に達した事案あると思うのです。それを町長がそこでやってきても、どういう内容で、どういう話で自分は納得したから手結んだか。全然我々この議会にも、私もたまたま齊藤議長のもと、副議長でいろいろ活動していますけれども、この定住自立圏の話は議長会で話は出ます。長瀞町、この議会の議員の方全員で全員協議会で話を聞いた。それだけで町長からは全然その手を結んだとか、例えば職員の中でもワーキンググループで、今どういう話をして、ここはどういうふうにしようかということを全然知らされないのですよ。きょう最後に、これに沿って、これ賛成か反対か手挙げろ、これでは町長、皆さん、ほかの議員の方は一生懸命勉強していると思います。私は私なりに勉強しているつもりなのだけれども、内容が全然わからず、話を聞けば、かかった経費はとんとんで終わるか、あるいは少し持ち出しだよと言われただけでは、これ手挙げていいものか悪いものか、町民のためになるために私たちはここで手挙げるのだから、町長、いかがですか。まだ私しゃべっているので、座ったら手挙げてください。わざと引き延ばしますよ、そういうのなら。

○町長（大澤芳夫君）　済みません。

○１番（関口雅敬君）　４町できちんと合意した結果は、ほかのきょう齊藤議長に聞いたら、横瀬あたりはもう議長にもそういう話はいっているという話聞きました。長瀞はこうどうして溝があるのでしょうね。

　ではお願いします。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　このことについては、村田議員からもご質問があって、その中にいろんな説明がしてあります。

○１番（関口雅敬君）　いや、おれが聞いているのですよ。

○町長（大澤芳夫君）　答えます、今。

　そのことにつきましては、この議会の中で、議案の前に全員協議会を開いて、30分か１時間ご説明を申し上げる機会を得たいと思っています。議長とこれから調整をすることになると思いますが、そういうふうにして皆さんのご理解をいただいた上で、議決がいただけるかどうか。このことについては、18項目であるというのは、秩父市から具体的に提案をされたものであります。そのときは最初は16しかありませんでした。私たちはその定住自立圏形成協定というものを、そのいわゆる緩やかな合併をするような形の、合併という言葉を使わないだけのものだというふうに最初は思っていました。しかし、そうではないということがわかった。その中で、例えばその地域にとって必要なもの、秩父市が中心ですから、１市は必ず入ります。しかし、それ以外のものは全部４つの町が一緒にならなくてもいいと、１市１町でもいいし、１市２町でもいいということが基本であります。そういう中で、長瀞町が入らなかったものが２つありますし、横瀬もそういうことがある。小鹿野が入れなかったものもある。水のことについては、私たちは水源地にありながら、埼玉県で一番高い水を飲んでいるという現実を、こういうときに改善の方向に向かって、秩父広域の水道行政ができないかという提案を石木戸町長からしていただいて、それを向こうが取り

上げなかったわけです。ですから、これではその定住自立圏構想に参加しても意味がないではないか。私たちは議会にこの具体的なことを、本当のことを説明すれば議会がやめてもいいではないかという意見が出たときには、あの定住自立圏形成協定からおりることだってあるのですという話までしました。そうしましたら、次の会議でその水のことが入っているのです、17番目に。だから、やっぱりその地域の意見というのは、それぞれ、それぞれの地域に問題がありますので、小鹿野が入らなかったのはどういうわけだという話がありまして、小鹿野は今、水道料金は安い。しかし、施設整備は古い。そういうときに水道料金が安いからいいやということではないですという話は私は関口町長に言ってあります。それで、将来を見据えた中で、施設整備の改善、そういうものを含めてやれば、それは各町村で何十億という金の持ち出しが不可能になるから一緒にやりましょうよと言いましたら、その前に、もう議会に説明会を開いて、これとこれとこれを協定しましょうという話が出ているので、今回は勘弁してくれと、12月までに議会と調整しますというお話をいただいたのです。ぜひそういうふうにお願いしますという、そういう内々の話もあります。ですから、このことについては、皆さんのご要望があれば、私は議長と相談して１時間なりなんかその相談をして、概略のご説明をしてご理解がいただけるかどうかということについて全員協議会をやらせていただくのも一つの方法だというふうに考えて今日まで来たわけであります。

○議長（齊藤　實君）　１番、関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　これから議長に話して、全員協議会で説明するつもりだった。これは後出しじゃんけんと同じではないですか。私はこの水道の問題も、議長会のときにもちょっと触れました。そのときは水道はだめなのだという話で、ああ、随分急に今度水道のもいいよとなってきているというので、総務省も大分簡単にすぐずれるのだなという感じだったのです。麻生さんがそういうずれだの何だのと言っている同じころですよ。だから、総務省は何を言っているかわからないのですよ、はっきり言って。これはだめだと言っておいたのが、急に次になったら、目ぱちんとやったら、ああ、それもいいやね。だから、信用が置けないから、町長が代表で出ていった１市４町での会議を我々にも知らせてほしいと。今、町長も言ったように、小鹿野はもう議会の方にこれとこれとこれはという話ししたという話だったのだけれども、しているでしょう。横瀬もその話は横瀬の議員にしていると、議長から私は聞きました。長瀞はまだなく、今私が言ったら、ここで今度議長に言って、きょうこれから全員協議会で説明しようと思っていたという、こんな状況なのですよ。

　そこで、長瀞町の観光協会が法人化になって、長瀞町の観光協会は、観光を一生懸命やろうということで、今、寄居町あるいは皆野町に会員募集を募っているというお話聞きました。ああ、これ観光協会法人化して、やっぱり長瀞単独ではなく、いろいろよそに手伸ばしていって、この観光行政やる。考えているのだなというのを話をしながら感じました。私も思っていたのは、定住自立圏でどういうふうにするのだと言ったら、長瀞はやっぱり観光立町で町長はいくと言っているのだから、そういうつながりでいくのかなと思っていたら、その観光の部門は、この18項目で協定結んだ。いいだろうという中には観光は入っていません。だから、そういう民間のレベルからいくと、もう長瀞を観光一つにしても、長瀞だけでは観光だめだから、よそへ手広げて何とかしようという努力しているのですよ。だから、この行政だって本当にいいか悪いかはっきり、敵ではなく、私町長に反対するために言っているのではなく、町長に私がここで意見をぶつけて、町長と私で議論をして、町長の議論が後で正しかったら、それでいいのですよ。後で振り返って、「なあ関口、あんときおまえこういうふうに言ったけど、おれがこういうふうに答弁した。このとおりじゃねえか」と言ったら、それが王道なのですよ、町長。私は決して町長にへそ曲がるような言

い方をしにここへ来ているのではなくて、町民のためから思って、私たちが何のためにここでこういうプリントをもらってやっているかといったら、本当にこの長瀞町がよくなるようにしようということで、私は私なりの考えなのですよ。だから、民意の一つなのだから、いろいろキャッチボールができるような状況にぜひしてくださいよ。この新聞で見るだけで、新聞発表で１市４町の合意がなされた。これとこれとこれとこれという発表で聞くしかない今のこの状況なのです。今後はワーキンググループでいろいろまた進めていくのだろうけれども、このワーキンググループで今どんな次の一手やっているのか。これ町長ではなく、総務課長ですか。では関連の答弁していただくのなら、まず町長と、それで次のワーキンググループの状況はどんな状況になっているか、齊藤課長にお伺いいたします。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　この協定は、総務省が中心になってやっていて、秩父市には高橋という総務省からの出向職員がいます。総務省のほうへ目が向いているだけで、地元のことをしっかり考えていないというふうに私は思いました。ですから、その水のことについては、私30分ぐらいその本人に意見を申し上げました。そうすると、先進地は長野県の飯田市です。飯田市の中にこの24とか幾つか協定項目があるという話ですけれども、その中で水のことはないから書きませんと、こういう話なのです。飯田市と秩父市と秩父圏域とその長野圏域で同じだという状況であれば、それはそれでいいでしょう。しかし、そうではなくて、それぞれの地域にそれぞれの課題があったり、それから問題があったり、利点があったりするわけであります。観光のことについては、これからの協定を結ぶかどうかについては、これから検討していくということになりました。これは慌ててやることではないというふうに私は思います。その飯田市だけが先進地で、それをそこに協定項目がないから入れないなんていうのでは、その秩父でこの定住自立圏形成協定を結ぶ意味がないではないかという話をしたら、総務省に話したら、そうだから入れろと言った。みんな総務省の意見を聞かないと何もできないと。それでは地方自治でも何でもないではないか。私たちが必要なものを必要なときに必要なようにやるということが住民のニーズをくみ上げる大きなテーマでもあるし、そういうふうにやらなければいけないというのが私たちの基本的な考え方であります。それはよその首長も多分みんな同じだと思います。

　そういう中で、観光については、秩父市も観光に力を入れる、小鹿野も観光、それから横瀬も、皆野も長瀞も観光についてはみんな目を向けています。ただ、目を向ける方向が１つではないのですよ。いろんな見方があるから、その協定を結ぶのには、もっと深い意見の交換が必要だということで、観光はとりあえず入れていないというのが事実であります。ですから、１市３町、１市４町ということが村田議員のときに細かく申し上げますが、そういうようなことを協定を結びます。これからもワーキンググループで、総務課長が答弁いたしますが、そういうことを検討した上で上げてもらう。それを必要であれば私たちは皆さんに諮って議決をいただくということになると思うのです。ですから、慌てないでやっていく。きょうこれからその全員協議会をやっていただくかどうかというのをお願い申し上げますが、遅きに失したと言われればおわびを申し上げますが、そういう状況があって、非常に柔軟に対応していかざるを得ないという事実があります。そのことをご理解をいただければありがたいと思います。

○議長（齊藤　實君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　作業部会の今後の予定ということでございますけれども、この９月の議会でそれぞれの市町で協定案に対して議会にお願いしているところですけれども、それ以外のまだ協定を結ぶ段階になっていないものについて、引き続いて協議ということになるかと思います。また、協定を結んだも

のについては、その協定に基づいて定住自立圏の将来像や具体的な取り組みを策定する共生ビジョンという計画のようなものがあるのですけれども、これらの原案について１市４町の職員によるワーキンググループで策定していくようなことになろうかと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　１番、関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　町長、慌てるなと言っても、慌てざるを得ないのですよ。私たちはきょうこの議会、あすになると思いますが、あすこの事案を責任持って手を挙げる状況なのですよ。だから、慌ててもうこういうニュースを聞いて勉強して、それであした堂々と手を挙げたいのですよ。中途半端な気持ちで私は手を挙げたくない。そこで話しているのですから、慌てるなではなくて、慌てる状況なのですよ、もう。

今、総務課長は本当にワーキンググループは、まだこれからなる状況で、まだやっていないではなくて、もうどんどん、どんどん役場の職員のほうこそ慌てていろいろ勉強してもらわないと困るのですよ。経費がとんとんで終わるか、多少持ち出しで終わるかの状況なのだから、もうかるということはないと高橋参事も言っているのであるので、町民の大事な税金だから有効利用してもらうためには、早くどんどん、どんどん勉強して、こういう状況ですよということを話をしてもらわないと困るのです。

最後の質問で、提案なのですけれども、観光は入っていないということですけれども、我が町は観光立町でメーンでいくとなると、例えば民間レベルで今大きな問題になっているのは、秩父市で子供の大きなサッカー大会を開きたいと。そうすると秩父には宿泊施設がない。周りの町村一緒になってやってくれるのがないかな。これこそ定住自立圏でみんなでやる事業の一つではないですか。例えば長瀞がこれからテーブルの上に物を出していくのに、長瀞がない、一番得意な観光行政テーブルにのっけてないのでは話にならないではないですか。マイナスの面をプラスに持っていくために、医療だの、そういうのをやるのはわかります、私も。町長が言ってきたのは私だって理解していますよ。だけれども、もっと戦略的にやるのだったら、そういうことはあるのです。私の剣道をやっていたから、皆野高校の剣道の後援会会長をやっているときに、毎年水上で剣道大会やるのです。これは全国から来るのです。全国から来るから宿泊施設はいっぱいですよ。もうどこもあいている場はないです。たまたま私が泊まらせる皆野高校で配置されたのは、仏壇の部屋ですよ、町長。そこまでお客さんを入れるそういう大会になるのだから、これこそ定住自立圏のテーブルにこういうものをのっけて、長瀞町にお金が来るようにやらなくてはではないですか。定住自立圏、これが最後の質問なので、答弁をお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　先ほど観光のことについては、まだ具体的なものについての協定ができないという話を申し上げました。それは先ほど申し上げたように、秩父市の考え方、それから横瀬、長瀞、皆野、小鹿野とありますよね。１市４町なのだけれども、それぞれの考え方に多少のぶれがあります。ですから、大枠でお互いの協力をしていけそうなテーマというのを見つけていかないと、何でもいいから、ただ協定を結べばいいやということにはならないというのが協定を結ばなかった大きな原因であります。

ですから、観光で長瀞町が先に行っているという見方をみんなしているわけです、秩父市も。しかし、だから長瀞の言うとおりということではなくて、それぞれ、それぞれの地域に多少なりともみんな変化がある。その調整をどこでやるか、どういうふうにやるかということが一つのテーマとして残って、観光での協定が締結を提案ができなかったということなのです。ですから、別に長瀞がこれでいいやと思っているわけではありません。どこもみんなそうだと思います。秩父観光というのはこれからスタートするのだ

という思いを持っていますから、その辺で基本的な理念の共有というのが当然あってしかるべきですから、そのことについての時間を少しいただいて、協議をするということに多分なると思います。それからでも遅くないというふうに私は考えておりますし、そういうことで、ただ慌てて協定を結んで、議会の議決をいただけばそれで終わりということではない。それがスタートになるわけですから、その辺はご理解いただかないと、その先に進むのは難しいので、そんな思いを持ったところであります。特別奇をてらうとか何とかそういうことではないですけれども、それぞれのこんな埼玉県の24％という面積の中でも、同じエリアだと言われても、多少の考え方にも違い、それから観光に対する思いも違いというのがあるように私は感じました。だから、慌てて協定を結ばなくても、例えば12月でも、１月でもその辺のワーキンググループで検討したものについて我々がそれを「ああ、じゃ行こうか」というときに議会のほうにご提案を申し上げると、そういうことでもうちょっと時間をいただきたいなというふうに思います。

○議長（齊藤　實君）　１番、関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　では、３番目の質問に行く前に、定住自立圏構想を町長はテーブルへどんどん出していかないと、今言うように、職員はそのテーブルにのったものをやっていくのだから、どんどん観光だって何だってのっけたほうがいいですよ。それを言っておきます。

３番目にいきます。災害の対応について町長にお伺いいたします。先日、地震や台風の被害が各地で発生しましたが、当町では災害時どのように対応していくのか伺います。

また、災害時に協力される団体はどのような活動をするのかお伺いをいたします。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

大規模災害が発生した場合、職員の招集につきましては、地域防災計画で定めておりますように、地震の場合は震度４、担当課の職員が待機、参集、震度５以上で初動体制として、各課長以上の配備となっております。幸いにして、私の記憶によりますと、震度４以上の地震がこの地域では起こったことはないというふうに認識をしております。また、台風や大雨のときは大雨警報が発令されたり、台風が接近して被害の発生が予測されたり、直撃されると予想されるときには、関係職員が待機したり、警戒に当たったりしております。これはもう既にやっております。なお、休日や夜間に災害が予測されるときには、担当職員が役場の転送電話を持ち帰り、問い合わせ等に対応しているところでございます。

また、災害が予測されたり、起こったときには、当然町単独で対応できるわけではないということになりますので、消防署、消防団や警察または県などとも昼夜を分かたず連絡をとれる体制をとっております。また、大雨のときの小河川や沢、堀、道路、側溝等がはんらんしそうなときには、土のうの配備を町内の建設業者、消防署、消防団などに依頼をしているところであります。

大規模災害はいつ、どこで発生してもおかしくない状況でありますので、職員一人一人が日ごろから災害に対して意識を持っていられるように機会あるごとにお話をしているところでございます。

それから、災害時に協力いただく団体の活動につきましては、各地区の自主防災組織や赤十字奉仕団などがあると思いますが、ボランティア団体等におかれましては、平常時は災害知識の普及啓発、危険箇所の把握、地域内の災害時要援護者の把握など災害時は初期消火、それから災害者の救出、援護、誘導、避難所の運営補助、炊き出しなどになろうかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　１番、関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　それでは、ちょっと時間が忙しくなってきているので、長瀞町地域防災計画、こんな立派なプリントをまとめていただいています。この議員全部がもらっていると思うのです。これを読んでいくうちに、これをつくった人はだれがつくったのだろうなというのが随所に出てくるのです。ではその中から抜粋してちょっとお聞きをいたします。

今、どんな団体があるのかという話を町長にしてもらいました。今出たのは、地域の地域防災と赤十字奉仕団が出ましたけれども、ここにうたってあるのがボランティア関係機関とのネットワーク化というのが書いてあるのです。これは平時から、平時ですよ。平時から社会福祉協議会などと連携を図り、災害時の協力体制を確立するとともに、災害後にあってはボランティア活動に関する情報提供やボランティアの活動拠点となるボランティアセンターを設置するとうたってありますが、今この平時に、平時にですよ、一つでもこの避難訓練やら、この災害に備えて話を本当にしているのかどうか。私が再質問でお聞きするのは、それがまず１点。

計画の目的の中に、町防災会議とあるのですけれども、町の防災会議ってどんな打ち合わせをしているのでしょうか。例えば災害が起きてから町防災会議開いたって機能するわけがないのですよ。やっぱり平時からやっていなくて、できるわけがないのです。私子供に剣道を教えていますから、子供に言うのが練習でできないわざは試合になってできるわけがないと話しているとおりに、町はこれどんな防災会議などで打ち合わせているのか、まずこれも聞きたいと思います。

それと、ボランティアセンター、平時から設置しているけれども、登録状況というのはどういう登録状況になっているのか。その中に書いてあるのが、どの団体がやるかはわかりませんよ。食料の配布、食料をつくるという文言がうたってあります。そうすると私たちは割りばし一本持って口あけて待っていればもう来てくれるのですか、間違いなく。ふだんその練習しているのですか。私はもういつでも災害が起こっていいように、割りばしだけは車にもいろんなところに割りばし置いてあります。この防災計画書からいけば、そこに書いてあるのだから。

それと、防災訓練、これは防災を万全を期すため、防災関係機関、町民、事業所と実施すると書いてあるのだけれども、避難訓練、私のうちだけですか、連絡が来ていないのは。まだ一回も、参加したい、したいと言っているのだけれども、連絡が来ていないのですよ。この防災計画書をもらってからもう結構たちますよ。私が１日３行ずつ読んでいたって、もう結構後ろのほうまで読んでいるのですから。これは防災計画書、防災マニュアルだといいながら、これは「絵にかいたもち」だけなのですよ。いざ災害が起こったときに、町民の方にはこの防災マニュアルが議員各位に配られてあった。こんな反省の弁述べるだけでしょう。意味なしていないのですよ。以前から私は災害避難訓練やったほうがいいよ。備蓄品の保管場所もこの町庁舎内に置いておくのではなくて、いろんなところに置いたほうがいいよという提案は町長、していますよね。それが全然進んでいる状況にない。

それから、最後にもう一カ所、今度は染野課長のところです。本当に災害が起こったときに、そちらは住宅を建てる云々がありますよね、住宅を。応急仮設住宅の準備。この準備とある中に書いてある文言一つでもやっているのですか。もしやっていなかったら、災害が起きてしまってから、これから準備しますでは間に合わないのですよ。そう思いませんか。私はたまたま井戸の本当に危険箇所の下へ住んでいるから、こういう災害があっては困るということで、日々思っているのです。町長、さっきのあいさつの中で、この雨や風、今回長瀞町に被害がなかったから安堵していると言っているけれども、私も安堵しているのですよ。そこをこの防災計画書にいろいろいいこと書いてあります。このとおりやってもらっていれば私

も安心して暮らせるのだけれども、いかがですか、担当課長。

○議長（齊藤　實君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　防災訓練についてでございますけれども、災害発生時の被害を最小限度にとどめることは、日ごろからの訓練の積み重ねが大事であるということは十分承知しており、消防団では定期的な消火訓練や想定火災訓練を実施しております。また、町行政では、県での防災研修会や机上の訓練などに積極的に参加しているところでございます。しかしながら、災害発生後、一定の間は防災機関による活動に先立ち、地域住民の一人一人が自分たちの地域とみずからの命は自分たちで守ることの意識のもと、出火の防止、初期消火、災害情報の収集伝達、それから避難誘導、特に高齢者や体が不自由な方、要援護者の方などでございます。それから、被災者の救出・救護、応急手当て、給食・給水の実施などの活動が自主防災組織に求められております。現在、長瀞町では行政区を中心といたしまして、19行政区について自主防災組織が組織されております。その組織を中心に自主的に訓練を行っていただくことが理想ではないかと考えておるところでございます。その際には、当然町や消防団も協力できる範囲でお手伝いしていきたいと考えております。

それから、防災会議についてのご質問でございますが、この先ほどの計画つくるに当たって、そういう防災組織を組織いたしまして、関係機関の方々に、出席していただいて、その関係機関の国や県や、あるいは民間もそうですけれども、そういう関係機関の人たちで構成した会議が防災会議でございまして、これに意見等をお聞きしながら、この計画をつくったわけでございます。

以上でございます。

○１番（関口雅敬君）　時間がなくなってしまうから、早く答えてくれないですか。

○議長（齊藤　實君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　関口議員さんのボランティアセンターの登録状況についてのご質問でございますが、社協のほうでボランティア連絡協議会というのをやっておりまして、そちらに登録していただいている団体は９団体ほどございます。社協関係だけではなくて、ほかにも、団体にも声をかけているのですけれども、一応今のところ登録していただいているのは９団体ということになっております。

それから、先ほど災害応急住宅の話が出ましたけれども、福祉のほうで災害、主に火災なのですけれども、そのときの応急住宅……

○１番（関口雅敬君）　今、防災の、こっちの災害時のやっているのだから、火災ではなくて。

○町民福祉課長（浅見初子君）　はい。でも、そういう関係で火災も災害の一つということで今お答えさせていただきました。

○１番（関口雅敬君）　はい、よくわかりました。

○町民福祉課長（浅見初子君）　はい、済みません。

○１番（関口雅敬君）　次、いってください。

いいですか。

○議長（齊藤　實君）　１番、関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　私が議会でこの防災計画書の中から話しているのは、ここにちゃんと書いてある。町地域整備観光課はこの応急仮設住宅の準備をしますと書いてあるから聞いたのであって、火災やそういうのではないのですよ。備蓄品をそう。前私が聞いたら、毛布が３枚、そんなレベルではないのですよ、私が聞くのは。大災害が起こったときに大丈夫ですかということなので、ではもう時間がなくなるから、

総まとめで最終の質問で聞きます。

今、齊藤課長が一生懸命答弁してくれたのは、もう本当に民間に丸投げ、みんながおまえらがやれ、おまえらがやれ、これもおまえなんかがやれ。町はただ見ているだけ。それをしっかり反省の弁述べてくださいよ。できていなかったから、一生懸命これからもやると、本当にやるのだという姿勢を見せてください。ここで「絵にかいたもち」、一生懸命私も毎日読んで、ああ、こんなによくしてくれるのでは、はし持って口あけて待っていれば世話ないのだなと思ってしまいますよ。これ町民の方にみんなに見せたら、本当に町民の方は安心します、ここへ書いてあるとおりだったら。できていないではないですか、一つも。

先ほどから地域防災だの何かに地域のことは地域でやれと言うのなら、お金も出してやってくださいよ。お金は出さない。口だけ出しているからうまくいかないのであって、総まとめ、齊藤課長、もしできていなかったら、もうここで町民に謝ってください。きょうこれから一緒になって手、スクラム組んで一生懸命本当に災害があったときに、だれも泣かないような地域に、安全な町にするようにみんなで努力しましょうよ。いかがですか。言いわけしたらもう一回ね。

○議長（齊藤　實君）　参事。

○参事（新井敏彦君）　関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

関口議員おっしゃるとおり、やはり自主防災組織を今、一生懸命区長さんにお願いして、各区でつくっていただいておりますが、それはやはり災害が起きたときには、町は職員を含めて消防団、それから分署、警察、そういった組織の中で、議員おっしゃるとおり地域防災計画に基づきまして、あれをしっかり職員に認識させまして、その計画に基づいて組織的に動くようにいたしますが、よく災害が起きたときには、阪神・淡路大震災のときもそうなのですが、８割の人命が救助されたのは、やはり地域の最初に災害起こったときでございますので、地域の人たちの協力によって、８割の方が助けられたというのがあります。それはやはりそういった自主防災組織でも地域の方にもご協力をいただくということが大変最初の初期消火とか、最初のお年寄りを助ける、隣近所を助けるとか、そういうのは本当に組織立った役場の職員がやるよりも重要になってまいりますので、そちらも大変重要なことになりますので、お願いするとともに、役場職員といたしましては、この防災計画に基づいてしっかりとそれぞれのセクションでの役割を認識しながら、町民の安心・安全のためにこれからも最善の努力をしてまいりたいと思っております。今までいろいろ防災訓練等ができていなかったのは、本当におくれてしまいましたが、これからは他市町村の例を見ますと、実際に一番効果があるのは、地域のやはり防災計画から始まるのがよろしいので、それに100％なるように、今70％ぐらい自主防災組織できましたので、その大体できてきましたので、それをもとに町も絡んでそういった訓練が行えるように努力してまいりたいと考えております。

○１番（関口雅敬君）　議長、おれの質問になっていないのだけれども。時間になっているから、次、４番目は教育委員会のは、ごめんなさいでいいですから、もう一回だけちょっと確認させてください。

○議長（齊藤　實君）　１番、関口雅敬君。４回目。

○１番（関口雅敬君）　参事、私が言っているのは、この防災計画書に平時からこれをやりますよと書いてあるのができているのか、できていないのか。だから、町民にはっきりこれ今までできていなかったから、きょうから一生懸命やるという約束をするか、私が言っていることを論破して、できているよと胸を張ってくださいよ。みんな何でもかんでも、民間に丸投げではないですか、地域防災。やはりそんなことはもう地域は一生懸命やっていますよ、みんな。

〔何事か言う人あり〕

○１番（関口雅敬君）　やっているよ。ふざけたことを言っているなよ。私が言うのは、この防災計画書に平時からこれをやるのだというようたい文句でうたっているから、できていないでしょうと言っているのですよ。だから、できていないという答えをしてもらって、もう今から頑張りましょうよ。終わります。

○議長（齊藤　實君）　冷静に。冷静にお願いします。

○１番（関口雅敬君）　はい、冷静です。もう本当に至って冷静なので、済みません。

○議長（齊藤　實君）　参事。

○参事（新井敏彦君）　お答えさせていただきます。

平時の体制ということでございますが、町の地域防災計画に定められましたふだんのそれぞれの災害に応じた場合の初動体制から始まって、緊急体制までの関係というのは、各課長がそれぞれ担当部署ということで分かれて、それは課長会議等でお話をしております。ただ、いろいろな今までも備蓄等は、今はいろいろ毛布、それから水、食料等そろえさせていただきますが、今までは余りそろっていませんでしたので、今後も毎年予算の中から少しずつそろえて十分なものにしていきたいと思っております。

それから、訓練等の関係につきましては、確かに議員さんおっしゃるとおり、きちんとしたそういった地域も含めて訓練というのはできておりませんでしたので、その辺については本当に今までできていなかったということで、大変申しわけなかったと思っていますが、これからいろんなところで、ゲリラ雷雨とか、どこで災害起こってもおかしくない状況になっておりますので、本当に眉目を湿して、職員と一緒に頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　いろいろご指導いただいたところでございますが、今、私のいとこに芦屋で住んでいる人間がいて、芦屋の災害がありましたよね。神戸の災害があったときに、やはり例えば消防だとか、そういう人たち、それから組織立ててその訓練をしたところが、道がふさがれてしまうと、ほとんど機能を果たさなかった。それで、地域の人たちが全部まとまって、だれが何ということもなく、助けた。あの火事の中で倒れている人、それから木の下敷きになった人、そういうのをみんな自主的にその地域の人が全力でやったというのです。火事の火が燃えている中から人を引き出して、よかったと思ったら、もうとっくに死んでいたというような、そういうこともあって、非常にいい経験をしたと。やはりその地域の人たちの団結力が一番やっぱり防災には役に立つなというのはつくづく思ったと。消防車が例えば来る、救急車が来るといっても、道が倒れたりすれば車が通れない。そういうのを実感したというのです。

ですから、私が逃げているわけではありませんけれども、先ほど関口議員が割りばしを持って待っていればという話聞いたので、参考に申し上げておきます。そういうことで、やっぱりその地域の人たちが結束をする。それはだれが指揮をするとか、そういうことではなかったというのです。みんな「あっ、向こうに声が聞こえる。じゃ何人行け。じゃこっちはどうする」とかと、そういうふうな自主的な、それが日本人のいいところなのかなという思いをそのいとこは持ったという述懐をされました。私もその現場へ行ってみて、なるほどこれでは高速道路がみんな倒れていて、車が通れないような状況がしばらく続いたわけです。そういうことを考えると、予想しないような、火災のときは消防車、水害のときにはだれと決めておいても、そこに行くだけのものがない。その機械力が使用できないということがいっぱいあるということを私も感じたわけです。だから、瓦屋根の人、うちというのは全部つぶれていました。頭が重たい。そういうことから考えると、非常にこの災害に対する対応というのは難しいと思うのですよ。そうするとやっぱりお互いの地域の人たちがやってくれとこっちがお願いするわけではないですけれども、それが初

歩的なことについてやっぱり動いていただかないと、なかなかそれでは町に集まってそれから行こうといったら、先ほど言ったように、車が通れないとか、水が出ていて通れないとかということがあるわけで、そういうことから考えますと、やっぱりこれからもそのことについては、これから訓練をしていただきますが、そういうことを頭の中に置いて、そのマニュアルどおりに災害というのは起きないということは事実であります。その辺もご理解いただいた上で、いろんなご意見とか、ご提案をいただければ、私たちもそれを参考にさせていただくということになると思います。

○１番（関口雅敬君）　だから、備蓄品を分散しなければだめなのだ、町長、わかっているのなら。

○議長（齊藤　實君）　関口雅敬君に申し上げます。

一般質問の制限時間が経過いたしましたので、これで終了いたします。

○１番（関口雅敬君）　はい、ありがとうございました。

○議長（齊藤　實君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時２０分

再開　午前１０時３５分

○議長（齊藤　實君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（齊藤　實君）　次に、７番、大澤タキ江君の質問を許します。

７番、大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　それでは、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

まず初めに、ウオーキング大会等による観光客の誘致について、地域整備観光課長にお伺いいたします。これにつきましては、また後ほど参事さんですとか、町長さんにもお願いするかもしれませんので、よろしくお願いいたします。

広報７月号に「ウオーキング大会等による観光客の誘致」の提案が町民から寄せられたとの掲載がされていました。私は、この事業に関連した質問を昨年の３月議会で行っておりますが、その後、何の進展もなく今日に至っております。

そこで、町民から提案されたことを好機ととらえ、実現に向けて進められないか、考えを伺います。

○議長（齊藤　實君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、大澤議員の質問にお答えいたします。

ここ数年、ロウバイの時期や春、秋の時期に多くのハイカーが長瀞を訪れております。広報７月号に「ウオーキング大会等による観光客の誘致」の提案が町民から寄せられ、実現に向け進められないかとのご質問ですが、「広報ながとろ」７月号で回答いたしましたとおり、秩父鉄道、西武鉄道、東武鉄道がロングウォーキング大会や長瀞アルプスハイキング、臘梅ハイキング、七草寺めぐりハイキング等多くのハイキングを実施していただいております。年間約15回程度実施をしているかと思います。町及び観光協会でも協力をしているところでございます。町としましても、このような各種イベントを上手に活用し、東松山

市の日本スリーデーマーチ、日光のツーデーウォークのような大会ができるか、またどのくらいの予算が必要か等を含め、長瀞町観光協会を初め関係者、関係機関等と協議し、大会等が実施可能かも含め検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　７番、大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　大変前向きなご回答をいただき、ありがとうございます。

ただいま東松山のスリーデーマーチのお話が出ましたけれども、ことしが32回ということで、11月に実施されるようです。これは本当に全国的な大会のようでして、私も参加したことはないのですけれども、３日間歩くというようなチラシを見ました。３日間というのは大変だなと思うのですけれども、全国各地からおいでいただいて、その人たちが各箇所にお泊まりいただいて、それに参加するという、これも日本全国ウオーキング熱が高まっているあかしかなと思います。

そういった中で、昨年はウオーキングトレイル事業ということでご質問いたしましたけれども、これについてはいろいろな制約と申しますか、お金もかかるというようなお話でございましたけれども、日本スリーデーマーチの場合には、会費も取っているようでございます。ですので、会費をいただいてもよいのではないかと思います。また、各鉄道でやっていらっしゃるということですけれども、これもまた鉄道に乗っていただくということで、鉄道のほうでも非常に効果がある。あるからやっているのでしょうけれども、そういう中で、年間15回程度というお話ですけれども、これを１日ないし２日ですか、でき得れば１日、そのくらいにまとめてしまって、各種団体、先ほどボランティアさんの話も出ましたけれども、ボランティアの皆さんにも協力いただき、また体協ですとか、いろいろモリモリ体操のクラブですとか、いろいろなクラブが今あるようですので、そういう皆さんにも参加していただきながら、町じゅうの事業としてやっていかれたらどうかなという思いがございます。

そういう中で、９月11日にたまたま日本ウオーキング協会が「ウォーク日本1800運動」というのを各地で始めるという新聞記事が載っておりました。これはちょうど「渡りに船」だなという私も思いがいたしまして、注意深く見ておりましたところ、早速埼玉県でも白岡町で先日やられたというのがけさの新聞に載っておりました。13日、500人が参加したということですけれども、月に２回程度のペースで、埼玉県内を回るという記事が載っておりましたけれども、これをぜひ活用していただけると長瀞町もいいなという思いがしております。

そんな中で、３年間をかけてやるということですけれども、長瀞町にぜひ早くに来ていただいて、実施していただければありがたいなと思いますので、そのようなアピールをぜひやっていただきたいと思うのですけれども、そういうところで参事さんあたりはどういうお考えをしていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（齊藤　實君）　参事。

○参事（平　健司君）　それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

大澤議員さんには平成20年の第１回の議会でウオーキングトレイル事業ということでご説明申し上げたと思うのですが、東松山のスリーデーマーチですか、それにつきましても、ウオーキングトレイル事業が基礎となりまして、現在があると、こういうことでございます。歩くことにつきましては、安全安心、景観、それから快適性だとか、探索だとか、健康だとか、福祉交流等々10項目ぐらいがあろうかと思うのですが、町といたしましても、大澤議員さんの質問いただいたり、かつて１番議員さんにもご質問いただい

たと思うのですが、そういうことを踏まえまして、幾つか検討させてもらっています。例えば４コース検討しているところでございますけれども、例えば長瀞の対岸、内道、内道というのですか、内道コース、桜満喫コース、桜が咲くところを回るだとか、そのほかの宝登山が桜が今、権田山だとか、いろいろありますけれども、そういうところの桜コース、それから当町におきましては、歴史もいろんなところにありますので、歴史コース等々、今のところ図上の「絵にかいたもち」になるかどうかわかりませんけれども、そういうことで検討はさせてもらっております。大澤議員さんに見せたことあるかどうかちょっとわからないのですけれども、地域整備観光課のほうへ来ていただければ、こんな形で初心者からある程度の人たちまで歩けるような計画だけなのですけれども、こんなことであったらいいのではないかというような計画だけはつくってございます。ただ、大澤議員さんの質問の早くそれをやれということになりますと、道路等の整備だとか、車が通るところにおいては安全だとか、いろんなことを考慮しなくてはなものですから、多分１番議員さんのときもお答えしていると思いますけれども、すぐすぐ実施できるかどうかというのはわかりませんけれども、先ほど課長が申し上げたとおり、前向きに検討させていただきまして、なるべく実施ができればいいなと。ただ、地域整備観光課だけの問題ではなく、先ほど出た福祉の関係、社会体育だとか、教育の関係、そういういろんなところが関係してきますので、そういうところといろいろご相談をさせていただきまして、前向きに実施できるよう検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　７番、大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　すぐすぐやれと言われるというようなお話がございましたけれども、安心・安全という観点から、やはりすぐすぐということはというようなお話をいただきましたが、現在七草寺めぐりですとか、今非常にシーズンでございまして、大勢の人が歩いておりますね。そういう中で、宝登山ですとか、岩根山もそうですけれども、歩くときには何百人も歩いているのですよね。本当に岩根山のときには、野上の駅から岩根山までずっとつながっているのではないかなというぐらい歩いております。そういった部分で、それはいろいろ道路の整備をしてからとか、いろいろなものをすべて勘案して、それからやるということは、これは大変なことだと私は思うのです。それだけで考えるだけですぐ１年や２年たってしまうし、それをまた整備をしてということになると、先へ先へと行ってしまう。そういった中で、観光協会も独立したことでございますので、観光協会を軸として、ぜひ観光につながるようなことはできると思いますので、ぜひこれはやっていただきたいなと思うのです。

たまたま今回そういうことで、日本ウオーキング協会がそういうことを始めたということですので、これをチャンスととらえて、ぜひやっていただきたいなと思う中で、１つだけ提案をさせていただきますけれども、どこのまちでもただ歩くということでやっているようですけれども、ただ歩くだけではなくて、距離は短くてもいいのです。だから、例えば長瀞の駅から岩畳まで着物を着て歩くとか、いろいろなことが考えられると思うのですよ。ちょっと趣向を凝らしたやり方をしたらば、これがまた今そういうことがすごくはやっていますから、着物を着て町なかを歩くですとか、そういうことがすごいはやっている時期でございますので、そういうことをしながら、ただ時間、タイムではなくて、寄り道をしながら、あちらのお店へ寄ったり、こちらのお店に寄ったりしながら歩くとか、またおいしいものを食べ歩きですか、そういうことをしながら歩くとか、そういうことの中でそういうイベントをやったらばいいのではないかと思っております。

それから、ここ近年、長瀞の体育まつりもなくなってしまいましたし、長瀞まつりですか、これもやっ

ておりません。そういう中で、ぜひ私は町職員にも協力はしていただきたいなと思っております。職員さんと町民との交流の場というのが、今本当になくなっております。商工会さんのほうでふれあいフェスタですか、それをやっていただいておりますけれども、そのときには本当に商工会の青年部の皆さんがたくさん出ていただいて、和気あいあいとやっている姿を見る中で、やはり町の職員も１年に１度ぐらいは町民と触れ合う場所を私は持つべきではないかと思います。そういった中で、ぜひいろいろ制約がある中で考えているのは、すぐやりますというわけにはいかないと思うのですけれども、できる、要はそのやる気だと思うのですよ。やる気があればすぐにでもできると思うのです、私。来年もう本当にウオーキング協会がひょいとこういうことで出したわけですから、もしかしたら来年長瀞に来るかもしれないのですよ、これが。長瀞に来なかったらば、そういうこちらから働きかけをして、ぜひ長瀞に来ていただいて、そういう専門家が最初にそういうことをやっていただく。その中で、これを続けていく。これが私は一番よいのではないかと思っておりますので、そういったことの中で、町長、どうでしょうね。働きかけはやっていただけますか。ぜひ長瀞に早く来てくださいということでお願いをしてほしいと思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　各界各層からいろんなご提案をいただいておりまして、たまたまことしはさの「つばさ」という連続テレビがあったり、新井淑則先生の問題等々で大勢の取材があったりして、かなり多忙な、去年から、そういうことを繰り返してきました。町の職員が中心になってやるということでなくても私はいいのかなと。ボランティアというか、そういう趣向、趣味を持っている方たちが一堂に会してこういうことをやりたいというご提案をいただけば、町のほうでもできるだけの協力はさせてもらうというふうに考えています。

　歩くって、私ももう１年半ぐらい４キロぐらい毎朝歩いているのです。歩く時期だとか、時間だとか、そういうものによってもいろんな体に影響が出てくるというのはよくわかりました。ですから、楽しく歩くというのはどういうことなのかということを考えると、一番先は交通安全だと思うのです。その辺を担保した上で考えていくということが、町に振られれば、当然そういうことが一番先になるというふうにお考えいただいて結構だと思います。その中で、ではどういうふうにしたらできるのかということにつきましては、ご提案をいただいた段階で、町のほうも積極的にその中に参加させていただくというふうにさせていただければありがたいな、そういうふうに今お話を聞いて思いました。

○議長（齊藤　實君）　７番、大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　安心・安全ということを一番これが行政を預かる者としては大事なのだろうなと思いますけれども、危ないところをコースとして選ぶ必要は私はないと思うのです。安全に歩けるところを選んでコースをつくる。参事さんから先ほどコースの話がございましたけれども、そんなに長距離を歩くとかというのではなくて、町の中を散策していただくという、その意味合いを兼ねながら、ウオーキングという名前をつけて歩いていただくのがいいかなと思っております。

　それから、町が主催ということではなくて、これはあくまでも観光協会にやっていただけるのが私は一番いいなと思っております。ただいま「つばさ」のお話がございましたけれども、確かに「つばさ」効果というのが非常に出ておりまして、ことしの夏は大分観光客も多かったようでございますので、来年、ことしはそうだったけれども、果たしてこれが来年につながっていくかどうか、そういうことが私は非常に不安でございます。そういう中で、次から次へと新しいものを企画しながら、観光客の心をつなぎとめて

おく、そういうことがこれから観光協会には課せられた課題かなと思っておりますので、そういうことでぜひこれを検討ではなくて、実現に向けてこれから行動を起こしていただきたいと思っております。

それから、ちなみにここにお問い合わせ番号もしっかり書いてありますので、参事さんも知っていらっしゃると思いますけれども、どういうような方法でやっていらっしゃるかとか、長瀞町にいつごろ来ていただけるかとか、そういうようなこともしっかりと聞いていただけたらありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、２番に参ります。ハクビシンによる農作物被害への対策について、これも地域整備観光課長にお伺いいたします。ことしの夏のハクビシンによる農作物への被害はおびただしく、耕作意欲をそぐ結果にもなりかねないような事態が生じているようです。この状況は、不耕作地の増加にもつながってしまうのではないかと大変心配しておりますが、町のハクビシンによる農作物被害への対策について伺います。

また、秩父地域鳥獣害対策協議会が立ち上がったとのことですが、実際に活動が始まっているのか伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、大澤議員の質問にお答えいたします。

町のハクビシンによる農作物被害への対策ということでございますが、当町におきましては、ハクビシンによる被害だけでなく、イノシシ、アライグマ、タヌキ、ササグマ等による被害が報告されております。被害の中でも、イノシシ、アライグマ、ハクビシンによる被害がほとんどであり、本年４月から８月までの被害報告件数は23件となっております。

こうした中、本年５月11日から10月31日までの間、有害鳥獣捕獲事業といたしまして、被害報告のありました箇所周辺にわなの設置をいたしているところでありますが、わなの取り扱いに関しましては、資格が必要となりますので、捕獲の業務のすべてを長瀞町狩猟愛好会へ委託しております。なお、本年５月から８月末現在の捕獲頭数は、イノシシ３頭、アライグマ６頭、ハクビシン４頭、ササグマ４頭、シカ１頭、カラス１羽の計19頭になっております。また、農作物を有害鳥獣から守り、生産性を高めていただくため、防護さく等を設置した農業者の方に対して補助制度を平成19年から実施いたしており、広報にもこの制度を掲載し、周知を図っているところでございます。なお、今年度この制度を利用し、防護さく等を設置された方は、８月末現在で３件、補助金額は２万5,000円となっております。

次に、秩父地域鳥獣害対策協議会が立ち上がり、活動が始まっているかとのご質問でございますが、去る７月29日、秩父農林振興センターにおいて当協議会の設立総会が開催されました。現在のところ、設立総会が開催され、規約や組織体制、事業計画が承認されまして、具体的な活動内容につきましては、９月に開催される幹事会、これは９月18日でございますけれども、で協議することになっております。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　７番、大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　ただいまの課長の答弁ですと、ハクビシンが４頭ですか、随分４頭というのは少ないなという思いがしたのですけれども、昨年、一昨年でしたか、ハクビシンなべでも観光に取り入れたらどうかというようなお話もありましたけれども、とてもとても煮ても焼いても食えぬ代物ではないかなと私は思っております。

そういった中で、結構町のほうには報告がなくて、自分で工夫をしてとっている方もいるのです。私の

近所でも、結構何匹とったと、何頭とったとか、もういろいろなそういう情報が入っています。わなを仕掛けるのは、これは許可が要るということですので、どなたでもというわけにはいかないのでしょうけれども、どういう方法であれ、とっていただいたものに対して、報奨金ですか、そのような制度でもとったらば、幾らか被害対策にもなるのかなというような思いがしております。例えば１頭に500円出すとか、そういうようなことも考えたらば、各個人でもいろいろ工夫をしてやってくれるかなというような思いがあるのですけれども、いずれにしてもハクビシンはもうすごいのですよ、ともかく。ブドウ棚にも登ってしまって、ブドウ農家の被害は出ていますでしょうか。ブドウ農家でもブドウを食べられてしまったとか、トウモロコシはもうともかく１さく全部食べられてしまって、もうとても来年からはトウモロコシはつくるのよそうと思っているとか、これからサツマイモの時期になりますので、きっとサツマイモも掘ってみんな食べられてしまうのではないかなと心配しているところなのですけれども、そういった中で、ハクビシン４頭というのは、何としてもこれでは対策にならないなという思いがしております。もう少し具体的にこれからこういう方法でやりますよというようなものはないでしょうか、今の私の話以外に。何かそういうようなものが町のほうで対策として考えられないでしょうか。４頭ではちょっと。

○議長（齊藤　實君）　参事。

○参事（平　健司君）　私のほうからではお答えさせていただきます。

ハクビシン４頭は少ないのではないかというお話なのですが、前回18年の第４回議会でも、やはり大島議員のほうから質問があったときも、やっぱり同じ期間で９頭ハクビシンがありまして、これまだ期間中ですから、大体同じような傾向かなと思っております。それから、500円だとか補助、補助につきましては、いわゆる猟の資格を持っていたり、わなの資格がないと捕獲ができませんから、猟友会と町のほうで委託していまして、捕獲すると、それに対しての補助金というのは猟友会のほうには出しておりますので、その辺ご了解をいただきたいと思います。

それから、何かいい方法はないかということでございますが、そういうことがありますので、協議会を立ち上げましたので、先ほど９月18日に幹事会がまずあると、こういうところで農林振興センターだとか、町だとか、専門家が集まって協議をしようということですから、その辺でまた対策が発表されると思いますので、その節はまた議員さんのほうにお話をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　７番、大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　行政のやり方というのが私もよく理解できないところがあるのですけれども、７月の29日に協議会が立ち上げられて、これから９月の18日ということは、２カ月弱です。その間にもう夏、どんどん、どんどん被害が広がっているわけです。そういう中で、ちょっと対応が遅いのではないかなと、鈍いのではないかなという思いがするのですけれども、もう夏野菜を、本当に夏野菜を食べられてしまったわけですよ。もうナスでも、キュウリでも、カボチャでも、もうともかく雑食ですから、何でも食べるものですから、人家のあるところは幾らか被害は少ないようですけれども、ちょっと離れた畑ですと、もう本当に朝行くともうみんな食べられてしまってというような話をあちらこちらで聞いております。そういった中で、本当に遊休農地がふえていく中で、もう皆さんが何もつくりたくなくなってしまったというようなお話をしております。そういう中で、もう少し対応を機敏にやっていただけないかなという思いがしております。

いずれにいたしましても、この秩父地域鳥獣害対策協議会、これが立ち上がったという報道がされたわ

けですけれども、そういう立ち上がったという報道をされただけではなくて、これから成果がこのくらいありましたというような、そういうこともぜひ新聞のほうにも報道していただいたり、農業者の意見を聞きながら、もっと、そんな４頭や９頭ではないと思うのですよ。とてもではないけれども、町じゅうを、町じゅうで被害がある。町じゅうで、長瀞町だけではないです、これは。もうどこのまちでも被害があるわけですから、長瀞町を考えたときに、４頭や９頭ではなくて、もうそれこそ何十頭、もしかしたら何百頭もいるのではないかと思うのですけれども、そういう中で捕獲率にしたら、随分少ないなというような思いがしておりますので、ともかく来年度は大分被害が減ったよというようなご報告をいただけたらありがたいと思っておりますので、いろいろこれから本当に習性ですとか、いろいろ研究する部分があると思うのですよ。そういう中で、一番どういうふうにやったら効率的に捕獲ができるか、そういう研究もしていただきながら、来年度はよい成果を上げていただいて、よい結果をご報告していただけたらありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。何か参事さんのほうでそれに対してありましたらお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　参事。

○参事（平　健司君）　お答えさせていただきます。

立ち上げたところが秩父農林振興センターという県でございますので、町のほうからももっとスピードを上げてやるようによくお伝え申し上げます。ただ、よくじっくり研究してもらわないと、長瀞から今度追い出した場合には、皆野町だとか、寄居町だとか、今度は近隣に被害がいくわけですから、よくその辺も研究していただいて、だから早いばかりではなくて、じっくり近隣も一緒に被害をこうむらないような方法をとっていただけますよう県のほうにはお伝え申し上げます。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　７番、大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　長瀞町から追い出してしまった場合というお話を伺いましたので、秩父郡内一斉に捕獲作戦でもして、秩父郡内から山梨のほうへ追い出していただいてもいいですし、長野のほうに追い出していただいてもいいですから、そういうような形で、そうしたらまたそちらで対策を考えるでしょうから、そういった方法で本当にこれは眉目を湿してやっていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（齊藤　實君）　次に、10番、渡辺强君の質問を許します。

10番、渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　では、質問に入ります。

今11時７分ね。よろしくお願いします。

玉淀ダムの撤去による町への影響について質問します。先日、玉淀ダムを撤去したいとの新聞報道がありましたが、ダムが撤去されることで、水の量や流れが変わり、荒川の生態系や町の観光にも影響が出ると思いますが、どのように考えているのかをお伺いいたします。

町長、お願いします。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

玉淀ダムの撤去というのは、ずっともう長い間の懸案でございまして、読売新聞では20年ぐらい前から埼玉版の１面のトップに掲載されたことがありまして、私もそのころから関係をしております。今度そのご質問の項目につきましては、多分県議会議員の深谷の加藤県議と、それからここの地区の岩崎県議が中心になって、この玉淀ダム撤去促進期成同盟会というのを立ち上げた。私たちもその仲間の一人でありまして、大勢の方が協力をさせていただいています。

あの玉淀ダムというのは、水の調整機能が全くないという、調べた結果、そういうことになって出てきて、私たちもそれでは観光の振興のために役立とうと。それからもう一つ、かんがい用水として深谷、櫛引、そっちのほうに水を使うということが前提で、本来その高砂橋のところに堰堤をつくるはずだったというのを自然保護団体から反対だということがあって、あそこに急遽下げたという、そういう話を聞きました。かんがい用水、農業用水につきましては、使用量が３分の１ぐらいになっておりまして、ほとんど水を引かなくても、そんなに影響がないというような状況になっているという話も聞きます。

しかし、この施設をもっと上から、例えば矢那瀬あたりから自然流下で引けば簡単にできると、お金はかからないというような話も聞きました。ダムの撤去によって、自然の生態系が復元されるということが大きな私たちはテーマだと。それともう一つ、観光でいえば、長瀞から玉淀までのその超ロングの舟下り、これは知事にも直接去年の市議連、道議連の陳情のときに、知事のほうから長瀞ライン下りは、日本で４番だよという話を知事からされたときに、１番にするのはそんなに難しくありませんと、玉淀ダムを壊してもらえば１番になると思いますという話を申し上げました。そういうようなことがあって、この問題は軽々にきょうであしたというようなことにはとてもならない。県のほうも１回つくってしまえば、あとはそれを維持管理をして、その賞味期限が過ぎるまでは持ちたいというのが知事の基本的な考え方のようであります。これは知事の考えと、それから県庁のその職員の考え方が一致しているのではないかというふうに思いますが、しかし、流れの景観をよく保ち、舟下りを１番にしようということを考えれば、知事の考え方もあながちそっちの守るほうだけではなくいくのではないかなと、そんなことを考えております。

いずれにしても、その地域にとって、それからいわゆる金尾の地区については、県から裏切られたという大きなその失望感と不満が渦巻いております。そういう人たちの考え方も私たちは理解ができるわけで、これは自然保護団体も大勢の方が協力をいただいて、講演会をしたり、現場を見たりというようなことを１年に２回か３回やっております。そういうようなことがあって、このことは息の長い問題になると思いますが、私たちとしては、長瀞としては観光の一環としても大きなテーマであるから、真剣に取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

○議長（齊藤　實君）　10番、渡辺強君。

○10番（渡辺　強君）　私はこの長瀞町長、大澤町長と寄居の町長、津久井町長が新聞報道されたということを聞きまして、新聞を見つけたのですけれども、ないのですよ。どこか、それで役場へ来て参事に聞いたら、「私も見た覚えはあるんだけど、どこかにいっちゃってない」と。町長に再質問ですけれども、どういう新聞報道だったのですか。それ１つ。

あともう一つは、この問題については、７月21日に水と森林を守る秩父地域議員連盟の秩父郡市の議員が集まって、荒川の水と緑、そして森林を守るということの話し合いした中で、秩父市議の金田議員が質問や意見や、この玉淀ダムの撤去については、大変漁場の問題やら、生態系の問題、荒川のきれいな水づくりとか、そういう問題で大変関心を持っております。そういう中で、町長もいたわけですけれども、皆

さんが、郡市民はこの荒川の水については相当関心持っていまして、ああ、意見だなという人が大半います。そういう点で進むと思うのですけれども、そこで質問なのですけれども、２つ目の質問は、この問題で寄居町長と長瀞の大澤町長だけが発表するのではなくて、この問題については、世論を起こしていかなければならない。それでは、どういうものかというと、秩父の農業協同組合がやっぱり昔、前からあそこには魚道がないと、魚道をつくるためにそれだけでもやってほしいという昔から言われているのですよ。結局はあの生態系がやっぱり大きく変わって、その舟下りができるようになれば、この問題は相当もっと長瀞が有名になるということだと思うのです。その点についてどのようなことで運動していくのか。

１つは、長瀞の町長と寄居の町長だけが騒ぐのではなくて、秩父漁業組合、あと秩父郡市のこれは定住促進問題もあり、さっき１番議員が言ったように、観光の問題として、秩父郡市のとりあえず荒川に携わっている皆野、秩父、荒川、大滝、そういう人たちの連携をとって、この問題を早急に進める必要があると思うのですけれども、そのことについてどう考えているのか。そういうことで質問します。

あともう一つは、この問題の撤去の問題です。私はこの質問するのに、玉淀ダムへ行ってきました。そして、ちょっと出てきた職員にちょっと聞いてみたら、この人はどういう立場かというと、これは東京発電という会社がやっぱりもう電気を起こして、それを売っているのですよ。これを壊すのには、やっぱり国や県が動かなければ撤去はできない。魚道もつくれない。そういう中では町長はこの問題についてどういうふうな手順で動いて、期成同盟というのができているというの私も知らなかったのですけれども、どういうような動きをするのかについて再質問したいと思います。

３点よろしくお願いします。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　この問題は、先ほど申し上げたように、２人の県議が中心になって、玉淀ダム撤去促進期成同盟会というのができ上がりました。去年たしか３回ぐらい会議をやっておりまして、新聞に報道がどうこうということについては、私は記憶にございませんが、寄居町の町長と長瀞の町長がどうなのかということについては、寄居の町長は、そのダムの撤去については、ちょっと消極的であります。基本的には賛成なのだけれども、ちょっと周囲の問題があって、もう少し時間が欲しいというのが寄居町長の本心だというふうに私は承知をしております。この発電も私の同級生で、あそこのダムの事務所長になった新井ヨシミという人間から直接話を聞いておりますが、あの発電は減価償却費が全く出ないというぐらいのその発電力で、発電単価がもう20年ぐらい前に１キロワット時34円かかっていると、34円でかかった電気を10円50銭で東京電力に売っているのだよという、まことに東京電力もランニングコストすべて赤字、県は１キロワット発電するごとに21円50銭の赤字なのだというような話まで聞きました。それから運動を始めたわけであります。息の長い話になりますけれども、そういうような状況で、そのダムの有効性というのは、洪水調整もできない、発電所もだめということは、いわゆる今度は櫛引、深谷です。向こうに対する用水供給事業だけが有効な手段というふうに私たちは考えています。これ先ほど言ったように、ＮＰＯの人たちが、その金田さんもＮＰＯの一員です。そういう人たちが一生懸命になって、とにかく荒川の清流を取り戻そうと、それから生態系をもとへ戻そうということを真剣に考えていただいて、日々いろんな検討しているようであります。そういうことから考えて、私たちはそのことについてしっかり我々も中に入ってやっていくと、知事にも何回もこのことについては、一番先に折原議員がいましたね。あの知事が当選したとき、折原さんが民主党の関係で案内してもらったとき、私は一番先に皆さんと一緒に行ったときに、「玉淀ダムを壊す運動をやっております長瀞町長の大澤でございます」というあいさつを知事を

一番最初しました。彼は、知事は知っているわけです。だけれども、知事とすると、自分の立場というのがあって、やはり撤去するのに170億かかるとか、そういうようなことを言っているわけで、そんなにかかるはずがないというのが一般の常識的な考え方であります。だから、知事は守りに回っている。反対ではないけれども、賛成ではないということのように私は感じ取ったわけであります。いずれにしても、荒川の中流がダムでとめられる。魚道もないということについては大きな問題だと、これは八ツ場ダムよりも先に解決をすべき問題ではないかなというふうに思っております。

○議長（齊藤　實君）　10番、渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　町長、この問題で寄居町長が何か消極的であるというような方で、ちょっと消極的というか、余り玉淀ダムの人たちの生活とか、いろんな不安があって、お金の問題もあって、一応新聞は報道したけれども、なかなか動きが鈍いというか、そういう関係だと思うのですよ。私は思うのに、この問題を単なる新聞報道されたからということで、具体的に動かなければこれは進まないと思うのですよ。今、八ツ場ダムの話が出たけれども、今、漁業組合の人が前から言っていたのですよ、魚道をつくれと。私もあの会議の中で発言したことあります。要するに魚道をつくるようなことも考えてほしいと。水と緑を守るためには、荒川の清流を戻すために頑張ってほしいようなことを言ったことありますが、結局それは随分前の話ですよ。今度持ち上がったからには、町長や町村会でもそういう問題を話しして、皆さんが県や国を動かすようなことを運動していかなければ、この問題はそんなに進まないと思うのです。特に魚道なんかについては、もう魚道のないようなダムみたいなところはないですよ。もう下の川本のところにある堰がありますね。あそこにも魚道がありますし、これの荒川というあれの中にも魚道の堰の問題が話にかなり出ているのですよ。そういう問題で、早目に常識をちゃんとないようなダムをつくったということ自体があれなのですから、県が魚道を先でもいいからつくってほしいのですよ。荒川の水はやっぱりこの皆野から上のほうの人たちは釣りで来る人も随分いるのですよ、他県からも。だから、そういう問題を起こしてほしいのですけれども、まず町長としてできることとしては、県や、あと町村会や、そういうので話題にしてほしいのですよ。どうですか。お願いしたいのですけれども。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　最近話題にはかなり上がっているはずであります。私は魚道をつくる金は相当かかると思います。それは県はやらないというふうに基本的に考えている。だから、壊すしかない。不用なものは壊すほうがいいのですよ。あそこにあることによって、寄居のダムから下と上は、相当その生態系も変わっているという話も聞くのです。寄居から下はアユがいっぱいとれるけれども、長瀞から上はアユがとれないという話を聞きました。だから、そういうことがやっぱりあるというのは、やはり原点に戻ることが大切で、魚道をつくるということは、何十億もかかります。ですから、魚道は多分県のほうのはつくらないということになると思います。そうすれば壊すのが早いわけで、その水害の防止をするための、予防するためのダムでないということがわかれば、それは勇断だというふうに私は思います。つくったものを守るということも大切だけれども、そこが一番その自治体の間違っている選択だというふうに私は思います。寄居の町長も「基本的には賛成なんだけど、おれの立場からはダムを壊す運動と一緒に動きはできないよ」というのが、どういう思い持っているかわかりませんが、そういう話は聞きました。だから、もっと勇気を持てというお話をしたわけでありまして、不用なものを壊すということは必要不可欠だと思っておりまして、魚道のことについては話題には多分だめだし、つくっても意味がない。それより壊すほうが早いというふうに考えております。

○議長（齊藤　實君）　10番、渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　玉淀ダムの撤去については、ここの議会で、一議会で言うだけではなくて、世論を起こして国も動かさなければ、国や県を動かさなければならないという立場で、ぜひ今後も大いに世論を盛り上げるために頑張らなくてはならないと思っています。

〔「ぶっ壊すほうでかい」と言う人あり〕

○10番（渡辺　强君）　ぶっ壊すほう、そうですね。そういうわけで、撤去の問題については、やっぱりただただ新聞報道されたというだけで、結局町民も「へえ、そういうことが新聞報道されたんかい」というぐらいで、わからない。しかし、知っている人は知っているのですよ。漁業組合とか、金田議員みたいな、そこに興味ある人は。ぜひ撤去について国や県を動かしてほしいと思います。

　では、次に入りたいと思います。駐車場の整備について。国道140号から上長瀞駅までの進入路が新設されましたが、観光客などの違法駐車が目立ち、町民からの苦情が出ています。通行の安全を確保するために対策が必要であり、周辺の駐車場を利用者にわかりやすくすることや、新たに駐車場をつくる方法もありますが、考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（齊藤　實君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　渡辺議員のご質問にお答えいたします。

　ご指摘のように、新設されました幹線９号線に路肩駐車が目立ち、危険が予想されたため、以前埼玉県警察本部に駐車禁止の規制をお願いしたことがありましたが、地元の理解等がなければ規制できないので、現在調整中でございます。質問内容にございます周辺の駐車場を利用者にわかりやすくすることや新たに駐車場をつくる方法ですが、町で民間の駐車場に誘導看板を設置するわけにもまいりません。また、付近に町有地もありませんし、混雑が夏の時期一時期に限られることもあり、財政的に支出を伴います町で駐車場を整備するというわけにもまいりません。このため、観光協会や行政区と協議を行い、民間での案内板や駐車場設置の検討を行うなど安全性を確保できる対策を講じてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

　以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　10番、渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　この問題は、なぜ私が質問したかといいますと、カヌーをやっている業者が私の知人です。それで、相当小型バスですけれども、もう何回注意しても、警察が来てもらっても、またあそこの入り口に夏場ですけれども、ずっと列並んで駐車するのですよ。私はこの問題については、一観光業者の問題も含まれて、この問題については、単なる一業者の問題としてとらえるのではなくて、長瀞ははっきり言いまして、氷を食べに来る大宮とか、あっちの人たち、相当この全国からこのパンフレットを見ましたら、長瀞の観光の観光資源というか、長瀞は何が有名かというと、もちろん宝登山、岩畳、舟下り。しかし、うまい氷、かき氷が食べられるというのが宣伝していますから、相当の人が来るのですよ。しかし、私はこのパンフレットを見ましても、写真入りで、上長瀞駅近くに阿左美冷蔵の金崎本店、ほかに長瀞駅から上がっていったところにかき氷のあれがあるとかとここ書いてあります。時間がなくなりますから言いませんけれども、これはこれだけの宣伝しておいて、売り上げ、人が来て金を落としてもらうということは、結局は町の発展につながります。ですから、阿左美氷屋さんに来たお客だとは思いますけれども、結局国道には相当渋滞するような車が来ていますけれども、私はこの問題については、町はどれだけ関与するかということはやはり考えていかなくてはならない。それには、先ほど１番議員とか、７番議員

が言ったように、ことし１月に新たに社団法人観光協会がスタートしたのですから、やっぱりこの問題は、観光協会、町、その民間の業者一緒になってこの問題について取り組む必要があるのです。それで、阿左美氷屋さんは、新井さんのところの駐車場を500円もらっていて、そば屋さんとか相当努力しています。しかし、問題は、努力していても、この観光に来た人がわからないから駐車してしまうわけですから、それをきちんと指導するのは、やっぱり町行政も絡んでいかなくてはならないのではないか。

それで、町長はこの間の町長選挙の前におきまして、実績として国道140号の入り口の問題について書いてありますね。要するに進入路を新設しましたと。進入路を新設して、交通事故あっては本当に困るのですよ。だから、この問題については、やはり我々も本気になって、業者、観光協会、民間業者、それも協力してやっていかなくてはならないと思うのですけれども、これについて町長はどういうふうに考えているのか。この中にも町長の公約の中で140号から上長瀞進入路を新設し、踏切を改修します。大型バスなどの乗り入れを容易にします。南桜通りを初め交通不便箇所の解消を進めますということで、やはりまだまだ不備で、これは町長も一生懸命努力しているというのわかります。ですから、この問題について観光協会も補助を出していますから、相当。業者についても知らない仲ではないですから、いろいろ業者の方にもやっぱり話し合いしてもらいたいということと、あと観光協会を動かしてもらいたいということと、あと公安の問題、警察の問題として、駐車違反については毎回地域整備課の課長が行って、駐車違反をやめてくださいというのではなくて、これは町ぐるみで取り組んでいく課題だと思うのですけれども、その点町長、どうですか。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　おっしゃるとおりだと思います。ただ、幹線９号線からの信号を通り越して入り口の踏切がまだ整備途中でございまして、これは県土整備事務所の方たちが今一生懸命動いてもらっています。最終的にはいろんな手を使うということをこの間お話をいただきましたが、とにかくお話し合いをしたいということで、何回か面談をして、あそこが広がったときに私たちはどういうふうにするか、桜道の問題も含めて総合的に検討していきたいというふうに考えて、あの道をつくったわけであります。それが道半ばでとまっているというのは非常に大きな問題で、私たちも責任を痛感しておりますが、地権者の所有権というのを無視するわけにいかないということがあって、それを私たちも動きましたが、私たちの力では及ばなかったと。基本的には県道ですから、県土整備が動くというのは基本だということで動いていただいています。

その前に、６番の新井町議にもいろいろ地元としてお力添えをいただき、ご指導いただきました。しかし、道半ばということが報告するのはまことに残念ですけれども、いま少し時間をいただいて、その辺の整備をしていきたいというのが基本的な考え方であります。いずれにしても、あの交通のその整備というのをしっかりやっていかなければ、観光地としては非常にぶざまな形を示すわけですから、その辺についてはよく考えて行動したいと思っております。そういう１つの問題点を突破できれば、これは南桜通りも含めた総合的な開発計画ができるというふうに私は確信をしておりますので、もうちょっと時間をください。氷屋さんの問題も長瀞町にもかなり余計に預かっているわけでありまして、その辺も含めて今、二、三日前にある人からご提案をいただきました。まだ具体的には報告できませんが、ここに駐車場をつくったらどうですかというお話をいただいて、議会が終わったら、そこの人たちと交渉してみたいというふうに考えているところが１カ所あります。そんなことがありますので、もう少し時間をいただきたい。前向きに話を進めていきたいと思っております。

○議長（齊藤　實君）　10番、渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　この問題は、私はちょっと心配しているのは、舟下りで親鼻橋から上に行って、相当ゴムボートみたいなので下っている業者が私に言うには、今、毎回ではないけれども、夏場だけの氷ができるときのシーズンでも、何か親子連れが氷を食っていきたいと、せっかく遠くからわざわざ来て。子供を連れて歩いているのですよ、あの道路をこっちの上長瀞のほうから食べて。それで、本当に危ないと思うのは、いろいろあったのですけれども、そこの中でもしも事故があれば、犠牲者が出ては困るというふうなことを言っているのです。

この前、長瀞ではヘリコプターが何台も何回も回って、何したのだということだったら、水死が、要するにあそこのキャンプ場の下かどこかだかわからないけれども、キャンプ場で若い人が水におぼれて死んでしまったと、それを捜しているのだということで、大変にかわいそう。若い人がこの世から去ってしまってということで、本当に残念なのですけれども、あとこの間テレビで、岩畳の崩落状態で足を挟まれて、そして足を切断した人がテレビに出たのですよ。あれを見て、ああ、長瀞でこういうことがあっては、もう二度とないようにということで、安全・安心を考えていかなくてはならないということで、やはり事故があってからでは遅いので、ぜひこの問題については、民間も、民間の業者も、町も、観光協会も本気になってこの問題を取り組まなければ簡単に解決しないのではないかとは思いますけれども、ぜひよろしくお願いします。

では、次に入りたいと思います。３番目の子育て支援について入りたいと思います。長瀞町長３期目の任期がスタートしましたが、公約の一つである子育て支援について、どのような取り組みを今後していくのかについてお伺いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

政権があしたでかわるようでありまして、民主党のマニフェストの中に、子育て支援、１人２万6,000円とか、高校の授業費無料化とかという話が出ております。これはあくまでもマニフェストでありまして、これを実現できるかどうかというのは、これからの国会運営にかかっているというふうに思います。いずれにしても、非常に費用のかかることでありまして、どこから費用が出てくるのか、そのために地方自治に対する影響が例えば交付税としての金額が減ってくるのかというようなことも考えると、痛しかゆしというようなところもあります。しかし、子育て支援をしっかりやっていただくということは、国の少子化の防止にもつながりますし、そういうことから考えると、必要不可欠のものだというふうに考えているところであります。

はっきり申し上げますと、子育てをするための環境整備ということに尽きると思うのです。その１つとして、渡辺さんご関係のたけのこ保育園にも多額のその補助金を予定しておりまして、新しく建物を建てるということで、これもその中身の話をお聞きした上で、私たちはそれではということで県や国にもお話を申し上げ、補助の決定をしたわけであります。そういうことで、いいことはやろうということ、それから20年度に高齢者と児童が気軽に利用できる施設として、樋口地区に長瀞町世代間交流支援センター、いわゆるひのくち館というのをつくって、その整備をいたしました。このひのくち館は午前中は乳幼児をお持ちのお母さんや地域のお年寄りが憩いの場所として使っていただいて、午後は学童保育、放課後児童クラブとして活用しておりますが、そういう人たちのことにお話を聞きますと、私なんかも何回か行ってみますと、子供が学校から「ただいま」という大きな声で帰ってくるのです。非常に中身が充実していて、

それを世話するボランティアの方、ボランティアというか、パート、アルバイトの方たちが主体でございますが、親身になって子供を見ていただいておりまして、「ああ、いい施設ができたな」、そんな思いを持っておりまして、この施設も国の制度資金を使いまして、100％国のお金をいただいたのであります。その上に、今これからやっていかなければいけないソーラーパネルをつけようということで申請しましたら、学童保育にソーラーパネルというのは非常に珍しいからぜひやりなさいというお言葉をいただいて、設置をしました。電気料も非常に節約ができているような状況でありまして、私たちとすればありがたかったというふうに考えているところであります。

この間子供のことにつきましては、児童福祉、それから虐待防止、そういうようなものをしっかり町の中から消していくように、児童福祉はより深く、それで虐待はなくというようなことに向けて頑張っていきたいというふうに考えているところであります。いずれにしても、テレビを見ると、虐待だとか、殺人だとかというのが毎日新しいものが出てくるということは非常に世の中にとっては問題だし、これは終局的には政治の責任だというふうに私は考えております。こういうものをなくしていきたい。そのためには子育ての支援することが非常に大きなテーマだし、それが成功への道につながるというふうに確信をしているところでございます。そういうようなことをいろいろ申し上げましたが、私たちとしては、これから未来を担う子供たちが安心・安全にこの町に住んでいけるような、そういう施策を積極的に取り上げていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　10番、渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　私は議会の前に、「子育て応援、ゼロ歳から大学まで」ということで、コピーして執行部に配りました。お金の心配なく学べる社会へとか、今、子供の子育ては若者が子育ての年代が派遣労働法でもう本当に働く場がない。そして、大変な思いで収入、パートとか、本当に賃下げぐらいをされているような民間の人たちが大変いまして、今、深刻になっていると思うのです。

そこで、今度政権が交代しまして、民主党が言ったことが、やはり国民に受け入れられたと。私は今度の自民党・公明党の政権が崩壊し、民主党政権が誕生したということは、国民不在の政治が雇用でも、社会保障でも、教育費でも、食料でも、農業でも、どれをとっても一握りの大金持ち、財界、アメリカの言いなりになった政治を国民が黙っていられない。今度はどうしても自公の政権を倒して新しい政治をしようということでの結果だと思っております。

そこで、民主党は、その中でさっき町長も言いましたように、子ども手当ということでマニフェスト、月額１人２万6,000円、あと出産一時金を55万円、高校を無償化、そういったような子育て支援をどんどんしようとしているのです。私は今のお金の問題を言いますと、私なんかに言わせれば、今まで続いた税金の無駄遣い、そして官僚主導のあれで、本当に大した天下りで退職金をえらくくれたとか、いろんなことが無駄遣いされているので、お金はつくれるというふうに思っています。

そこで、民主党がさっき言っていましたように、子育て支援で子ども手当、出産一時金、高校無償化とかいった中で言っています。ですから、今度の政権にとっては私はうんと期待しているのですよ。今までどおりではだめなのですよ。だから、今までどおりではこの国は我々高齢化になって、どんどん、どんどん高齢化を進めて、子供の数がなければ国は滅びますよ。そういう中で、民主党のマニフェストに書かれたようなことをぜひ実現してほしい。

そこで、私は言いたいのは、町長、今、小鹿野町は10月６日告示、11日投票で町長選挙と町議選があり

ます。そこで、私は小鹿野の町で町長の実績を見ますと、中学校までの医療費の無料化、２人目からの子供は学校給食費の無料と教材費の無料化を決めまして、平成21年度から始まっているのですよ。あと、私が言いたいのは、修学旅行の補助を小学生1,000円、中学生2,000円から、倍の小学生が2,000円、中学生が4,000円というふうになりましたけれども、これらの問題についての増額をお願いしたいのですけれども、これについてお金の問題がありますけれども、具体的には町長は努力するということではやっぱりあいまいなので、小鹿野の町を見習って、この３つの点を、もう一回言いますけれども、要するに中学校の医療費の無料化、中学校まで。あと２番目の子供からは学校給食費の無料、教材費の無料、それと修学旅行のもう少し大幅増額をしてほしいということですけれども、町長はこの問題についてどういうような考えでいられますか。ぜひ増額してほしいのですけれども。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

今お話を聞いて、具体的には町民福祉課長から答弁をお願いいたしますが、選挙の前というと、どうしてもばらまきになりますね。民主党も多分そうだと思います。私はその辺をしっかり検証した上でやっていかなければいけないと思っています。ですから、財源は限られた財源の中でいかに有効に使うかということについて私は８年間やってきたつもりでいます。財政的にも底を打ったというふうにこの前の議会でも申し上げましたが、そういうことでありまして、ただ、学校の耐震工事というのは、非常に何億という金がかかるわけでございますから、これを借金をしないでできるような方法というのは非常に難しいのです。

しかし、与えられた仕事、責任ですから、やります。国のほうでも麻生内閣のときにはすごいばらまきをしました。うまく使えたと思っています。しかし、これから先、民主党の政権になったときに、これが継続できるのかどうかというのが一番の私の心配でありまして、これが継続していただければ、あと２年ぐらいで４年という計画は３年で十分できるのではないかというふうに考えて、今これからご議決や、そういうものをやっていただく案件が出てまいりますが、そういうときにしっかりやった対応をしていかないと、財政が急勾配の下り坂のような状況になりかねません。ですから、その必要不可欠なものはどうしてもやるということになってくると、余り広いところまで全部わかった、わかったということができ得ないのが非常に苦しいところでございます。

細かいことについては課長から答弁をいたします。

○議長（齊藤　實君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

中学生までの医療費の無料化ということでございますが、昨年度、平成20年の７月に小学校就学前を小学６年生まで、12歳までということで引き上げさせていただきました。今、町長のほうからもお話がありましたように、まず問題は財源の問題だと思います。うちのほうとしましても、個人的には少しでも引き上げてあげたいところでございますけれども、財源の問題もありますので、そちらをよく検討させていただいてやっていきたいと考えております。

それから、給食費とか修学旅行の関係については、教育委員会のほうでだと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　教育次長。

○教育次長（大澤珠子君）　渡辺議員のご提案の内容は、十分理解できます。この制度が取り入れられた暁

には、保護者も大変助かるという内容は理解できますが、しかし、執行部としますと、教育委員会としますと、預かっている財布があります。中身もよく知っておりますので、即答はできません。同じような回答になるかと思いますが、検討材料にはさせていただきたいと思っています。

また、世の中が先ほど来、民主党政権になるというお話の中で、今言ったような制度が徐々に波が押し寄せてきているという感じはしておりますので、その中でくどいですけれども、財源と確保できるような策を見つける中で検討してまいりたいと思っております。

○議長（齊藤　實君）　10番、渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　今、町長や町民福祉課長と教育次長が答弁したというのはわかります。しかし、私は長瀞町財政健全化対策委員会を１年でやってきて、私はお金がないというのは、それだけでは済まされないと。私は今までの予算や決算を見まして、今までのを見ますと、負担金とか委託料、補助金、これの見直しをさせてもらって、私は町民サイドから見れば、まだまだ無駄や無理があるのではないかなと思うのです。それをやれば私が言った、小鹿野町長がことしから執行始めた問題だって可能ではないかなと私は思っています。

町長が、やはり私は是々非々ですから、町長は今までやってきたというのは、学童保育所をつくった。樋口に学童保育所も老人も含めた施設をつくった。あと、たけのこ保育園の耐震問題で補助金を出した。あとは一小、二小の耐震の問題で、今でき上がったというような、すばらしいことをやっているのです。町長も私は別に町長べったりではないですけれども、交際費なんかも私の前の町長のときは300万だったのが100万以下にしたのですよ。そして、自分のお金を使っているというのは、議長交際費もちゃんと少なくしたとか、あと要らないような庁用車を、議長車とか、そういうのを出してしまったとか、言えば随分ありますよ。だから、私は「ああ、この町長は長くやらせたいな」と。小鹿野町長なんかも、もしかしたら無投票なのですよ。というのは、自分のことを差しおいて、すごくいろんなことを減らして、減らしたというのは、要するに無駄遣いをやめさせて、それで進めているから、今度もしかしたら無投票になります。

私は思うのに、やっぱり上に立つ者は、やっぱりだれのための政治かというのを、町民のための政治やっていれば、おのずとみんなついていきますよ。そういう意味で、ぜひただ、財政、財政と、民主党だって確かに問題点はたくさんありますよ。私も民主党のやり方についても批判をする政党であってほしいから、きちんとした野党として頑張ると言っていましたから、私もそういう立場からこのまちづくりをしていきたいと思います。

そういう意味から、ぜひ私は無理を言っているのではなくて、できると思います。そういうわけで、ぜひお願いしたいと思いまして、これで終わります。どうもご苦労さまでした。

○議長（齊藤　實君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時５２分

再開　午後　１時００分

○議長（齊藤　實君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（齊藤　實君）　次に、６番、新井利朗君の質問を許します。

６番、新井利朗君。

○６番（新井利朗君）　町長にお伺いいたします。

３期目の当選、まことにおめでとうございました。それで、つきまして、その３期日に当たってのマニフェストについてお伺いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　選挙公約についてのご質問だと思いますが、お答えいたします。

去る７月に行われました町長選挙において３選を果たさせていただき、その責任の重さを痛感しているところでございます。これまで厳しい財政状況の中で、私自身の給与や職員の各種手当、副町長、議員定数の削減、固定資産の課税見直し、町民税の滞納の収納率の向上など行政改革に取り組み、一定の成果を上げてまいりました。

３期目に当たりましては、町の将来を決める大事な時期ととらえまして、長瀞第一、第二小学校、中学校の耐震工事を実施するなど教育関係の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、幼稚園、小学校、中学校に外国語指導助手を配置し、外国語に対する関心や学習意欲の向上に努めたいと思います。

宝登山周辺には、官民協働で花の里・四季の丘による百年の森づくりを進め、秩父音頭に歌われている「花の長瀞　あの岩畳」にふさわしい観光拠点を整備してまいりたいというふうに考えております。

また、保健センターや世代交流支援センター「ひのくち館」を拠点とした介護予防事業、子育て支援事業を進めるとともに、保育所の整備など保育環境のさらなる充実に努めたいと思います。

障害者福祉につきましては、家族の介護などが少しでも軽減できるような施策を検討し、福祉の充実に努めてまいりたいと思います。これからも引き続き長瀞というブランドを守り、小回りのきく小さくても魅力のあるまちづくりに全力を挙げてまいりたいというふうに考えております。いろいろ申し上げることはいっぱいありますが、とにかく子供の安心・安全、それからお年寄りの健康管理、そういうことを中心にこれから進め、そして財政的にもしっかりした基盤をつくった上で、次に町政を担うべき人にお渡ししたいというふうに考えているところでございます。

○議長（齊藤　實君）　６番、新井利朗君。

○６番（新井利朗君）　ありがとうございました。実は長瀞町のホームページというのがありまして、時々見させていただきますと、町長のあいさつであるとかというのがあるのですけれども、実際にせっかくのホームページでありますが、町長の思いが書かれていると、８年前の所信そのままという感じの状態で載っている状態なので、３期目でありますので、もう少し詳しくとか、しっかりと向けてやっていっていただきたい。８年の総評価が今度の無投票にもつながってきたのだというふうな思いもいたします。

そういうふうなことから、もっともっといろんな面でホームページを活用して思いを伝えていただき、協力を得るとかいうふうなことで、町民と役場も一緒になっていろいろと進めていくというふうなことで、いろんな機会にお話もいただくのも結構なのですけれども、ああいうふうなだれが見るかわからないものに、確かにホームページでよそから来る人ばかりではなくて、町内の人も盛んに見させていただきますので、そういうふうなことも載せていただきたいなというふうなことで、あえて今回質問させていただいた

次第です。

今、いろいろとお答えいただいたわけでありますけれども、やはり本当の意味で、この子育ても重要でありますけれども、家族での介護とか、本人のひとり暮らしであるとかいうふうなものも非常に日に日にふえてきている状況もあります。そういう中にあっても、長瀞にお年寄りが住むについて安心で暮らしやすいというふうなものをよりよく進めていっていただきたいというふうなことを感じました。観光地として非常に整備もされかかってきているところもあるのですけれども、まだまだのところもありますので、その辺のところで、今、観光のことにつきましても、実際に山の開発のことについて、本当にすばらしいアイデアであったと思うのです。長瀞町からさほどの費用も持ち出さないで、あれだけの山をいろんな団体が植林をしてくださり、また維持管理もしてくれるというふうなことに結びつけていった。いわゆる花の山ができる。非常に楽しみにしているわけでありますけれども、やはりなかなか４年前に花の丘をつくるというふうなことが町長選挙のときに載ったと思ったのですけれども、あのときは何を言い出したのかなというふうな本当に思った次第ですけれども、本当にそれが２年目、３年目あたりから具体化してきて、非常にいろんな団体が協力してくれているという非常にありがたいし、タイムリーでもあったと思います。いろんなことで、マニフェストに掲げ、またそれに掲げなくても、よりよい町民のためにさらに３期目進めていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。これで１の質問は終わります。

２の質問といたしまして、町長選挙の経費について総務課長にお尋ねいたします。今の話に関連いたしますけれども、７月７日に告示されまして、12日投開票予定でありました町長選挙でありました。幸いにしてといいますか、経費が余り使われなくて、無投票当選ということで終わりましたので、その経費についてちょっとお伺いいたします。

○議長（齊藤　實君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　７月12日執行の町長選挙の執行経費のご質問にお答えいたします。

今回は無投票となりましたので、かなりの執行残となっておりますが、支出した科目、額につきましては、報酬が12万4,500円、これは立候補届け出の受け付けや当選人を決定する選挙会の際の選挙長、選挙立会人、選挙管理委員会の委員の報酬でございます。

次、報償費が公営ポスター掲示場設置場所の提供謝礼として１万6,200円、需用費が候補者への交付物品、投票用紙、諸用紙、ポスター掲示板、参考図書代、立候補届け日の選挙管理委員会委員の昼食代として27万5,265円、委託料が投票所と入場券や選挙人名簿抄本の作成に14万5,879円、ポスター掲示板の設置・撤去経費18万6,690円でございます。

以上、合計いたしますと、74万8,534円でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　６番、新井利朗君。

○６番（新井利朗君）　ちょうど４年前に行われました町長選挙、２人での選挙でありましたけれども、ちょうど決算書を17年度版を見てみますと、562万の予算に対して391万で済んだ状態がありました。でも、391万かかったのですけれども、今回お聞きいたしますと、安定した状況で町長の行政を行われたことが評価されたのか、無投票になり、信頼を受けたというふうなことを思わせていただきますが、それか経費の残につながってきて、74万8,534円、少しはまだ無駄を省けるものもあったのではないかと思うのですけれども、ぎりぎり予定していた範囲といいますか、もので済んだかと思います。

確かに選挙というものは有効な部分もありますけれども、何か選挙にならなくても済むものであれば、こういうふうな有効に使えるお金が320万ぐらいも残るものにもなりますので、今回は非常によかった状態だなというのを思わせていただきました。そういうことで経費が１回選挙でこのぐらいかかる、390万かかる。あと無投票になれば七十何万の必要最低限に近い費用かと思います。そういうふうなことで、経費についてのお伺いをしたわけでありますが、またもし少しでも詰められるものがありましたらば、検討して詰めておいていただきたいというふうに思います。今のご報告の中だけではちょっとわかりかねるものがあります。実際のところ、選挙の中にかかわったときに、証紙というものを用意したというふうなことで、5,000枚分を３人分ぐらい用意したというふうなことで聞きました。それが本当に必要なものなのかどうかなというのを非常に感じたのですけれども、そういうふうなものについて何かかわる判こであるか、または別のものであるか、その証紙というのを活用する、しないということもあるかと思いますので、今回は全然活用されなかったと思うので、せっかくの３組5,000枚も用意されたとすれば、もう一回ぐらい様子を見て、場合によったらそれにかわるものをよく考えていただきたいというふうなことで、少しでも無駄を省いてさらに行政改革というか、財政改革を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

○議長（齊藤　實君）　はい。

○６番（新井利朗君）　では３番にいきます。

３番、防犯灯、道路照明灯の設置について、総務課長及び地域整備観光課長にお尋ねいたします。これはなぜかというと、防犯灯は総務課であり、道路照明灯は地域整備の担当になるかと思いましたので、両名にお願いいたします。

最近は、健康の維持や体力増進を兼ねて、たくさんの町民がウオーキングしています。そのウオーカーから、道路が暗くて不安や怖さを感じるとの話があります。防犯灯、道路照明灯の設置予定、計画についてお伺いいたします。

○議長（齊藤　實君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　防犯灯の設置予定、計画についてのご質問にお答えいたします。

防犯灯につきましては、行政区の要望等もお聞きしながら整備してまいりましたが、現在町内では800カ所以上整備されており、ある程度必要と思われる箇所には整備されているものと認識しております。今年度に入り、設置要望箇所は正式にはお聞きしておりません。新設いたしますと、月々の電気料と二、三年に１度の蛍光管等の交換も必要となり、年間１カ所当たり3,000円程度の維持費がかかってまいります。経費節減を図る上からも必要な箇所が出てきた場合、ここ数年は新設ではなく、自設等で対応させていただいておりますが、道路改良や宅地化などにより、必要性の低くなった場所も見受けられますし、また現在防犯灯などの設置箇所の実態把握調査を緊急雇用の事業で進めており、より確かな管理もできるようになっていますので、廃止等のできる箇所等がありましたら、新たな要望等に対してお受けできる可能性もあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　新井議員のご質問にお答えいたします。

道路照明灯につきましては、町内125基整備をいたしております。道路照明灯につきましては、ポール

丈も高く、広範囲に明かりが照らせる反面、付近の農作物等の生育に影響を与えることから、設置場所については事前に十分検討する必要がございます。このため、主にカーブや交差点等の見通しの悪いところで、道路わき、農作物等に影響が少ない箇所への設置を基本としておるところでございます。なお、現在のところ、新設に対する行政区等からの要望はありませんので、設置予定計画も特にございませんが、老朽化し、倒壊する危険が予想されるものについては、その必要性を考慮して更新していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　６番、新井利朗君。

○６番（新井利朗君）　各行政区から申請がないということであります。

実は行政区の区長さんに話しても動いてくれないのだということから、相談持ち込まれたのです。ですから、この前も全く違うので、広報に死亡届け欄が載らないということについて、役場にいわゆる一つも意見が寄らないということであります。議員に寄せられた意見というのは、役場に伝えてもらいたいから言ってきている部分ってあると思うのですよ。そういう受けとめ方をして、うちのほうに要望がないからやらないとかいうことでなくて、受けないのではなくて、議員を通してやっぱり言いたい。私なんかも行政区の区長さんに相談させてもらうと早いのですよということを言っても、なかなか動いてもらえないから、新井さんに頼んでみたいということでこの間言われたのです。そして、実際のところ、歩いてみますと、具体的に言いますと、桜新道なんかでも、桜の葉が茂っておりまして、よく等間隔といいますか、ある程度の間隔で防犯灯であり、また道路照明灯がついている部分もあるのですけれども、そうしてみると非常に暗くなっている部分がある。よく考えてみますと、街路灯はあるのです。いわゆる商店の明かりはあるのですけれども、商店が撤去されたために、ポールだけ立っている。電線がつながっていないというか、そういう状況であります。具体的に言いますと、グリーンホテルの入り口のところにある次郎長寿司のところの桜の中に、商工会事業で始まったというのですか、街路灯ありました。ですけれども、ついていない。でも、そこ非常に暗い。それから、ずっと川のほうへおりていきますと、やっぱり川べりにある、川沿いにある道路ですか、あそこのところもやはり真っ暗の状態である。それから、トイレに行くについても、右側のあの瀞月荘に近いほうのトイレに行くところは非常に暗がりでうっそうとしている状況があります。

そういうふうなことから、あそこの昔のあった大正館の道路灯といいますか、街灯もあるのですけれども、接続されていないために暗いというのが非常にわかりました。船玉祭のときにも、実際のところあそこのところは非常に暗くて、誘導に困難を来していたようですけれども、そういう意味で、街路灯があったり、また防犯灯があったりといいますか、するのがよく直してもらったりはしていますけれども、そういうふうな機能を果たしていない、今電線が、電気が通じていない明かりというもりのもあちこちに最近は商店の閉店等からあり得るわけでありますので、そういうものを有効に使わせてもらえばなおいいかと思うのです。

実際のところ、先ほど防犯灯１基当たり月3,000円かかるというふうな、年間かかるというふうな話でありましたけれども、あの商工会等で補助といいますか、あれできて設置した２灯型のやつをこの前商工会に相談してつけさせてもらいましたら、大体２カ月に1,400円ぐらいの自己負担をしてくれればつけられますよということで後やったのですけれども、そういうふうなことでちょっとかかるかもしれませんけれども、非常に角々が明るくなりますので、新しくお店を募集するのも一つであるし、また町でそれを借

り受けて接続をして明るくしていくというのも結構かと思うのです。とにかく長瀞駅の岩畳通りから100メートルちょっとしか離れていない、川沿いに行く道でありますので、もっともっと明るくしていただければよろしいかなというのを感じていました。そのほかのところでも、ああ、ここはあえて電気がついていないほうを選ばれているのかなという場所もあったりもしていますけれども、あとは農作物の影響は確かにあります。私も畑を借りて、ソバなどをつくったりしていますけれども、ソバの花は咲きまして、よくもちますけれども、実際のところ明かりの届くところに実はならない。明かりの途切れたところから実がなるというふうなものが実際にありますので、それは花が楽しめればいいやというふうに物の考え方を変えてやっている部分はありますけれども、実際のところそういうふうなものが長瀞だけではなくて、ほかの地区にも多分あると思うのです。ですから、やっていただきたい。もっと調べて、このちょうど９月号の広報に挟み込みで、挟み込みというか、広報の記事に９ページに防犯灯などの調査を行いますというふうなことの記事が載っています。このゼンリンに委託して調査をするというふうに書いてあるのですけれども、ぜひこれを有効に活用して、ダブりは確かにもったいないですけれども、このところは角々だし、ぜひつけたい。また動かしたいというふうなことで、この調査はうんと有効に使っていただきたいということをお願いしたいと思うのです。

回答を求めるということでもないのですけれども、そういう意味から、今も申し上げました意見を酌んでいただいて、活用していただきたいし、これからの意見の聴取にも当たっていただきたい。議員が言ってくることというのは、やっぱり行政の区長さんにも言いやすいけれども、また議員にも言いやすい部分というのもあるし、いろんな形で窓口として受けとめていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

お答えいただけますか。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　今、あってついていないという話を聞きました。１度これを機会に町全体のその照明灯の配備と、それから必要なところがあるかどうかについて町のほうで１回夜全部一通り見させていただいて、一つの課題にしていきたいと思います。また、議員の皆様にも、その各地区で農産物の問題等々もありますので、ご意見がいただければありがたいと思います。議会が終わって、なるべく早く、秋が長くなる時期でございますから、一通り私たちも含めて検討させていただいて、必要なところにはそれなりの配備をしていくということを考えていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　６番、新井利朗君。

○６番（新井利朗君）　町長にお答えいただいている間にちょっと考えていたことがありました。

実は街路灯をつけるについても有効な、つけてもらうのも確かにありがたいし、必要な部分もあるのですけれども、今はセンサー、人センサーというものがありまして、人が近づくとぱっとついて、また少したつと消えるというのあります。そういうふうなものも各あちこちで結構つけられたりしている部分あるのですけれども、その暗がりなんかについて、住宅に近い部分についても、玄関灯のほうはついている部分もありますけれども、裏のほうにも人通りがあるようなところについては、器具はそんなにするものではありませんので、もし何だったら電灯代、電気料がわりに器具を幾つか町のほうで、毎年10個でも20個でも何か予定しておいて、だんだんとこの箇所にはこれをつけてぜひご協力いただきたいというふうなことで、そのうちも助かるし、そこを通行する人も助かるというふうな問題も出てきますかと思いますので、お考えいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

〔「問題は猫だって」と言う人あり〕

○６番（新井利朗君）　猫でも反応する、犬でも反応する、それは確かにあります。

それでは、あと４番にいきます。簡易焼却炉の撤去について。毎年十数基の簡易焼却炉が撤去されている報告がありますが、まだまだ多くの家庭に設置され、利用されているのを見かけます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律での罰則がありますが、適用されているのは聞きません。

そこで、町内全体を区長、班長、町民の協力で簡易焼却炉や焼却現場を見つけ、直接注意、指導する方法がとれれば、必ずなくなってくると思いますが、お考えをお伺いいたします。これは地域整備観光課長にお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　新井議員のご質問にお答えいたします。

簡易焼却炉の撤去についてのご質問でございますが、ご指摘のとおり、簡易焼却炉等を使用して廃棄物を焼却することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の２で禁止されております。簡易焼却炉は、一般の廃棄物として処理ができないため、町が年に１回希望者を募り、回収を行っております。簡易焼却炉そのものは個人の所有物であり、強制的に回収することはできません。所有者が処分するという意思が必要となります。現在でも簡易焼却炉を利用している方はもちろん、使用しなくなった焼却炉をそのまま放置している方も広報や区長さんを通じての回覧により、町が簡易焼却炉を回収していることをさらに周知をしていきたいと考えております。

また、ことしは秋のごみゼロの前に、家庭でのごみの焼却はできませんというふうに記載をしましたチラシを毎戸に配布をしていただくよう区長さんにお願いしたところでございます。なお、焼却しているという連絡を受けたときは、職員が現場に出向き、焼却の事実を確認した場合は、チラシを渡し、県では一部の例外を除き、焼却が禁止されていることを伝え、焼却禁止の啓発を実施するとともに、回収の対象となる焼却炉等を使用している場合には、町が実施している焼却炉の撤去についてもお知らせしてまいりたいと考えております。

区長、班長、町民の協力で簡易焼却炉や焼却現場を見つけ、直接注意、指導する方法がとれれば、必ずなくなってくると思いますがということでございますが、近所の方等へ直接注意、指導していただければ大変ありがたいと思います。しかし、注意したことにより、近所づき合いにトラブルが生じることも考えられますので、このようなおそれがある場合は、町に連絡していただければ、担当職員が直接出向いて対応してまいりたいと考えております。今までに簡易焼却炉を撤去した累計でございますが、全体ですと278基を撤去回収をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　６番、新井利朗君。

○６番（新井利朗君）　このちょうど９月の広報が配布されたときに、「家庭でのごみは焼却できません。簡易焼却炉の回収を実施」ということで入って、広報に挟み込みされていましたので、ああ、これは各戸に配布されたので有効かなと思った部分はあるのですけれども、もう少ししっかりと、いわゆる家庭で焼却するということは一つのもう法律、犯罪行為になっていまして、16条の２の廃棄物を焼却してはならない、このことを違反した場合は５年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することができるというほど罪は重いのです。このことは書いてないのですよ、この配布文書には。ですから、実際のところ環境を守る上からも、いろんな取り組みがされなくてはならないわけですけれども、このぐ

らい罰則規定というのが厳しく書かれています。せっかくのところ、こういうふうなものが抜けている部分あるし、そして後ろのほうの第２項というところには、未遂はこれを罰するのだというのです。未遂でも罰せられるという状況の規定があるわけなので、こういうふうなことをもっともっとお伝えいただきたいという。

それと同時に、この白い紙で、こういうふうに普通に平易な文章で、染野課長の人柄をあらわしたような文章であるのですけれども、もう少し赤い紙を使って、いわゆるレッドカードにするであるとか、そういうふうなことからということで、家庭での焼却ごみは、ごみを焼却することはもう５年以下の懲役に当たり、1,000万円以下の罰金に当たるのですよ。このぐらい罪深いのですよということをしっかりとお伝えいただきたいと同時に、私が区長さんたちにもお願いしたいというのは、ちょうどこの文章と同時に、この10月、11月ごろにごみゼロといいますか、道普請というか、あるかと思うのです。そういうときにこの赤い紙を使って、皆さんのいるところで伝えてもらうことによって、「ああ、おめえんちもあらいな、おれんちも使っているけど」とか言いながら、もうやめるかというぐらいの状態に持っていってもらいたいということなのです。確かにその区長さんたちに負担をかけることはありますけれども、そういうふうにすることによって、その地域がうんと変わってくるわけであります。そういうふうなことに考えて、赤紙ぜひ使ってそういうふうなことを呼びかけやつていただきたい。いわゆるタイムリーにしないと、すぐ申込書もついているとか、申し込みもこうですよということを、電話で受け付けも結構なのですけれども、あとは絶対使えない。使ったらもう５年以下なのですよ。1,000万円なのですよということをよりよく伝えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょう、課長。

○議長（齊藤　實君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　先ほどの紙の色等の関係でございますけれども、ごみの焼却の関係につきましては、広報をことし言いますと６月号にも掲示板のところで廃材、ごみ等の焼却は違法行為ですという形で広報にも掲載をさせていただいたところでございます。今回お配りした家庭でのごみ焼却はできませんと書かれたほうの文書なのですけれども、これにつきましては、区長さんにお願いをいたしまして、秋のごみゼロで町民の皆様に直接行き会う機会もあるということで、そのときに配布をしていただければというふうな付書をつけてお願いをしたものでございまして、町民の方に現在いっている方といっていない方が多分いるのではないかと思っている次第でございます。いずれにしましても、ごみは野外焼却は違法行為という形になりますので、そういう違法行為がされないように町民の皆様にわかりやすい形で広報してまいりたいというふうに思っております。紙の色につきましても、また研究をさせていただいて、どういった色がよろしいかということも含めて文章のほうもまた検討をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　６番、新井利朗君。

○６番（新井利朗君）　前向きにぜひ検討をお願いしたいと思います。

それで長瀞は要するに観光の町ということで、非常に有名であります。また、そういうふうな取り組みもなされております。観光の町、環境の町長瀞ということで、ぜひ環境整備ということで取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（齊藤　實君）　次に、２番、村田正弘君の質問を許します。

２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　１つ目の質問をいたします。行政改革について、総務課長に伺います。当町では行政改革大綱・実施計画を策定し、行政改革に取り組んでいますが、現在までの進捗状況と実施効果について伺います。

また、行政改革推進委員会への報告状況や、その委員会からの評価、よくやったとか、よくできなかったとか、何かあったはずですが、このことについてを伺います。

○議長（齊藤　實君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　行政改革についてのご質問にお答えいたします。

初めに、６月議会以降の行政改革大綱・実施計画の進捗状況と実施効果でございますが、既存の施設の多目的な利用について、花の里実行委員会と話し合い、ハナビシソウのチケットで郷土資料館入館料を半額100円といたしました。使用料・手数料の受益者負担の見直しについて、観光協会の法人化に伴い、観光パンフレットの郵送料については、観光協会が負担することとなりました。この結果、実施計画75項目中、未実施がゼロ項目、着手が２項目減で20項目、26.7％、実施済みが２項目増で55項目、73.3％となりました。今後も着手から実行済みに移行できるよう努力してまいりたいと存じます。

続いて、行政改革推進委員会への報告状況とその評価でございますが、行政改革推進委員会は、２月18日に開催し、実施計画の進捗状況について報告いたしました。委員の皆さんからは、すべての項目に着手し、実施済みの項目が60％を超えていることは評価できる。進捗状況を整理して、成果の検証とその効果を「広報ながとろ」に掲載し、町民に積極的に広報しているのは評価できるなど行政改革の進捗について一定の評価をいただいております。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　実施状況とか、そういうものは私がずっと言ってきまして、進んではいるということですけれども、評価、委員会の評価について、いいことは言っているようですけれども、これではまだ足りないのではないかとか、そういうことを要するにそれを端的に説明する方法として、金額に換算できるものは金額に換算し、それから金額に換算できないものもあるはずですけれども、そういったことを説明はしたのでしょうか。

○議長（齊藤　實君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　行政改革の進捗状況等については、昨年の広報12月号で行政改革大綱・実施計画の進捗状況というのを掲載しております。当日もこの資料に基づいて説明させていただきまして、金額であらわれるものも示させていただいておりますし、金額ではあらわせないものについても説明をさせていただいたところでございます。

それから、これからもことしの12月号には、昨年度と同じような形の成果について広報に掲載させていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　12月にまたやるという、掲載するということでございますけれども、もうこれをや

り出して２年ちょっとたって、３年近くになりますか、最初から最後までやってというか、そのいった12月までの時点で金額で換算できるものは幾らと、トータルで。３年かかって幾らとか、そういうふうなわかりやすい方法で提示をする。それから、金額で換算できないものはこういうふうな効果があったということを書く。そういうふうにわかりやすく書くということを検討しているのかどうか伺います。

○議長（齊藤　實君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　昨年の12月の広報でもそのような形でやらせてもらっておりますし、さらにこれからもそういう17年度を基本にした、18年、19年、20年の成果を足して合計でどのぐらいの効果が出たかということを掲載させていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　今の質問で、１つ申し伝えておきたいのですが、決算書にも幾分かの費用がかかっているということを書いてあります。ですから、かかった費用についてもよくわかるように書いてください。これだけ節約できました。これだけ改善できましたという成果ばかりではなくて、それにはこれだけ費用がかかりましたということも書いてください。そうすると差し引き幾らこのことをやったことによって財政が向上したというか、よくなったということがわかりますので、ぜひそれはお願いをしたいと思います。

２番目に、先ほど来１番議員からもありましたが、ちちぶ定住自立圏形成協定についてということで町長に伺いますが、これは新聞報道で18項目について締結内容が検討され、８項目については合意されましたが、救急医療体制の充実、リハビリテーション体制の確立、人材育成の３項目は５市町が合意し、医師・医療スタッフの確保、秩父圏域というか、秩父圏独自の水道事業の見直し等の５項目は、全市町の合意には至らなかったと新聞には書いてありました。８から５引いてというか、ほかにまだ３項目ぐらいあったのだと思いますけれども、これはその３項目は何であったのかと、なぜその合意に至らなかったのかを伺います。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

先ほど１番議員の質問にも触れておりましたように、この定住自立圏構想というのは、中心市、秩父市です。とその周辺の町村が協定を結んで定住自立圏を形成いたしまして、圏域内で医療や福祉などの機能を自治体間で役割分担をいたしまして、連携させて、そして圏域全体で生活機能の確保をするということが主題でございます。

協定を結ぶに当たっては、関係市町村の合意の上、議会の議決をいただいた後に協定を結ぶことになります。秩父地域におきましては、新聞報道等で既にご案内のとおり、協定項目18項目について、内容を検討いたしましたが、救急医療体制の充実、リハビリテーション体制の確立、人材育成の３項目につきましては、全市町で合意を得ました。小鹿野町を除く秩父市、長瀞町、横瀬町、皆野町の１市３町で協定を予定しております項目は、秩父圏域情報化の推進、秩父情報共有システムの構築準備、秩父圏域における水道事業の運営の見直しの３項目でございます。小鹿野町がこれらの項目について協定しない理由は、１つには光ファイバー網の整備がおくれていること、水道料金につきましては、他の町村に比べて値段が安いというようなことにより、協定を見送ったという話でありますが、現実にはその前に議会のほうに説明をして、承知をいただいたので、今回はこれを見送らざるを得ないということが真実のようであります。これは極秘文書か何かわかりませんが、町長から直接聞いた話でございますから、多分間違っていないと、

もうやってしまったのだよという話なのです。そういうことなので、表面上はこういうことで協定を見送ったと。しかし、12月ごろまでにかけてこれはもう一度検討する必要があるかもしれない。ぜひお願いしたいという話は私から個人的に関口町長にはお願いをし、検討してまいりますというお話をいただいているところでございます。

それから、長瀞町、横瀬町を除く秩父市、皆野町、小鹿野町の１市２町で協定を予定する項目につきましては、医師・医療スタッフの確保及び負担軽減、圏域内外の住民との交流及び移住促進の２項目であります。長瀞町、横瀬町がこれらの項目について協定しない理由につきましては、町内に公立病院がないこと、交流、移住事業は協定を結ぶ市町村に比べて取り込みが少ないという事実があります。こういうことによりまして、協定を見送ることとしたわけであります。

今回の協定を見送った項目や現在協議中の項目については、引き続き協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。この病院の問題につきましては、今緊急な課題が浮上しておりまして、小鹿野町が来年の３月いっぱいで救急医療から撤退したいということでありまして、これも大きな問題ととらえておりますが、医師が足りないということのようです。今、岩田に医新会という病院ができましたが、そこの院長も１週間のうちに、木曜日の午後から金曜日いっぱい、小鹿野病院に泊まり込みでそのスタッフの一員として協力をさせていただいているというようなことでありますが、個人の医院の対応について私たちもこれからお願いをしていかなければいけないのではないか、そんな思いを持っておりますが、そういうお医者さんが手を挙げていただくとありがたい。全部自治医大から賄ってきたということは、今のその時代にそぐわないのではないか、そんな思いと意見が出ているところでございます。そういう状況で、この項目の細目についてご説明を申し上げました。

○議長（齊藤　實君）　２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　今、回答いただきましたけれども、この字で書いている一番最初のほうから４つ目の字の定住自立圏ということの事業をよく読んで解釈していきますと、そこに人が定まって住むということで、長く住むというような意味にもとれるような気がします。一番長瀞町、皆野町で喫緊の課題になるものは、水の問題が一番先だと思います。医療とか、リハビリということも必要ではあると思いますが、これからホンダさんの工場がいつ動くかわかりませんけれども、そういうものが動いてくる、あるいは企業が来るということにはならないようですけれども、そういうことからしていきますと、水が高いということは生活が非常にやりにくいということの一番先につながることです。

ですから、この水の問題は、以前にも水道議会の中で、広域の事業の中に水道事業を入れてくださいというお願いは秩父市長、広域の責任者というか、広域の栗原市長がやっていたときに、１回要望書を議会として持っていってお願いはした事実があるのですけれども、そのことについては全く返答なしで栗原さんはやめてしまったわけですけれども、やはりこの水をいかにするかということ、小鹿野のほうでも水が秩父から送っていくよという話になると、小鹿野と秩父の高低差はどうも逆さの勾配で、向こうには簡単には上っていきそうもありませんが、特に長瀞、皆野は秩父市より高低差が低いほうにいますから、向こうから水流してもらえば、ある程度は嫌でも来ると。川の水が下に流れてくるのと同じことで来ますから、ここら辺がやっぱり一番先にやっていただくべきだと私は考えます。

あとは、申し述べれば、決算書にもいろいろ書いていますけれども、長瀞町は町民が水を使うために、大きなお金を毎年負担をしているというのが現実です。ですから、ここら辺も、それからあと水道の設備も非常に古くなってきていまして、あの浄水場を直すなんていうわけにはいかないのだよ。水とめてしま

うわけにいかないですから、どこかへつくり直すということになれば、これまた相当のお金がかかるわけです。簡単に言えば、30億、50億のお金がかかる話ですよ。直すというのでとめておくことができませんから、その間どこからか給水を受ければといったって、そんなに長瀞、皆野で使うほど給水が受けられるかどうかも非常に疑問なのです。そういう将来のことをよくお考えを願って、この辺を秩父は１個のその定住自立圏ということであるならば、これを推し進めるというふうなお考えがあるのか、町長にお伺いをしておきます。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　先ほど関口議員の中でもお答えをしたと思いますが、この協定の項目に水のことが入っておりません。これは17番目だと思いますが、17、18番は私のほうからお願いをして、協定項目に入れていただきました。そういう意味で、今振り返ってみますと、宮沢簡水、それから樋口簡水につきましても、長瀞町が皆野・長瀞上下水道組合のほうに何年か前に取り組みをすることができました。おかげさまで宮沢簡水につきましても、２億円近い費用を投じてその本管の布設がえ工事もできたわけでありますし、樋口簡水のほうにつきましても、主に矢那瀬でございますが、これも完成することができた。広域の有利さというか、そういう合理化といいますか、そういうのをつくづくと感じて、今度のちちぶの定住自立圏構想の中に入れてほしいというお願いをしたところでございます。ご理解をいただいたというふうに思っておりますが、実は先週でしたか、県から担当の斎藤という副課長、これは小鹿野の方だそうですが、急遽お見えになりまして、その協定に入ったということをごらんになったようでありまして、県のほうといたしましても、去年、おととしでしたか、県の担当課に行きましたら、あと10年ぐらいたったら考えましょうねというお話をいただき、皆野・長瀞上下水道組合という名前にして、下水道と統合したわけでございます。これは合理化、効率化ということがテーマでありまして、今、村田さんは議長をやっていただいておりまして、そのことについてはよくご存じだろうというふうに思っております。

その課長が申すのには、定住自立圏構想の中で取り上げたということが一つの後押しになったということなのです。これのことについては高く評価したい。そのことについては、実は小鹿野のことを聞かせてほしいということで、石木戸さんにもこのうちのほうの町長室においでいただいて、上下水道組合の担当の職員に来ていただき、30分ぐらい話し合いをしました。16日だと思いますが、小鹿野には町長、とにかく選挙前だから、担当の職員、課長と話し合いをしたいと。それ以外は問題ありませんかという、そういう質問に来て、多分問題ないと思うという話を申し上げましたら、これを早急に県としても、この水を秩父圏域の統合に向けて検討を始めてまいりたいというありがたいお言葉をいただいたわけでございます。そして、これを確かに水源地の水道料金が高いというのは不公平だということも　私たちもよくわかっておりますから、そのことについても真剣に対応して、この定住自立圏構想にのっかって、小鹿野がそれにのっていただくようなことができれば、なるべく早いうちに統合に向けての検討を県としても進めたいと、よろしくお願いしたいと、こういうお言葉でございます。ぜひよろしくお願いしますという話を申し上げ、議会が終わりましたら、私も小鹿野のほうにお邪魔をいたしまして、その真意を伝えたいというふうに考えております。石木戸町長もおいでをいただいて、異論はないというお言葉でございますから、このことにつきましては、話が小鹿野の町の対応次第ということになりますので、意外にこの協定項目の中で一番早く動きが始まる可能性というのは出てきたというふうに思いまして、これも県のほうでもこの定住自立圏形成協定というのをある程度重く見ているのかなという思いがあります。

ただ、先ほど申し上げましたように、その民主党の政権にかわるということがあした決まるようでござ

いますから、それによって多少のその左右とか上下に振れることはあるのではないかという、それがよくなるのか、危惧をすることになるのかというのは、あした以降にならないとちょっとわかりませんので、とやかく言うべきではないと思いますが、注目をしていきたいというふうに考えております。

今までの過程につきましては、そういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（齊藤　實君）　２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　今、町長から前向きな答弁というか、非常にいい方向に進みそうだというようなお話がありましたけれども、この定住自立圏構想の中で、形成協定という云々は、前政権が主導でやったことでありますけれども、こういうことは地域の人がよくなることの始まりというか、そういう方向に引っ張っていくことなので、新政権になっても、こういうものはそれなりに生きていくというふうに私は考えていますが、偉い人が考えることは、何を言い出すかわからないわけですけれども、ここからも、地元からも国会議員も２人出ているわけですから、そういう人たちにもご尽力をいただいて、あとは県会議員もいるわけですから、いろいろパイプ役になるとか、小泉さんの選挙のときなんかは、金庫のあけ方も知っているような話をしましたけれども、あれは一つのジェスチャーでしょうけれども、金庫のあけ方というのは、要するにお金の出方をどういうふうにやれば出るのだということの意味だと思いますが、そういうことについて協力を求めていくとかいう、お願いをするとか、あるいは書面をもってお願いをするというようなご意向があるのかどうか、再度質問をさせていただきます。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　今、議員がおっしゃるとおりでありまして、地元の議員、国会議員、県議がよく動いていただいておりますので、その影響もあって、多分その斎藤副課長はお見えになったのかな、そんな思いがあります。しかし、予測で物事を判断してはいけないと思いまして、今、村田議員がおっしゃったことを私たちもしっかり受けとめて、国会議員が確かに２人おいでになるわけですから、国会議員と県議会議員の連係プレーをお願いをするように文書をもってお願いをしてまいりたい。それには小鹿野の町長のところに早く行って、内諾をいただくということから始まらないとというふうに思いますので、議会が終わり次第、小鹿野のほうに出向き、そして全体での会議に臨めるようにしていきたいというふうに考えております。ご提案ありがとうございました。

○議長（齊藤　實君）　２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　このことについては、非常に努力をするという意思をあらわしていただきましたので、ぜひ実現をされることを望みます。

次に、３番目、観光施策について、またこれも町長にお伺いをいたします。

２つに分けて書きましたが、（１）、長瀞町観光協会が法人化されたということで、５カ月がたったわけですけれども、事務引き継ぎ等の状況についてを伺います。

あわせて、（２）で、今、観光案内所もまだなくなったわけではなくて、隅っこのほうに幾分か残っているようですけれども、そこのところでかかっていた放送設備があったのだそうです。これも新井さんの話ではないですけれども、その地元の人が「ああいうものがあったのにどうしちゃったの」ということを言ってきましたので、ここであえて言うわけです。この観光案内所の放送設備は、何か聞くところによりますと、長瀞保勝会という団体が昔つくったのだそうです。それで、電線なんかも非常にラフに引っ張ってありまして、桜の木から木へ渡ったようなことをつくってあって、それがだんだんだめになって切ってしまって、今現在はスピーカーが１個あるぐらいになってしまったのだそうですけれども、昨年、前年で

すか、台風が来て、あの長瀞のあれがだめになったというときごろから、その設備も使われなくなっているようです。

そんなことがありますけれども、観光施策に力を入れていくわけですから、非常におかしな言い方ですけれども、物にはついでというものもありますから、やはりある程度観光にも投資をしてやっておかないと、幾らいろんなことで人を呼んだ、何したといっても、言ったら長瀞は困ったことがあったとき、何もやってもらえなかったとか、そういうようなことでは困るので、この辺もお考えをいただきたいということで話をしています。長瀞駅、上長瀞駅周辺や岩畳などで観光客等への情報提供が必要であると、それから町も協力して設備を改修するべきだというふうに思いますので、これを伺います。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

観光協会が法人化されまして、５カ月たつわけでございますが、この準備段階におきましては、いろんな不安等々もございましたが、私はお見受けするところ、予想以上によく立派に来てもらったというふうに高く評価をしているところでございます。今までの観光案内所におきましては、余り観光客が立ち入っていなかったようにお見受けをしておりましたが、現在法人化されまして、観光案内所には協会の事務所を構えてやってもらっておりますが、非常に職員がよく動いてフットワークもいいし、私も時々お邪魔しますと、応対についても非常にてきぱきとやっていただいておりまして、役場の職員とかわったほうがいいのかなと思うようなところがあります。これは偽らざる気持ちでございまして、非常に応用動作といいますか、そういうのがよくできておりまして、よかったというふうに現状では私は評価をしております。電話の応対等々につきましても、非常によく頭の中に入っているようで、そのてきぱきとやっておられます。人を何か公募したという話でございますが、その意味では、非常にいい人が集まったなというふうに思っております。

そういう意味で考えますと、あそこへ私行くたびに思うのは、奥行きが１間しかないという、非常に狭くて変な形のその机があるわけでございますが、カニの横ばいのように、真っすぐ正面で歩くことができなくて、全部横にあるくのです。これは困ったということで、このことを何とかできないか。あれは町の設備でございますから、あそこをたとえ１間でも、全部でなくてもいいから広げたいという思いを持って今地主、地権者は秩父鉄道でございますので、秩父鉄道にお願いを申し上げ、では具体的な概略の図面でいいから出してほしいという話になって、鉄道ではその異論はないというような状況であります。

ですから、このことにつきましても、私たちはよかったというふうに一定の評価と、あの場所を有効活用するために、もう少し奥行きを１間ぐらい、全部でなくてもいいから出したいということを考えて、今準備中でございます。その裏には、今ご質問の中にもありますような、宝くじの売り場というのも前からいろんな人からいろんな提案をいただいておりまして、私もそのとおりだと思っております。実は知事のとことん訪問のときにも、ちょっとお酒に酔って足元の不安定な方が私のところに来て、「宝くじやってくれ。宝登山というのは宝くじの山なんだ」というお言葉をいただいて、「いや、考えています」と言ったら、「よかった」と言って喜んで帰られました。そういうようなことがあって、この案内所の改修と、そういう拡幅、拡張といいますか、そういうものについては、しっかりやっていきたいというふうに思います。これ長瀞観光の大きな目玉になるというふうに確信が持てるようになりましたので、やっていきたいというふうに考えております。

以下の１、２、３番に具体的なことにつきましては、担当の課長から答弁を申し上げます。よろしくお

願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

（１）番目の質問でございますが、観光協会事務引き継ぎの状況についてお答えいたします。４月から法人化され、今まで役場で行っていた事務は、４月17日に文書により引き継ぎを行い、船玉まつりまで約32回の詳細な事務引き継ぎ、指導を行いました。観光協会はいろいろな事業がありますので、協会から依頼があった場合、その都度細やかな引き継ぎ、指導を行っています。今後も紅葉ライトアップやロウバイ等の季節がやってきますので、その都度細かな引き継ぎ、指導を行いたいと考えております。

次に、（２）番目の観光案内所の使用されていた放送設備が老朽化しているので、町としても協力して改修したらどうかということでございますが、先ほどもお話がございましたが、放送施設は観光協会、これは旧保勝会のものでありますが、年数も経過しているため、老朽化により使用できなくなり、その状態であります。この放送設備の設置当時は、連絡手段もなく、主に迷子、落とし物や諸連絡に使用されておりました。しかし、現在携帯電話の普及等により、放送に頼らず、連絡がとり合えるようになりましたので、放送自体の必要性が薄れております。また、改修する場合は、現在の設備は使用できないため、新規に設置する必要があり、それだけの経費をかけて改修する必要があるか、今後設置の必要性について観光協会とも協議し、決めていきたいと思います。

（３）番目の質問ですが、宝登山神社にあやかって、観光案内所付近で宝くじ売り場を開設したらどうかというご質問でございますが、先ほど冒頭でも町長のほうで回答させていただきましたが、これにつきましては、観光協会に依頼しようというふうに考えております。観光協会に調べさせたところ、売り場設置については法人が運営すること、近くに売り場もないため、問題ないことということでした。ただし、初期費用として、事務室の設置、セキュリティーの確保、当たり券の確認用の機器購入で150万円、これはリースの場合は、月額３万円ほどになるそうですが、がかかるそうです。利益については、宝くじの額面金額に応じて100円、200円、300円の額面がありますが、それによって変わってくるそうです。いずれにしましても、宝に登る山ということで縁起のよい名前でありますので、宝くじ売り場の設置については前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　２番。ただいまお答えをいただきましたが、事務引き継ぎは非常によくできておるということで、まことに喜ばしい。それから、町長が先ほどジョークもまじってでしょうけれども、言われました、その非常に職員が一生懸命やってくれているというお話でありました。役場の職員よりはいいのではないかというふうなジョークですけれども、それが出るぐらいあそこでやっている人は真剣に仕事をしているのだと思います。ですから、そういうものを見習うために、町の職員も逆に指導するなんて威張っている話ではなくて、そういうところに関係ないというか、若い人とか、そういう人は行って、逆に接遇ということをよく学んだほうがいいと思います。八木橋デパートの接遇は、お客さんに物を売るための接遇ですけれども、ああいうところでやる接遇は、困ったこと、あるいはそういう何か教えてほしいこと、そういうことをやる接遇になるわけですから、町民の意見を吸い上げるというようなことの一つのやり方にもなると思いますので、お考えをいただくと非常にいいと思います。

それから、観光案内所の放送設備の点では、ただいま課長は携帯電話が発達したから、迷子とか、それ

は確かに親子で電話を持っていれば、あるいは身内に一緒に来た仲間が電話を持っていればできる話であって、団体とか、あるいは隣、知り合いの仲間内だったらそういう携帯も非常に有効でしょうけれども、団体のお客さんなんかだと、長瀞へ来ても迷う人がいるようです。それで、バスが出ていく時間になっても人が来なくて、見つけて歩くとか、そういうようなことがたまたまというか、多々あるようにも聞いております。それから、物を落としたということは、携帯電話で連絡してもわからないわけです。それから、まだいっぱいあるわけですけれども、川で遊泳をしておぼれたというようなことが１年に１回、２回は必ず長瀞の川であるのですよ。ですから、そういうのは水の中へ入らないでくださいとか、注意、啓発、こういうことをやる、あるいは岩畳を利用して何か焼き肉やったとか、バーベキューやったとか、いろんなことをしていく人もいるようですけれども、そういう人はやっても結構ですから、後片づけをちゃんとしてくださいとかいうふうなお願い事、それからまた観光に来ていただいたので、もう一回来てくださいとか、宣伝、そういうようなこともできるわけです。ですから、確かに迷子は迷ったというのは、仲間内はいいのですけれども、仲間内ではない人はそういう連絡できないという欠点もあるわけです。だから、携帯電話が一時が万事何でもいいわけではないのだということを申し添えておきますので、検討というお話ですが、お金は確かにかかるでしょう。今、１つ使われている放送器具が町内にいろんなことを流すけれども、あれはちょっと聞きにくいのです。あれは法的にそういうことに使うのはいかがかというようなことも伺っていますが、実際は結構いろんなことに使っているのだよ。使っていても、文句言う人がいないから何とかなっているのでしょうけれども、やはり観光地である以上は、お客さんが来て、また行ってもいい、あるいは行ったら幾らかでも困ったときは助けてもらえたとか、そういうものがあれば再度来るお客が来る気にもなると、こういうことがあると思いますので、ぜひその辺もお考えをいただきたい。聞くところによりますと、そんなに何百万もかからないでも、そのくらいの設備はできるようにも聞いております。

それから、３番目の宝くじですけれども、これはもう私が言い出す前にも、いろいろな人がそういうことを言っているわけですから、余り投資が多くて、利益が出ないということであると、これは問題かもしれませんけれども、見ていますと、人口が多いところはやっぱりそれなりに買ってくれるお客さんがいるのでしょうけれども、秩父市あたりは何カ所もありますよね。ですから、一つの夢を買っていただくということで、これもよく経費を考えて、そのできるのかできないのかご検討いただいて、何かの方法で返答をしていただくと非常にいいと思います。

以上のことについてお答えをもう一回お願いします。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　宝くじの問題につきましては、具体的な動きが始まって、検討課題として観光協会のほうに投げています。それがもとになって事務所を広げて、宝くじの売り場もその中にセットしようと、金庫をどういうふうにするかというようなことも観光協会の担当が考えているようでありまして、そのことは近々結論が出るというふうに考えております。

それから、放送のことにつきましては、平参事のほうからお答えをいたします。

○議長（齊藤　實君）　参事。

○参事（平　健司君）　それでは、放送設備のほうにつきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

その前に、宝くじの利益、簡単に。100円券１枚で9.45％、９円45銭、200円券で16.8％、16円80銭、通

常ジャンボだとかそういう300円券になりますと、もっと率が下がりまして、6.3％で18円90銭の純利益が宝くじを売ったところで出るそうでございます。

それでは、観光協会の放送設備につきまして回答させていただきます。観光協会と話したところ、村田議員ご指摘のとおり、当時は法的な許認可も受けずに、適当にとにかく桜だとか、店だとか、ポールだとかに設置したということでございます。もし再度やるのであれば、当然この放送施設の必要性、あと法的にそういう放送設備の線が設置できていけるかどうかというような協議も必要になりますので、その辺の協議をさせていただきまして、課長が先ほど申し上げました検討という言葉が適当かどうかわかりませんけれども、必要であれば考えているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（齊藤　實君）　２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　はい、わかりました。検討していただいて、前向きに進んでいくことを祈念をいたします。

４番目に、ボランティア団体の取りまとめについて町長に伺います。町内のボランティア団体は多数ありますが、同じ人が複数の団体に所属しているため、活動する人が限られているので、２つが一遍に重なると、片一方しか行けないということが起きるわけですけれども、福祉の関係の団体は、社会福祉協議会で９つあるとか何とかわかっているようですけれども、他の団体も幾つもあって、その辺を調整してというか、取りまとめをするところをつくっておかないと、行きたいのだけれども、行けないというふうなことがあると思いますので、この辺についてはお考えはいかがなものでしょうか。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

現在社会福祉協議会におきましては、組織的なボランティア活動の育成、それから援助を行い、社会福祉の向上、発展の促進をすることに目的を持ってボランティアセンターを設置しておりまして、個人、団体を問わず、ボランティアの登録ができるようになっております。お説のとおりでございます。また、各ボランティア団体の横の連絡機関といたしまして、長瀞町ボランティア連絡協議会を組織をしております。ボランティアはあくまでも民間の自主的な活動でありますので、登録をするかどうかにつきましては、各ボランティア団体の自由でございますので、強制はできないというふうに考えております。したがいまして、登録をするかどうかということにつきましては、ボランティア団体の意向であるというふうに思っておりまして、これらのことにつきましては、調整等が図れればよいのではないかというふうに考えているところでございます。

なお、現在９団体が登録されておりますが、福祉関係の団体が多いのが実態でございまして、今後ともボランティア活動の啓発と広報活動に努めてもらうように働きかけていきたい。非常にこのボランティアの活動が活発化するということは、町の福祉のためにも、それからいろんな面で大きな効果があるというふうに確信をしておりますので、これからもご協力をいただければありがたいというふうに考えるところでございます。

○議長（齊藤　實君）　２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　そのボランティア団体というのは任意の団体であって、法的強制力というか、そういうものはないというようですけれども、やはり過日この広報に出て、ＪＡＴＡの森林づくり植樹祭開催ということが書いてありますが、この中で１つ、これもボランティア活動の一つかと思われますけれども、申し込みが多数の場合は調整させていただきますという文言が入っているのですが、なぜこんなことを書

かなければならないのかは１つを質問とさせていただきます。

それから、このボランティア団体というのは、いろんな団体が確かにあって、福祉とか、そっちのほうのやつはあそこで、社協でやっているのですけれども、学校応援隊とか、あるいは観光ガイドだとか、あるいはまだ幾つ、数限りないという言い方は大げさですが、私の知っている範囲でもまだ３つ、４つあるわけです。そういうところがいろいろ町の経済的な助けという面も１つあったり、あるいは皆さんが一緒になって作業して、コミュニケーションを高めるとか、わいわいしてやりながらやると、その暇のある人というと語弊がありますけれども、暇のある人は暇つぶしになるとか、そういう面もあるわけなので、これを何とかうまく発展させていくというか、いうことを取りまとめ、あるいは例えば災害のときでも、その自分のところが何でもなかった人は、そういうところへ、人のところへ手伝いに行くとか、そういうようなことにもつながっていくと思いますので、ここら辺をうまく取りまとめてという言い方は非常にずるい言い方ですけれども、何かお考えを願って、そのみんなが協力できる体制を構築するという必要があると思いますので、お考えをひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（齊藤　實君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、ご質問にお答えいたします。

１点、ＪＡＴＡのボランティアの募集の関係でございますが、ＪＡＴＡの旅行業協会の宝登山森づくり事業に参画していただけるという形で広報に載せたわけでございますが、ボランティアが大勢になった場合に調整させていただくという形で載せさせていただいたわけなのですけれども、やはり山の中で、かなり大人数集まりますと、刀刃とかを振り上げたり、その下で作業した場合に、転石も当たったりということで、指導しております農林振興センターとか、農林振興公社のほうからも、なるべく上下で作業はしないようにしてもらいたいというふうなこともございますので、なれないボランティアの方が大勢いらした場合に、危険も生じるということで、どのぐらい集まるかはちょっとわからないのですけれども、もし仮に多くなってしまった場合には調整をさせていただくということで、そういうふうな形のものを載せていただかさせたものでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　そういう趣旨のことをちらっと書いてもらうといいのではないですか。でないと、「おれは手伝うべえと思ったけど、どうするかな」と30日までに考えている人がいると思いますよ。やはり勤労奉仕というか、無償奉仕をお願いするわけですから、私はまた弁当の数でも勘定するのに大変なので、金がかかるから大変なので、こういうことを書いたのかなというふうに判断をしましたけれども、そういう事故とか、こういうことがあっては困るのだということで、例えば事故防止とかとちょっと書けば、そこから先わからない人は聞いてくるだろうし、こんなことは私のような凡人が言わなくても、皆さんのように頭脳明晰な人は物をよく考えれば、おだてたり、すかしたりですけれども、よくわかると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上、いろんなことを申し上げましたが、私の質問はこれで終わります。以上。

○議長（齊藤　實君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後２時３０分

再開　午後２時４５分

○議長（齊藤　實君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（齊藤　實君）　次に、３番、大島瑠美子君の質問を許します。

３番、大島瑠美子君。

○３番（大島瑠美子君）　では、質問させてもらいます。

地域整備観光課長に質問します。一番最初に、ふるさと農園の現況についてお伺いします。町では、中野上和田地内にふるさと農園を開設していますが、利用状況と空き農園の管理方法について伺います。

また、空き農園を学校での農業教育に利用させる考えはないのか伺います。

お願いします。

○議長（齊藤　實君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　大島議員の質問にお答えいたします。

初めに、ふるさと農園の利用状況についてお答えいたします。農園につきましては、平成13年３月１日に地主と平成23年２月28日までの10年間の管理運営契約を交わした事業となっております。以降につきましては、１年ごとの更新となっております。利用者の契約につきましては、毎年３月１日からの利用申し込みとなっておりますが、全部で49区画ある農園のうち、現在は28区画の契約となっており、空き区画につきましては、21区画ございます。昨年は31区画の利用がございました。参考ですが、利用者の内訳では、町内の方が10人、皆野町の方が１人、東京都から４人、これは練馬、豊島区、小平市、調布市等になっております。

次に、空き農園の管理方法ですが、空き農園の耕うん、これは土を耕す作業になりますが、これを地主の方にお願いしております。通路につきましては、本来地主の方にお願いしたいところですが、女性で草刈り機もないし、使ったこともないということで、農園事務局である町のほうで管理をしております。

次に、空き農園を学校での農業教育に利用させる考えはないのかというご質問ですが、結論から申し上げますと、利用していただくことは可能でございます。現在埼玉県では、知事と県教育長が学校ファームに力を入れておりまして、町内すべての小中学校にファームを設置したい考えを持っており、先生を対象とした学校ファームシンポジウムの開催も実施しているところです。秩父地域においては、秩父農林振興センターと教育事務所で担当者会議を開催して、市町村への推進をしており、町としても県と連携協力していますが、この事業は学校側が受け入れを決めていただかないと進まない事業ですので、今後も引き続き教育委員会と協議しながら事業の推進に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　３番、大島瑠美子君。

○３番（大島瑠美子君）　答弁ありがとうございました。

これで見ますと、農園は５分の３が借りて、５分の２がまだ空き地になっているということですよね。それでまた、道路とか何かというのを耕したりというような地主さんが厚意でやってくださって、多分お礼もろくにしないでいるのかと私は推察しています。

そして、今、子供たちがよく聞くのですけれども、落花生はこういうふうになっていると思っています。地下茎で生えているとか、そう思いませんで、それでジャガイモとサツマイモというのは自分のうちでもつくっているし、幼稚園のときにお芋掘りに行っているから、どこに生えるかわかるのですけれども、あとそれからオクラなんかは、オクラもナスのようになっていると、オクラも私もよく見るまでずっと知らなかったのですけれども、オクラも縦になっているのですよ。あれ見て、私なんかもやっぱり経験が、見たこともないということはだめ、要するに聞いても忘れるし、やっぱりということなので、今までお年寄りとか何かという人もいっぱい知識を持っている方がいますので、これから協力して学校の先生に頼むの大変だから、お年寄りと言っては何なのですけれども、知識のすごく豊富な方が少し高齢になっている方がおりますので、世代間交流住宅ではないですけれども、そっちのほうもやっていますので、そちらのことも考えて、そして先生を入れてしまうともう大変だということがありますので、地域でということで、いろんなわっきゃないものではなくて、そのいろんな種類のを、これこうなのだよと、たとえ５本ずつでも植えて、そして知識を知っていてもらうということがすごくいいと思うのですよ。ですから、子供たちに農業の知識を身につけさせるためにも、空き農園を利用したほうがいいと思います。そして、さっきも言いましたように、つくったものをハクビシンだとかイノシシになんかやられても、そうだよね。収穫する前にとらなかったからハクビシンだとか何かに食われたのだけれども、そんなに農業は甘くない、生活するのにも社会も甘くないということも教訓になると思いますので、ぜひぜひそういうふうにしてやったほうがいいと思います。

それから、生徒の学力低下とか何かが案じられている風潮がありますけれども、それもすごく必要ですけれども、この自立したり、それから生活していく上、やっぱり農業、この土地が多いところでは、やっぱりそのくらいのことは社会へ出て知っていって、そうすればおれが知っているということも言えるかと思いますので、算数の計算はだめだけれども、おれは農業のことなら何らか知っているということになると、よくガンダムでも知っていると、それが小学生のヒーローだとか何とかというのと同じように、農業のヒーロー、太鼓をやっている人は太鼓のヒーローということで注目を浴びるということもすごくいいことなので、ぜひぜひ20区画が残っているのでしたら、これから契約、来年度の契約とか何かというときには、学校の先生を抜きにしたほうが本当のことはいいと思いますので、その近所の高齢の知識のある方から知識のある伝授をするということで進めたいと思いますけれども、そのお考えをもう一度伺います。

○議長（齊藤　實君）　参事。

○参事（平　健司君）　２つにまたがりそうなので、私のほうからお答えをさせていただきます。ご提言ありがとうございます。

区画が余っていて、ぜひ学校にも使っていただきたいと思うのですけれども、先ほど課長のほうから申し上げたとおり、学校のほうの授業の時間だとか、あと先生抜きでというようなお話もありましたけれども、学校の中にいる間は指導者として先生がいるわけですから、先生抜きでというようなお話もなかなかできないでしょうし、うちのほうの課と教育委員会といろいろ話をさせてもらって、確かに余っていてもったいないわけですから、子供たちがそこを使えればいいなと私も思いますけれども、ただ、経験豊富な方がどの程度見つかるかだとか、その辺のこともありますので、しばらく時間をいただきたいと思うのですけれども。たまたま質問を受けて、教育のほうとも相談していないので、なかなか回答がまとまらないのですけれども、これでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（齊藤　實君）　３番、大島瑠美子君。

○３番（大島瑠美子君）　納得するような答弁ありがとうございました。

では、２に進みます。連続テレビ小説「つばさ」の経済効果について地域整備観光課長にお伺いします。長瀞がもう一つの舞台となった連続テレビ小説「つばさ」が放映されていますが、商店街の方からは今回はテレビの影響からか観光客も例年になく多いと聞いております。そこで、この「つばさ」が町内にもたらした経済効果について伺います。

お願いします。

○議長（齊藤　實君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　大島議員の質問にお答えいたします。

ＮＨＫ連続テレビ小説「つばさ」の放送による経済効果というご質問でございますが、「つばさ」で長瀞町が登場する場面が夏休みに入ってすぐの７月27日から８月１日まで放送されたため、放送終了後の期間につきましては、確かに観光客は多かったと感じております。例年お盆過ぎの日曜日以降、観光客はがくっと減ると聞いていますが、聞く人、聞く人ほとんどの人に、ことしはお盆過ぎも多いと言っておりました。

質問の経済効果につきましては、把握できるところがございませんので、長瀞駅の乗降客数と舟下り３社の乗船者数等を昨年８月と放送後のことし８月の１カ月の比較とさせていただきます。長瀞駅の乗降者数、昨年８月が３万6,477人、ことし８月が４万7,420人で、約１万1,000人の増加となっておりまして、前年８月比で129％となっております。舟下り３社の乗船者数でございますが、昨年８月が４万5,254人でございました。ことし８月が６万3,663人、約１万8,400人の増加となっておりまして、前年８月比で140.6％という形になっております。

また、宝登山ロープウェー、宝登山小動物公園の利用者も、昨年８月比で約150％になるというふうに伺っております。この数字だけを見ても、かなりの観光客の増加があったものと思います。夏休み期間中全体で３割から４割増ではないかと思います。また、船玉まつりの来場者もこちらは７万人という大勢の方に見ていただきました。船玉まつりにつきましては、「つばさ」効果と、お祭り当日の朝、ＮＨＫで中継していただいたことが７万人もの来場者につながったと思われます。警備本部でもここ十数年、こんなに観客が多かった年はなかったと言っておりました。観光協会や役場への観光の問い合わせでも、「つばさ」を見ての問い合わせが多く、また川越市からの観光客も多くなったと聞いています。「つばさ」を見た川越の方が長瀞に興味を持っていただいたものと思います。これも「つばさ」効果だと思っております。経済効果については把握できませんが、以上のことからも、確かに「つばさ」効果は相当あったものと確信しております。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　３番、大島瑠美子君。

○３番（大島瑠美子君）　質問にお答えいただき、ありがとうございました。

これで見ますと、随分ふえています。そうしますと、舟も電車のほうもふえていますので、法人税は多分うんとまた入ってくるのかなと思って推測します。

それから、これ聞いたときに経済効果はということなのですけれども、経済効果が多分あるとは思いますので、まだ決算認定しておりませんけれども、この20年度末の決算認定ですけれども、不納欠損が町税が599万、それから町税の滞納が１億516万円あるのですけれども、その今、不納欠損仕方ありませんですけれども、来年はその不納欠損が少しでも少なくなるように、それから町税も滞納が１億516万円ありま

すので、この件につきまして経済効果があると見込んで、税務課長にこの金額がもう少し減るかどうか、一生懸命努力するかどうか、それをお聞きしたいと思いますので、お願いします。

○議長（齊藤　實君）　税務課長。

○税務課長（野原寿彦君）　大島議員のご質問にお答えします。

本年度、前年度の滞納分でいいますと、いつも１億円を超えたのですけれども、8,200万円、約1,800万円減らしまして、１億円の壁を破って、今度は確かに滞納という形、観点から収入のほうで当然上がってくると思うのですけれども、滞納となってくると、実際その方全部徴収できないと、この結局残るわけなので、不納欠損についても、いろいろなご事情がありますので、実際どのくらいなるかということはわからないのですけれども、議員ご提言のとおり、私たち税務課の職員は一生懸命公平努力に努めるために徴収しなくてはいけないということで頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○３番（大島瑠美子君）　ぜひそうしてください。

終わります。

○議長（齊藤　實君）　次に、８番、梅村務君の質問を許します。

８番、梅村務君。

○８番（梅村　務君）　初めに、地方分権への対応について。

ご案内のとおり、あした民主党の政権ができるわけでありますけれども、まさに圧勝ということになったわけであります。このことは民主党のマニフェスト及び全国知事会の評価等により、地方分権が加速的に推進されると思われます。その対応について、職員の資質の向上も必要である中、当町は地方自治体としていかなる対応をとっていくのか、考えをお伺いいたします。町長。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

今回民主党は、選挙を「生活第一」というテーマで戦ったというふうに私は承知をしております。その中で、地域主権という言葉を使って、地方分権をさらに深めた用語を用いておったように思います。また、マニフェストにおきましては、子ども手当など地域社会や生活者の立場での政策が多く含まれていましたが、市町村の事務は間違いなくふえるものというふうに考えております。また、現時点では多額の財源確保が必要となりまして、財源を担保した地方分権が推進されるということを切に願っているところでございます。

こういう状況の中で、このここ一、二年は地方自治体に対して極端な政策転換があるというふうには私は考えておりませんので、引き続き少子化対策や学校を初めとした教育施設の整備につきまして努力をしてまいりたいというふうに考えて、これを推進していくつもりでございます。今後とも基礎的自治体であります町といたしましては、真に住民福祉の向上につながる施策を進めていきますように、地方から中央へ事あるごとに発信をしてまいりたいというふうに考えております。

選挙の結果につきましても、私たちの信ずるところが通ったという、この選挙区におきましても、そういう状況になっておりますので、チャンス到来というふうに考えて、町の将来構想も含めた対応を国会議員の方、県議会議員の方たちにお願いをし、お互いに協力してまいりたいというふうに考えているところ

でございます。

○議長（齊藤　實君）　８番、梅村務君。

○８番（梅村　務君）　今の答弁を聞きますと、確かに民主党の政策としては、地方分権の推進ということについては、非常に力を入れているということには間違いないと思います。この工程表を見ても、また幾つの重要施策についても、それはうたっております。

そこで、先ほどちょっと話が出ましたけれども、私が前々回からシリーズ的にやってきておりますけれども、職員のその資質、それからその対応に一番重要ではないかと私はそう考えるわけであります。当然のことながら、我々もその自己決定力、自己決定権のものに対して責任を持たなくてはいけない、議会としても。当然のことながら、そういう中でやっぱり自己研さんに励むということはもちろんでございます。

それで、これが３月の町長の答弁の中に、３月議会の予算審議のとき、その以前にいつもいろいろ町長の答弁語録を記憶している部分は相当あるのですけれども、職員の人数について私がお聞きしたときに、80人後半となりましたと、こういう表現があります。３月議会の57ページの15行目です。それで、その80人後半ということは、90人という一つの制約をしたと、職員は90人ということで我々は決めたわけでありますけれども、80人後半となりました。非常に事務が国や県からも来ていて、人数では足りないというのが担当の人たちの意見でありますという表現をしていますね。そうしますと、町長の最初に出たときの、これは何回か私以前に質問しているわけでありますけれども、65人体制でできるのだということを常に申しておりました。そうすると、そこに一つの矛盾が生じるのではないか。例えば当然地方分権が進み、税源移譲が進んで、事務量はふえてまいります。その中で、職員はもしくはそうなったときにその規模はわかりません、これから国の政策ですから。しかしながら、このいわゆる無駄遣いについて相当今、国のほうで問題になっております。さっき10番議員もそのことを言っておりましたけれども、無駄で天下り、確かな天下り、数が数千という独法、特殊法人、そういうものがあるわけです。必要なものはあります。しかし、その中でどのぐらい必要でないかということが、これからのその無駄遣いの民主党の政策の中にどのぐらい出ているかということが問題であると思うのですけれども、それで１つ提案したいことは、今でも私は65人でやっていけると思うのです、現段階では。そうすると少なくとも25人ぐらいは余分にいるわけです、職員として。

先ほど、ちょっと余談でありますけれども、法人化された観光協会の職員がよくやっているという話です。私は行ってみないのでわかりません。まだ言葉も交わしておりません。電話で二、三回女性の方に電話しただけのことでよくわかりませんけれども、町長が行ってそう感じるのですから、間違いはないと思います。

そこで、この職員の資質について聞いたときに、先ほど２番議員も話したように、八木橋へ出向して、それで教育を受けているという話で、その確かに２番議員の言ったとおりであります。接客も必要でしょう。しかし、本当のああいう場所では民間の厳しさというのはわからないのですよ。だから、それが本当の研修になっているのかどうか、町長の考え方として、今どういうふうに考えているか、ひとつお伺いいたします。

それと、確かに町長の言うとおり、公務員法の改革でもなければ、これは確かに罷免できない。首にできないわけですよね、職員というのは。分限免職という制度もありますけれども、それもなかなか難しい。これは多分恐らくできないと思います。

そこで、今、この庁舎において、長瀞町の役場において年功序列型の昇格、降格というものがあったの

かどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。年功序列でずっと主任から主幹いって、課長にいくという、それ当然昇給も普通に行われているわけですよ。だから、その辺があったのかどうか。総務課長、参事ならわかると思うのですけれども、町長、わかったら説明してください。

それで、その降格という、降給・降格という問題が現在実際にそういう行政の中で行われているのかどうかというのは私は非常に疑問だと思って、もう３年たてば１号給上がりますよ、１等級、直近上位ということで１号給上がりますよということであれば、本当に職員の資質というものを考えて、いわゆる昔から言われている人材登用というか、あるいは適材適所というか、そういうものを実際行っているのかどうか、それが非常に重要だと思うのですよ。その点についてひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　質問に全部お答えができるかどうかわかりませんが、資料をお持ちでお話のようでございますから、私が申し上げたのは、間違いなく80人の後半の体制になりましたということは記憶にございます。それから、65人体制でやらなければ、この町の将来はないということも、それは就任の日、選挙で当選をさせていただきました翌日に就任ということになって、私はほとんど寝ないで来たときに、その65人を申し上げた記憶がございます。これは本当のことを言いますと、65人体制でなければできないというか、実際には65人体制でやっているということに私は見ています。というのは、職員が八十何人いても、現実の問題としてその資質を問われておりまして、カウントはできても、現実に仕事の現場でそれぞれの能力が一人前以上に発揮できているということではなくて、できていない人がその残りの数ぐらいはいるという現実があります。これは本当に背筋の寒くなるような思いをしておりますが、これを解雇、先ほど分限免職の話もありました。それもやればできるかもしれません。しかし、裁判をやれば、弁護士に聞いたら120％負けることを覚悟でやれというお言葉でございますから、私も120％負けるのを覚悟でやるほど勇気があるわけではないわけでございます。しかし、この預かった職員をそういうふうに資質を向上させるということは時間的、能力的に無理だということを私は気づきました。ですから、それをいかに上手に使うかということに尽きると思います。

先日、そのある職員と大きな議論をいたしましたが、それもやっぱりほかの職員にも刺激になると思って、あえて私はやったわけでございまして、そういうことを刺激に受けないで、恨みに思うような職員もかなりいると思います。これは現場へ入ってみないとよくわかりません。それだけはご理解をいただきたいというふうに思っています。そういう状況をいかにクリアするか。ことしの後半からいろんな制度を使って職員に対して注文をつけていきたいというふうに思っております。早期退職制度、勧奨退職制度というのもあるという事実は、これは50歳とか20年とかという勤務時間のこともありますが、それをやらざるを得ないもう限界に私は来ていると思いまして、これは参事とも相談をし、やっていきたい。ただ、結果が出るかどうかにつきましては、結論が出ないのはまことに残念でございますが、そういう状況でやっていき、多少でも職員の刺激になればというふうに考えております。

それから、研修の問題につきましては、八木橋にずっとお世話になっております。八木橋も社長が地元の出身ということもあって、非常に好意的に受けていただき、いろんなことで協力をしていただいております。しかし、これが100％効果があるかどうかということについては、非常に問題だと思います。ただ、私たちはその八木橋という大勢の不特定多数の人たちが来るところで対応するということがこっちへ帰ってきて、必ずそこで学んだわずか２週間でも効果が上がるだろうということを考えてお願いをしております。しかし、先ほど観光協会のことで私も申し上げましたように、観光協会がもう少し時間がたって、１

年なり１年半なりたったときに、その地元でもそういう研修ができるとすれば、観光協会の職員と相互交流をして、観光協会の職員が長瀞町の役場の仕事ってどういうのだろうという興味を持ったときには、こっちから観光協会に相互派遣といいますか、短期研修といいますか、そういうようなこともこれをやる価値がある、そのくらい私はお邪魔した段階で私の感じたところでは、優秀な資質を持った職員がおいでになっておるというふうに思っておりますので、その手近でできることというと、そういうようなことも考えていってもいいのではないかというふうに思っております。

いずれにしても、職員の数をことしは新しく人数は確定しておりませんが、募集をかけております。いい人が来ていただけば、１人なり、２人なり採用して、やはり段階のついた職員の構成ではまずいというふうに思っておりますので、この辺も考えていきたいと思いますが、これはいい人が来なければ申しわけないけれども、採用は控えたいと思っております。過去の轍を踏まないように頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。いろいろご提言があればぜひお願いをしていきたいというふうに思います。

それから、１つ申し上げるのは、税務課が、この間税務課長が私のところに来まして、県から連絡があって、収納率が非常によくなって、長瀞町を表彰したいという、これは夢にも思わなかったようなことが起きたわけでありまして、それなりに先ほど３番議員からのご質問がありましたが、かなり内容としてはよくなっているというふうに思います。滞納繰越分の整理、それから現年度分、現年度分は97％超えるようなその収納率になっておりまして、滞納繰越分が整理できれば、これは埼玉県で３番とか４番とか、そういう成績になるだろうと。今まで私が就任した平成13年から20年までずっと91市町村あったときは91番、70市町村になったら70番というので来ましたが、ようやくここで20年度の末の結果が90％を超えるような滞納繰越分、現年度分を含めて収納率になりました。おかげさまでびりは卒業できた。県から見るとかなりその飛躍的な対応ができたというふうにお考えなのでしょう。知事から出席をしていただいて、表彰をしたいと、その後、埼玉新聞社とのその懇談会に出て、その苦労話を聞きたいというようなお話がありました。私はちっとも苦労していなくて、担当の人が一生懸命やっていただいたという事実がございます。そのことについては、しっかり褒めておきたいというふうに考えています。

○議長（齊藤　實君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　職員の昇格等についてお答えいたします。

主査であります職員は、係長級試験ということで、町村会で行っております共通試験、これに合格した者を基準に昇格させております。それから、管理職でございます主幹、課長等につきましては、年功序列ということではございません。また、年２回勤務評定を実施しておりまして、その勤務評定の結果によっては、勤勉手当の率を下げているというケースもございます。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　８番、梅村務君。

○８番（梅村　務君）　今の町長の図らずもその収納率、滞納の収納率について話が出たのでございますが、これはあくまで町長の答弁に対しての質問ですので、お許しいただきたいと思います。

その不納欠損額というものと数年前ですか、いわゆる時効の中断ができなくて、数千万のいわゆる不納欠損を償却したという事実は町長さんは提出されたので覚えていらっしゃると思うのですけれども、そういうものは一切含まれていないということですか。また、その可能性はある。その不納欠損になる大口のそういうものは今後発生するのですか、しないのですか。それだけちょっとでいいですからあれしてくだ

さい。

それと、今の課長の話の中で、試験をして昇格しているということでありますけれども、皆さんがその試験に合格しているということについては、すごい優秀な職員であると、その昇格試験が易しいのなら話は別ですけれども、相当難しいのだろうと思えるのですよ、我々から見ても。それでも、それで降格ということについては、今ほとんど言葉にされなかったのですけれども、皆さんが年功で級について我々わかっていますから、いいのですけれども、その資格といいますか、課長とか、あるいは主査、主幹というものに対する昇格、そういうものがずっと順調にいっているのだとすれば、町長が今嘆いた25人については、65人で今やっているのだという表現は、25人については問題にしていませんよと、それを入れて65人体制なのですよという表現に私は聞こえたのですが、そうなるとそこに対する整合性、いわゆる矛盾が生まれてくるのではないかと思うのですが、町長はどのように考えますか。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えします。

不納欠損処分の大型のものがないかどうかということにつきましては、私もしっかり把握しておりませんので、今、税務課長のほうにお願いをして、そのことについての答弁は税務課長にお願いをいたします。

意見が合うかどうかわかりませんが、65人というのは、私がいわゆる中に入ってみて、職員の資質も含めた総合的なことを勘案したときに、現実にはそういうことになるというふうに私は考えているということを申し上げました。確たる絶対にこれが正しいとか、そういうことではなくて、そういう面ではかえってそういう人がいるために、ほかの職員にデメリットがあるということがあります。ですから、人数が例えば90から65というと、25になるわけでしょうけれども、その人数がイエス、イコールとかそういうことではなくて、総体的に負荷がかかる正常な職員の努力というのは大変なのだろうなという思いを持ったということを申し上げたかったわけであります。

○議長（齊藤　實君）　税務課長。

○税務課長（野原寿彦君）　不納欠損の件について申し上げます。

一応不納欠損で今回されるのは、滞納税を支払う資力がないと判断した場合とか、徴収不可能というものについて、いつまでも持っていると、その金額が１億なり２億なりどんどんたまって、皆さんのところに発表するということは過去20年から30年前はなかったと思うのですよ。できれば言っては失礼ではあるけれども、出さないというのが、実際徴収できないものをいつまでも持っていても、結局それに構っている時間があったら、ちゃんと取れるのをどんどん取っていきなさいという考え方で、執行停止だとか、こういう皆さんのところに公に出して、こういう徴収できなかったものということについてはお話ししているわけなのですけれども、今回の件についても、１件国税の関係で今言った一時もうかっているのだと思うのです。そして、国税のほうで査察が入って、そうしますと、一挙に金額が高くなりまして、その後すぐ競売という作業にいって、その後うちのほうでも見たのですけれども、徴収に行きましたところ、その方はもう痴呆です。痴呆になりまして、今、病院で身障受けている方というような方です。だから、実際努力しないで逃しているものはないと思います。できる限り生きている間、資産がある方は、極端な言葉は悪いですけれども、裸になってもらってちゃんとしてもらうと。聞こえがちょっと不納欠損で徴収不能ということなのですけれども、これどこでも企業なんかでもあると思うのです。銀行なんかでもよく来るのですけれども、優先権でうちのほうでもらうケースも多いのですけれども、ただ、銀行なんかの場合だと、１回取引をしなければいいのですけれども、役場の場合だと国保だとか、固定資産税だとか持ってい

る以上は、幾らそういうことをしても、また債権というのがたまってきますので、どうしてもその方については、いろいろな生活保護だとか、そういうのを勧めるのですけれども、結局生活保護を持っていても、前の税金は残ってしまいますし、そういう関係で、できる限り取れるものはちゃんと取ると、取れないものについては、今でも県の市町村課のほうから、徴収担当のほうで指導を受けて、これについては不納欠損しなさいと。不納欠損というのがないのは、逆に出していないからではないかということで言われまして、うちのほうでも１件１件市町村課のほうから指導いただきまして、これはちゃんと不納欠損しなさいということで、生活とか、いろいろ調査した上で行っているわけなのでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　８番、梅村務君。

○８番（梅村　務君）　それでは、２番のほうへ移りたいと思います。

先ほどの前問の中と関連がまるっきりないわけではありませんけれども、町長、以前住民との懇談会についてやりたいというふうなことで話個人的にしたのかどうか、ちょっと記憶ございませんけれども、そういうふうな話をした記憶はあるのですけれども、その中で懇談会を地域的にやりたいということで、そうこうしているうちに合併問題できて、地域７カ所かなんかで、あれは懇談会ではなくて、説明会のような感じなのですけれども、そのお互いに話し合うということはなかったように思います。一方的な説明で、合併がこういうものだということを説明したように覚えておりますけれども、地方分権がどんどん、どんどん進んできたときに、やっぱり住民の声というのは、非常に重要な声になると思うのですよ。

それで、私は少なくとも第３期目に入って親しく住民と懇談会、ひざを交えていろんな話をするのがいいのではないかと思うのでありますけれども、要するに我々だけで住民の声を全部伝えることはできないのですよ。また、じかにその行政に対して住民の方が関心を持つという一つのきっかけにもなると思うのです。今度の民主党の選挙のあの大勝は、やはり住民の関心度だと思うのですよ。違う要素もあるでしょう。そういう意味を含めて、そういう町長がそういうところへ臨んで懇談会を開けるかどうか、また行政とのかかわり合いについていろいろ説明してもらうということも含めてちょっとお伺いします。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　２番目のご質問にお答えいたします。

町民との懇談会につきましては、当町においても市町村合併など重要な行政課題と方向性を見きわめるのに当たりましては、町民から幅広くご意見をいただくということで開催した経緯があります。今、梅村議員のお話によりますと、一方的な説明だったというようなニュアンスのお話がありましたが、私たちとすれば説明を申し上げた上で、そのお集まりいただいた人からご意見を承ったというふうに承知をしておるところでございまして、意見はお聞きしたというふうに考えております。

そういうことでございまして、意見が少ないということはあった場所もありますが、かなり活発な意見がいただけたところもあったというふうに承知をしております。いずれにしましても、今後においても、まちづくり、それから地域の課題などのいろんな行政課題について、町民の皆様から要望があればぜひこれはやっていきたいというふうに考えています。

今、私も３期目をお世話になって１カ月半たったわけでございますが、これから先、大きな課題としては、先ほど申し上げましたように、学校の子供の安心・安全を守るということ、それから福祉の子供の福祉、それからお年寄りの福祉等々についてもしっかりやっていきたい。先日もながとろ苑の施設長と事務長においでいただいて、内容についての説明をお聞きし、我々からもかなりきつい意見を申し上げたとこ

ろでございます。そういうふうに福祉施設を持っても、その内容が悪ければ全く住民のために活動することはできないということを思っておりますので、この辺はかなり言われた人にとっては大きなショックだったと思いますが、私はそれをあえて申し上げさせていただいたわけであります。

そういうふうに折に触れて、皆さんのお耳に入りました　住民との懇談会というようなことにつきまして、例えばこういうテーマでどうだろうかとか、何もないけれども、とにかく集まって、そのときに町長と、それから町の執行部が出てきて、１時間ぐらい話がしたいとかいうお話をいただければ、時間が許せば私たちは喜んでその場所に行きたい。全体的な計画でなくてもいいのではないか。その場所、その地域の人たちのご意見で簡単に動ける小さな町ですから、そういう意味では非常に小回りがきくと思いますので、ご提言、ご意見があれば、その地域の人たちを取りまとめていただければ、喜んでお伺いをして、現状についてのお話や、これからの町のあり方について、それから財政的な問題等々についてもご質問があれば、できるだけ資料をお持ちしてお答えをしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤　實君）　８番、梅村務君。

○８番（梅村　務君）　住民の要請ということであれではなくて、積極的に町が説明に伺うというふうな姿勢もあってもいいのではないかと思うのですけれども、感覚の相違といいますが、私はその意見交換というより、一方的な説明会で終わったような気がいたします。仮に合併のメリット、デメリット、そういうふうなこともちょこちょこと言った程度が終わりになっていますから、いまだに長瀞町はどうなっているのですかという質問されるのは結構多いのですよ、早く言えば。ワーストツーというのがもう頭にこびりついてしまった。そういう人たちは余り関心がないのですよ、行政に対して。そういう人たちの気持ちをこちらへ向ける、行政のほうへ向ける意味において、バックにいらっしゃるその傍聴されている方なんかは、やっぱりこういうところでよく見られていますから、わかっていると思いますけれども、実際問題として、いまだにいるのです。「長瀞はどうなんですか」。私はいつも言っているように、「心配ないですよ。長瀞は心配ないですよ、単独でも」と言うのですよ。「どうしてですか」。「財政はそんなに悪くないんですよ」と言っているのです、はっきり言って。皆さん心配しているでしょうけれども、財政がそんなに悪くないのですよ。ほかも、ほかの埼玉県にしても、市町村に当たっても、相当悪いところありますよ、財政分析をすれば。だから、長瀞というのは結構正直に出しているような感じもしますし、貸借対照表にしても。それと、今そういうふうに言ったように、町からのアプローチできないかどうか、する必要がないのか。町からの今言ったような問題について、その辺はどうですか。要請があればどこへでも伺いますということですけれども、我々もそういう場を設けなくてはいけないのですよ、そういう場を。議会としても。でも、なかなかそれがまとまらない。そういうふうなことも私は含めて今お話をしているわけでありますけれども、積極的に行政の説明会、財政の問題、今、町長の言われた財政の問題にしても、本当にわかりやすい財政の問題を皆さんが説明するというふうなことをやっていただけるのかどうか、やる気があるのかどうか、アプローチするのかどうかということをちょっと答えてください。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　財政の数値として、実質公債費比率というのがありまして、単独ではたしか６台、非常に埼玉県の中でも優秀な数値が出ております。これは例えば借金を、起債を起こすのにも、後年度交付税算入とか、そういうものを使っておりませんでした。これを100％使ってほしいという財政のほうにお願いをして、まだ多少の余裕あるようでございますが、そういうものを使ってやった、実際担当課とす

ると、その100％という信頼ができるかどうかというのは非常に問題だというふうに言っておりますが、私がきょうのこの議会の前に数値を試算してみました。そうしますと26億8,000万円の起債の残高はございますが、その国や県で後年度交付税算入というようなことを計算をしていきますと、12億ぐらいの起債の残高に私自身の計算としてはなるわけであります。それは臨時財政対策債とか、そういうものを使ってやっていったときに、交付税で見ていただけるということが100％だという基本的な理論で、それが現実のものになれば、それが14億幾ら起債を起こしておりますから、それは形の上では、元利償還金は国で見てもらうということを前提とすると、12億から13億ぐらいの起債の残高になるという、私個人のこれは計算でありましたから、正しいかどうかわかりませんが、そういう計算は私もしました。だからいいということではない。下水道も、私上下水道組合のほうも、今責任者をやらせていただいておりまして、この辺も非常に大きな問題があって、水の使用料が少ないというようになっておりまして、これも先ほど申し上げましたように、全体、秩父圏域の共同化、合同化ということがテーマになれば、そんなに長い時間かからないでできるのではないか。そのとき下水道と当然上水道のまた分離ということがあるというふうに想定はいたしますが、それにしてもそれまではしっかりやっていく。上下水道組合へ行って職員と接触しますと、水道はもう当然広域でやるべきだと、私たちもその一員となって全力を挙げますという強い気持ちを持って臨んでいっていただいているというのは非常にありがたいことですし、その心意気はよしとしたいというふうに思っています。

ですから、そういうことをやっていけば、財政の問題については、私は前から申し上げているように、２年か３年前に底を打てたのではないか。特別な大きな問題がなければ、これから急降下で財政が悪くなるというようなことはない。ただ、学校の耐震だとか、そういうものをしっかりやっていくことになると、今の麻生内閣のようなばらまきが何年か続いてほしいなという思いはありましたが、これも政権交代ですから、民主党がどうなるかというのはこれから先の問題で、ただ、そういうことが簡単に切れたら、民主党の政権は短命で終わるだろうというふうに希望的な観測をいたしますと、二、三年続いてほしいなと、そういうふうに思っています。しかし、内部がうまく調整とれるかどうかというのが大きな民主党政権の問題だというふうに一般的に言われていますので、その辺が危惧するところのポイントなのかなと思っています。

いずれにしても、そういうこちらからもお声かけができるようなことが起きれば、即座にご連絡申し上げますし、広報というものがありまして、例えば税金のそういう知事から表彰したいというお言葉は、私は表彰を受けるためにやったわけではありませんから、行かないよと言ったのです。では税務課長、行ってこいと言ったら、私は行かないと。そういうことで町長に話が来たのだから町長が行ってくださいと。では一緒に行こうと言って、まだ調整がついておりませんが、とにかく一生懸命頑張った人を遇するということは当然のことであります。ですから、私もそういうことをこれからも与えられた任期の中でどれだけできるか、そしてその問題になると思われるような職員が、もう50を過ぎてから、その驚くようなレベルアップができるということにはならないのではないか。まことに残念なことですけれども、そういう思いも持っています。ですから、これをどうするかというのは、大きなこれからのテーマになってくるというふうに私は思っています。その辺も含めて皆さんのお知恵とご指導いただければありがたいと、そういうふうに考えているところであります。

○８番（梅村　務君）　質問でないので、ちょっと一、二分時間ください。

○議長（齊藤　實君）　８番、梅村務君。

○８番（梅村　務君）　今、町長の説明で、水道と下水道の問題が確かに大きな問題として、長瀞はずっとかぶさってきたわけですよ。しかし、一般住民の方は、それがどういう状況だということを知らないのですよ。１つ例を申し上げると、合併説明会のときに、「80億借金があるんだよ」と言ったら、ある議員が「大変だ、大変だ」と言う、その会場で。「じゃ長瀞は40億あるんかね。これから40億円どう返していくんだかね」と、こういうふうな話をした。そのときに要するにその下水道の交付税算入というものがどういうものかということを説明しないとだめなのですよ。それを説明すると、「ああ、じゃ実際は年に１億か２億ですね」というような話になるのですよ。100％算入もあるのですよ、中に、下水道の中に、私が聞いた話では。それから、75からするのが普通。今、下水道については大体50です、下水道の補助対象は。だから、そういうものまでわかりやすくちょっと知らしめてほしい。会う人に、会う人に全部説明するわけにもいきませんので、そういうことを広報なりなんかで、このぐらい算入があるのですよと、借金の中に。今言った臨時対策債も同じです。あれも実際100％というふうな数字というのはまだ調べてないのでわかりませんけれども、そういうことも含めてひとつわかりやすいあれをしてもらえれば、結構皆さん安心するのではないかと思います。

以上です。終わります。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　非常に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

上下水道組合が統合して１年半になるわけでございますが、ある程度方向的にはいい方向にいっております。早速上下水道組合の局長にお話をして、資料をまとめさせます。そして、あの機関紙の中にその財政状況について報告をするその仕分けをしっかりして、わかりやすい、先ほど議員からご提言がありましたような内容についての分析も含めてやっていきたいと思います。町のことについては、とりあえず広報でやるようにいたします。そして、それでまた疑問が出たということになれば、皆さんからの要望におこたえする形をとって、私たちはどこへでも出向いていって、お話をさせていただきます。そういうことをお約束をいたします。

○８番（梅村　務君）　はい、お願いします。

○議長（齊藤　實君）　以上、通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって、町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩　午後３時４５分

再開　午後４時００分

○議長（齊藤　實君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（齊藤　實君）　日程第４、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第37号から議案第50号までの14件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることといたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第３７号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤　實君）　日程第５、議案第37号　長瀞町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　提案理由を申し上げます。

平成21年10月から施行される健康保険法施行令等に規定する出産育児一時金の支給額引き上げに伴い、関係規定を改正したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　議案の内容等について、町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　議案第37号　長瀞町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げましたとおり、国の緊急少子化対策といたしまして、本年10月から平成22年度末までの暫定措置として、全国一律に出産育児一時金を現行の38万円から４万円引き上げ、42万円とするため条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。右の改正案でございますが、附則の第２項の次に第３項といたしまして、平成21年10月から23年３月までの間の出産に係る出産育児一時金につきましては、第７条第１項中「38万円」とあるのを「42万円」として支給するものでございます。

次に、改正条例に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、平成21年10月１日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤　實君）　これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺　強君）　皆さんもこれは新聞折り込みで全国民に配られたマニフェストを見ますと、出産一時金42万円が平成23年度から55万になると書いてあります。それで、今、皆さんが話したように、平成21年10月１日から平成23年３月までもう４万円上がっているわけですね。それで、その後55万助成とこれ書いてあるのですよ。ですから、政権の問題、マニフェストにあるのですから、これから国会運営の中でどういうふうに決まるかわからないですけれども、とりあえずこの問題については、平成23年３月までという

ことで、１年５カ月、そういうことでいいのでしょうか。その後について55万と書いてあるけれども、これは55万になるという可能性はあるのかないかについて言えますか。

○議長（齊藤　實君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　今回の改正につきましては、先ほども申し上げましたとおり、少子化対策としての緊急対策ということで、21年10月から23年３月までということで、暫定的な措置ということになっておりますが、それ以降の出産育児一時金制度につきましては、妊産婦など被保険者等の経済的負担の軽減を図るための保険給付のあり方及び費用負担のあり方についてということで、引き続き検討を行っていただきまして、その検討結果に基づいて所要の措置を講ずるということになっておりますので、確定ではございません。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　今、いろいろ渡辺さんが言いましたけれども、この10月１日から施行するということは、長瀞町が決めることなのですけれども、国が10月からやりますよと言っているわけですけれども、政権が交代して、要するにばらまきの見直しだとか何とかいろいろごちゃごちゃ言っているわけです。そうするとその辺のことはきっちり決まっていて、国が出すお金だと思いますけれども、これは確定しているということなのですか。それだけお聞きします。

○議長（齊藤　實君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　この今回の改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令がことしの５月22日に公布されておりまして、そちらで決められております。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　異議ないと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第37号　長瀞町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第３８号～議案第４２号の説明

○議長（齊藤　實君）　日程第６、議案第38号　平成20年度長瀞町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第７、議案第39号　平成20年度長瀞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第８、議

案第40号　平成20年度長瀞町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第９、議案第41号　平成20年度長瀞町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第42号　平成20年度長瀞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第38号から議案第42号まで、平成20年度の各会計の歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第１項の規定に基づき、去る７月16日、会計管理者から各会計の決算書が関係書類を添えて提出され、同条第２項の規定によりまして監査委員に決算審査の依頼をし、８月14日に意見書が提出されましたので、同条第３項の規定に基づき議会の認定を賜りたく提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　各会計の歳入歳出決算概要について、会計管理者の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（大澤彰一君）　それでは、平成20年度一般会計、特別会計歳入歳出決算書によりまして各会計の歳入歳出決算概要をご説明申し上げます。

表紙及び目次をめくっていただき、次のページ、ピンクの用紙になりますが、そのページをごらんいただきたいと存じます。長瀞町一般会計歳入歳出決算書でございますが、歳入決算額29億5,975万3,787円、歳出決算額28億450万6,907円、歳入歳出差引残額１億5,524万6,880円となっております。

次に、１、２ページの一般会計歳入歳出決算書をごらんください。歳入決算は、表の一番上にもありますように、款、項、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較で調製してございます。

３、４ページ及び５、６ページをごらんください。まず、５、６ページの歳入合計欄をもとにご説明申し上げます。歳入合計欄の予算現額31億490万円、調定額30億7,413万9,122円、収入済額29億5,975万3,787円、不納欠損額599万2,178円、収入未済額１億839万3,157円、予算現額と収入済額との比較は１億4,514万6,213円でございます。

収入済額の主なものは、１、２ページの款１町税９億9,604万837円、款10地方交付税９億3,849万円、３、４ページの款14国庫支出金１億5,736万569円、款15県支出金１億3,182万4,194円、款18繰越金１億6,482万6,664円、款20町債２億1,486万7,000円等でございます。

また、不納欠損額は、１、２ページの町民税293万6,467円、固定資産税283万470円、軽自動車税22万5,241円を合わせた款１町税の599万2,178円でございます。また、収入未済額は、１、２ページの款１町税１億516万5,449円、保育所保護者負担金の款12分担金及び負担金71万9,600円、並びに３、４ページの育英資金貸付金償還金250万5,000円と緊急通報システム利用料3,108円を合わせた款19諸収入250万8,108円の合計で１億839万3,157円でございます。

続きまして、歳出決算について申し上げます。次のページの７、８ページをごらんください。歳出決算は、表の一番上のとおり、款、項、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較で調製してございます。

７ページから10ページのうち、まず９、10ページをごらんください。歳出合計欄の予算現額でございますが、31億490万円、支出済額28億450万6,907円、翌年度繰越額は、７、８ページの定額給付金給付事業

の款２総務費１億3,620万4,035円、子育て応援特別手当交付金支給事業の款３民生費590万3,597円、長瀞駅前モニュメント管理事業の款７商工費517万9,650円、９、10ページの消防車両・可搬ポンプ整備事業の款９消防費4,471万4,000円、学校テレビデジタル化改修事業の款10教育費772万8,000円の合計１億9,972万9,282円で、不用額は１億66万3,811円、予算現額と支出済額との比較は３億39万3,093円でございます。

支出済額の主なものでございますが、７、８ページの款２総務費の７億6,715万1,680円、款３民生費６億7,808万762円、款４衛生費５億771万142円、款８土木費9,916万9,450円、９、10ページに移りまして、款９消防費１億5,442万6,119円、款10教育費２億5,582万787円、款12公債費２億5,734万7,582円等でございます。

112ページをお開き願います。一般会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は先ほど申し上げました６ページの収入済額合計で29億5,975万3,787円、歳出総額は10ページ、支出済額合計で28億450万6,907円、歳入歳出差引額はその差額で１億5,524万6,880円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源は1,682万282円で、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は１億3,842万6,598円となるものでございます。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額の内訳でございますが、定額給付金給付事業の535万8,035円と子育て応援特別手当交付金支給事業の35万7,597円、長瀞駅前モニュメント管理事業の517万9,650円、消防車両・可搬ポンプ整備事業の410万6,000円、学校テレビデジタル化改修事業の181万9,000円でございます。

次に、右のページの国民健康保険特別会計歳入歳出決算書につきまして申し上げます。歳入決算額９億8,523万9,222円、歳出決算額８億8,538万8,295円、歳入歳出差引残額9,985万927円となっております。

113、114ページをごらんください。歳入決算について申し上げます。次の115、116ページの歳入合計欄でございますが、予算現額９億2,740万8,000円、調定額10億3,321万6,948円、収入済額９億8,523万9,222円、不納欠損額404万7,068円は国民健康保険税分で、収入未済額4,393万658円もほとんどが国民健康保険税分でございます。予算現額と収入済額との比較は、三角の5,783万1,222円でございます。

収入済額の主なものでございますが、113、114ページの款１国民健康保険税２億512万5,817円、款５国庫支出金１億8,888万4,128円、款６療養給付費交付金１億1,657万7,681円、款７前期高齢者交付金１億6,575万7,801円、款８県支出金4,617万1,216円、款９共同事業交付金9,121万251円、款11繰入金１億2,689万1,022円、款12繰越金4,207万7,306円等でございます。

続きまして、117、118ページをごらんください。歳出決算について申し上げます。次のページ、119、120ページの歳出合計欄でございますが、予算現額９億2,740万8,000円、支出済額８億8,538万8,295円、翌年度繰越額はなく、不用額、予算現額と支出済額との比較はともに4,201万9,705円でございます。

支出済額の主なものでございますが、117、118ページの款２保険給付費５億7,217万7,923円、款３後期高齢者支援金等１億368万8,158円、款６介護納付金4,772万2,951円、款７共同事業拠出金１億398万4,697円等でございます。

続いて、146ページをお開き願います。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は９億8,523万9,222円、歳出総額は８億8,538万8,295円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の9,985万927円となるものでございます。

次に、右のページの老人保健特別会計歳入歳出決算書につきまして申し上げます。

歳入決算額7,256万6,450円、歳出決算額7,037万1,355円、歳入歳出差引残額219万5,095円となっており

ます。

147、148ページをごらんください。まず、歳入決算について申し上げます。歳入合計欄でございますが、予算現額7,403万3,000円、調定額7,256万6,450円、収入済額7,256万6,450円で、不納欠損額と収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較は146万6,550円でございます。

収入済額の主なものでございますが、款１支払基金交付金3,711万6,011円、款２国庫支出金2,381万7,849円、款３県支出金525万4,000円、款５繰越金468万4,777円等でございます。

続きまして、下の歳出決算について申し上げます。歳出合計欄の予算現額7,403万3,000円、支出済額7,037万1,355円、翌年度繰越額はございません。不用額並びに予算現額と支出済額との比較は、同額の366万1,645円でございます。

支出済額の主なものでございますが、款２医療諸費の6,919万6,622円でございます。

続きまして、158ページをお開き願います。老人保健特別会計の実質収支に関する調書でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額同額の219万5,095円となるものでございます。

右のページをごらんください。介護保険特別会計歳入歳出決算書について申し上げます。歳入決算額５億3,553万5,903円、歳出決算額４億9,939万8,793円、歳入歳出差引残額3,613万7,110円となっております。

159、160ページをごらんください。歳入決算について申し上げます。歳入合計欄の予算現額５億3,501万5,000円、調定額５億3,668万5,133円、収入済額５億3,553万5,903円でございます。不納欠損額８万1,600円と収入未済額106万7,630円はともに介護保険料分でございます。予算現額と収入済額との比較は、三角の52万903円でございます。

収入済額の主なものでございますが、款１保険料9,358万8,070円、款３国庫支出金１億2,207万5,822円、款４支払基金交付金１億4,841万8,659円、款５県支出金7,410万5,752円、款７繰入金7,133万2,000円等でございます。

次のページ、161、162ページをごらんください。歳出決算について申し上げます。歳出合計欄の予算現額でございますが、５億3,501万5,000円、支出済額４億9,939万8,793円、翌年度繰越額はなく、不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに3,561万6,207円でございます。

支出済額の主なものでございますが、款２保険給付費の４億5,746万5,513円等でございます。

続いて、182ページをお開き願います。介護保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は５億3,553万5,903円、歳出総額は４億9,939万8,793円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の3,613万7,110円となるものでございます。

右のページをごらんください。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書につきまして申し上げます。歳入決算額7,984万2,537円、歳出決算額7,877万9,098円、歳入歳出差引残額106万3,439円となっております。

183ページ、184ページをごらんください。まず、歳入決算について申し上げます。歳入合計欄の予算現額8,177万1,000円、調定額8,023万4,097円、収入済額7,984万2,537円でございます。

不納欠損額はございません。収入済額は後期高齢者医療保険料分の39万1,560円で、予算現額と収入済額との比較は192万8,463円でございます。

収入済額の主なものでございますが、款１後期高齢者医療保険料6,178万3,580円、款３繰入金1,787万5,041円等でございます。

次に、下の歳出決算について申し上げます。歳出合計欄の予算現額は8,177万1,000円、支出済額7,877万

9,098円、翌年度繰越額はシステム改修費の210万円で、不用額は89万1,902円、予算現額と支出済額との比較は299万1,902円でございます。

支出済額の主なものでございますが、款２の後期高齢者医療広域連合納付金の7,723万3,741円等でございます。

続きまして、194ページをお開き願います。後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は7,984万2,537円、歳出総額は7,877万9,098円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の106万3,439円となるものでございます。

以上をもちまして、一般会計、各特別会計の決算概要の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◇

◎延会について

○議長（齊藤　實君）　お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（齊藤　實君）　次会の日程をご報告いたします。

あす９月16日は午前９時より本会議を開きますので、定刻までには会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷して配付いたしますので、ご了承願います。

◇

◎延会の宣告

○議長（齊藤　實君）　以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日はこれをもって延会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

延会　午後４時３９分

平成２１年第６回長瀞町議会定例会　第２日

平成２１年９月１６日（水曜日）

議　事　日　程　（第２号）

１、開　　議

１、議案等の説明のため出席した者の紹介

１、議事日程の報告

１、議案第３８号～議案第４２号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第４３号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第４４号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第４５号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第４６号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第４７号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第４８号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第４９号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第５０号の説明、採決

１、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

１、閉会について

１、町長あいさつ

１、閉　　会

午前９時開議

出席議員（１０名）

１番	関口　雅敬　君	２番	村田　正弘　君
３番	大島　瑠美子　君	４番	齊藤　實　君
５番	野原　武夫　君	６番	新井　利朗　君
７番	大澤　夕キ江　君	８番	梅村　務　君
９番	染野　光谷　君	１０番	渡辺　強　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤　芳夫　君	教育長	新井　祐一　君
参事	新井　敏彦　君	参事	平　健司　君
総務課長	齊藤　敏行　君	税務課長	野原　寿彦　君
町民福祉課長	浅見　初子　君	地域整備観光課長	染野　真弘　君
会計管理者	大澤　彰一　君	教育次長	大澤　珠子　君
代表監査委員	中畝　攻佳　君		

事務局職員出席者

事務局長	若林　実	書記	野原　徹

◎開議の宣告　（午前９時）

○議長（齊藤　實君）　皆さん、おはようございます。

前日に引き続きましてご出席をいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◇

◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（齊藤　實君）　本日の会議に、地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（齊藤　實君）　本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりたいと思いますから、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようにお願いを申し上げます。

上着の着脱は、ご自由にお願いいたします。

それでは、日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第３８号～議案第４２号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤　實君）　日程第１、議案第38号　平成20年度長瀞町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第２、議案第39号　平成20年度長瀞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第３、議案第40号　平成20年度長瀞町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第４、議案第41号　平成20年度長瀞町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第５、議案第42号　平成20年度長瀞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

前日に引き続き、各課長より歳入歳出決算内容の説明を求めます。

最初に、総務課長、お願いします。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、平成20年度の一般会計全般の財政状況につきましてご説明いたします。

決算の内容につきまして、ピンクの表紙の平成20年度行政報告書にまとめてございますので、これによりご説明いたします。

行政報告書の３ページをごらんください。まず、２の町財政の概要でございますが、（１）の歳入歳出の決算状況につきましては、歳入総額は29億5,975万3,787円、19年度に比べまして0.0％の増減でございます。歳出は総額28億450万6,907円、19年度に比べまして0.3％の増でございます。歳入歳出差引は１億5,524万6,880円となっております。

次に、歳入決算額の内容でございますが、５ページをごらんください。この表は、平成20年度一般会計の歳入決算と19年度との比較でございます。主なものについてご説明させていただきます。まず、町税は９億9,604万1,000円で、歳入全体の33.6％を占めております。平成19年度に比べ２％の増加となっております。

次の地方譲与税から中ほどの交通安全対策特別交付金までにつきましては、国の基準により配分されたものでございます。真ん中辺の地方交付税でございますが、９億3,849万円でございます。歳入全体の31.7％を占めております。19年度に比べ9.1％の増加となっております。普通交付税が８億1,506万６,000円、特別交付税が１億2,342万4,000円となっております。

次に、国庫支出金は１億5,736万円で、旧新井家住宅改修事業国庫補助金などの増により、19年度に比べ8.4％の増加となっております。

次に、県支出金は１億3,182万4,000円で、観光資源魅力アップ事業県補助金の減などにより、19年度に比べ13.2％の減額となっております。

次に、財産収入は247万3,000円で、町有地の売却の減により、19年度に比べ94.9％の減少となっております。

次に、繰越金ですが、１億6,482万7,000円で、19年度に比べ20.2％の増加となっております。

次に、町債ですが、２億1,486万7,000円で、学校施設整備事業債や観光施設整備事業債の減少などにより、19年度に比べ26.6％の減少となっております。

次に、繰入金は、財政調整基金などからの繰り入れを行い、7,787万1,000円となり、19年度に比べ21.1％の増加となっております。

以上が歳入の主なもので、合計は29億5,975万4,000円となっております。

続きまして、歳出決算額についてご説明いたします。７ページをごらんください。この表は、平成20年度の一般会計目的別歳出決算額と19年度との比較でございますが、主なものについてご説明いたします。まず、議会費ですが、3,587万5,000円で、議員報酬の減額などにより、平成19年度に比べ2.4％の減となっております。

次に、総務費は７億6,715万2,000円で、選挙費の減額などにより、平成19年度に比べ1.3％の減少となっております。

次に、民生費は６億7,808万1,000円で、高齢者児童共生スペース施設整備事業や後期高齢者医療事業に伴う負担金、繰出金などの増額により、19年度に比べ18.9％の増加となっております。

次に、衛生費は５億771万で、19年度に比べ0.8％の減少となっております。

次に、農林水産業費ですが、2,068万7,000円で、19年度に比べ8.3％の減少となっております。

次に、商工費ですが、2,739万8,000円で、観光階段整備事業や観光公衆トイレ建設事業の減などにより、19年度に比べ59.4％の減少となっております。

次の土木費ですが、9,916万9,000円で、道路新設改良事業の減少などにより、19年度に比べ13.2％の減少となっております。

次に、教育費は２億5,582万1,000円で、中学校体育館改修事業の減額などにより、19年度に比べ10.6％の減となっております。

次に、公債費ですが、２億5,734万8,000円で、19年度に比べ0.8％の増加となっております。

次に、９ページをごらんいただきたいと思います。９ページのこの表は、歳出を性質別にあらわしたものでございます。主なものについて説明させていただきます。まず、人件費は６億9,765万9,000円で、退職手当組合負担金の増などにより、平成19年度に比べ0.4％の増となっております。

次に、普通建設事業費は１億5,132万円で、中学校体育館改修事業や観光階段整備事業などの減額により、19年度に比べ31.2％の減少となっております。

次に、補助費等は５億7,223万5,000円で、皆野・長瀞上下水道組合し尿負担金の増額などにより、19年度に比べ1.1％の増加となっております。

次に、積立金ですが、8,311万3,000円で、財政調整基金積立金の減額により、16.1％19年度に比べ減少となっております。

それから、物件費でございますが、２億7,376万9,000円で、固定資産評価替え事業に伴う委託料などの増額により、19年度に比べ３％の増加となっております。

次に、扶助費でございますが、２億8,255万7,000円で、児童保育事業費の減額などにより、19年度に比べ2.9％の減少となっております。

次に、繰出金でございますが、４億6,866万9,000円で、後期高齢者医療特別会計繰出金の増額などにより、19年度に比べ23.7％の増加となっております。

次に、維持補修費は1,613万7,000円で、庁舎維持補修費の減額などにより、19年度に比べ28.6％の減少となっております。

これらの歳出を合計いたしますと、28億450万7,000円でございます。

以上が歳入歳出の概要でございます。

続きまして、お手数ですが、３ページにお戻りいただきたいと思います。（２）の公有財産の状況につきましてご説明いたします。まず、①の土地でございますが、平成20年度中に防火水槽用地33平方メートルを取得した結果、平成20年度末現在高は14万7,605平方メートルとなっております。

次に、②の建物でございますが、平成20年度中に町営住宅蔵宮団地35平方メートルを取り壊したことにより、20年度末現在高では３万4,034平方メートルとなっております。

次に、基金の状況について説明いたします。４ページをごらんいただきたいと思います。４ページの表でございますが、表の下の合計欄をごらんいただきますと、平成19年度末現在高の合計が４億1,604万6,000円でございましたが、20年度中に財政調整基金などを8,311万3,000円積み立て、また財政調整基金などを7,787万1,000円繰り入れしておりますので、６つの基金の平成20年度の現在高は４億2,128万8,000円となっております。

次に、町債の状況について説明いたします。11ページをごらんください。11ページの（１）の一般会計債でございますが、この表の19年度末現在高をごらんいただくと、26億9,001万円でございましたが、20年度中に２億1,486万7,000円借り入れまして、20年度中に元金償還を２億1,893万1,000円行いました。そのため、平成20年度末現在高は26億8,594万6,000円となっております。

なお、12ページにつきましては、金利ごとの元金残高を借り入れ先別にあらわしたものでございます。

以上、一般会計決算全般の概略の説明につきましては以上でございます。

続きまして、総務課の平成20年度主要事業につきまして、行政報告書に基づきご説明いたします。18ページをお願いいたします。第４の総務部門における主要施策でございますが、１の広報、広聴活動の充実でございますが、町民への情報提供とあわせて、町政に対する理解を深めていただくため、「広報ながとろ」を毎月発行し、全世帯及び関係機関に配布いたしました。また、町政に対するご意見等を伺うため、町への提案制度を平成17年６月から開始し、郵送、電子メール等で14件の提案等が寄せられ、その一部を「広報ながとろ」に掲載し、公表いたしました。

次に、２の町民相談業務の実施でございますが、法律相談、行政相談につきましては毎月１回、人権相談につきましては年５回実施いたしました。法律相談は38件、行政相談は５件、人権相談は１件でございました。

次に、19ページの４の財産管理事業でございますが、（１）の財産管理事業でございますが、役場庁舎の維持管理を初め、普通財産、行政財産の管理や物品の調達、管理などの事業を行っております。なお、庁舎管理につきましては、空調設備の修繕工事を実施いたしました。20年度中の普通財産の取得、処分の状況は表のとおりでございます。

次に、（２）の入札の実施につきましては、20年度は26件の入札を実施いたしました。その状況は、①から③の表のとおりでございます。

20ページをお願いいたします。５の交通安全対策事業でございますが、全国交通安全運動、交通事故防止運動を実施、協力するとともに、町独自の啓発活動として、交通安全母の会の協力をいただき、マスコット人形700個を作成し、街頭キャンペーンの際や高齢者、新入学児童に配布し、啓発活動を行いました。

交通安全指導として、乳幼児健診時にチャイルドシートの着用指導、主要交差点においてシートベルト着用調査、新入学園児を対象とした紙芝居による交通安全教室の開催等を行いました。また、交通指導隊による児童生徒の下校時の交通安全指導に合わせて防犯パトロール活動を実施いたしました。

啓発事業といたしましては、町民の希望者に交通安全反射たすきを配布いたしました。

次に、６の地域振興対策事業費でございますが、地域の振興を図るため、下山区、小坂区で実施した事業に対して補助を行いました。

次に、７の職員研修状況でございますが、職員の資質向上と専門的知識の習得を図るため、表に示してあります研修に参加、実施し、延べ73人が受講いたしました。

次に、21ページの８の人権・同和問題啓発事業でございますが、人権啓発及び同和問題の啓発を図るため、啓発標語入りのウエットティッシュを作成し、園児、小中学生、教職員、行政区長等に配布し、啓蒙を図りました。

次に、９の各種期成同盟会事業でございますが、沿線市町でそれぞれ負担し、秩父鉄道整備促進協議会を通して秩父鉄道が実施する安全対策事業に対して支援を行いました。

次に、10のイメージアップ事業でございますが、20年度においてもシンボルマークの活用を行いました。

次に、11の行政改革推進事業でございますが、効率的な行財政運営と町民サービスの向上を目指して、現下の状況に対応するため、町民と行政の協働の推進、厳しい環境下でも持続可能な行財政基盤の確立、簡素でわかりやすい組織体制の構築、職員の意識改革と定数等の適正管理を基本とする平成18年度から22年度までの５カ年の行政改革大綱及び実施計画に基づき、全庁的体制で見直しや改革に努めました。

次に、12の地域活性化・緊急安心実現総合対策事業でございますが、安心実現のための緊急総合対策として、国より交付された地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を活用して、長瀞第一小学校校舎の耐

震改修の設計業務を委託いたしました。

次に、13のふるさと長瀞応援基金でございますが、ふるさと納税制度により、寄附金を活用するため、ふるさと長瀞応援基金を設置いたしました。８名の方から49万円の寄附をいただき、基金に積み立ていたしました。

22ページをお願いいたします。14の情報公開・個人情報保護制度事業でございますが、公正で透明な開かれた町政を推進するため、町が保有する行政情報の提供を行いました。また、町民のプライバシーを保護するため、個人情報保護制度の充実に努めました。

15の情報化推進事業でございますが、（１）の庁内ＬＡＮ（情報系）の整備でございますが、町民サービスの向上、事務の簡素化、効率化を図るため、職員の使用するコンピューターをそれぞれ接続した庁内ＬＡＮの整備として、ノートパソコンを配置し、運用しているところでございます。

次に、（２）の庁内ＬＡＮ（基幹系）の整備でございますが、町の事務処理の根幹をなす住基、税務、財務システムの活用により住民サービスの向上、事務の効率化に努めました。

（３）の公式ホームページの運営管理でございますが、長瀞町公式ホームページを平成12年に開設し、積極的に情報提供を行っておりますが、平成20年４月から平成21年３月までに９万2,548件アクセスがございました。

次に、16の例規集データベース化管理事業でございますが、データベース化した町の例規を年４回データ更新し、情報の提供に努めました。

次に、25ページをごらんいただきたいと思います。25ページの中ほどの20番の統計調査でございますが、（１）の工業統計調査を実施し、75件の製造業の事業所を対象に実施いたしました。

また、（２）の住宅・土地統計調査につきましては、住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する調査を抽出により103件の調査を実施いたしました。

それでは、56ページをごらんいただきたいと思います。56ページの９番、長瀞町開発行為等審査会でございますが、２件の開発行為等の申請があり、それぞれ審査会を開催いたしました。

次に、57ページをごらんいただきたいと思います。第11、消防部門における主要施策の１の常備消防事業でございますが、秩父広域市町村圏組合消防の負担金といたしまして１億3,510万6,000円を負担いたしました。

次に、２の非常備消防事業でございますが、長瀞町消防団に対する運営費といたしまして70万円を交付いたしました。吸水管、自動車バッテリー、団員作業服等の備品の購入を実施いたしました。

以上が総務課の主要事業の内容でございます。

○議長（齊藤　實君）　次に、税務課長、お願いします。

税務課長。

○税務課長（野原寿彦君）　続きまして、税務課の関係につきましてご説明申し上げます。

行政報告書の13ページをお開きいただきたいと存じます。第２の歳入に関する事項、１の町税についてご説明申し上げます。下の表の町税収納状況をごらんいただきたいと存じます。初めに、現年課税分でございますが、１の個人町民税の調定額は３億7,288万円で、19年対比5.2％の増額となっております。平成20年中の個人所得の増加などにより、19年度対比プラスとなったものでございます。これに対します収入済額は３億6,652万6,000円で、収納率は98.3％でございます。

次に、法人町民税でございますが、調定額は5,780万5,000円で、19年度対比21.3％の減となっておりま

す。景気低迷のあおりを受け、全般的に業績が下降になったものでございます。これに対します収入済額は5,651万2,000円で、収納率は97.8％でございます。

次に、２の固定資産税でございますが、調定額は４億9,904万5,000円で、19年度対比0.5％の増となっております。固定資産税は評価替え第３年度に当たりまして、土地につきましては、引き続き地価が下落傾向にあり、19年度対比の0.7％減、家屋につきましては、工場の建築や評価の高い物件の建築があったため、19年度対比３％の増となっております。償却資産につきましては、設備投資による増加があったものの、減価償却による評価額の減少により19年度対比４％の減となりまして、固定資産税全体では19年度対比0.5％の増となったものでございます。これに対します収入済額は４億8,424万8,000円で、収納率は97％でございます。

次の国有資産等所在市町村交納付金でございますが、調定額は163万2,000円、19年度対比3.4％の減となっております。これは内容の変更はございませんが、交付金算定の基礎となる課税標準額が下がったことによるものでございます。

次に、３の軽自動車税でございますが、調定額は1,655万円で、軽乗用車の登録台数の増加などにより、19年度対比2.1％の増となっております。これに対します収入済額は1,610万7,000円で、収納率は97.3％でございます。

次の４のたばこ税につきましては、調定額は3,760万1,000円で、19年度対比2.6％の減となっております。これは禁煙者の増加並びにタスポ導入による自動販売機の売り上げが落ち込み、たばこ税の減少の要因になったと思われます。

以上、現年課税分の調定額合計は９億8,551万3,000円で、19年度対比0.5％の増となっております。これに対します収入済額は９億6,262万6,000円で、収納率は97.7％で、19年度と比較いたしまして0.1％の減でございます。

次に、滞納繰越分でございますが、町民税、固定資産税及び軽自動車税を合計いたしました調定額１億2,168万5,000円で、19年度対比3.3％の減となります。これに対します収入済額が3,341万5,000円、収納率は27.5％でございます。表の一番下の段でございますが、現年課税分と滞納繰越分を合計いたしました町税の調定額の総額は11億719万8,000円となりまして、収入済額は９億9,604万1,000円、収納率は90％で、19年度と比べまして1.8％の上昇となっております。

次に、不納欠損額についてご説明申し上げます。税目別で見ますと、滞納繰越分の個人町民税が97件、18人で289万4,000円、法人町民税が１件、４万3,000円、固定資産税が189件で23人、283万円、軽自動車税が49件、17人、22万5,000円で、合計いたしまして、336件、実人数44人でございます。559万2,000円について不納欠損として処分させていただいたものでございます。

処分理由につきましては、地方税法の規定に基づき、地方税法第15条の７第４項の該当の滞納処分停止後３年を経過したことにより、納入義務が消滅したものが201件、時効により租税債権が消滅したものが135件となっておりますが、このうち処分停止済みのものが32件となっております。現年課税分と滞納繰越分を合計いたしました調定額11億719万8,000円から収入済額９億9,604万1,000円と不納欠損額599万2,000円を差し引いた収入未済額１億516万5,000円が20年度に繰り越されます町税の滞納額となっております。

次に、歳出関係でございますが、行政報告書の22ページをごらんください。17の賦課徴収事業、（１）、航空写真撮影業務委託でございますが、平成21年度評価替えに伴い、課税の根拠となる資料作成を行った

ものでございます。

恐れ入りますが、次に23ページをごらんください。（２）の固定資産税標準宅地時点修正事業でございますが、依然として地価の下落傾向が見られますことから、不動産鑑定士による不動産鑑定の評価を行い、平成21年度の固定資産評価額に反映させました。

次に、（３）の口座振替納付の普及促進でございますが、納税者の利便と安全等のため、口座振替納付の普及に努めました。口座振替納付の状況は表にあるとおりでございます。

以上で税務課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　次に、町民福祉課長、お願いいたします。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　続きまして、町民福祉課関係について行政報告書に基づきご説明申し上げます。

まず、総務部門関係でございますが、23ページのほうをお開きいただきたいと思います。18の交通災害共済事業の推進でございますが、交通事故により災害を受けた方に埼玉県交通災害共済組合を通じまして、見舞金22件、103万7,000円を給付いたしました。

次に、19の戸籍住民事業でございますが、（１）の戸籍関係では、戸籍の電算化を実施し、全部と個人事項証明等の発行を行っております。20年度末現在の本籍数は4,049件、本籍人口は１万137人で、戸籍の全部及び個人事項証明等の発行件数は2,691件でした。

次に、（２）の住民基本台帳関係でございますが、平成20年度末の人口は8,178人、世帯数は2,860世帯で、19年度に比べますと人口で103人の減、世帯は30世帯の増となりました。

次に、24ページをお開きください。（３）の外国人登録の関係では、20年度末の人口は３人増の36人、世帯数は５世帯増の26世帯でした。

次の（４）の印鑑登録の関係では、印鑑登録申請件数等は312件でございました。

次に、25ページをお願いいたします。（５）の住民基本台帳ネットワークシステムの関係でございますが、住民基本台帳カードの発行件数は25件でございました。

次に、26ページをごらんください。第５、民生部門における主要施策でございますが、１の社会福祉総務事業として、（１）の更生保護事業から（７）の介護福祉関係３計画委託業務事業までごらんのとおりの事業を実施いたしました。

まず、（４）の社会福祉協議会助成事業でございますが、社会福祉事業の円滑な運営を図るため、2,400万円の補助金を交付し、日常生活用具貸与事業以下掲げられておりますような各種事業を実施いたしました。中でも敬老会につきましては、喜寿、米寿等の慶事該当者のほかに、80歳の傘寿の方を加えさせていただき、大勢の方々にご参加いただきました。また、午後は高齢者のつどいといたしまして、高齢者が主体となって祝賀会を実施いたしました。

次に、（５）、シルバー人材センター助成事業でございますが、高齢者の生きがい、健康、社会参加を目標に活動しておりますシルバー人材センターの運営費として840万円の助成を行ったものでございます。会員数158人、受託延べ件数824件、契約総額8,236万7,000円の実績を上げております。また、ボランティア活動や福祉活動事業への協力も行っていただいております。

次に、27ページをごらんください。（７）の介護福祉関係３計画委託業務事業でございますが、平成20年度は第４期の介護保険事業計画、障害者福祉計画の策定時期であり、また21年度に策定予定の次世代育成

支援行動計画の実態調査を実施しなければならないため、３計画関係を一括して委託し、事務の効率化、経費の削減を図りました。

次に、中ほどの障害者の福祉でございますが、（１）の在宅重度心身障害者手当支給事業から31ページの（21）の障害児を育てる地域の支援体制整備まで各種事業を実施いたしました。

まず、27ページに戻っていただきまして、（１）の在宅重度心身障害者手当支給事業でございますが、これは障害手帳１、２級と療育手帳　とＡの方に月額5,000円の手当を支給したものでございます。

次に、28ページ、（８）、心身障害者地域デイケア事業でございますが、在宅の心身障害者の社会参加促進のため、通所による自立訓練や授産活動を行うもので、２人の方が利用いたしました。

次に、(10)、福祉タクシー利用料金助成事業から次のページの（13）の障害児（者）生活サポート事業までが障害者の外出支援に関するものでございます。福祉タクシー利用料金助成事業は、タクシーの初乗り料金を補助するものでございますが、延べ288人の利用があり、19年度に比べますと41人の増となりました。

次に、29ページ、(11)、自動車等燃料費助成事業でございますが、自動車等を自分で運転する障害者等の燃料費の一部を助成するもので、19年度比３人増の35人の利用がございました。

次に、(12)、自動車改造助成事業でございますが、脳梗塞等で身体機能が低下した方が自動車を改造することで、今までどおり自分で運転して外出することができるよう、身体障害者の生活の利便を図るため、自動車改造費の一部を助成するものですが、20年度も１名の申請がございました。

次に、(15)、介護給付費・訓練等給付費支援事業でございますが、障害者自立支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費を支給することにより、障害者の自立と社会参加を図ったものでございます。また、30ページの訓練等給付費のうち就労移行支援は、軽度の知的障害者が一般就労できるよう援助するもので、就労継続支援Ｂ型は、比較的重度の知的障害者や一度就労した方がその後離職してしまった場合に再び訓練等のために通う事業でございます。

次に、(17)、障害児（者）日中一時支援事業でございますが、障害者を介護している家族の一時的な休息を目的として、施設に預け、障害児（者）の活動の場や社会適応訓練等の支援を行うもので、５人の利用がございました。

次に、(18)、障害児（者）移動支援事業でございますが、在宅の障害児（者）の外出支援のため、地域での自立生活、社会参加を促すことを目的に外出の際の移動支援を行い、３人増の８人の利用がありました。

次に、31ページ、(20)の障害者社会参加推進緊急整備事業でございますが、人工肛門、人工膀胱造設者等の社会参加を促進するため、役場庁舎内に専用のトイレを整備いたしました。また、情報バリアフリーを促進するため、役場窓口に情報支援機器として、携帯型拡大読書器や簡易筆談器などを整備し、視覚や聴覚障害者等への情報支援の充実を図りました。

次に、(21）の障害児を育てる地域の支援体制整備事業でございますが、相談支援の場における障害の早期発見のための療育器具の整備を行いました。

次に、３、高齢者の福祉でございますが、（１）の在宅支援事業につきましては、介護保険で非該当となった方で日常生活に支障のある方にショートステイ等や訪問介護等の生活支援を行うものですが、通所介護で１名の利用がございました。

次に、32ページをお開きいただきたいと思います。（７）の老人福祉施設助成事業でございますが、特

別養護老人ホームながとろ苑の敷地を町が借り上げまして、長瀞福祉会へ貸与いたしました。

また、（８）の高齢者児童共生スペース施設整備事業でございますが、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等を活用し、樋口地区コミュニティ集会所の隣に高齢者と児童が利用できる世代間交流支援センター「ひのくち館」を整備いたしました。木造平家建てで、午前中は高齢者や乳幼児の交流、午後は児童クラブとしてことしの４月から活用しております。また、ソーラーシステムも備えているため、ひのくち館で使用し、余った部分は東電へ売電もしております。

次に、33ページ、４の児童福祉でございますが、（１）の民間保育所に対する補助事業として、次世代育成支援対策補助金、保育対策促進事業補助金、安心・元気！保育サービス支援事業費補助金や障害児保育事業補助金など各種事業に対する補助金を交付し、児童福祉の向上を図りました。

次に、（２）、入所児童委託事業でございますが、保育所入所児童数は年間で延べ人数1,761人、委託料として総額１億2,494万230円を支払いました。19年度に比べまして、児童数が延べで217人の減、委託料で1,600万円の減額となりました。

次に、（３）の放課後児童対策事業でございますが、小学校低学年の留守家庭児童の健全育成のため、児童クラブ２カ所を開設し、民営の学童保育所には519万6,000円の委託料を支払いました。

次に、34ページ、（５）、児童手当支給事業でございますが、小学校修了前の児童を養育する保護者に対し、３歳未満の児童は一律月額１万円、３歳以上は、第１子、２子月額5,000円、第３子以降月額１万円の児童手当を支給し、生活の安定と児童の健全育成の向上を図ったものでございますが、被用者から小学校修了前特例給付まで、延べ支給人員8,681人、総額で5,460万円を支給いたしました。19年度と比較いたしますと、延べ人数で394人の減少に伴い、支給額でも170万5,000円の減額となりました。

次に、（６）、要保護児童対策地域協議会事業でございますが、要保護児童の早期発見、早期対応を図り、町内児童の健やかな成長を促進するため、児童・教育関係機関、団体等の参加による要保護児童対策協議会を設置し、関係機関との連携を密にして、児童福祉の向上を図ったものでございます。20年度は代表者会議と実務者会議をそれぞれ開催いたしました。

次に、５の各種医療費・年金等支給事業の（２）の乳幼児医療費支給事業でございますが、平成20年７月より支給対象者を満12歳まで拡大し、子育て家庭の経済的負担の軽減と乳幼児の健全育成を図りました。総受給者数は19年度の２倍強の836人となりましたが、支給総額は1,083万3,244円となり、対象者は増加となりましたが、支給額では25万3,340円の減額となりました。これは19年度におきましては、３・４・５歳児の医療費がちょっと高額だったため、今年度でしますと減額となったものでございます。

次に、35ページ、（３）のひとり親家庭等医療費支給事業でございますが、受給者数は19年度と同数の152人、支給件数は817件で、１人当たり支給額は１万625人と1.3％の減となりました。

次に、（５）、後期高齢者医療事業でございますが、20年度から始まりました後期高齢者医療制度が円滑な運営を図るため、各種事務を行いました。この後期高齢者医療制度は、埼玉県内の全市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営の主体となっており、保険料の決定、保険証の交付、医療を受けたときの給付などを行い、町では保険料の徴収、各種申請・届け出の受け付け、被保険者証の引き渡しなど被保険者に身近な窓口業務を行いました。

次に、41ページをごらんいただきたいと思います。41ページの中ほどから44ページまでが健康担当関係でございます。まず、41ページ、８の保健事業の（１）の成人保健事業でございますが、①の成人病予防検診補助事業は、後期高齢者医療制度の加入者のうち、人間ドックの受診を希望した11人に対し、従前ど

おり補助を行いました。

また、42ページの④のがん検診では、胃・大腸・乳・子宮がんに20年度から肺がん検診を加えまして、総勢延べで1,177人の方に受診していただきました。そのうち要精密検査は68人でございました。

次に、43ページ、（４）の母子保健事業でございますが、①の乳幼児並びに②の妊婦に対する健康診査と③の相談指導事業は、すくすく相談からわにっ子ランドまで各種相談を実施いたしました。妊婦健診の対象者は19年度に比べ４人増の42人となりました。

次に、９の予防衛生事業でございますが、（１）の結核予防事業に係る①のレントゲン撮影でございますが、高齢者層の発病増加などから65歳以上の方を対象に実施し、314人の方に受診していただきました。

また、②の予防接種につきましては、ＢＣＧを出生直後から６カ月までの乳児を対象に実施いたしました。

また、次の44ページの（２）、伝染病予防事業に係る予防接種につきましては、ポリオからインフルエンザまでの各種予防接種を実施したものでございます。このうち、麻疹と風疹、高齢者のインフルエンザにつきましては、郡内の指定医療機関等で体調のよいときに実施できるよう個別接種となっております。

次に、10の地域組織活動でございますが、例年どおり母子愛育会、食生活改善推進員協議会で、ごらんのような地域活動を実施いたしました。

次に、国民健康保険特別会計についてご説明いたします。68ページをごらんください。平成20年度から75歳以上の方は新しくできた後期高齢者医療制度に移行するとともに、退職者医療制度の改正もありまして、財源の構成比率が大きく変わっております。また、被保険者数は19年度末と比較すると964人の減となっております。

それでは、69ページをごらんください。３の決算状況でございますが、国民健康保険特別会計の歳入決算額は９億8,523万9,000円、歳出決算額は８億8,538万8,000円で、19年度と比べ、歳入は4.2％の増、歳出は２％の減額となりました。

歳入の主なものは、保険税の２億512万6,000円、国庫支出金１億8,888万4,000円、療養給付費交付金１億1,657万8,000円で、20年度から新設されました前期高齢者交付金１億6,575万8,000円、それから繰入金１億2,689万1,000円などでございます。

次に、歳出の主なものは、保険給付費５億7,217万8,000円と、新設されました後期高齢者支援金１億368万8,000円、共同事業拠出金１億398万5,000円などでございます。このうち、保険給付費は19年度に比べ1.3％の増、また老人保健制度から後期高齢者医療制度へ移行したことに伴い、老人保健拠出金が減少し、後期高齢者支援金が新設されております。

次に、４、保険税収入状況でございますが、医療分の現年課税分の収納率は96.2％、後期分は96％、介護分は95.3％で、いずれも19年度と比べ向上しております。また、滞納繰越分につきましては、19年度と比較し、介護分は14.2％と増加しているものの、医療分が若干減少しており、現年、滞繰分合わせた全体では、81％と２％減少しております。

次に、71ページ、５の国庫支出金収入状況でございますが、国庫支出金の主なものは、療養給付費等負担金１億4,123万4,000円、普通調整交付金3,756万3,000円等でございまして、国庫支出金の計は１億8,888万4,000円、19年度に比べまして17.2％の減額となっております。

次に、県支出金でございますが、普通県調整交付金が2,790万3,000円、特別県調整交付金が1,129万1,000円等で、合計4,617万1,000円、19年度に比べまして13.7％の減額となっております。

次に、72ページの６の医療費の状況をごらんください。一般と退職被保険者とを合わせた被保険者数の年間平均数は2,583人で1,020人の減少、療養給付費等は６億9,404万7,000円で、１人当たり医療費は26万8,698円と、19年度に比べまして８万1,619円増加いたしました。これは昨年までの老人保健の加入者は、国保にも加入していた関係で、20年度から始まった後期高齢者医療の加入者は、国保から除外されているため、１人当たり費用額で比べた場合、増加となったものでございます。

次に、７、被保険者の異動状況でございますが、75歳以上の方が20年度より創設されました後期高齢者医療制度に移行したため、20年度末では1,348世帯となり、19年度に比べまして439世帯減少し、加入率は47.1％、また被保険者数は2,577人で、16年度に比べ964人と大幅に減少しました。

次に、９の保健事業の（１）、特定健康診査・特定保健指導は、40歳以上の加入者を対象にメタボリックシンドロームの危険性のある方を早期に発見し、予防と解消を図るものでございますが、特定健診の受診者数は634人、そのうち特定保健指導の受診者は、動機づけ支援55人、積極的支援28人となりました。受診率のほうは33.4％となっております。

次に、73ページをごらんください。生活習慣病予防（人間ドック）補助事業でございますが、満50歳、60歳の節目の方は２万8,000円、それ以外の方は２万円の補助を行い、89人の方に受診していただきました。

次に、10、退職者医療制度でございますが、会社等を退職され、年金を受給されている国保加入者を対象とする国保医療制度ですが、20年度から対象が65歳未満となったため、被保険者数は237人と、19年度に比べまして約４分の１となっております。

続きまして、老人保健特別会計についてご説明申し上げます。74ページをごらんください。老人保健制度は、20年の４月より後期高齢者医療制度に移行したため、20年３月診療分と過年度分の処理のみとなっております。歳入決算額は7,256万6,000円で、主なものは支払基金交付金3,711万6,000円、国庫支出金2,381万7,000円でございます。また、歳出決算額は7,037万1,000円で、医療諸費6,919万6,000円が98.3％と大部分を占めております。

続きまして、76ページの介護保険特別会計についてご説明申し上げます。介護保険制度は、要介護状態になり、入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練並びに看護等を要する方が、その能力に応じて必要とするサービスを提供することを目的に開始された制度でございます。施行後９年余り経過いたしまして、制度の定着とともに介護サービスの利用者が拡大し、介護給付費は年々増加しております。20年度の65歳以上の第１号被保険者の人数は19年度と比較して60人増の2,291人で、総人口の28％を占めております。また、第１号被保険者のいる世帯は19年度と比較いたしまして、51世帯増の1,590世帯で、総世帯数の55.6％を占めております。

次に、77ページをごらんください。３の決算状況でございますが、歳入決算額は５億3,553万6,000円、歳出決算額は４億9,939万9,000円で、形式収支は3,613万7,000円の黒字となっております。

歳出の主なものは、保険給付費で対19年度比3.7％増の４億5,746万6,000円となり、歳出に占める割合は91.6％となりました。

次に、78ページをごらんください。４の（２）の収納状況でございますが、全体の現年課税分の収納率は99.4％と、19年度に比べ0.1％減少となってしまいました。

次に、５の保険給付費支出状況でございますが、介護サービスでは、件数で5,954件、費用額で４億3,832万3,000円と、19年度に比べまして、件数では471件の増、費用額では1,409万4,000円の増加となっておりま

す。また、介護予防サービスでは1,898件、3,824万4,000円となり、件数で30件、費用額で212万8,000円の増となりました。これは18年度から介護予防サービスに特に重点を置くこととなり、要介護１の方が要支援１や２となって介護予防サービスを利用したものでございます。

次に、80ページをごらんください。６の要介護認定状況でございますが、介護保険のサービスを受けるためには、本人の状態がどの程度介護を必要とする状態か判定する必要があり、その申請件数が455件でございました。全体では、新規が124件、更新が322件、変更９件となっております。

次に、（２）の認定者数でございますが、19年度と比較しまして41人増の391人となっております。また、介護度別では、要支援１、２が全体の28.2％と最も多く、次いで要介護２が20.2％、要介護３が17.6％となっており、19年度に比べ要支援が15人、要介護１が17人と介護度の低い方が増加しております。

次に、81ページ、７、各種減額・免除認定でございますが、介護保険法等の規定によりまして、（１）から（３）まで各種利用料の減免等を行ったものでございます。

次に、８の（１）、地域包括支援センター運営協議会及び（２）の地域密着型サービス運営委員会でございますが、それぞれ運営会議等を開催し、要介護者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう協議をいたしました。

次に、９、介護予防事業でございますが、（１）、介護予防特定高齢者施策といたしましては、要介護一歩手前の特定高齢者が要介護認定者にならないよう、通所型の介護予防事業を実施いたしました。

また、（２）の介護予防一般高齢者施策といたしましては、一般の65歳以上の方を対象に、元気モリモリ体操を町内11会場で延べ226回、2,887人の方に参加していただくとともに、お手伝いいただくボランティアさんの養成事業も実施し、サポート事業は18回、延べ80人の方々にお手伝いをいただきました。

次に、82ページ、10、地域包括支援センター事業でございますが、（１）、介護予防のケアマネジメント業務といたしまして、特定高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防ケアプランを41件作成いたしました。

（２）の総合相談業務でございますが、高齢者が地域で安心して生活できるよう、来所や電話の相談だけでなく、訪問するなど、513件の相談に対応いたしました。

また、（３）では、包括的継続的ケアマネジメント支援業務で、ケアマネや民生委員など関係機関と連携し、ごらんのような会議の開催や相談を受け付けました。

次に、（４）の介護予防給付業務では、要支援１、２の方に対し、ケアプラン延べ863件を作成し、生活に関する支援を行いました。要支援１、２の方の増加に伴い、ケアプランの作成件数も増加しております。

次に、84ページをごらんください。後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。この制度は、従来の老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に全面的に改正され、高齢者世代と現役世代の医療費負担を明確にして、公平でわかりやすい制度にし、保健財政の安定化や福祉の増進を図ることを目的に、平成20年度から開始された制度でございます。運営は埼玉県の全市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合が行い、町は保険料の賦課徴収業務と徴収した保険料を広域連合へ納付することや給付事業等の窓口事務を行っております。対象者は75歳以上の方及び一定の障害がある方で、広域連合の認定を受けた65歳以上の方となっており、20年度末の被保険者数は1,183人となっております。

次に、85ページをごらんください。３の決算状況でございますが、歳入決算額は7,984万3,000円、歳出決算額は7,877万9,000円となり、形式収支は106万4,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、保険料で全体の77.4％を占めております。

また、歳出の主なものは、広域連合納付金で、歳出全体の98％を占めております。

次に、４の保険料賦課徴収状況でございますが、（２）の収納状況で見ますと、99.4％の収納率となっております。保険料は年金から納めていただく特別徴収と窓口や口座振替で納めていただく普通徴収がありますが、特別徴収の100.1％は、徴収後死亡されたり、転出されて減額となった方の未還付分でございます。未還付分は次年度へ償還することになっております。

以上で町民福祉課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　次に、地域整備観光課長、お願いします。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　続きまして、地域整備観光課関係の主要施策につきまして、行政報告書に基づきまして順次ご説明をさせていただきます。

最初に、第６、衛生部門における主要施策についてご説明申し上げます。行政報告書の37ページをごらんいただきたいと存じます。１の上水道の整備でございますが、皆野・長瀞上下水道組合の財政基盤の安定を図るため、補助金を支出しました。また、樋口簡易水道の統合に伴う施設整備のための経費と簡易水道建設改良に係ります企業債元利償還金及び宮沢簡易水道の統合に伴います施設整備のため負担金を支出いたしました。

２の下水道整備でございますが、皆野・長瀞上下水道組合で実施しております下水道事業及びし尿処理事業に対しまして、負担金を支出いたしました。

（３）の合併処理浄化槽設置整備補助事業でございますが、公共下水道認可区域外の区域に合併処理浄化槽を設置される方に対しまして補助金を交付しました。平成20年度は、11基の設置申し込みをいただいてございます。

次に、38ページをごらんください。（４）の生活排水対策事業でございますが、水質汚濁防止法の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定を受けたことによります長瀞町生活排水対策推進計画に基づきまして、河川、荒川の水質検査を実施いたしました。

次に、３の廃棄物処理でございますが、（１）の有価物回収事業といたしまして、リサイクルの促進及びごみの減量化のため、有価物の回収を実施していただきました。５団体に対しまして報奨金を交付いたしました。

（２）の環境衛生施設設置事業でございますが、環境衛生の向上及びごみの減量化のため、生ごみ処理機等の設置を希望する方に対しまして補助金を交付いたしました。

次に、（３）の散乱ごみ・不法投棄対策といたしまして、不法投棄されるごみの撤去作業を行うとともにパトロールを実施いたしました。また、各行政区の皆様に春と秋に散乱ごみの一斉清掃を行っていただきました。

39ページをごらんください。（４）のデポジット事業でございますが、空き缶回収機による空き缶回収を長瀞町環境美化推進協議会で実施していただきました。

（５）のダイオキシン対策でございますが、原則としてごみの自家焼却が禁止されたことに伴い、不要となりました簡易焼却炉の撤去希望者に対しまして焼却炉の無料撤去を行いました。平成20年度は13基を回収しております。

次に、４の生活環境の美化といたしまして、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施しております。

次に、40ページをごらんください。（２）の公害防止事業でございますが、公害苦情件数は表のとおり

でございます。

（３）の環境美化推進事業でございますが、環境美化を推進するため、デポジットの運営といたしまして、補助金を長瀞町環境美化推進協議会に支出いたしました。

５の広域行政の推進といたしまして、ごみの収集、運搬を行っております秩父広域市町村圏組合に負担金を支出しました。また、ごみの減量化を図るため、商工会主催による生ごみ処理機講習会開催に協力いたしております。また、家庭から排出される粗大ごみの回収を３回実施いたしました。

６の首都圏自然歩道維持管理事業でございますが、埼玉県より管理委託されております首都圏自然歩道の維持管理を実施し、ハイキングの客等が安心して利用できるよう努めました。

次に、41ページをごらんください。７の自然公園維持管理事業でございますが、埼玉県の委託によりまして、許可申請進達事務等の自然公園保護管理事務を行いました。

次に、少し飛びまして、45ページをお開きいただきたいと存じます。第７の労働部門における主要施策でございますが、地域の特性や民間活力を生かした地域開発を図り、雇用の拡大と安定を確保するため、秩父地域雇用対策協議会や埼玉県雇用開発協会等に対しまして助成を行いました。また、労働災害の防止や労働者の健康維持等を図るため、秩父地区労働基準協会長瀞支部に対して助成を行ったほか、労働者の生活の向上のため、秩父地区メーデー実行委員会等に助成を行いました。

（１）、住宅資金貸付事業につきましては、融資あっせん希望者はございませんでした。

次に、46ページをごらんいただきたいと存じます。第８、農林水産部門における主要施策でございます。１の農業委員会の（１）の農地の移動状況でございますが、農地法第３条の規定に基づく権利の移動は２件でございました。農地法第４条及び第５条の規定に基づく農地以外への転用は35件、１万5,813平方メートルでございます。

次に、２の農業振興事業、（１）の数量調整円滑化推進事業でございますが、水稲作付面積は3.4ヘクタールで、生産確定数量は14.4トンとなっております。

（２）の農業振興地域整備計画の変更状況でございますが、農振農用地から除外したものが８件、3,918平方メートル、編入したものはゼロ件でございます。

（３）の農業振興事業の実施状況でございますが、農業生産の確保と特産物の振興を図るため、ごらんのような補助金を交付いたしました。

次に、47ページをごらんいただきたいと存じます。（４）の農業経営改善事業の実施状況でございますが、優れた農業経営体支援対策事業、山村都市交流事業をごらんのように実施いたしました。

（５）の中山間地域等直接支払事業でございますが、小坂集落における農業振興と環境保全及び景観形成の維持のため、地域活動に対しまして交付金を交付いたしました。

次に、３の緑の村管理運営事業でございますが、お祭り広場や花の広場の管理を行うとともに、花の里づくり実行委員会を組織して、花でもてなす埼玉支援事業等を活用し、ハナビシソウとコスモス及びアジサイ等の植栽や多目的広場の整備をボランティア活動により行いました。

次に、48ページをごらんいただきたいと存じます。４の畜産振興事業でございますが、家畜保健衛生所が行いますＢＳＥ関連対策事業、高病原性鳥インフルエンザ対策事業等に協力いたしました。

５の林業振興事業、（１）の松くい虫対策でございますが、松くい虫から松を守るため、予防薬剤の樹幹注入事業等を実施いたしました。

（２）の林道事業につきましては、葉原線、榎峠線において林道管理工事を行いました。

６の宝登山「四季の丘」公園整備事業でございますが、宝登山県造林伐採跡地の森林保全を推進するため、宝登山四季の丘植栽計画策定委員会を組織し、植栽に関する協議を行いました。また、森づくり事業等により、広葉樹の植栽を行いました。

次に、49ページをごらんいただきたいと存じます。第９、商工部門における主要施策でございます。１の商工業の振興でございますが、商工業者の指導、育成を行う商工会に対し助成を行うとともに、町内の中小企業の経営安定を図るため、中小企業経営対策資金借入者に対し利子補給を行いました。

次に、２の観光の振興、（１）、花いっぱい推進事業でございますが、①の花の植栽事業として公共施設等への花の植栽を行うとともに、②、花の応援事業として、運動協力団体等に対して苗木や資材等の提供を行い、花いっぱいの推進に努めました。

（２）のインフォメーション事業でございますが、観光協会とともにテレビやラジオ等の取材に対し協力いたしております。観光パンフレットの韓国語併記版を作成するとともに、彩の国秩父観光協議会と協力して各種観光キャンペーンを実施するとともに、ＮＨＫ連続テレビ小説「つばさ」の観光キャンペーンに参加いたしました。

50ページをごらんください。迎客対策としましては、観光案内所の運営や観光情報提供事業といたしまして秩父路の観光情報番組の放映を行っております。

（３）の魅力ある観光地づくり推進事業でございますが、観光客が安心して観光を楽しめるよう、観光基盤の整備を図るため、４カ国語標記の道標を設置しております。

（４）の花木の管理事業でございますが、南北桜通りや通り抜けの桜、野土山等の桜の維持管理を行っております。また、権田山の桜の里づくり事業活動に対しまして助成を行っております。

（５）の観光施設管理事業でございますが、主にトイレの維持管理を実施いたしました。また、清掃作業の一部を観光協会の方々のボランティアによりまして実施をしていただいております。

（６）の長瀞八景管理事業でございますが、仲山城跡周辺美化業務を地元団体に委託して実施いたしました。

（７）の観光団体等の育成、観光イベントへの助成でございますが、観光協会及び船玉まつり実行委員会に対しまして補助金を交付しております。

（８）の観光団体等事業への参加でございますが、観光関係各種団体が実施します事業に参加いたしまして、観光振興に努めております。

次に、51ページをごらんください。（９）、ＮＨＫ連続テレビ小説「つばさ」支援事業でございますが、平成21年度前期朝の連続テレビ小説「つばさ」で、長瀞町が全国放映されることから、観光振興を図るため、キャンペーンを実施いたしました。

次に、52ページをごらんください。第10、土木部門における主要施策につきまして説明させていただきます。１の道路橋梁総務事業でございますが、交通安全上設置しております道路照明灯の設置及び維持管理を行うほか、町道、認定外道路及び水路に一定の工作物、物件等を設け、継続して使用する道路占用許可事務及び公共物使用許可事務を行いました。

道路台帳作成事業につきましては、道路改良工事等により道路の状況や形態が変わった路線につきまして、既成の図面、調書等の補正業務を行いました。

また、境界確認業務といたしまして、申請に基づき、町道、水路と民地の境界の確認作業を37件実施し、証明書を発行いたしました。

また、道路管理者以外の行う道路工事施行承認事務を３件行いました。

測量機器等のリースといたしまして、道路等の測量設計及び図面の作成を行いました。

次に、道路維持事業は、道路修繕を初め道路清掃等を行うほか、地域住民の方々が自発的に道路を整備していただく際必要とする敷砂利、生コンクリート等の原材料を必要な行政区に支給いたしました。

次に、53ページをごらんいただきたいと存じます。（２）の交通安全施設整備といたしまして、交通弱者に対して点字シートの設置や歩行に危険な箇所等に道路ガードパイプ等の設置を行い、交通安全に努めました。

続きまして、３の道路新設改良事業でございますが、道路改良工事を行うとともに、これに伴う用地取得、補償を行いました。工事につきましては、道路改良工事６カ所の整備を行いました。個々の内容につきましては、各欄の表のとおりでございます。

（４）の職員による測量設計及び未登記処理作業・登記事務は、表のとおりでございます。

次に、54ページをごらんください。４の河川総務事業といたしましては、（１）から（５）に記載してあるとおり、水路に堆積した土砂等の処理等を１カ所と水路の改修２カ所を実施いたしました。

５の道路後退部分整備事業につきましては、接道規定に基づきまして、道路後退部分を道路の敷地として適用させるため、後退用地として７件の購入を行いました。道路後退部分に関するものとして、用地測量２件を行いました。

６の建築確認申請等進達事務でございますが、23件の受け付け事務を行いました。

７の若者定住促進対策事業でございますが、定住人口の増加と町の活性化を図ることを目的に、町営蔵宮団地跡地１区画の分譲地売り払い事務を行い、これに伴う道路整備等を行いました。なお、売り払いは、当初、平成20年12月中の募集を行いましたが、応募がなかったため、再募集を平成21年１月中旬より３月まで行い、売り払いをしたため、収入は平成21年度となるものでございます。

８の住宅管理事業でございますが、住宅に困っている低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に建設いたしました町営住宅４団地、90戸の修繕等による維持管理と蔵宮団地の１戸の取り壊し工事を行いました。また、住宅の滞納につきましては、平成19年度に引き続きありませんでしたので、ご報告させていただきます。

以上で地域整備観光課関係につきまして説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時３２分

再開　午前１０時４５分

○議長（齊藤　實君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育次長、お願いします。

教育次長。

○教育次長（大澤珠子君）　教育部門における主要施策について行政報告書によりご説明申し上げます。

報告書の58ページをお開きください。初めに、１の教育委員会事業でございますが、定例で行っており

ます教育委員会議を12回開催いたしまして、18件の議決、３件の規則改正を行いました。

２の教育委員会事務局事業でございますが、(１)、「ながとろ教育・第29号」の発行から60ページの(15)、幼児教育支援センター事業まで、就学支援、教育相談、幼稚園、保育園と学校との連携、就学に係る教育費の援助事業、国際理解教育事業、学校支援事業等、ごらんいただいているような事業を実施いたしました。

59ページの上段にございます（６）、（７）は、国庫補助事業でございます。

下段になります（13）の問題を抱える子ども等の自立支援事業、次の60ページ上段、（15）の幼児教育支援センター事業につきましては、国・県の委託を受け、平成19年度、20年度の２カ年にわたり取り組んだ事業で、不登校児童生徒の対応や問題を抱えた児童等の早期発見、早期対応等において、学校の先生だけでは行き届かない面をカバーできる点で、大きな成果を見ることができました。

次に、60ページ、３の小・中学校管理事業でございますが、（１）の学校経営の充実から61ページ、（６）の学校事故防止までごらんのような事業を実施いたしました。

（３）の教職員の資質の向上では、教職員を対象にしました長瀞町独自の取り組みとして、毎年恒例となりました夏季休業中を利用して特別支援教育、生徒指導等をテーマにした研修会を開催しました。

61ページ、（４）の生徒指導の充実と家庭・地域との連携におきましては、引き続きさわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用と相互の連携により、迅速で組織的な取り組みに効果を発揮いたしました。

また、両小学校へ県の委託事業を受け、学校応援団を立ち上げ、地域のさまざまな人材を活用することにより、地域と学校の連携強化、地域に開かれた学校づくり等学校教育活動のより一層の充実を図ることができました。

また、（６）、学校事故防止では、町民ボランティアによる学校パトロール隊活動の充実強化を図るとともに、県から委嘱を受けたスクールガードリーダーを配置し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制のさらなる充実に努めることができました。

次に、（７）の施設整備状況でございますが、小中学校の施設整備につきまして、61ページから62ページにかけての表で示しました。主なもので、第一小学校、第二小学校に教師用コンピューターをリースにより整備いたしました。１人１台ということです。学校施設の耐震診断では、第一小学校、第二小学校の屋内運動場、中学校技術棟の耐震診断を実施いたしました。診断の結果は、第一小学校、第二小学校の屋内運動場は、ともに耐震化工事が必要という数値結果でした。中学校技術棟については、耐震化はクリアできましたが、老朽化から屋上の防水シートが突風ではがれるという事態を招きまして、急遽屋上防水修繕を実施したところです。学校施設の耐震化に向けた耐震診断は、すべて平成20年度をもって実施することができました。したがいまして、平成21年度からの工事に向け、第一小学校の校舎設計を実施いたしました。３校合わせて合計で８施設のうち、耐震化のある施設が３施設、中学校屋内運動場、技術棟、それに第一小学校東棟の３施設でございます。耐震化の必要な施設、残り５施設につきましては、平成21年度より順次耐震化とあわせ改修工事を実施していく予定でございます。

以上が教育委員会学校総務関係の事業報告です。

次に、４の社会教育総務事業についてご説明いたします。（１）の充実した人生を築く生涯学習の推進から63ページ、（３）の基本的人権の尊重に徹する教育の推進まで、事業をそれぞれ表にまとめてございます。ごらんいただいているような事業及び体育施設整備、施設の利用状況を含め実施いたしました。表

でごらんいただきたいと思います。

次に、64ページ、（４）の文化の振興と文化財の保護、②の文化財の保護のうち旧新井家住宅管理公開事業につきましては、民間活力導入による活性化事業の実施や隣接する花の里へのハナビシソウ観賞の観光客の増員等による相乗効果を図り、入館者の増員を図っているところでございますが、20年度につきましては、６月から11月末まで新井家住宅の屋根の改修工事のため、入場制限等も行った結果、前年度比で入館者数は下回りました。平成19年度入館者数、１万1,317人、入場料211万8,340円に対し、平成20年度は入館者数１万592人、前年度比725人の減、入場料156万8,940円、前年比54万9,400円の減という結果でした。

その下、旧新井家住宅保存修理事業でございますが、ご案内のように、旧新井家住宅の板ぶき屋根のふきかえ工事を国庫補助を受けて行い、雨漏り等の解消もでき、リニューアルしたところでございます。

次に、65ページ、５の公民館事業でございますが、中央公民館は生涯学習の拠点施設として多くの町民にご利用いただいておりますが、初めに公民館の主要事業と参加状況についてでございますが、表でごらんいただいております講座、教室等を実施いたしました。合計で８つの教室、講座と公民館まつりを実施し、延べ総数1,535人、平成19年度は942人でした。前年に比べ593人の増と大幅に増加しましたが、これは表でごらんいただいておわかりのように、上のほう、ヨーガ教室、またちょっと下がりまして、機能低下改善教室、リズムで健康体操といった健康維持関連の事業への参加者が多く、町民の健康への関心が高まっていることが顕著にあらわれている結果となりました。また、公民館では、図書やＣＤの貸し出しを行うほか、読み聞かせや紙芝居、人形芝居を行うグループやまぼうしの協力で、子ども図書館や地区お話会等の読書活動を実施いたしました。なお、公民館、ホーム等の事業や新刊図書、ＣＤについては、毎月発行しております「公民館だより」でご案内しております。

ここで、ご訂正を１件お願いいたします。（３）の図書の蔵書数でございますが、１万9,127冊を訂正いたしまして、１万9,174冊に訂正お願いいたします。

次に、66ページ、６の勤労青少年ホーム事業でございますが、勤労青少年ホームの講座、教室等の事業が表でごらんいただいておりますように、６つの教室とホームまつりを実施し、延べ総数で434人、前年度は352人でした。の方に参加していただきました。

施設全体の利用状況でございますが、合計で２万9,106人、これは前年度比1,320人の増となります。大変多くの皆様にご利用いただきました。

７の施設の修繕等につきましては、表にまとめてありますので、ごらんください。施設のバリアフリー化として、階段の両側に手すりを設置しました。従来片方のみだったのを両側に設置いたしました。また、体育館の雨漏り防止のため、屋根の塗りかえ工事を実施いたしました。

最後に、８の学校給食管理事業についてご報告します。内容及び運営面でございますが、67ページ上段の表にまとめてありますように、小中３校と合わせまして、合計で748人に対しまして、給食回数188回、延べで14万624食を供給いたしました。

次に、（２）の施設・設備の整備につきまして、表にまとめてありますので、ごらんください。

次に、（３）の給食の啓蒙普及活動につきまして、学校給食への理解、協力を図るために、表にありますような試食会を実施いたしました。

また、安定した調理業務を確保するため、引き続き民間会社と契約し、給食調理業務の委託を実施いたしました。

以上で教育部門における平成20年度主要施策の説明を終わります。

○議長（齊藤　實君）　以上で各課長、教育次長の説明は終了しました。

ここで、決算審査報告を代表監査委員、中畝攻佳君にお願いいたします。

中畝監査委員。

○代表監査委員（中畝攻佳君）　平成20年度長瀞町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査結果につきまして、監査委員を代表いたしまして報告申し上げます。

審査は、去る７月16日から８月14日までの間に、新井利朗監査委員さんと一緒に実施いたしました。その結果は、お手元に配付してあります審査意見書のとおりでございます。

１ページをごらんいただきたいと存じます。審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、関係法令に準拠して調製されておりますし、決算計数を関係諸帳簿及び証書類と照合いたしました結果、誤りのないことを確認いたしました。また、予算の執行に当たりましては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿っておおむね適正に行われているものと認められました。各会計の歳入歳出決算は、１ページですが、表１、会計別歳入・歳出一覧に掲げてありますとおり、各会計とも歳入総額から歳出総額を差し引いた残額は黒字決算となっております。

２ページをお開きいただきたいと存じます。一般会計におきましては、表２、決算収支比率等前年度比較の中ほどに掲げてありますが、形式収支は１億5,524万6,880円となっております。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源1,682万282円を差し引いた実質収支は１億3,842万6,598円の黒字決算となっております。この実質収支から前年度実質収支１億6,482万6,664円を差し引いた単年度収支は2,640万66円の赤字となっております。さらに、実質単年度収支につきましては、財政調整基金に8,262万1,665円積み立てられましたが、7,737万1,000円取り崩された結果、2,114万9,401円の赤字となっております。

次に、予算の執行状況でございますが、歳入につきましては２ページから３ページにかけて記載してございます。３ページをごらんいただきたいと存じます。中ほどの表３、歳入執行状況一覧の合計欄に示してありますとおり、歳入予算の執行率は95.3％、収入率は96.3％となっております。

町税の収入状況でございますが、同表の町税の収入欄に掲げてありますとおり、収入率は90％となっております。

２ページに戻っていただきまして、下から７行目でございますけれども、ごらんいただきたいと存じます。町税の収入状況のうち現年課税分の収入率は97.7％でありますが、滞納繰越分の収入率は27.5％と低調となっております。町税における不納欠損額は599万2,178円となっております。これは時効の成立、滞納処分の執行停止により権利、義務が消滅し、徴収が不可能となったものを不納欠損として処分されたものでございます。

また、町税全体における収入未済額は１億516万5,449円と多額になっております。町税につきましては、負担の公平性、それから自主財源である町税収入の確保ということは非常に重要な課題でございます。積極的な徴収活動を展開していくことが必要であります。また、未納者に対しましては、法に基づく適時適切な措置を講ずるなど積極的な滞納整理を行い、徴収率の向上と滞納額の圧縮を一層強く進めていくことが重要であります。引き続き、実効性のある町税確保対策を展開されることを強く望むものでございます。

次に、３ページの上のほうに記載してございますが、歳入のうち町債につきましては、借入額が昨年度より7,794万4,000円減少しておりますが、これは商工債、土木債、教育債の減少によるものでございます。

なお、款別の歳入執行状況につきましては、後ろのほうの８ページの表１に掲げてあるとおりでござい

ます。

次に、歳出につきましては、予算現額31億490万円に対しまして、決算額は28億450万6,907円ということでございまして、執行率は90.3％とおおむね順調に執行されておりました。

３ページの中ほどの表の下に書いてありますが、ウ、町債の償還状況のところに記載してございますとおり、平成20年度の町債の元金償還額は２億1,893万1,132円で、年度中に新たに２億1,486万7,000円を借り入れた結果、20年度末現在高は26億8,594万5,654円となりまして、昨年度末が26億9,000万9,786円ということでございましたので、406万4,132円の減少となっております。なお、町債の償還は計画どおり順調になされておりました。

次のエ、財政の構造でございますが、４ページの表４、主要財務指標一覧をごらんいただきたいと存じます。平成20年度における財政力指数は0.532、経常収支比率は92.6％、経常一般財源比率は101.4％となっております。公債費比率は6.0％と、ここ数年下がってきてはおります。しかし、これらの指標からかんがみまして、財源に余裕があるとは言えず、財政構造に弾力性があるとは言いがたいものがあります。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。４ページから６ページにかけて記載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

最初に、国民健康保険特別会計でございますが、財政収支の状況、予算の執行状況につきましては、４ページの中ほど以下に記載してあるとおりでございます。形式収支、実質収支ともに黒字となっております。単年度収支につきましても577万3,621円の黒字となっております。国民健康保険税の収入状況でございますが、収入率は81％となっておりまして、現年課税分は96.1％ですが、滞納繰越分は14.7％と低率となっております。

国民健康保険税の不納欠損額は404万7,068円、これは時効の成立、滞納処分の執行停止により徴収する権利、義務が消滅したものを不納欠損として処分されたものであります。国民健康保険税の収入未済額は4,392万1,040円となっておりますので、収入未済の解消に向けてより一層の努力をしていただくよう望むものでございます。

次に、５ページに移らせていただきます。老人保健特別会計につきましては、形式収支、実質収支ともに黒字となっておりますが、単年度収支は248万9,682円の赤字となっております。予算の執行状況につきましては、記載してあるとおりでございます。

介護保険特別会計に移らせていただきます。形式収支、実質収支ともに黒字となっております。単年度収支につきましても1,035万7,340円の黒字となっております。予算の執行状況につきましては、５ページの下のほうに記載してあるとおりでございます。

介護保険料の不納欠損額は８万1,600円ということでございますが、これは時効により権利が消滅したものを不納欠損として処分されたものであります。収入未済が106万7,630円ありますので、収入未済の解消に向けて一層努力されるよう望むものでございます。

６ページに移らせていただきます。後期高齢者医療特別会計でございますが、この特別会計は20年度から開始されました後期高齢者医療保険制度に伴いまして設けられた会計でございます。形式収支、単年度収支ともに黒字となっております。

予算の執行状況でございますが、保険料の収入状況は6,178万3,580円、収入率は99.4％となっておりますが、39万1,560円の収入未済がございます。

歳出では、後期高齢者医療制度の運営を行っております埼玉県後期高齢者医療広域連合への納付金が主

で、7,723万3,741円、支出の98％となっております。

（４）、実質収支に関する調書につきましては、調書に記載されている計数に誤りはございません。

それから、（５）の財産に関する調書につきましては、この歳入歳出決算書の後ろの195ページ以降に記載されておりますが、このうち基金につきましては、次の７ページの表５、基金の状況にまとめてございますので、ごらんいただきたいと存じます。

基金は、20年度に設置されましたふるさと長瀞応援基金、それに介護従事者処遇改善臨時特例基金を含めまして、一般会計の基金、特別会計の基金を合わせまして10種ございます。20年度末の基金残高は、表の合計欄の右に記載してございますが、４億7,654万4,514円でございます。前年度末より1,937万2,982円増加しております。

財産に関する調書は、各台帳に合致しており、適正な管理がなされておりまして、調書のとおり相違ございません。

以上をもちまして、決算審査結果の報告を終わります。

○議長（齊藤　實君）　これより各議案に対する一括質疑に入ります。

10番、渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　では、最初に、今、監査委員の長瀞町代表監査委員である中畝さんに質問したいと。

まず１つは、予算の執行状況で、皆さんもご存じのように、599万というお金が５年の時効から結局滞納もする権利がなくなって、590万以上のお金が欠損としてなるということで、我々はこの問題については、毎年欠損をするということは、５年の収納できなければということで理由はもうわかっていますけれども、時効の成立とか。しかし、町民は不納欠損をされているということについては余り知らされていないのです。それで、変な情報が流れます。例えば５年払えない、払えないと言っていると払わないで済むなんてとんでもないことを町民が私に質問することもあります。

ですから、この問題について、今、私は払えないという時効が成立がするのはしようがないとしても、今税金を納める自分の立場を考えても、もう相当の額が介護保険税、町県民税、あといろんなこの税金が入って、結局は我々の年代になると年金から天引きですよ。65歳から前期高齢者なんていって年金から天引きして、ああ、年金がこれしかもらえないのに、実際自分に残るのはこんなに少ない年金かというふうになるのです。ですから、この今度の599万というお金について、何人ぐらいこの払えないということで時効になっているのか。

それで、そういうことについて、分析としまして、毎年この金額はこれからふえていくのではないかと、要するに払えない人がふえて、時効で不納欠損としておろさなくてはならないというようなことが出てくるのではないかと思いますけれども、傾向はどうですか。

〔「監査委員ではないよ」と言う人あり〕

○10番（渡辺　强君）　監査委員ではなく、ああ、そうか、税務課ですか。

○議長（齊藤　實君）　税務課に対する質問でしょう。

○10番（渡辺　强君）　では、それは税務課でもどっちでもいいです。します。

それで、もう一つは、これはこの報告の３ページ見てもらえますか。不用額について質問したいと思います。今31億490万という予算額に対して、不用額が１億66万という不用額が出ています。そこで、質問なのですけれども、これはだれが答えるかについては、どういうふうにするかな。要するに不用額についてはというのは、いろんな仕事見ますと、予算の立て方がまずいかということとか、あと要するに無駄な

お金を上げて不用額をつくったのかとか、そういうやっぱり考え方があると思うのですけれども、どういうふうに見ていますか。長瀞のこの決算の状況を見ますと、不用額が１億66万3,811円ということについて、不用額について前年度より2,480万もふえているのですよ。どういうふうに分析しますか。私は予算というのは、単年度予算ですから、やはり予算の立て方が問題ではないかと、そういう意味ではどういうふうに考えているのか、報告願いたいと思います。

次に、これ国保会計の問題ですけれども、４ページ、国保会計でやはりこれも同じような問題ですけれども、不納欠損が404万7,000円という金額が出ています。私は先ほど言ったように、これから高齢化で子供が少なくて、税金がこれからどんどん上がってしまえば、やはり納められない人がどんどんふえているのですけれども、この国保会計についてもどういうふうな分析をしていますか、報告願いたいと思います。

議長、これは一括していいのですね、切らないで。何点かやりますからね。

○議長（齊藤　實君）　はい、お願いします。

○10番（渡辺　强君）　決算は過ぎてしまったことだからしようがないのではなくて、決算は来年度の予算を立てるのに大事なことだと私たちは報告されております。決算をきちんとして、来年度予算をちゃんとするということが基本だというふうに言われていますので、質問するわけですから、了承ください。

○議長（齊藤　實君）　簡潔にお願いします。

○10番（渡辺　强君）　はい。

では、この20年度行政報告書を見てください。まず、ページ数ですけれども、22ページ見てください。14の情報公開・個人情報保護制度ということで、情報公開制度、あと２番目として個人情報保護制度というのがあります。まず、情報公開については、これ文書を書いただけではなくて、やはり情報公開を町民にきちんとしてほしいということで私は質問するわけですけれども、どういうような情報公開制度を提供したのかということについては、きちんと分析しなくてはならないと思うのです。

昨日の梅村議員の８番議員が財政状況には下水道の問題やら、合併問題についてはきちんと町民に情報を提供して、長瀞の財政はどういう状況なのかということを知らせるべきだという質問して、いい質問してくれたと思うのです。今、今までの長瀞の状況を見ますと、合併問題でも、あと財政問題でもデマというか、要するに思い込みの情報がうんと流れて、あたかも町が悪いのだとか、町長が悪いのだかというような情報が流れて、本当にいろんな意味でのやりづらいということがあるのです。そういう意味では、情報公開制度をきちんとどういうふうにやったのか。

あともう一つは、個人保護条例という中で、個人の情報保護条例を守ることはいいことなのですけれども、７番議員が要するに出産や死亡欄は載せてもいいのではないかということで、私もそのとおりだと思うのです。皆野の広報を見ますと、本当に子供の生まれた写真と、だれがどういう状況なのかというのも知らせています。また、死亡欄も個人の載せないでくれという人以外は、きちんとだれがいつ死んだというのを、死亡したというのは報告しておりますけれども、これはただ羅列ではなくて、きちんとやってほしいと思うわけですけれども、よろしくお願いします。

次に、このページの17番の航空写真撮影業務委託で、20年度は1,485万をかけて航空写真撮って、ことしの21年度予算には載っておりませんけれども、これは私はみんな航空写真というのは、そんなに必要、素人は航空写真を３年ごとにやることが果たしていいのかというふうになっていますけれども、今問題なのは、要するに土地に雑種地でいろいろお金をかけて、その税金をかけましたけれども、この問題で新たに雑種地と見越して税金をかけたのは、どのぐらいなのかというのを知らせてほしいのですけれども、そ

れでそういう問題についてどういうふうに考えているのかお願いしたいと思います。

次に、35ページお願いします。35ページの後期高齢者医療制度、20年度４月１日から始まって、今度は政権がかわって、この政権が交代して民主党になれば、後期高齢者医療制度廃止ということが載っております。質問なのですけれども、今度の後期高齢者医療制度、新たに役場職員の仕事がどのようにふえてなったのかについて、そしてどういう問題点があるかと。後期高齢者医療制度というのは、本当にひどいもので、物すごい不人気でございますので、ぜひこの問題について、もっと町民に詳しくお願いしたいと思います。やはりこれをオバマ政権は、アメリカは介護保険、皆保険ではなくて、これから保険制度をよくしようという動きがあるのです。私は思ったのは、これはアメリカのまねして、前の政権は後期高齢者医療制度などをつくっているわけで、皆保険ではなくて、もういろんな意味でお金をない人は医者にかかれないという制度なのですよ。それで、年寄りを大事にしない。65歳以上から年金から天引く、そういう問題なので、この問題についてどういうふうに役場の仕事の事務がふえたのかについてお願いしたいと思います。どういうふうになるかは、これから未定ですけれども。

次に、46ページ、皆さん開いてください。農業委員会事業で、農業委員会は定例会議で11回開催したと。今、農業委員会の仕事というのは大変重要な問題です。簡単に言いますと、今、土地を持っていても、農業をやっていても、後継者がいない。子供がいても遠くに働きに行って、その耕す人がお年寄りが亡くなったと。そういう中では、ますますこれから長瀞だからではなく、この山村では畑を耕す人がいなくなるのですよ。あと10年後は大変です。そこで、私は今、草ぼうぼうになったり、木がどんどんふえてきて、大木になったという。うちの近所もそうですけれども、あるのですよ。それで、この前も土地を手放すということで、不動産屋が管理していると、木を切ってもらったら、何ともう明るくなって、大変喜んでいるのですよ。うちの近所もその耕作しない土地がどんどんふえているのですよ。その問題について農業委員会が本気になって15名の農業委員が地域を分担して、きちんとそういうところをやるような条例をつくったり、管理したりすることをやってほしいのですけれども、私も一般質問でその問題をやったのですけれども、どういうふうになっているのか。ぜひ農業委員会の活動をきちんと皆さんに知らせて、そして農業委員会と町と商工会とが一緒になって、不耕作農地、また雑種地をきちんと草や木を刈ってもらいたい。そういう問題でどういう動きをしているのかについて報告してもらいたいと思います。

次に、50ページ、これは私が毎回質問していますけれども、観光施設管理事業で、公衆トイレ清掃委託料、13カ所、167万6,758円とこのこっちのほうには載っていますけれども、この問題で公衆トイレ掃除委託料だけが載っているということで、どんな１年間に公衆トイレに維持管理費がかかるのかについて報告願いたいと思います。

次に、59ページ、教育予算の予算を見ますと、２億6,538万9,000円と、その中で不用額が1,031万3,213円ということで不用額という形でなっています。しかし、私はこの８番目の修学旅行小中学校補助金が町長が結局小学生が1,000円だったのが2,000円、修学旅行補助、中学生が2,000円だったのが4,000円になりました。大変うれしい次第です。しかし、不用額を1,031万3,213円とつくるなら、相当この修学旅行にもっと補助を出せるのではないかと思うのです。それで、先ほど私が一般質問したように、小鹿野は進んでいるのですよ。もう既に修学旅行は別としても、要するにその不用額をあるのはいいとしても、要するに２人目の子供から小学生の子供に対して学校給食費と教材費を２人目は無料にするというふうになっているのですよ。だから、私は何でもかんでもやれというのではなくて、できる範囲でできるのではないかと思っているのですけれども、この考えについてどういうふうに思っているのかについてお願いしたいと思い

ます。

あと２点やります。まず、この……

○議長（齊藤　實君）　ページをちゃんと言ってください、ページ。わからなくなってしまうから。

○10番（渡辺　强君）　ページは39ページ、これお願いします。そこに議長交際費が20万なっていますね。それが結局随分少なくなっているのですけれども、これのどういうふうな状態に議長交際費が使われているのか。

あと、こういう問題については、あともう一つ下なのですけれども、埼玉県町村議会議長会会費50万5,000円と、こういうふうになっています。私はこの問題については、埼玉県の町村議会議長会でこれ決めた負担金だと思うのですよね、会費としても。この問題については、タブー視されて、なかなかその中で議会で話されることが少ないのですけれども、私はこのこういう問題についても、もう手をつける状況で、いつまでも議長会については金額が同じでは困るので、どういうふうにしたらいいのかなと思っていますけれども、総務課長ですね、答弁。

○議長（齊藤　實君）　渡辺議員に申し上げますが、議会関係のことにつきましては、議会事務局長がおりますので、後でよく聞いてください。

○10番（渡辺　强君）　そうですか。

○議長（齊藤　實君）　はい。

○10番（渡辺　强君）　あと、41ページの町長交際費65万が42万5,000円となっているのですけれども、この問題については、私も今までの町長を見ますと、相当の交際費を……

〔「そういう時代だったんだよ、時期が」と言う人あり〕

○10番（渡辺　强君）　そういうことで、ちょっと待って。

〔「時代なんだよ。今違うんだよ」と言う人あり〕

○10番（渡辺　强君）　結局今の時代にしては、相当お金のかかる時代で、町長も交際費の公開していますから、この問題について答えをお願いしたいと思います。

一応これだけだけですけれども、よろしくお願いします。

○議長（齊藤　實君）　税務課長。

○税務課長（野原寿彦君）　渡辺議員のご質問にお答えします。

まず最初に、不納欠損のお話だと思ったのですけれども、一応中でちょっと説明したのですけれども、44人の336件です。599万2,178円の内訳なのですけれども、44人の336件でございます。

それで、不納欠損ですが、不納欠損については、もう徴収不能ということで、これ皆さん金額多いと思われると思うのですけれども、これ実際ほかの市町村も見てもらうと、ある程度そのくらいの金額があるのです。どうして不納欠損ということが起こるということかというと、亡くなった方や、あと住所を置いてどこかへ行ってしまった方、特に関連していきますけれども、税金だけではなく、国民健康保険税なんか住所地課税になっていますので、住所を置いてどこかへ行ってしまわれると調べようというのがないのですよ。まだ転出とか、そういうことを行った方でもあれば、当然そこから追っていくわけなのですけれども、まず住所を置いたままどこかへ行ってしまうと、そういう方がちょっと不納欠損処分のほうの形があるのかなと思います。

それと、あとは不納欠損の処分事由ということで、生活保護になった方、そういう方については不納欠損を行うということになっていますので、その方については長年滞納ですか、そういうことが続いている

方で、どうしても生活に困窮しているということで処分停止ということをかけております。

それと、きのうもお話ししたのですけれども、ちょっとこの金額について大部分納めている方、きのうお話しした方が住民税の関係がありますので、国保税についてもこの方が大部分の金額で不納欠損になったということでございます。また、国保税については、どうしても無職や高齢者の方が多くて、国保制度が掲げる肯定的な理由がありまして、保険証の関係もありますので、なかなか資格証明書というのを出していなかったのでございますが、今後は不履行者で誠意が見られない方については、法的義務とされる被保険者資格証書の交付も視野に国保税の確保に努めていきたいと思います。

不納欠損については以上でございます。

続きまして、航空写真なのですけれども、この前の議会でも何度もお願いしておるのですけれども、どうしても課税資料ということになりますと、地図とか全部航空写真に基づいて課税の根拠となるものをつくっておる関係で、どうしてもこれは必要なものでございます。どうしても税金をちゃんと取るのもあれなのですけれども、課税の根拠というのも大変必要なものでございまして、徴収についてはまた一生懸命やらさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、１件、雑種地の関係なのですけれども、ちょっとこれ時間がかかりますので、後で数字をお知らせさせていただきたいと思います。

では、以上で終わらせていただきます。

○議長（齊藤　實君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　不用額についてのご質問ですが、不用額は事業費の節減あるいは事業の削減、事業の停止というようなこともあろうかと思いますが、それらの執行残の積み上げでございます。繰越金も毎年度相当な額を予定している予算を組んでおるということからも、３月の議会の補正の段階で財源留保の上からも調整させていただいているような部分もありますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、情報公開制度ということで、財政状況の公表についてのご質問ですけれども、予算、決算、それから年２回財政事情の公表というのを行っておりますが、そういうものについて掲載させていただいております。スペースの都合もありますが、工夫してわかりやすいように掲載していきたいと努力してまいりたいと考えております。

それから、死亡の関係の掲載につきましては、その方法を現在検討しているところでございます。

それから、町長交際費でございますが、交際費につきましては、平成14年に交際費の執行基準というものを策定しております。基本的な考え方といたしましては、交際費は町長、議長、教育長、その他機関の関係の長が行政執行のため、町を代表して外部との公の交渉をするために要する経費であって、その執行に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限度にとどめるという基本的な考え方に基づいて執行しているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　後期高齢者医療制度の新たに加わった事務と問題点ということでご質問でございますが、先ほど後期高齢者医療関係のときにも申し上げましたけれども、町で行う事務といたしましては、保険料の徴収、それから各種申請、届け出の受け付け、被保険者証の引き渡しなど被保険者に身近な窓口事務を町のほうでやらさせていただいております。

それから、問題点でございますが、これは埼玉県を１つの団体ということで、後期高齢者の広域連合と

いう形で１つの保険者としてやり始めているわけですけれども、保険料の率や均等割額などは県内同一のということでございますので、今まで安く済んでいた医療費適正化に特に取り組んでいたようなところでも同じ金額ということになりますので、今年度は特別に小鹿野町だけは別になっておりますけれども、結局は皆さん同じ率ということでございますので、地域差があったものがなくなるということで、負担増、長瀞町なんかも負担増の方がふえているのではないかと思います。これの制度は加入者の公平性というのもとっておりまして、若い方にも負担していただいているということにもなりますし、それぞれの保険者からも健保組合とか、そういうところからも負担をいただいているということにもなりますので、若い世代の負担のほうがかなり過重になっている部分もございます。

それから、昨年度は始まったばかりでございましたけれども、６月に政府決定で保険料の軽減割合の拡大を何度かやりまして、町民の方に周知もその都度やらせていただいてはいるのですけれども、始まったばかりで、また幾つか変わったりしておりますので、周知のほうも十分ではないところもあったかと思います。今年度はまたさらに周知のほうを徹底していきたいと思いますけれども、渡辺議員さんのおっしゃるように、民主党政権になりまして、これからどうなるかわかりませんので、心配しているところですけれども、町のほうとしましては、決められたことはやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　渡辺議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、農業委員会の耕作しない土地の問題でございますけれども、農業委員会委員さん15名いらっしゃいまして、各担当地区を決めて活動をしていただいております。その活動の中で例年なのですけれども、８・１調査、これは農業委員会の組織の中で決まっているそういう調査がありまして、その中で８月１日前後に調査をする形なのですけれども、農地の利用状況等につきまして調査を実施しておりまして、特に最近では耕作放棄地が目立つということで、国のほうでも力を入れているようでございますけれども、その調査に基づきまして、毎年その今後のどうするかというような意向調査等も含めて調査を実施をしているところでございまして、長瀞町では他の秩父地区の町村から比べると、耕作放棄の土地の率といいますか、そちらのほうは大分低い状況にはなっております。これも皆さんのご努力の結果だというふうに考えております。今後農業者が高齢化していきますので、耕作放棄地等もふえることも予想されますので、その辺のところも農業委員会でまた協議をしていくようになるかと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

それと、公衆トイレの維持管理の関係でございますが、細かい数字をちょっと申し上げます。まず、公衆トイレの維持管理の金額的なところなのですけれども、公衆トイレ全体では、昨年、20年度418万7,892円かかっておりまして、前年度が434万9,922円でございましたので、16万2,030円の減という形になっております。内容的に申し上げますと、手数料でございますが、これはトイレのくみ取り料と法定検査料があるわけですけれども、こちらが20年度７万6,525円ということで、19年度と比較しますと14万3,185円の減ということでございます。これにつきましては、岩畳の観光トイレがくみ取りから水洗に変わったということで減になったものと思われます。

続いて、委託料の関係でございますけれども、委託料は清掃とか保守点検の委託になるわけでございますが、全体で173万6,608円という金額で、19年度と比べまして23万2,087円の増という形になっております。公衆トイレが１カ所ふえたということも要因かと思われます。

それと、消耗品につきましては、34万3,616円、これにつきましても19年度と比べて１万9,905円の増という微少でございます。

修繕費につきましては、57万9,093円ということで、19年度と比べて13万6,823円の増ということで、やはり経過年数がたちますと古くなってきますので、修繕費も若干かかるというふうに認識しております。

電気料につきましては、18万1,265円ということで、19年度と比べまして５万9,495円の増ということで、これも新しい岩畳観光トイレが設置できましたので、その関係で増になったものと思われます。

水道料につきましては、下水道料金と統合してあるということもありますけれども、127万791円ということで、19年度と比べまして36万940円増ということで、これも岩畳観光トイレの関係で増になったものと思われます。

それと、あと借上料としまして、岩畳の仮設トイレ、これが20年度はゼロになっているのですけれども、19年度は39万6,900円という金額がありましたので、それが全体が減という形になっておりますので、トータルしまして16万2,000円強ですか、2,000円強の金額が減になったということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〔「課長、農業サポーターの話……」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（染野真弘君）　失礼しました。耕作放棄地の関係で、秩父農林振興センターのほうで農業サポーターという形で募集をいたしまして、100人を目標に農業サポーター事業という形で実施をしているわけなのですけれども、長瀞町におきましても、井戸の法善寺わきの遊休農地を使いまして、農業サポーターによる遊休放棄地のあの活用を実施をしているところでございます。それが起爆剤になりまして、各地で遊休農地のその解消に向けての動きが広まってくればいいなという形で、その辺のところも農業委員会のほうで努力しているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　教育次長。

○教育次長（大澤珠子君）　それでは、渡辺議員さんの教育委員会の不用額が多いのではないか、多いのではないかということではなく、不用額があるなら、これだけあるならほかの補助制度に回してくれないかというご質問ですが、これ以前にもいただきまして、ご説明しましたし、また先ほど総務課長からも説明しましたけれども、あくまで事業の執行残の積み上げでございます。決算書の91ページごらんいただきたいと思います。ここから教育費始まるわけですけれども、一番上段にございます不用額という文字の下にございます1,031万3,213円、これが多いというか、目立つ、気になる数字というのでしょうか、なのですが、ここから全部これ持ち上げの合計ですので、事業の執行残の持ち上げ、積み上げということです。それぞれ教育委員会もざっくり言いますと、事業が多いわけですから、こういう数字になるということです。

決算審査我々受けるわけですけれども、そのときにも不用額30万円以上出したものについての説明というのを監査委員さんにはさせていただいております。それをざっくりですが、ちょっと紹介してみたいと思います。大きなものだけにしますが、例えば95ページ、決算書の95ページです。第一小学校につきましては、全体で77万6,682円という不用額が出ておりますが、主なものは需用費のうちの燃料費、施設修繕費の執行残の積み上げによるものでございます。第二小学校につきましては、決算書の97ページ、全体で81万3,899円、主なものは、これもやはり需用費のうち光熱水費、燃料費、印刷製本費等の執行残の積み上げによるものです。すべて言いますと時間かかるかと思うのですが、そういった積み上げでこの1,031万3,213円という積み上げになっていくものです。いいでしょうか。もうすべてそんなのが。

あと、例えばちょっと大きなものでは、よく言う入札差金というのがありますが、うちでも今回20年度にはございました、決算書でいいますと105ページです。105ページになります。保健体育費の全体で370万3,495円の不用額、主なものが体育施設費の工事請負費56万4,600円、これは中学校の屋内照明修繕工事における入札差金でございます。丸々これが不用額ということで、執行残ということで不用額になっております。ということで繰り返しになりますが、事業執行後による事業の執行残の積み上げがこうなっております。

また、関連しまして、よろしいでしょうか。不用額についてはそういうことです。関連に……

○10番（渡辺　强君）　私が言いたいのは……

○教育次長（大澤珠子君）　修学旅行費、２点あったと思います。修学旅行費のアップ、これはことし21年度に従前の倍額に補助したわけですので、少し様子見させていただきたいと思います。きのうもお話しいただきましたけれども、政権がかわりまして、さまざまな子育て支援策も今後出てくるかと思います。そういった中で検討させていただきたいと思っております。

また、２点目の給食費、これも昨日ご質問されましたが、近隣で２人目、３人目と無料にしている市町があるがどうかということですけれども、私のこの立場で、では無料にしましょうとかというのは、ここではもちろん発言できないわけですけれども、またきのうもそういう波もあるというのも感じているというお話もしましたけれども、１つ、毎回給食費の問題出るので、私の考えになりますが、ちょっと申し上げたいと思うのですが、給食費、給食費と言っているのですが、あれは食材費です、正確に言いますと。食材費であって、その金額だけで給食ができるわけではございません。それは承知していただいていることかと思います。それと、本当に支援の必要なご家庭には、そういった支援策があります。生活保護ですとか、要保護、準要保護の制度とか、そういう面で給食費等も見ておりますので、当町を見た限り、今のままでよろしいかと私は考えております。

また、子育てに関しては、これも私の私見ですが、ご自分のお子さんの食料は親が調達するというのはこれは基本ではないかと思いますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　１時００分

○議長（齊藤　實君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　一般会計と特別会計のことについて何点かお聞きをします。

本体の32ページ、ここに育英資金の貸付金元利収入と書いてあって、収入未済額250万円、これが回収ができていないというふうに書いていますが、いかがになっているのか。

それから、41ページ、40ページと言ったほうがいいかな、40ページに共済費というのが書いてありますが、特別職共済組合負担金122万1,236円、それからもう少し下のほうに特別職手当負担金、これは305万

円かな、書いています。これは何人分なのかお尋ねをします。

それから、94ページ、第一小学校の光熱水費が324万7,886円と書いていますが、これはこの中の電気料金は幾らなのか。水道料金は幾ら幾らでわかると思いますが、それをお願いします。

それから、中学校、98ページにいって、やっぱり光熱水費381万9,060円というのがありますが、これも電気料と下水道と一緒になっていると思いますが、電気料金は幾らなのか。補正絡みで出てきますので、このことについてはお聞きをしておきます。

以上です。

○議長（齊藤　實君）　教育次長。

○教育次長（大澤珠子君）　それでは、村田議員さんのご質問にお答え申し上げます。

決算書33ページ、育英奨学資金貸付金のところの収入未済額250万5,000円の内訳ということですが、金額は右側に書いてある育英奨学資金と入学準備金のそれぞれ現年度分と過年度分、２種類ずつですので、４項目になってございます。これの件数でよろしいでしょうか。

○２番（村田正弘君）　だから、収入未済額が250万5,000円なのだけれども、要するに借りたが、返さないということでしょう。

○教育次長（大澤珠子君）　まだ言い切るにはあれなのです。要するに育英奨学……

○２番（村田正弘君）　だから、返さない人がいるということでしょう。

○教育次長（大澤珠子君）　はい。育英奨学金につきましては、貸し付け以後１年据え置きの５年返還になっておりますので、自分でそれぞれ返還計画を立てますので、毎年その計画に基づきまして、調定額を出しまして、それに基づいて、そのとおりに皆さん返していただければこのような数字にはならないわけですけれども、中に予定どおりに返還できない人がまた翌年へというようなことでずれ込んできていることもありまして、こういう数字になっておりますので、一概に返していないというのはまた違います。

また、締めてすぐ年度がかわりまして、21年当初にこの中でも返還をしていただいたご家庭もございますので、それはここにはもちろん上がっていませんので、返還計画がいいかげんというのでしょうか、そのとおりに皆さんいっていない部分がこういうふうになってしまっているかと思います。その今言いましたこの４項目の積み上げがこういった数字になりますけれども、これは21年度にまた反映されてきますので、そういう数字になっております。よろしいでしょうか。

大口は、件数にしますと、大口の過年度分のなかなか返していただけないのが３件ぐらいですか、あります。あとは大体おくれながらも返していただいております。

次に、各一小、二小、中学の電気代と水道代、年間分光熱水費のうちのということですが、まず電気代についてちょっと初めご紹介します。電気代は、第一小学校が、よろしいでしょうか。159万6,185円、参考に申し上げますけれども、第一小学校の電気代につきましては、学童も含んでおります。学童分も含んでおります。第二小学校は96万8,111円です。また、中学校は278万3,054円、これは夜間照明代も含んでおります。それに散水機といいまして、庭に水をまく装置ですか、その電気料が約28万8,000円年間でかかっております。大体月にして２万二、三千円ですか、年間で28万8,000円かかっております。合計で約306万ですか、電気なっています。あと、水道料のほうなのですが、申しわけありません。トータルしていないのですが、月別にちょっと、水道のほうは２カ月分ずつ。

○２番（村田正弘君）　それは結構です。

○教育次長（大澤珠子君）　いいですか。はい。ではよろしかったでしょうか。

○２番（村田正弘君）　はい。
○教育次長（大澤珠子君）　済みません。それでは。
○議長（齊藤　實君）　総務課長。
○総務課長（齊藤敏行君）　共済費と負担金のところの人数についてお答えいたします。
　共済費の特別職共済組合負担金につきましては、町長でございます。それから、負担金補助及び交付金の特別職退職手当組合負担金につきましては、町長と教育長でございます。
　以上でございます。
○議長（齊藤　實君）　２番、村田正弘君。
○２番（村田正弘君）　ちょっと今、33ページについては、質問が悪いのか、答えが悪いのか、よくわからない点があるのですけれども、返済計画どおりに返済されていないということでありますけれども、借りたお金はきちんと返させるということを、今、学校を卒業しても職がないとか、いろいろそういう状態はあるかもしれませんけれども、借りたお金は飯を食わないでも返すぐらいの返し方をしなさいというふうに指導してください。それでないと、借りて年限が来てしまって、借り得なんていう話が税金と同じように借り得なんていう話が出てくるのは非常に不公平ですので、その辺はよくお願いをします。
　それから、ただいま学校のことでお話を聞いたのですが、何か私が調べたのとちょっと違うのですが、学校で光熱水費と言っていますけれども、光熱水費というのは何と何と何ですかということをお伺いをします。
　それで、水道については、学校は一小はプールは抜きで107万円払っているというふうに水道から聞いています。それから、中学校は水道から聞いた話は74万円払っていると、こういうふうに聞いております。ですから、あとの差額が電気代というふうに解釈していいのかどうか。まだほかのものがあるのだよと、灯油買うとか、何か燃料費というのは別な項目であるようでございますから、その辺がどうなっているのか再度お聞きします。
○議長（齊藤　實君）　教育次長。
○教育次長（大澤珠子君）　各学校の光熱水費の内容ということですが、１つには電気代、１つには水道・下水道代、１つにはガス料金でございます。先ほども言いましたように、水道代もプールのときにはもちろんですが、多く使いますし、電気料も一小は学童も入ります。中学は柔道場も入ります。あとは散水施設も入ります。というような内容になっております。
　以上です。
○議長（齊藤　實君）　２番、村田正弘君。
○２番（村田正弘君）　光熱水費の中にガス代が入っているというお話で、トータル３つだと思いますが、ガスはそんなに大量には使っておらないと思いますが、参考までに金額がわかったらご提示ください。わからなければ結構です。
○議長（齊藤　實君）　教育次長。
○教育次長（大澤珠子君）　済みません。これもトータルしていないので、後でごらんいただきたいと思うのですが、第一小学校、大体2,000円ぐらいでしょうか、月平均。ガスは。第二小学校が月平均で……
○２番（村田正弘君）　第二小学校は私知っているので、聞いていません。
○教育次長（大澤珠子君）　はい、済みません。あと中学、中学は1,000円前後ですか。
　以上です。

○２番（村田正弘君）　はい、わかりました。結構です。
○議長（齊藤　實君）　１番、関口雅敬君。
○１番（関口雅敬君）　私はこれ予算のときには賛成をしておりますので、余り個々のことは聞きたくはないのですけれども、何点かだけ説明をお願いしたいと思います。

初めに、１ページ、防災対策のところで、防災計画書を忠実に本当に守って実行を進めていただきたいというのが１つであります。

それから、２つ目、21ページ、秩父鉄道への補助金が出ていますけれども、本当に我が町の秩父鉄道にかかわる一番大事なところは、長瀞の踏切が安全対策で配慮されて、使えるように補助金が100万ぐらい出ていると思うのですけれども、ここ説明やらお願いしたいと思います。

それから、47ページ、花の里はボランティアで運営しているということですけれども、このボランティア実行委員会を中心にいろいろやっていただいているのだと思うのですけれども、職員の勤務中のそこへ行っての作業はあるかないか。

それから、50ページ、文化財保護について、「日本百選」に選ばれた長瀞町ですので、長瀞町は何が有名かといいますと、やはり岩がメーンだと思うのです。そこで、文化財保護も今後本当にこの「日本百選」を大事にしながらいくお考えを持っていただきたいと思います。

それから、61ページ、教育委員会のパソコンについてちょっと説明をお願いしたいと思うのですけれども、リースで職員に13台ですか、それで約300万近くがリースでいくということですけれども、職員の先生が１台１台持つパソコンが中にそんなにかかるパソコンが必要なのかどうか。私の会社では１台、先月導入したのが４万9,000円の東芝のパソコンです。それでワードもエクセルもすべて全部賄えるパソコンなのですけれども、リースで借りる必要があるのかどうかお聞きいたします。

それから、健康増進のために中央公民館は利用者が多くなったという説明がありましたけれども、少子高齢化で、本当に競技のほうも日々進化しながらスポーツが行われておりますので、ぜひ公民館利用をうまくできるように配慮をお願いしたいとともに、公民館のスタッフが指導の仕方に非常に町民がクレームがあったりするので、せっかく大きな予算を使うのであるから、そういう本当に中央公民館に使いに行くのは子供、それと本当に納税の中心者の若者たちが多く使いますので、そういうところで気をそぐような言動が起きないように指導を説明してもらいたいと思います。

それから、税務課長に質問でありますけれども、昨日町長が税務課長を大変褒めて、表彰は税務課長に行ってもらおうかというお話がありました。そこで、先ほど監査委員の発表の中にもありましたけれども、税金の大変滞納者が期限が切れたから、もうこれで切るのだという言い方聞きまして、私もこれはきょう本当に言いたいのは、簡単にそういう言い方をしないほうがいいと思うのですけれども、お考えをお願いいたします。
○議長（齊藤　實君）　総務課長。
○総務課長（齊藤敏行君）　地域防災計画をもとに計画的に進めてまいるよう努力してまいりたいと思います。

それから、秩父鉄道の補助金でございますが、これは沿線市町で構成しております秩父鉄道整備促進協議会への補助金で、20年度の事業といたしましては、重機場交換というものと車両の更新について一部補助をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　税務課長。

○税務課長（野原寿彦君）　先ほどの回答で言葉がちょっと足らずに、そういう誤解を与えたことは大変申しわけなく思っております。

　不納欠損のさっきの５年をただ見過ごすということではなくて、うちのほうとしても財産調査、納税折衝、その他もろもろと言ってはあれですけれども、何回も呼び出して、こちらからも行ったり、それで資力調査をいたしましたところ、やむなく時効を迎えたものとか、そういうものもございます。ただ単に簡単に切っているわけではございません。ただし、法のほうでちゃんと第18条に消滅時効の成立というのがありまして、実際これを出さずにまた放置しておくと、私のところの例ではないのですけれども、要するにもう時効になったものを徴収してしまったということで、還付加算金を返した例があります。

　あと、ちょっと資料的に不納欠損の埼玉県の状況というのが、市町村税の概要というのがありましたので、それを議員の皆様にちょっと今コピーをして、後でお配りしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（齊藤　實君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　関口議員のご質問にお答えいたします。

　花の里のボランティアの関係で、職員の作業があるのかないのかというふうなご質問でございますが、地域整備観光課で花の里づくり実行委員会の事務局を所管しておりまして、この表に書かれてあります作業のところを中心にこういったボランティアさんがかなり集まるときには、課の職員３人から５人程度そちらのほうに行きまして、大体午前９時から12時、午前中が多いわけなのですけれども、その作業を一緒にやったり、こういうところはこういうふうにやってもらいたいというふうなことでお話を申し上げたりして、一緒に作業をしているという状況でございます。

　以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　教育次長。

○教育次長（大澤珠子君）　それでは、小学校教師用のコンピューター整備についてのご質問にお答え申し上げます。

　長瀞第一、第二小学校の教師用コンピューターの整備を行ったものでございます。教師１人に１台配備をしたものでございます。今回１人１台の整備をするもので、台数にして20台、第一小学校13台、第二小学校７台を配備いたしました。初めに、機器購入業者を決めます。これにこの業者から今度はリース業者へ売買することを前提条件として、また今度はリース会社と契約を結ぶいわゆる長瀞町、リース業者、販売業者の３者契約で行うものでございます。契約期間は５年間でございます。５年間、60カ月にわたってのリースでございます。

　以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○教育次長（大澤珠子君）　公民館のスタッフについて、続いて教育長のほうからお答え申し上げます。

○議長（齊藤　實君）　教育長。

○教育長（新井祐一君）　公民館のスタッフにつきまして、今年度６月、７月ぐらいよく非常にたくさんの苦情あるいはおしかりの言葉をいただきました。それを受けまして、私のほうで該当の職員を教育長室のほうへ呼びまして、館長とともに指導を加えておきました。また、いろいろご不満な点等あろうかと思いますけれども、またご指導いただきまして、指導を加えていきたいというふうに思っておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　１番、関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　鉄道の安全対策上のことは、使い道が決まっているからということでございますけれども、長瀞の税金がどういうふうに使われているのかなということで私も聞いたところでございますので、ぜひ安全な鉄道運営ができるようになお一層お願いしたいと思います。

それでは、再質問は、花の里のボランティアで担当課からは行くというお話ですよね。そうすると担当課以外ですよ、担当課以外からはお手伝いには勤務中は行っているか行っていないか。それだけで結構です。

それから、教育委員会のパソコンについてなのですけれども、20台買うのであれば、そういうリースがいいか、もう１台１台そういう使えるのがいいか。中には使用、パソコンの中の使用の範囲が我々と違うのが入っているかどうか。私も教員やったことがないので、どういうものを使うかわからないので、聞いてみました。なるべくパソコン１台１台はやるのは私はいいと思います。リースで、大事なお金ですから、うまく使っていただくということにお願いいたします。

教育長の中央公民館の配慮は、よくわかりました。あそこで注意されている人を見ただけで、もう私は中央公民館に行かないよという子供に私遭遇しましたので、このお話、この議会で出させてもらいました。ぜひ今後も指導して、みんなが使いやすいような、そういうスタッフに指導してもらいたいと思います。

花の里だけもう一度申しわけありませんが、担当課以外は行っているのか行っていないのかで結構です。

○議長（齊藤　實君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、関口議員の花の里のボランティアに担当課以外の課の職員が行っているかどうかというお話の質問でございますが、平成19年、地域整備観光課が組織されているわけでございますけれども、課が大きくなってからは、その地域整備観光課の職員のみで対応している状況でございます。ですから、それ以後につきましては、他の課のほうからの応援はいただかないでやっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　他に質疑はございませんか。

７番、大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、本体で何点かお願いしたいと思います。41ページの町長交際費につきまして、先ほど10番議員さんからもございましたけれども、42万5,000円、65万円予算の中で42万5,000円、これは本当に私は再三、何回も申し上げているのですけれども、余りにも少な過ぎるのではないかという思いがしております。元町長さんの話を何回もさせていただいておりますけれども、その当時は280万も使っていたわけですよ。それがこれほど差があっているということは、町長の懐からも結構出費しているのではないかなという思いの中で、もう少しこれは使ってもよいのではないかなという思いがしておりますので、これについてもう一度お聞きしたいと思います。

それから、43ページの長瀞町共催後援事業補助金13万円ですか、これこの使途、使い道についてお伺いいたします。

それから、47ページの樋口コミュニティ集会所改修工事が予算は600万でしたけれども、348万6,000円で上がったということですけれども、前回が余りにもずさんな工事の結果、今回こういうお金をかけざる

を得なかったという中で、これほど安くできたということで、今度は大丈夫なのかという不安がございます。そういったことで、もう一度しっかり見ていただいたのかどうか、ここのところをお願いしたいと思います。

それから、53ページ、選挙管理委員会の報酬11万400円ですか、20年度は選挙がたしかなかったと思うのですけれども、そういった中で委員会は開かれているのだと思います。そういった中で、以前も申し上げましたけれども、長瀞町にとって夜８時までという時間は少し長過ぎるのではないかと思っております。こういうことも選挙管理委員会の中で話し合われているのかどうか、これをお伺いいたします。

それから、69ページの自動体外式除細動器リース料、多分これＡＥＤのことだと思うのですけれども、６万1,740円ですか、これ何台リースしているのでしょうか。買ってしまったほうがよいのではないかなという、半永久的に使うものですので、リースではなくて、買うべきではないかなという思いがする中で、何台なのかお伺いいたします。

それから、75ページの埼玉県西北部特産協議会の負担金３万円ですけれども、これ毎年出ているわけですけれども、秩父郡市内の特産品をこれから開発しようということでやっているのだと思いますけれども、なかなか成果が上がらない中で、昨年度はその成果があったかどうか。どんなものを開発しているのかお伺いいたします。

それから、77ページの有害鳥獣防護さく等設置補助金の１万円ですけれども、２人ということですので、5,000円ずつですか、これにつきまして昨日も一般質問させていただきましたけれども、わなを仕掛けるのには許可が要るということで、免許が要るのですか、そういったことで大々的にというか、町内一円にこういうことをその許可というのですか、免許ですか、そういう推進をするべきではないかと思うのです。そういった中で今後どのようにしていくか、それをお伺いしたいと思います。

それから、行政報告書の中の３ページ、公有財産の状況について、20年度は売却がなかったということですけれども、多分清流苑あたりも今後この対象になるのではないかと思うのですけれども、今年度売りに出すのかどうか。また、ほかにも町有財産のその土地につきましては、買いたいという方もいらっしゃるので、こういうところも見直していただければありがたいなと思っておりますけれども、今後どうしていくかをお伺いをしたいと思います。

それから、18ページの広報紙ですけれども、これにつきましても10番議員さんのほうから出産と死亡については出してほしいという話がありましたけれども、私も常々これお願いしているわけですけれども、その中で提案制度、14件あったということですけれども、この内容について、実施済みか、これから実施に向けているかとか、そういうことについてお伺いをいたします。

それから、30ページの訪問入浴、１人で33万7,500円ということですけれども、１回にかかる利用料は幾らなのかお伺いいたします。

それから、50ページ、観光案内所の運営ですけれども、昨日の町長のお話の中に、ちょっと狭いので増床をしたいというようなお話もございましたけれども、観光協会が独立をいたしまして、観光協会、本当にきのうも観光協会の職員が非常に態度がよいというお話がありましたけれども、接客態度がいいというのですか、観光協会の事務所があそこにあることによって、観光案内所の人たちは私不要なのではないかと思うのです。あそこで観光協会の職員で対応できるのではないかなという思いがしております。そういった中で、町のほうから特にそういう町のほうのお金を使って案内所の職員を置く必要があるのかどうかということを私は考えるのですけれども、そこのところで今後もそのまま観光案内所の職員を配置するの

かどうか、そこもお伺いいたします。

以上です。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　町長交際費のお話でございますが、65万円の予算をいただいておりまして、42万5,000円ですか、22万5,000円の不用額が出たということなのですが、少しずつ、少しずつ減額をさせていただいて、今の状況で何年か続いているわけでございまして、３期目も始まったところでございますが、当分このままで予算を組んでいただいて、どうしても必要だということになれば、そのときに考えさせていただくということで、なるべくこの金額をいじくらないような形でいってみたいというふうに私は考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤　實君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　たくさん質問がありましたので、ちょっと全部覚えているかどうかわからないですけれども、１つずつお答えさせていただきます。

まず、長瀞町共催後援事業補助金のどういう団体に補助しているかということでよろしいのでしょうか。

○７番（大澤タキ江君）　はい。

○総務課長（齊藤敏行君）　長瀞桜まつり、ふるさと夏まつり、それからふれあいフェスタ長瀞の３事業でございます。

○７番（大澤タキ江君）　金額はわかりますか。

○総務課長（齊藤敏行君）　金額が桜まつりが４万円、ふるさと夏まつりが４万円の、ふれあいフェスタ長瀞が５万円でございます。

それから、選挙管理委員会の関係だったですか、投票時間の８時までは長いというお話ですけれども、これの場合、事情があれば繰り上げることが可能ではあるかと思いますけれども、その場合、いろいろ条件がございまして、極端に投票者数が少ないだとか、開票所と相当距離があって、例えば開票所へ届けるのに２時間以上かかるとか、そういうただし書きに当てはまる場合は、この公職選挙法のただし書きに当てはまる場合については、時間を短縮することも可能ではないかと思います。旧大滝村や旧両神村の一部ではそのような例があったと聞いておるところでございます。こういう時間については、選挙管理委員会でも話は出ますけれども、長瀞町の場合、なかなかそういうただし書きに当てはまるような状況ではないのてはないかというような感じがいたします。

それから、コミュニティ集会所の改修でございますが、これについては金額が予算と比べて低かったのは、入札による差金と、当初予算ではシロアリの対策といたしまして、集会所の舞台だとか廊下の部分についても可能性があるということで、その辺の修繕の部分も見ておったわけなのですけれども、その舞台だとか廊下については大丈夫だったということで、これはもともと入札の対象からは外して少なくなっております。今回はちゃんと、ちゃんとというか、ちゃんとではないです。いつもそうなのですけれども、今回は設計をして、その監理もしていただいて、これでもう大丈夫だろうという、ずっとというか、長期間大丈夫であろうということで進めさせていただいております。

それから、あとは公有財産の購入費については、決算書の30ページにございますけれども、ここで不動産の売り払いが14万6,000円となっております。これは廃道敷だとか、そういう関係のものを売り払った額で、19年度の定住促進と比べると、そういうものがございませんので、相当長く減少になっております。

今、今後の売り払う予定があるかどうかということなのですけれども、普通財産も余り多くはないので、

条件も余りいいとは言えないところもありますので、売れるような努力はしていきたいと思いますが、今のところ具体的にどこというのは出ている状況ではございません。

それと、あと何でしたっけ。

○７番（大澤タキ江君）　あと、広報紙です。提案制度。

○総務課長（齊藤敏行君）　広報、提案制度ですか。提案制度、あれでよろしいのですか。訃報というか、死亡届けの件。

○７番（大澤タキ江君）　そうではなくて、提案制度に提案されるでしょう。

○総務課長（齊藤敏行君）　はい。

○７番（大澤タキ江君）　それが実行できたものと、これで今進行中のものと、そういうことです。

○総務課長（齊藤敏行君）　今、そこをちょっと取りまとめてはいないのですけれども、なかなか提案はされていても実行できない部分があるような提案もかなりありますので、できるものからやるように、それぞれのところで努めているところでございます。それでよろしいでしょうか。

○７番（大澤タキ江君）　はい。

○総務課長（齊藤敏行君）　以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　決算書の69ページの自動体外式除細動器の関係でございますが、これは保健センターに置いてありますＡＥＤ１台分の年間のリース料でございます。健康福祉担当のほうでやっておりますのはこれが１台ですが、リースより買ったほうがよろしいのではないかということですけれども、これは精密機器でございまして、いざというときに動かなくなったとかということでは困りますので、整備点検などによりますと、やっぱり素人がやってもしものことがあって使えないとかということがあると困りますので、確かにリースでちょっと割高かもしれませんけれども、リースを使わせていただいております。

それから、行政報告書の30ページの訪問入浴の関係ですが、１回１万2,500円となっておりまして、１名の方がことしから使い始めていただいて、この方は障害者の方でございますが、年間で月２回から３回ということなのですけれども、体調が悪かったりして27回利用していただいております。

以上でございます。ほかに、清流苑のほうは大丈夫でしょうか。

○７番（大澤タキ江君）　清流苑は大丈夫です。

○町民福祉課長（浅見初子君）　はい。失礼します。

○議長（齊藤　實君）　地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　それでは、ご質問の埼玉県西北部特産協会の負担金３万円の関係でございますが、ちょうど資料を今ちょっと持ち合わせがございませんでしたので、後ほど調べてご回答させていただきたいと思いますので、済みませんが、よろしくお願いをいたします。

それと、鳥獣害のわなの関係で、捕獲する場合のその免許とか、そういうものの補助関係という形でよろしいでしょうか。

○７番（大澤タキ江君）　前年度から自主対策でやっているけれども、もっと知らしめて、大勢の人に知らしめて、大勢の人に講習でもしてたくさんの人でやってもらったほうがいいのではないですか。

○地域整備観光課長（染野真弘君）　きのうの一般質問でもちょっとお答えをさせていただいたのですけれども、わなの関係につきましても、免許が必要ということで、農林振興センターを中心にわなの講習会等

も実施しておりますので、そういったものにつきましては、猟友会等を通じまして周知をしているところでございますけれども、やはりかなりこの有害鳥獣という形で被害が見かけられますので、そういうふうな希望者もあろうかと思いますので、今後周知の方法もどういうふうにしていいかということも検討させていただいて、希望者の方に知らしめるような形でやっていきたいというふうに考えております。

それと、観光案内所の運営の関係でございますが、観光案内所に職員を置く必要があるかというふうなご質問でございますが、長瀞駅前の今現在観光協会の入っている施設自体は、秩父鉄道のほうから観光案内所としてお借りをさせてもらっているところでございますが、観光案内所に現在パートの職員が１名おりまして、その方、常時１名いる形で交代でそこに詰めていただいているという形になってございます。

それと、観光協会のほうにも職員がおりますので、今までは観光案内所１名のときは、もうちょっと席を外れたり、１人で対応していると、全然ほかのお客様とか電話に対応できないようなこともありましたのですが、今回ほかの観光協会の職員もいることによりまして、複数の電話に対応できたり、複数のお客さんにも対応できるということで、対応がよくなってきているということでございます。そういったこともありまして、現在のところ観光案内所の機能はそのままの形で置いておいて、そういう体制が複数の体制でもうまく機能が上手に中で図れるような形で運営をしていこうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　７番、大澤タキ江君。

○７番（大澤タキ江君）　町長交際費は、とりあえずこの線でいくというお話ですけれども、予算は65万ついているわけですから、予算を全部使い切っても私はいいと思うのです。ともかく余りにも少な過ぎると思うのですよ。よその町と比べてみてどうなのかわかりませんけれども、昔のイメージが私たちにあると言ったら、過去を余り背負うべきではないと言われるかもしれませんけれども、そういった中で、予算ぐらいは使い切ってもいいのではないかなといつでも思っておりますので、そういった方向で、うんとお金使え、使えということではないですけれども、余り締めないで、自分のほうから出すようなことはせずに、そういうことでやっていくべきだと思っておりますので、町長交際費についてはよろしくお願いいたします。

それから、公有財産ですけれども、清流苑の話をただいまさせていただきましたけれども、あそこは非常に場所もいいところで、もし整備して売りに出すということになると、結構あそこは買い手がつくのではないかなという思いがするのですけれども、そのほかについても欲しいというような方がいらっしゃるのです。隣接しているので欲しいというような人たちもいますので、そういうところもしっかり調べて、そういうところにつきましては、手放してもいいのではないかと思います。どうしても町で使いたいというような、そういうあれがあるのでしたら、計画が、予定があるのでしたらこれは仕方がないですけれども、持っていてもしようがないなというようなところは手放すべきではないかと思います。

それから、わなの講習会ですけれども、振興センターのほうでというお話ですけれども、振興センターのほうまでわざわざ行くというのも大変ですので、振興センターがこちらに来てくださって、町でやってくださるというのでしたらまた話が別ですので、そのようなことでお願いができればと思います。ともかくきのうの一般質問の中でもお話ししましたけれども、何としてもハクビシンがひど過ぎるということで、あちらこちらから苦情を言われておりますので、そのようなことをやっていただけたらありがたいと思います。

それから、観光案内所の件ですけれども、本当に私も何回か行って見ていますけれども、狭いのですよ、

ともかく。そういった狭い中で、私の行っている中で判断してはうまくないのかなと思うけれども、あれだけの人数がいたらば、観光案内もできるのではないかなといつも思いつつ見ておりますので、もしそちらも一緒に観光協会のほうでやっていただければ、町のほうからの支出も減るわけですから、そんなことも今後の課題としてやっていただければありがたいと思っております。

そんなところで質問を終わります。

○議長（齊藤　實君）　他に質疑はございませんか。

８番、梅村務君。

○８番（梅村　務君）　この行政報告書の11ページ、まず１つ、13の臨時対策債、財政対策債の借入額、起債額でしょうけれども、これ１億3,000万、元金償還額4,300万何がしなのですが、これのどういうふうなあれでこの元金を返さなくてはいけないのかというのは、我々わからない。初めそういう約束ではなかったので。そういう説明受けていたので、非常に複雑なあれがあると思うのですが、それをちょっと説明してください。余り複雑だと理解できないので、わかるようにひとつお願いします。

それと、これは25ページ、25ページの20番、工業統計調査、これは町のほうで75件対象にやったということなのですが、これは統計ですから、売上高とか、従業員とか、そういうものは全部調査するわけですね。前は総理府の統計ということで随分やっていましたけれども、最近ちょっと通産省も何回もやっていたけれども、来ない。年１回やっていたのですけれども。それで、これを商業観光、観光も商業ですけれども、そういうものも含めて観光業界が今どういうふうになっているのか、そういうことを統計がとれると思うのです、調査すれば。そうすれば観光にどういうふうにしたらいいかなということがおのずからわかってくると思うのですよ。そういうことで、これも実施してもらって、報告してもらえれば一番いいのですけれども、ちょっと時間かかるでしょう。ぜひやってもらって、観光立町というわけでございますので、観光に対して力を入れてもらわないと困るわけですよ。それなので、調査をお願いしたいと思います。

それから、先ほどの今ちょっと場所がどこかいってしまったので、税金の不納欠損額の問題なのですけれども、これは税務課のほうだと思うので、まずきのう午前中ですか、一般質問の中で、答弁の中で時効の中断という言葉がたしか出てきたような気がするのです。議事録後で調べればわかりますけれども、１つは時効の中断ということが町長就任以来、前のあれがそういうこと、前の人に言うのは悪いのですけれども、非常にずさんであったと、私も現にそう思います。それで、その時効の中断を早急にすべきだということなのですが、その後の町長、８年今やって、９年目に入るわけですけれども、その時効の中断については、いつ、どういう措置をしたか、それをひとつ説明いただきたいと思います。

それと、それにあわせて、停止をした、停止処分にして、その不納欠損の中に入っている人もいるということなのですけれども、これは一般の金銭処理対策でいくと、債権債務というのは家族に引き継がれ、財産を受け継いだ場合、家族に引き継がれ、子供に引き継がれ、嫁に行った先にも引き継がれるという方法があるわけですよね。それで、その税金に対しては、例えば亡くなったりするとおしまいなのか、引き継がれるのか、あるいは子供にいくのかということ、そういうことが実際法的にではどうなっているのか、ちょっと説明をお願いします。

それと、ではちょっと今調べますので、とりあえずその３点について説明をお願いします。

○議長（齊藤　實君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　臨時財政対策債についてお答えいたします。

臨時財政対策債のこの元金償還金がここに入ってくるのはおかしいというようなご質問のようですけれ

ども、起債を借りている以上、償還せざるを得なくて、ここに載っている元金償還額につきましては、毎年度借りているところへ返す約定償還額でございまして、これはもう既に支出しているものでございます。臨時財政対策債につきましては、もう何度も前から説明させていただいておると思いますけれども、平成13年度から始まりまして、これを借り入れたものの、元利償還金を全額地方交付税の基準財政需要額に全額算入するということで始まっておりまして、その方針については変わってございません。ですから、借りているものは、当然このように支払わなくてはならないわけで、あとは借りているものの理論償還として計算された元金、利子が地方交付税に毎年度基準財政需要額の中に算入されるということでございます。ですから、ここに実際に払っている額がそのまま交付税で交付されるということではなくて、地方交付税の基準財政需要額に算入されるということは、もう何度も説明させていただいているところでございます。

それから、統計調査でございますが、この統計調査は、毎年実施している国の指定統計でございます。工業統計については、毎年実施している指定統計でございまして、商業を対象にする商業統計もございます。これは毎年というわけではなくて、３年置きだったですか、そういう定期的にやっている調査はございますが、ただ、その結果を町がそのまますぐ使えるかどうかということになってきますと、町独自でやっている調査ではございませんので、国の指定統計ですので、指定された内容について調査して、その結果を報告するということで、その後の使われ方は全体的に使われてくるのかもしれませんけれども、町としてその資料をどうにか使うというような状況ではないかと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　税務課長。

○税務課長（野原寿彦君）　梅村議員のご質問ですが、時効の中断についてお話しします。平成21年５月31日現在の数字で出させていただきます。

財産差し押さえ240件、交付要求、参加差し押さえを含みますが、75件、納税誓約1,116件でございます。

中断には、滞納処分で預金の差し押さえだとか、還付加算金の差し押さえだとか、そういうものを処理しております。

それと、滞納処分の停止の関係ですが、一応こういうことを財産調査ですが、そういうことを全部しまして、滞納処分の要件、まず滞納処分できる財産がない。あと、この滞納処分をすることによって生活が窮追される。要するに追い込まれてしまって生活ができなくなってしまう。あと、滞納者がそして判定基準とか、判定基準は今の場合は生活保護が重要なところです。滞納者の住所、居所、財産が不明が３号要件としてあります。最後に適正な執行体制の必要性として、あるべき姿として滞納とか財産調査、見きわめが必要なので、この物件についてはどういうことができるかということ、取れるかどうかというのを見きわめが必要となってくると思います。それとあと、相続、亡くなった後のお話ですが、亡くなった後、納税義務は承継します。ただし、相続放棄の場合は、全員が相続放棄した場合は支払う人がありませんので、その場合、財産がある場合は、相続財産管理人というのが必要となります。今現在亡くなって、財産がある方は相続財産管理人があるわけなのですけれども、固定のほうで今回何件か、５名程度おるのですけれども、要は明治のときに土地台帳に名前がございますが、その後全くだれも相続人がいなくて、東京都とか、そういうところに照会調査を出しても、全く戸籍等がない方がおられます。現在１件、その相続財産管理人をやる方法として、東京都が去年１件行ったわけなので、それについてまたこの前東京都の方が来ていただいたので、実際どういうふうにやるのかということをまた聞いていきたいと思いますが、ただ、まとめて裁判所のほうでやるときは、町のほうで相続財産管理人となりますので、相当な労力が必要

だと思いますので、そのときにはある程度また待った時点で、その財産を処分したいと思います。実際だから相続で亡くなられても、ただし、亡くなられて大体相続放棄されている方がほとんどです。それで、残された方というのは、おじいさん、おばあさんになってしまって、極端な話、老人ホームとかに入って、施設の方に聞きますと、よくわからないし、おばあさんは年金だけなので、払う金と言われてもと言われるので、それで後見人でも設けていただければ、当然後見人のほうとお話しするのですけれども、設けてもらえない場合は、どうしても亡くなった後、若いせがれさんなんかはすぐ相続放棄とか、その辺の法律のことはよく知っていらっしゃるのですけれども、残されたおじいさん、おばあさんで、年金暮らしの方というのは残ってしまうのですよ。それで、時間的にも相続放棄が実際裁判所の関係もあるので、亡くなってからそういうふうにするのにちょっと時間かかるので、その関係のこともありますけれども、調査的にはちゃんと調べて、ちゃんと払っていただける場合は相続承継になりますので、その方に納付していただくようなことになると思います。

以上です。

○議長（齊藤　實君）　８番、梅村務君。

○８番（梅村　務君）　今思い出したので、さっき債権債務の話ですけれども、それとは商法とはちょっと違うようでございますので、私の知識の中に今の話は全部詰め込んでおきます。

ちなみに財産相続放棄をした場合でも、自分の実子、実子がいる場合には、そこへの請求権は商法の中の金商の中に、金商と略しますけれども、その中にあるのです。そこまで、どこへでも行きます、日本全国。そういう状況なのだけれども、税法の場合にはそれは違うということで解釈してよろしいわけですね。

それで、今、町長さんにちょっとお伺いします。時効の中断ということで、今その件数いろいろ言ってもらったのですけれども、その時効の中断ということで、５年ですから、時効は。その中断すれば、もう５年前に中断していれば、あり得るわけないのですよね。いわゆる償却するということはあり得ないわけですよね。そのときに、その今私が聞いたのは、いつ、どの時点で時効の中断をしたのかということを聞いているわけですよね。それについて今答弁ないから、もう一度答えていただきます。

それと、今言った、きのうの答弁の中でたしか私の耳が違っていたら、ごめんなさいというふうに謝らざるを得ないので、その停止の中に国税の査察によって健康を害したというような表現があったのですけれども、そういうところを時効にして停止したということがありましたけれども、現実問題としてそういうふうな国税の査察が入るということは相当高額な金額になるはずなのですよね。長瀞町にそういうところがあったのかどうか、それもわからない。それは時間を持って直接は聞くわけにいきませんが、実際にそうだとすれば、当然いろいろ調査の結果、財産もない、何もないということだと思うのですが、そこの、そういう状況の中の高額であろうと想像される中の時効の中断ということはしたのかどうかということをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（齊藤　實君）　税務課長。

○税務課長（野原寿彦君）　きのう説明した件で、ちょっと私の言葉が足りなくて申しわけないのですけれども、国税が査察しますと、その後に町県民税という税金が入ってきます。そのときには１期、今までの税金ですと４期に分かれたのが年によこすのですけれども、途中修正入った場合は、そのときの金額が、国税の金額が何百万単位で来ます。そうなってきますと、その後、その方、国税も実際支払いができなくなってきます。そうすると金融機関も支払いがなってきます。そうなってきますと、当然財産、家を持っていれば、競売という形が行われると思います。それで、実際競売が行われて、財産も無財産になり、そ

の後、その後まだ無財産になったけれども、その方が健康で働けて、ある程度のことができればよろしいのですけれども、実際この人の、この方の例によりますと、要は痴呆ですか、痴呆という病気になりまして、その後、身体障害者の認定を受けて、病院に今入院中と。さっき言いました家族の方も来てもらいましたけれども、毎年毎年、毎月毎月約束どおり納めてもらうのですけれども、ただ、年金だけなのです。実際そういう関係で、17年に処分停止１号という、無財産という措置をかけたものでございます。

以上でございます。

○８番（梅村　務君）　結構です。

○議長（齊藤　實君）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第38号　平成20年度長瀞町一般会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　異議なしと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案38号　平成20年度長瀞町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号は認定されました。

お諮りいたします。議案第39号　平成20年度長瀞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第39号　平成20年度長瀞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　ご異議ないものと認めます。

よって、議案第39号は認定されました。

お諮りいたします。議案第40号　平成20年度長瀞町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第40号　平成20年度長瀞町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　ご異議ないものと認めます。

よって、議案第40号は認定されました。

お諮りいたします。議案第41号　平成20年度長瀞町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第41号　平成20年度長瀞町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　ご異議ないものと認めます。

よって、議案第41号は認定されました。

お諮りいたします。議案第42号　平成20年度長瀞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第42号　平成20年度長瀞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号は認定されました。

◇

◎議案第４３号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤　實君）　日程第６、議案第43号　平成21年度長瀞町一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第43号　平成21年度長瀞町一般会計補正予算（第５号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億836万3,000円を追加して、歳入歳出の総額を32億1,615万1,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では地方特例交付金、普通交付税、国庫補助金、県補助金、繰越金、諸収入、町債の増額、繰入金の減額、歳出は、財政調整基金費、企画総務費、社会福祉総務費、老人保健費、児童福祉費、保健費、予防費、緑の村管理費、道路維持費、道路新設改良費、まちづくり推進費、住宅管理費、教育委員会事務局費、公民館費の増額、社会保険費、介護保険費、防災対策費の減額のため、歳入歳出を

それぞれ増額する必要が生じましたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　提案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、議案第43号　平成21年度長瀞町一般会計補正予算（第５号）についてご説明いたします。

まず、予算書の１ページをごらんください。第１条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億836万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億1,615万1,000円とするものでございます。

第２条、地方債の補正でございますが、６ページ、７ページをごらんください。花の里公衆トイレ整備事業ですが、埼玉県のふるさと創造資金補助金ですが、と連携した事業ということで、起債充当率を当初予算では75％で見ておりましたが、100％充当が可能となるため、地方債を増額するものでございます。

また、臨時財政対策債につきましては、起債可能額の決定により増額するものでございます。

では、補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。12、13ページをごらんください。款９地方特例交付金、項１地方特例交付金につきましては、平成18年度及び平成19年度に実施された児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するため、また環境性能にすぐれた自動車の取得に係る自動車取得税の減税措置の導入に伴う市町村の自動車取得税交付金の一部を補てんするために創設された減収補てん特例交付金として交付されるもので、その額が決定いたしましたので、増額するものでございます。

項２の特別交付金につきましては、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするための減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されることに伴う経過措置として交付されるもので、その額が決定いたしましたので、86万円増額するものでございます。

款10の地方交付税につきましては、普通交付税の交付額が決定いたしましたので、6,396万9,000円増額するものでございます。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、目１の民生費国庫補助金につきましては、子育て応援特別手当は、小学校就学前３年間に属する子に対して、交付金を支給し、保育サービス等の充実を初めとする子育て支援の強化を行うため交付されるものでございます。

また、児童育成事業推進等対策事業は、児童の健全育成に資する模範的、先駆的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援等の一層の推進を図る事業を行うため交付されるものでございます。

目２の衛生費国庫補助金につきましては、受診率の低い女性特有のがんの受診率の向上を図る事業を実施するため、国庫補助金を受け入れるものでございます。

目３教育費国庫補助金につきましては、第二小学校の屋内運動場の地震補強の交付決定額の内示により、国庫補助金を増額するものでございます。

目６の土木費国庫補助金につきましては、耐震改修促進計画を策定するため、国庫補助金を受け入れるものでございます。

項３の国庫委託金、目２民生費国庫委託金につきましては、社会保険庁がコンピューターにより市町村で保管している国民年金被保険者名簿と記録の突き合わせを進めていくためのシステム改修費用を国庫委託金により受け入れるものでございます。

款15県支出金、項２県補助金、目１民生費県補助金につきましては、節１の社会福祉総務費県補助金は、障害者自立支援法の改正に伴い、システム改修を行うため、県補助金を受け入れるものでございます。

節２の児童福祉費県補助金は、保育所での親支援の取り組みを促進することを目的とし、親の養育力向上を図る保育所や支援推進事業を実施するため、県補助金を受け入れるものでございます。

目３の労働費県補助金につきましては、埼玉県緊急雇用創出基金事業により、新たに５事業実施するため、県補助金を受け入れるものでございます。

14、15ページをごらんください。款18繰越金につきましては、平成20年度決算により、１億3,842万6,000円繰り越しされましたので、8,842万6,000円増額するものでございます。

款19諸収入、項４受託事業収入、目１健康診査受託収入につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合から受け入れるものでございます。

項５の雑入、目３の雑入につきましては、臨時職員の社会保険料掛金の個人負担分の受け入れでございます。

款20の町債、項１の町債、目１の農林水産業債につきましては、先ほど申し上げましたように、充当率が75％から100％に可能になったため増額するものでございます。

また、臨時財政対策債につきましては、起債可能額の決定に伴い増額するものでございます。

款21の繰入金につきましては、今回の補正予算で歳入が歳出を上回っておりますので、財政調整基金に戻すものでございます。

以上が歳入の補正の内容でございます。

では、歳出の補正の内容についてご説明いたします。16、17ページをごらんください。款２の総務費、項１の総務管理費、目４の財政調整基金費につきましては、平成20年度決算により１億3,842万6,000円繰り越しされましたので、その約２分の１を積み立てるもので、6,900万円増額するものでございます。

それから、項２の企画費、目１企画総務費につきましては、平成23年度から情報開示を求められております公会計制度を導入するための費用でございます。公会計制度では貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の４表を整備することが求められておりまして、これらを平成23年度から実施するには、22年度の予算要求の段階から公会計システムを稼働させる必要がありますので、必要なソフト、機器の借上料及びそれらに係る保守委託料の費用でございます。

項３の徴税費、目１の税務総務費につきましては、埼玉県緊急雇用創出基金事業により、納税推進コールセンターを約３カ月間設置するもので、その臨時職員の費用でございます。納税推進コールセンターは、町税の収納対策を強化するため、電話等による納税呼びかけ業務を実施し、自主納付の促進を図り、長期滞納者を未然に防止するとともに、より一層の町税収入の確保及び収納率の向上を図るため実施するものでございます。

次に、款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費につきましては、障害者自立支援法の改正に伴い、国の補助を受けてシステム改修を行うものでございます。また、償還金利子及び割引料につきましては、20年度の事業実績の確定により、国・県からの負担金、補助金の償還でございます。

目３社会保険費につきましては、決算に伴う国民健康保険特別会計繰出金の減額でございます。

項４老人保健費につきましては、後期高齢者医療制度の一般会計分を補正するものでございます。被保険者証郵送方法の変更に伴う通信運搬費等の増額、健康診査受診者数の変更に伴う健康診査委託料の増額、平成20年度療養給付費負担金精算による増額でございます。また、決算に伴う老人保健特別会計繰出金の

減額でございます。

目５の介護保険費につきましては、20年度の事業実績の確定による県補助金の償還でございます。また、決算に伴う介護保険特別会計繰出金の減額を行うものでございます。

それから、項２児童福祉費、目１児童福祉費につきましては、ここにある職員手当等から18、19ページにかけての費用につきましては、小学校就学前３年間に属する子供に対し、保育サービス等の充実を初めとする子育て支援の強化を行うため交付される子育て応援特別手当の費用でございます。また、児童の健全育成に資する模範的、先駆的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援等の一層の推進を図る事業を行う児童育成推進等対策事業の費用でございます。

項３の国民年金費、目１の国民年金総務費につきましては、市町村で保管している国民年金被保険者名簿を電子画像化する依頼があり、国庫委託金を受けてシステム改修するものでございます。

それから、款４の衛生費、項１保健衛生費、目３保健費につきましては、節11、節13につきましては、埼玉県緊急雇用創出事業により、保健センターで実施している各種事業の補助や保健センターの施設維持管理を行い、中高年齢者等の一時的な雇用、就業機会の創出を支援するものでございます。また、19節は、保健センターの敷地として賃貸借契約している土地について、下水道事業者受益者分担金を負担するものでございます。

項４の公衆衛生費、目１予防費につきましては、国庫補助を受け、がんの受診率の向上を図る事業を実施するものでございます。

20ページ、21ページをごらんください。款６農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費につきましては、ふるさと農園用の管理機の修繕及び購入費用でございます。

目４の緑の村管理費につきましては、埼玉県緊急雇用創出基金事業により、花の里の草花や樹木の維持管理を行うものでございます。

款８の土木費、項１の道路橋梁費、目２の道路維持費につきましては、既設道路の未登記処理に伴う境界確認業務を委託し、維持管理を行うものでございます。

目３の道路新設改良費につきましては、本中84号線の側溝・舗装工事を行うものでございます。

目４まちづくり推進事業につきましては、国庫補助を受けて耐震改修促進計画を策定するものでございます。

項３の住宅費、目１の住宅管理費につきましては、塚越団地、袋団地の空き家住宅の修繕が必要となったため、修繕費用を増額するものでございます。

款９の消防費、項１消防費、目４の防災対策費につきましては、補正額は減額となっております。７月の臨時議会でお認めいただいた補正予算第４号でございました国の臨時交付金による防災行政無線、固定系親局操作卓部分の更新維持工事の決定に伴いまして、減額するものでございます。また、新たに消防団で使用しております移動系無線機が整備後20年を経過しているため、老朽化が見られ、故障がたびたび発生し、火災現場等の活動で支障を来すことから、25台無線機を購入したいため増額するものでございます。

次に、款10教育費、項１教育総務費、目２事務局費につきましては、節７の賃金、節13の校内防犯対策事業は、埼玉県緊急雇用創出基金事業により、発達障害を持つ児童と健常児がともに学び合う場を提供し、児童の教育課程の達成のため、学校支援員を配置するための賃金と学校内への不審者等の侵入を未然に防ぎ、児童の安全を確保するため、来訪者の受け付け、不審者の監視、校内の見回り等を委託するものでございます。

それから、同じ節の13の委託料と、次のページの13委託料と節15の工事請負費につきましては、耐震補強や大規模改修工事、太陽光発電設備工事に係るものでございます。

それから、節20の扶助費につきましては、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うため増額するものでございます。

次に、項６社会教育費、目２公民館費につきましては、公民館体育室でフットサルを行うときの防球ネットを設置する工事と２階会議室用の暗幕を購入するものでございます。

目３の文化財費につきましては、埼玉県緊急雇用創出基金事業により、郷土資料館の収蔵資料の整理、周辺整理、展示室のリニューアルを行うため増額するものでございます。

項７の保健体育費、目２の体育施設費につきましては、公民館の体育室が利用団体が多く、定期的に利用できない状況であるため、小中学校の体育館に分散してもらうよう、バドミントンネットやソフトバレー、室内用補助支柱セットを整備するものでございます。

目４の町民プール管理費につきましては、町民プールの敷地として賃貸借契約をしている土地について、下水道事業者受益者分担金を負担するものでございます。

以上が今回補正をさせていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤　實君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後２時３５分

再開　午後２時５０分

○議長（齊藤　實君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑に入ります。

２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　補正予算について何点かお聞きをいたします。

まず１点目は、借地に対するこの歳出のほうなのですが、下水道受益者分担金を払いますというのが２つありますけれども、これは１回払って、その土地を返したときにはどうなるのですかということが１点。

それから、23ページに書いてある学校施設太陽光発電設備工事設計委託料と監理委託料、それから第一小学校校舎太陽光発電設備工事と、それから中学校体育館太陽光発電設備工事で、全部で足しますとおよそ3,500万円になるわけですけれども、この3,500万という積算根拠はどこから出てきたのか。どこの業者に頼んでやったのか、そのことをまずお聞きをすると同時に、この太陽光発電装置のキャパシティー、容量、容量はどんなものを、どういうふうに、どんな大きさのものをつけるのか。

それから、それとあわせて、それによって発電をされる電気の売電を、要するに東京電力に売り払うときの金額は幾らで踏んでいるのか。参考までに私の持っている資料でいきますと、平成22年３月31日からそこまでの間に売電をする契約を結ばないと、東京電力が買い取らないというようなことも経産大臣が21年の８月の13日だか幾日にそういう告示をしているというふうになっていますね。その辺は皆さん勉強しておると思いますから、そこの期日までにきちんと間に合うのかどうか。

以上のことをお聞きをします。

○議長（齊藤　實君）　町民福祉課長。
○町民福祉課長（浅見初子君）　保健センターの下水道の関係の分担金でございますけれども、町で保健センターの敷地として借り入れている関係で、今年度下水道の分担金が発生したわけでございますが、こちらは５年間に分けて納めさせていただくということで、５分の１計上させていただいているのですが、土地の所有者の方と返すときにはもとに戻して返すということになりますので、改めてそのときに協議させていただくということで話し合いはついております。

以上でございます。
○議長（齊藤　實君）　教育次長。
○教育次長（大澤珠子君）　それでは、村田議員さんのご質問にお答えいたします。

下水道受益者分担金、教育委員会のほうでは補正予算書の22ページ、23ページのところに町民プール管理費の中に組まさせていただきました。これはただいまの保健センターと同じで、町民プールの建っている施設のほうの分です。プールと建物の分の土地に対しての分担金ということで、教育委員会のほうにつきましては、６万9,220円ということですので、一度に、５年に分割しないで一度に払うということで、今回この金額を補正させていただきました。

続きまして、22、23ページの上段になります中学校校舎耐震補強及び大規模改修工事設計委託料、続きます学校施設太陽光発電設備工事設計委託料、同じく監理委託料について、まずご質問は、どこに設計を頼んだかということかと思いますが、中学校の耐震補強及び大規模改修工事につきましては、これは面積計算というのでしょうか、規定の計算方法による、済みません。委託料でしたね。これ設計ですね。その計算式による工事費に対して割り出した設計委託料です。あくまで予算ですので、そういう計算式での数字でございます。

次のその太陽光発電のほうにつきましては、第一小学校の東棟の屋上設置と中学校の屋外運動場、体育館の屋根、勾配屋根設置型の２種類を想定しておりますが、そのうちの第一小学校の東棟の屋上設置型について、これは業者見積もり、積算見積もりしていただきました。それをもとに今言いましたように、一小のほうは屋上設置型なので、架台と架台の設置工事を含んだ金額でございます。それに対しまして、中学校のほうの勾配屋根設置型は、その架台と架台設置に伴う工事は伴いませんので、それらを勘案した数字になっております。まず工事費が出まして、そこから設計費と監理費は計算で出した予算額の金額でございます。ともに10キロワットを想定した設置を考えております。

以上です。
○２番（村田正弘君）　あと、それからどこの業者に頼んだのですかと。
○教育次長（大澤珠子君）　相談をさせてもらったのは、今言った第一小学校の太陽パネルですよね。
○２番（村田正弘君）　うん。
○教育次長（大澤珠子君）　太陽パネルについては、第一小学校の東棟を想定して、第一小学校の設計もしていただきました丸岡設計さんにご相談しました。

あとはよろしいでしょうか。
○２番（村田正弘君）　あと、売る年限が決められているということは承知しているのでしょうねと言ったのだけれども、承知しているのですか、していないのですか。
○教育次長（大澤珠子君）　電気ですか。
○２番（村田正弘君）　はい。

○教育次長（大澤珠子君）　この第一小学校と中学校へ予定の発電設備は、売電まで恐らくいかないかと思います。10キロワット設置で、電気料が大体……

○２番（村田正弘君）　要らない状態があるはずだから、売ることがあるのです。

○教育次長（大澤珠子君）　でも、全体経費で極端な言い方すると、おてんとうさま次第というのは１つありますが、机上の試算では、今回予定している10キロワットの発電設備でありますと、本来目的はCO_2の削減と言われておりますが、この物の本によりますと、年間で10キロワットの場合、五、六トンと言われているのです。そういうふうに言われて私はぴんとこないのですけれども、また寒冷地、温暖地で異なりますが、平均して10％の削減、東京ドーム半分の面積の森林によるCO_2の吸収率に相当すると想定されているということなのです。繰り返しになりますが、これちょっとぴんとこないのですが、年間電力需要を６％から13％節減でき、電気料にしますと、年間10万から13万円程度の電気代の節減になるようです。ようですというのは、あくまでこれ机の上の計算であると申し上げておきます。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　このことについては、ちょっと補足をさせてもらいます。

宝登山に四季の丘をつくったときに、県と、それから植えてもらう企業と、それからその自治体で３者協定を結ぶのが去年の２月ありました。そのとき知事もおいでになって、そのとき村山さんというＮＨＫの天気予報士の講演会がありました。そこで、100年たつと地球の温度はこのまま相当努力しても２度上がると、温度が２度上がったときは、北極の氷が解けて東京はほとんど湖になり、埼玉県も熊谷から東松山ぐらいまで海の底に沈みますという、そういう説明を受けて、非常にショックだった。それを防ぐ方法は何でしょうかと私はそれから村山さんに２回お会いして、いろいろ話を聞かせてもらいました。そうしましたら、本当は針葉樹を植えるのが一番いいと。針葉樹は落葉樹の1.72倍のCO_2の削減効果があります。しかし、これはそれと反して、温度が上がってくると花粉症、そういうものが想定されて、これはプラス・マイナスでマイナスになります。ですから、やはり緑の落葉樹を植えるのがいいでしょう。それしか方法はありませんという話なのです。

それと、そのほかに何かありますかと言ったら、ソーラーパネルをつけることしかないでしょうという話を私は続けて３回聞いたわけです。間違いないか。ことしの４月もその話を浦和の別所沼の会館に行って、村山先生の講演があるというので、わざわざ出かけていって聞いてきました。それで、その後懇親会があって、そこでも同じテーブルでその話をずっと聞いたのですけれども、この前言ったこと間違いありませんと、だから今手をつけないと大変なことになりますというお話をいただいて、勇気をいただいたわけでありまして、だからちょうどその学校の工事、リニューアル工事と耐震工事に付随してこのソーラーパネルをつけたらどうだろうかという提案をしました。そうしましたら、国のほうでも今ここにもちょっと資料がありますが、後でお読みいただきますけれども、民主党の政権になっても、このことについては全力でやりたいということが書いてあるという今、平参事のほうからも話がありましたし、この補助金が今年度中にやれば90％を超える補助金が出る。そうすると例えば3,000万円でも、2,700万円の補助がつくという、単純計算ですよ。それは確かに確定ではないけれども、今そのことを交渉中であります。これができなければ非常に大きな問題になると思いますが、これができるというふうに私は確信をしておりまして、今年度中にぜひつけたいという思いを持って教育委員会のほうにお願いをしてこの計画を立てていただきました。これは多分間違っていないと思いますし、その特別な業者とどうこうということではなくて、我々が子孫に残すべき地球の将来像というものをしっかりテーマとして我々が取り組んでいくということ

がいいのではないか。それは長瀞町みたいに小さな町がやってもという意見も確かにあると思いますけれども、小さいからかえってやりやすいという部分もあると思います。ですから、補助対象になれば、しっかりこれを例えば90％が事実だとすれば、これは300万でできるということであれば、これはやりなさいと、私が責任を持ちますという話を教育委員会のほうにしてお願いをしたところでございます。

そういうようなことがあって、いろんなご意見はあると思いますが、多分私のやっていること、それから村山さんの言ったことというのは、その専門家が100年を見越してのお話で、国技館が半分水で埋まってしまいますというような話まで聞いたわけで、非常にショッキングな話でした。ですから、そういうことから考えて、多分間違っていないだろうというふうに思って、私が責任を持つから教育委員会でやってくれというお願いをしたところでございます。これから出ると思いますが、学校の室内の塗装についても、これを今やらなければ、子供の住む教室が、外がきれいになったけれども、中がきれいにならないなんていうのは、これは言いわけにもならない。そんなこともこれは後でまた申し上げますが、そういうことがあって、無理にお願いをして計画を立てていただいたことでございます。すべてのこの問題についての責任があるとすれば、これは私が責任を負うことになります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤　實君）　２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　私が持っている資料によりますと、国の補助金については、１キロワット当たりについて７万円というふうな数字が書いてあります。それから、その１キロワット当たりのパネル、要するに発電機の単価が税抜き価格で70万円以下であることと、それより高いものではだめだよというふうなことが書いてありまして、募集期間は先着順で、平成22年１月29日までというふうに書いてあります。他の町村で埼玉県の補助金とか、そういうものも書いてありますが、埼玉県の補助金は１キロワットにつき６万円で、上限21万円、それからこれは既設ですから、そういうことになると思います。それから、近隣の町村で、熊谷市とか深谷市はもういっぱいになってしまって、補助の対象はありませんよというふうな情報まで入っております。ですから、先ほど町長がおっしゃった3,000万円のうちの90％は補助金でオーケーになるよというふうなことについては、ちょっと計算が合わないような気がします。

それから、20キロの発電をするものをつけたとして、片方に20キロではなくて、両方で割るから半分ずつで10キロずつというふうなことになりますが、当然電気は朝の太陽が出てくるのは、早いときだと６時ごろは出てきますね。それから、遅くても６時半には冬になったって出てくるわけです。そうすると１日の日照時間は最低見積もっても日の長いときと短いときがありますから、それは真ん中をとったとしても10時間はあるのです。10時間ありますから、使う電気はその学校が始まるのは８時として、夕方の４時なら４時にぴったり終わりにはならないでしょうけれども、４時には終わりになりますと。そうすると４時間分は余剰電力が発生するわけです。ですから、その余剰電力はとっておくことはできないのですよ、電気はバッテリーに充電しておくわけにいかないですから。ですから、たとえ何がしででも売り払うということをやらないと、設備が有効に使えないということになるわけです。それで、経産大臣が出したものによりますと、１キロワット20円で買い取りますよということなのです。一般家庭だったら48円で買い取るというふうになっているわけです。そういうふうに高いお金で電力会社が買い取りますから、電力会社はそれだけ発電コストが上がるわけです。発電コストが上がった分はどうするのというと、一般の電気を買ってくれる人に３円とか５円とか、大した変わらない、わからないような数字ですけれども、一般の人が負担すると、こういう制度なのですよ。ですから、買うときの電力が今たしか学校あるいは役場もそうでしょうけれども、１キロワット当たり12円ぐらいで買っていると思うのです、東京電力から。ですから、

その売る電力と、それから買う電力の差金があるはずです。ですけれども、そういうものは最終的には消費者が負担すると、簡単に言うと消費税みたいなものですよね。そういうふうな制度になっていますから、CO_2の削減ということに対しては有効であるかもしれませんけれども、そのCO_2を削減するということで、このCO_2の削減量は確かに微々たるものなのですよね、ご承知だと思いますけれども。微々たるものですけれども、やらないよりはやったほうが効果があるということで、要するに投資対効果を考えますと、将来長い目で見たときの要するに地球上のCO_2を減らすと言うことに対しては協力ができるわけですけれども、この果たして先ほど町長が言った90％近くが補助金がもらえるということであるならば、これはいいのですけれども、その辺の検証というか、そこら辺はどこまでできているのでしょうかということを再度お聞きをしておきます。

○議長（齊藤　實君）　教育長。

○教育長（新井祐一君）　ただいまのご質問についてお答えいたします。

補助金のほうの関係ですけれども、先ほど議員さんのほうでおっしゃられた、紹介していただいたこととはちょっと違う形のエコスクールというか、学校、公立小中学校を対象にした補助金制度というのがありまして、それが現在の県のほうで募集をしておりまして、それに応募している最中でございます。ですから、それが間もなく決定が出てくるはずなのですけれども、決定が出てくる日程がまだこちらでははっきりわかっておりませんので、その決定待ちということになっておりますので、どこまでという確証はなかなかつかみ切れないところはあるわけですけれども、多分応募しているものについては認められるだろうというふうに考えております。

それから、売電、余った電気を売ることについてのことでございますけれども、これも幾つかの業者等ともこれ話をしてきているわけですけれども、学校は非常にたくさんの機器を抱えておりまして、待機電力がかなりあると、それを考えていくと、売電をするためのシステムというか、設備を導入する、それを維持するコストと売ったコストをどちらがというのを比較していくと、非常に微妙なところだという話でした。10キロワットということになりますと、実際に発電できますのが七、八割、よくても８キロワットぐらいまで、日没近くになりますと非常にちょっと落ちてしまうというようなことがありますので、その辺を考えますと、これすぐ売電のというふうに考えるよりも、東電さんとよく相談をしてみて、どちらが効率がいいかを考えたほうがいいかもしれませんねという、その程度の売電量になるのではないかなというふうに言われております。ですから、昼間の日中の発電量の多い時間帯で校内で使用する電力の一部が賄えるという程度の10キロワットというのは量になるなというふうに今考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　ただいま教育長の話を聞いていますと、補助が出てくるところが違うのだというふうなお話ですが、出てくるところが違っても、国から出てくるもとだと思いますから、よくはっきりこれだけ出ますよということを確認をして要するにやっていただきたいと思うのが第１点。

それから、七、八十％ということでございますが、10キロの電気が七、八十％という計算は、私も１年間に太陽の出る日と出ない日があるということで、３分の２ぐらいしか太陽が出る日はないというふうなことを思っています。１年間10キロがまるっきり出たとしても、36万5,000円ぐらいしか発電はされないのですよね。その36万5,000円に対して、出てくる金が町の銭ではないからいいというふうな考え方もこれは全く正しいとは言い切れないわけです。ですから、地球温暖化を防止するためにという目的であるな

らば、学校の屋根は広いですから、もうちょっとでっかいものをごそっとつけたほうがいいと、こういうことになるわけです。ですから、昼間買い取る電力が買わなくても済むぐらい、待機電力ということがありましたが、待機電力はどんなにやったって、そうはないわけですよ。コンピューターのスイッチ入れているとか、あるいは非常の出口の電気がついているとか、そういったものがあるでしょうけれども、そんなに多くは消費されないと思います。ですから、このことは発電量の要するに効率の問題もあるわけですよ。発電効率のいいメーカーと悪いメーカー、それから発電したものを変換効率のいいメーカーと悪いメーカー、そういうものがあるわけですから、そこら辺の性能をきちっと検討して選ばないと、CO_2の削減だけでオーケーですという話ではまことにお粗末だというふうに私は思いますので、ぜひそのきちっと検証をして、自分でできなかったら、できる人はこの町の中にもたくさんおります。そう言っては何ですけれども、私だって結構なことはわかります。そういうことで、ぜひとも要するに大きなお金を投入するわけですから、投資対効果ということも考える必要があるのではないかと。

ソーラーパネルがでは何十年もつのだよということになりますと、大体30年と言われていますよね。途中で何かで故障しましたという話になったときは、すぐに直さないとだめなのです。あの駅前のモニュメントみたいに台風でだめになったら１年近くかかったわけですよね。ああいうことをやっていると、要するに投資をしておいても、何にも利益は生んでこないということになりますので、ぜひその辺をきちっとお考えの上、やってください。

それから、先ほど下水道の受益者分担金のお話ですけれども、これについては、返すときにその協議をしますという回答がありました。返すときに協議をしますという回答は、そのときになってやったのでは、もう過ぎたことは関係ないというふうに言われるおそれもあるわけです。ですから、返すときの前、やり始める前にきちんと返すときにはその分は返してもらいますとか、あるいはそれをではここから先、契約期間があと何年残っているということでもって、その分を契約期間から減額で持っていただくとか、話は最初にきちんと決めておかないと、後になってトラブルが起きるもとですよ。ですから、当時のその担当者はやめてしまうと、失礼な言い方かもしれませんけれども、やめてしまえばその人は責任ないのですよね。そうでしょう。やめて後まで役場の職員があのときまでおれやっていたから、そういうときのことをこうだ、ああだで、それが責任があるわけではないのですよ。ですから、契約を変更ですよね。契約変更みたいな格好になるわけですから、きちんとそのときに契約変更があったときに、話をきちっと決めておくと。契約なければ債務なしということがあるわけですよね。ですから、後で返せと言ったって、そういう契約はないよという話になってしまうと、終わりになってしまうと。

それから、上下水道組合がその分担金を受け取るわけですけれども、そこは１回受け取ったら返しますという話はないですよね。払ってもらったものは、その使う人がかわったから返しますよという話はないのですよ。ですから、そうするとだれが得したかという話になると、貸しておいた人が得しますという話が、それが出てくるわけ。それで、宅地になってでもなって売るという話になってくると、その土地の価格が上がってしまって、貸しておいて言葉が悪いかもしれないですけれども、焼け太りみたいなことも起きるわけです。金額的には多くはないですけれども、金額が多いからいい、少ないからだめということではないわけですから、そこら辺もよくきちんと契約をして、きちっと決めておくということが私は必要だと思いますので、このことについては責任者たる町長はどういうご意見であるか伺います。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　上下水道との関係、おっしゃるとおりだと思います。金額が少ないからいいという

ことにはなりませんので、よく検証して、その契約のあり方、それから返済のことが出たときにどうするかという問題も含めて、これから先には慎重に契約時に考えて、先を見てやりたいというふうに思います。よく職員にもそれも伝えていきたいと思います。

それから、ソーラーパネルのことにつきましては、費用対効果だけを考えれば、やらないほうがいいだろうと私も基本的に考えています。ただ、そういう制度ができるということで、今手を挙げて、その補助金の対象になるかどうか待っているわけでございまして、それがいっぱいになったということ、今、教育長がお話しのように、私たちとしては希望を持ってその補助金の対象に入れてもらえるだろうということで手を挙げたわけであります。

ですから、そのソーラーパネルというもののあり方とこれから地球の温暖化を防止するということの将来構想を、その費用対効果だけでやるのだったら、私はソーラーパネルはつけなくてもいいだろうと基本的には考えています。ただ、それだけではなくて、私たちの子や孫や、その孫たちが100年たったとき、すぐ100年ぐらいたってしまうと思うのです。そのときに温度が２度上がると、国技館の今、相撲が始まっていますけれども、国技館の階段の横に軒が出ていますよね。あそこまで計算上でいくと海の水が来るというのですよ。そうすると東京の高台以外は全部海になり、埼玉県は熊谷か東松山ぐらいまで海になってしまいますよ。昔と同じような状況になりますよという話を聞いた。これは私も専門家だから間違っていませんという、そういう講演の内容でした。ですから、私はだまされたと思ってやるわけではなくて、それを信じて将来の子孫のために、私たちはそれを早く手をつけてやっていかなければいけないだろう。たまたま宝登山に植栽したことが、「その落葉樹を植えてこういうことなんです」と言ったら、「いや、先ほど申し上げましたように、針葉樹が1.72倍のそのＣＯ$_2$の削減効果があるけれども、最終的には温度が上がれば害のほうが大きくなると、花粉症とか、そういうものに対して人に対する害が多くなるから、落葉樹のほうが安心でしょうねというお言葉もいただいたわけであります。そういうことを考えて、今回教育委員会のほうには私からお願いをしてやったわけでございますので、これはしっかり対応していきたい。

先ほどから何回も申し上げましたように、村田さんのご意見は非常に深い意味を持っておりまして、このことにつきましては、よく理解できたつもりでおります。したがいまして、このことについては慎重に、しかし、果敢に前へ進んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤　實君）　他に質疑はございませんか。

９番、染野光谷君。

○９番（染野光谷君）　なかなか大変ですよね、そういう今。民主党でも公約したとおりいくかわからないけれども、これは厄介なことだし、こういうことはもうしないというのが一番いい、はっきり言っておくけれども。それだよ。そうだよ。

○議長（齊藤　實君）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第43号　平成21年度長瀞町一般会計補正予算（第５号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第４４号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤　實君）　日程第７、議案第44号　平成21年度長瀞町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第44号　平成21年度長瀞町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,518万4,000円を追加して、歳入歳出の総額を９億4,498万5,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では国庫負担金、国庫補助金、前期高齢者交付金、繰越金の増額、繰入金の減額、歳出は、総務管理費、療養諸費、高額療養費、出産育児諸費、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等の増額、償還金の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じましたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　議案第44号　長瀞町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

補正予算書の１ページをごらんください。第１条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,518万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億4,498万5,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、説明書によりご説明いたします。６、７ページをごらんください。最初に、歳入予算でございますが、款５国庫支出金の項１国庫負担金、目１療養給付費負担金でございますが、療養給付費の増加に伴い、その法定負担分が増額交付されるものでございます。

次の項２国庫補助金の目１財政調整交付金は、高額療養費支給金対応のシステム改修費用として交付されるものでございます。

次の目４出産育児一時金補助金につきましては、10月から出産費用に一律４万円が上乗せされることによる費用の半額が交付されることになったものでございます。

次に、款７前期高齢者交付金でございますが、65から74歳までの前期高齢者の給付費の財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、年間の見込み額が決定し、追加交付されることになりましたので、増額補正をするものでございます。

次に、款11繰入金、目１一般会計繰入金の節６その他一般会計繰入金の財源化医療費繰入金につきましては、退職者医療制度の改正により、退職者の療養給付費交付金が増加し、当初予算で見込んでいた償還金の必要がなくなるとともに、前年度繰越金が予算額を大幅に上回ったため、一般会計に繰り戻すものでございます。

次に、款12繰越金でございますが、20年度の決算額の確定により、差額が生じましたので、増額補正を行うものでございます。

続きまして、歳出予算の補正内容についてご説明いたします。８、９ページのほうをごらんください。最初に、款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費でございますが、需用費につきましては、保険証送付用封筒が不足するための印刷代でございます。

次の電算処理委託料でございますが、高額療養費特別支給金対応や国の制度改正に伴うシステム改修費用でございます。

次に、款２保険給付費、項１療養諸費、目１一般被保険者療養給付費及び目２の退職被保険者等療養給付費でございますが、予算に比べまして、療養給付費が増加しており、不足が見込まれるため増額するものでございます。

次に、項２高額療養費の目３一般被保険者と目４退職被保険者等の高額介護合算療養費でございますが、８月から翌年７月までの期間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額が高額になった場合、一定の基準額を超えた額を支給するものでございますが、当初20年の８月から始まりましたので、今年度から実際に請求が来るわけですけれども、当初は科目設定のみさせていただきましたが、該当者が見込まれるため、それぞれ増額するものでございます。

次に、項５出産育児諸費、目１出産育児一時金でございますが、少子化対策として21年10月から23年３月までの出産に限り、１件４万円を増額支給することになりましたので、７件分を増額するものでございます。

次に、款３後期高齢者支援金等でございますが、20年度から開始された後期高齢者医療制度の財源として、社会保険診療報酬支払基金に納付するものですが、今年度の支払い見込み額が予算額を上回り、不足が見込まれるため増額するものでございます。

次の10、11ページをごらんください。款４前期高齢者納付金等でございますが、65歳から74歳の前期高齢者の加入者数の不均等を調整するため、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものですが、こちらも今年度の支払い見込み額が予算額を上回り、不足が見込まれるため、増額するものでございます。

次に、款11、諸支出金、目３償還金の国庫支出金等ですが、当初療養給付費交付金は、概算で交付を受けておりまして、20年度の実績に基づき、返還金が生じる予定でしたが、退職者医療制度の改正と実績によりまして、償還の必要がなくなりましたので、減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（齊藤　實君）　これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第44号　平成21年度長瀞町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第４５号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤　實君）　日程第８、議案第45号　平成21年度長瀞町老人保健特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第45号　平成21年度長瀞町老人保健特別会計補正予算（第１号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万4,000円を追加して、歳入歳出の総額を450万円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、国庫負担金、繰越金の増額、繰入金の減額、歳出では、償還金、予備費が増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じましたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　議案の内容について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　議案第45号　平成21年度長瀞町老人保健特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

補正予算書の１ページをごらんください。第１条にありますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ103万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ450万円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容についてご説明いたします。説明書の６、７ページをごらんください。最初に、歳入でございますが、款２国庫支出金、目１医療費負担金ですが、過年度分の老人医療費等国庫負担金の確定により、追加交付となったため、増額するものでございます。

次に、款４繰入金、目１一般会計繰入金の医療費繰入金と事務費繰入金ですが、前年度の繰越金及び償還金等の額が確定したことから、一般会計に繰り戻すものでございます。

次に、款５繰越金、目１繰越金ですが、20年度の決算額の確定により、差額が生じましたので、増額補正を行うものでございます。

続きまして、補正予算の内容についてご説明いたします。８、９ページをごらんください。まず、款１総務費と款２医療諸費の項１医療諸費につきましては、財源の組み替えを、項２償還金につきましては、20年度分の実績に基づき、老人保健医療給付費交付金等の返還の必要が生じましたので、補正をするもの

でございます。

次に、予備費でございますが、20年度の繰越金等の確定に伴いまして、増額を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（齊藤　實君）　質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第45号　平成21年度長瀞老人保健特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第４６号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤　實君）　日程第９、議案第46号　平成21年度長瀞町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第46号　平成21年度長瀞町介護保険特別会計補正予算（第１号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,010万7,000円を追加して、歳入歳出の総額を５億9,615万7,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、繰越金の増額、繰入金の減額、歳出では、介護保険給付費支払基金積立金、償還金の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じましたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　議案第46号　平成21年度長瀞町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

補正予算書の１ページをごらんください。第１条にありますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,010万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億9,615万7,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、６、７ページのほうをごらんください。最初に、歳入につ

いてですが、款７繰入金、項１一般会計繰入金の目１介護給付費繰入金から目４その他一般会計繰入金まで、前年度の実績に基づき、それぞれの所要額が確定しましたので、減額をするものでございます。

次に、款８繰越金でございますが、同じく前年度の実績に基づきまして、繰越金に差額が生じましたので、増額補正を行うものでございます。

続きまして、歳出でございますが、８、９ページをごらんください。款１総務費、款２保険給付費と款４の地域支援事業費でございますが、前年度の実績に基づきまして、財源の組み替えを行うものでございます。

次に、款５基金積立金、目１介護保険給付費支払基金積立金でございますが、前年度の繰越金のうち、償還金に財源充当した残額を積み立てるものでございます。

次に、10、11ページをごらんください。款６諸支出金、目２償還金でございますが、前年度の実績に基づき、負担金や交付金を返還する必要が生じたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（齊藤　實君）　これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　介護保険特別会計の補正予算が出てきましたので、介護保険のお金の行き先というか、これ100％ながとろ苑ではないと思いますが、きのう何かのときに町長がちらっとながとろ苑の経営のことについてというようなお話がありました。そのことについて、しっかりやれというか、こんな経営ではしようがないよというか、そういうようなことを言ったというふうに記憶しておりますが、関係がある予算ですので、ちょっと一言言わせてもらいますが、あそこのながとろ苑の経営状態というか、お客さんの数の入りというか、強いて言えば売り上げというようなことになると思いますけれども、ここら辺のことについて、私は前にも一言申し上げたことがあるというふうに記憶をしておりますが、町は金は出すけれども、口は出さないのだというふうなことでずっとやってきたわけですけれども、ここら辺はぜひ口が出せるようにやるというふうな方向にしむけてもらって、よく見てやらないというのは、子供ではないのだからあれなのだけれども、施設はつくりました。増床はしました。いろいろやっているわけですけれども、見ていると、赤字が出てくる月がありますというようなことでやっています。それから、運転資金も銀行から借り入れてやっているというような状態ですよね。ですから、その辺はせめて運転資金ぐらいは自己資金できちっと賄えるふうに利益を出せるはずなのですね、まだ施設が余っているのですから。そのことについて町長、どんなお考えでこれからいこうとするのか、権限がないからだめだというふうなことではなくて、前向きなお考えがあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　今、村田議員からお話しされたとおりのことを考えておりまして、増床工事が去年終わったわけです。それ前は当然その自主独立、町が一番のその投資をした関係がございますけれども、前の理事長であります吉田さんなんかといろんな議論をしたときに、町はその発言権はないよというお話もいただいて、基本的にはそういうことだろうと思います。しかし、町の大口投資先ということでありますから、増床を機にそういうことはやめようと、我々もその責任の一端を担わなければいけないのだから、やっぱり言うべきことはちゃんと言わなくてはいけないということを考えて、３カ月に１回ぐらいは、そのお互いの交流を、こちらから向こうにお邪魔して、内容を聞かせてもらったり、その稼働だとか、そう

いうものについての見学をさせていただいておりました。

しかし、今度そのショートステイを中心とした稼働率の非常に低さというのが私のほうで目につきましたので、今度はこっちに来ていただいて、具体的な数値を並べてもらって、１時間ちょっと話を聞きました。私と新井参事と担当の課長、浅見課長と３人でお聞きしたわけでございますが、非常にある意味で事務的というか、活動が非常に鈍いというふうに感じました。これは理事をやっている方たちは当然そういうお考えもお持ちだと思いますから、やっぱり理事の人たちと一度私たちもお話をする機会を持っていただければいいのではないかなと、そういうふうに思います。そして、いろんな提案をいただき、私たちもそれなりのその債務負担行為はやっているわけですから、それはあそこが破綻するようなことがあれば、当然その借り入れの額、元利償還金については責任をとるわけでございます。そういうことから考えますと、増床を機に私たちの基本的な考え方を変えていこうということになりました。いろいろまたご指導いただきながら、あそこの施設がちゃんとした経営ができるようにお願いをしたり、監視をするという言葉はちょっと過ぎているかなと思いますが、やはり町としては大きな投資先でございますので、考え方を変えて、積極的に中に入らせてもらうということにして、いろいろ交渉だとか、お話を聞いております。ぜひ理事の方たちにも、そういうようなことでいろんなご意見をいただいて、私たちもあそこがしっかり経営ができるようにこれからもお願いをしていきたいと思いますので、よろしくその理事の中のいろんな意見の交換等々もあると思いますので、ご発言をいただいて、軌道を本来の道に戻してもらうようにお願いをしたいと思います。私たちもかなり厳しいことを申し上げてあります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤　實君）　他に質疑はございませんか。

２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　町長がこれからは前向きに対応するというお考えでございますが、喫緊に理事と話をしたり、そういう理事長さんもいるし、いろいろいますから、時間がたてば利益はとれなくなってしまうのですよ、タイム・イズ・マネーですから。あけておいて１円にもなりませんよと、早く入れて何かしないとだめなのですよ。だから、喫緊にそういう機会を設けて、検討委員会というか、そういうものでも立ち上げて、言葉は悪いと言えば悪いかもしれませんけれども、人を呼び込んでくる営業的な仕事をする人を見つけるとか、そういうことをやって、県南のほうに行くと、入りたくても入れないとか、行きたくてもできないとか、いろんなそういう人がいるというふうに聞いているわけですから、そういう人をどんどん連れてくるというとあれなのですけれども、やっぱり営業しないとだめなわけなので、県南のほうまで行かなくても、隣の寄居町とか、あるいはもうちょっと熊谷とか、あの辺の近所の人でも要するに入ってもらえる人を早く見つける、そういうことをぜひそういう機会を設けてやっていただくことをお願いをしておきます。

以上で終わります。

○議長（齊藤　實君）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第46号　平成21年度長瀞町介護保険特別会計補正予算（第１号）

を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第４７号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤　實君）　日程第10、議案第47号　平成21年度長瀞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第47号　平成21年度長瀞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を8,138万4,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、繰越金の増額、歳出では、徴収費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じましたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　議案の内容等について町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　議案第47号　平成21年度長瀞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

補正予算書の１ページをごらんください。第１条にありますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ６万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,138万4,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容についてご説明いたします。６、７ページをごらんください。最初に、歳入についてですが、款４繰越金でございますが、20年度の決算額の確定により差額が生じましたので、増額補正を行うものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款１総務費、項２徴収費、目１徴収費でございますが、保険料徴収事務を円滑に実施するための通信運搬費や電算業務委託料でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（齊藤　實君）　これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　この問題については、今いろいろ皆さんからも出たように、後期高齢者医療保険というのが、もう相当のこの政権の中でも後退しているわけで、この今度鳩山内閣ができるわけですけれども、相当不満があります。私はこの問題で、よくほかからは不満が聞かれる。また反面、いろんな報道では後期高齢者の問題点なんかは報道されています。

そこで、質問なのですけれども、町内の人たちが今、年金から天引きされて、私も含めて。何かいろいろ町に文句言ってきたなんて話も聞くのですよ。だけれども、そういう何か不満とか、いろいろ上がっていますか。それだけ質問すればいいです。

○議長（齊藤　實君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君）　渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

制度が変わりまして、いろいろと戸惑われているというか、額が高いというか、そういうことの苦情よりは、減額になったりとか、今まで年金徴収だけではなくて、口座振替もいいとか、いい面もありますし、悪い面もあるのですけれども、そういうことの戸惑いとかで照会があったのは幾件かあります。数をちょっと把握しておりませんので、持ってきておりませんけれども、苦情的なものはございませんでした。

○議長（齊藤　實君）　他に質疑はございませんか。

９番、染野光谷君。

○９番（染野光谷君）　ちょっと伺いますが、これどこか全国では取らない町村あるのか、それを伺いたいのですが。どこか町あるのではないか。

〔「ないよ」と言う人あり〕

○９番（染野光谷君）　どこかあるようなことがあったけれども、ないのか。

では、いいです。

○議長（齊藤　實君）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第47号　平成21年度長瀞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩　午後３時５６分

再開　午後４時１０分

○議長（齊藤　實君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第４８号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤　實君）　日程第11、議案第48号　工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第48号　工事請負変更契約の締結についての提案理由を申し上げます。

長瀞町立長瀞第一小学校耐震補強及び大規模改修工事において、工事内容に変更が生じ変更契約を締結したいため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　議案の内容等について教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（大澤珠子君）　議案第48号　工事請負変更契約の締結についての説明を申し上げます。

長瀞第一小学校耐震化及び大規模改修工事につきましては、夏休みを工期として進めておりました。議員の皆様にも８月20日、工事途中での視察をしていただいたところでございます。

工事を進めていく中で、変更せざるを得ない箇所が生じてまいりました。主な変更箇所は、防水工事、外壁工事に伴い、当初の見込み以上に劣化の程度が多く、その増工分です。また、今回耐震化に伴い、ごらんいただきましたように、１階、２階の４教室については、耐震ブレース補強を行ったため、教室が変わったと同時に、塗装等により、きれいになりました。その結果、手をつけていない教室や廊下との違和感が目立つことから、教室を初め廊下、階段の天井、壁、ロッカー、建具等々の塗装もこの一連の今回の工事の中で対応するのがよいということになりましたが、何分にも当初の工期内では無理が生じるということで、教室に塗装を施す場合、教室を使用していてはできないわけですので、既に２学期も始まっていることから、次に長期に工事をできる期間は、冬休み、ちなみに冬休みは今年度は12月25日から１月７日になりますが、その長期冬休みを利用しての工期延長が必要なこと、増工に伴い、当然ながら契約金額も変更になりますので、今議会に工期については議案書の６番の当初契約の日から９月18日までとしたものを、契約の日から平成22年１月22日までとするもの、また３の契約金額については、当初8,022万円だったものを、1,695万150円増の9,717万150円に変更を行いたいために、変更契約の締結を行うためのものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　これより本案に対する質疑に入ります。

９番、染野光谷君。

○９番（染野光谷君）　耐震、国の補助金をもらい、これだけの工事をしたということは大変なことだなと思いました。

業者が寄居建設ということですね。それで、寄居建設、先ほども老人ホームも寄居建設ですね。ちょっと町長に伺いますが、寄居建設というのは、言っていいのか悪いのかわからないけれども、寄居建設があそこの老人ホームを建設したときに、前町長がこれに関係しているという話も聞いておるのですよね。それで、この寄居建設というのは、私もちょっと週刊誌に出ていたけれども、耐震偽装というので週刊誌に出たことあるね。それで、公共事業専門にこの寄居建設はするわけです。町長も、この前おれも話して、寄居建設、前からこうだよというようなことを聞いたけれども、おれははっきり言って、寄居建設がまた

この今度の第一小学校、その老人ホームをつくって、その後の追加でまた老人ホームを建設したのが寄居建設ですよね。

それで、また今度は小学校かなと思って、不思議でならないのです。それをきょうは詳しく聞きたいと思って、本日この運営委員会でこれを見たときに、ああ、これは聞かなくてはしようがないなと思って質問をするわけなのですが、寄居建設というのは、いろいろお話を聞いたり、これは有名なのだよ、いろいろの面でも。それで、松本町長も関連して、この町長が亡くなった後になって、そのような話を耳に聞いていて、この寄居建設を追加の工事をさせて、また第一小学校をやらせるというのは、おれは不思議でならないのですよ。

それで、この追加というので、また補正、これは書いてありますけれども、９月18日までと、変更前は。それで、変更後、また都合のいいように、耐震で今度はやらせてもらいました。それはやってもらうのは結構なのですよ。それで、やっているというと、新しく見えるというのは、悪いところ、汚いところが目についてしまうわけ。ついて、また今度銭はどういうふうにして持ってくるのだかわからないけれども、こういう追加と書いてあるから、これは私は寄居建設もやってもらったのだから、１回はこれを変更後とある、ここには書いてあるけれども、これを離して、もしやるならばやってもらわないと、皆さんに話もしようがないのですよ。松本さんは関係していたの、この寄居建設には。もうはっきり言って。それで、それを知っていて町長がやらせるというのがおれは不思議でならないのですよ。だから、この寄居建設にすぐ老人ホームをつくった。追加、あれが１億だか２億だかわからないけれども、これだって寄居建設にやらせたと言ったら、知らないある人がおれに町長も上手だなと言うのですよ、はっきり言うと。だから、おれははっきり言って、寄居建設へやらせた後、また第一小学校の耐震かなと思って不思議でならないのですよ。このくらい言わないと、はっきり言っておれも、国民というのは国会議員が言うことだから、町の人に話しようがないのですよ。だから、これをよくきょうは聞こうと思って、町長、本当、町長はもう本当にお口は上手。おれは後ではっきり言って、余り言いたくはないのだけれども、この追加のこれがどうしても気にかかるのですよ。

前回老人ホームをつくったとき、松本町長のときに、本体が幾ら、それでまた追加で幾らというのが出た。ああ、これは何だんべえと思って、あのときも１億だか、老人ホームやった。新井さんなんかよく知っているわけだよ。今そこへ座っているけれども。だから、この話をもう少し町長に、本当ですよ、はっきり聞きたい。

とりあえず町長お願いします。

○議長（齊藤　實君）　参事。

○参事（平　健司君）　町長の前に、変更だとか、一連の流れについて私のほうから説明をさせていただいてから、また町長のほうが答弁したいと思います。

まず初めに、寄居建設が実施したということにつきましては、５月31日に長瀞町に指名入札審査会というのがありまして、新井参事が委員長で、あと各課長が委員やっているわけなのですが、そこで９社を選びました。その９社を指名しまして、入札を実施したところ、寄居建設が落札したと。仮契約をして、６月定例議会ですか、で皆さんに議決していただいたというのが一連の流れでございます。

それと、変更の関係なのですけれども、変更につきましては、この工事が設計額が、設計額は端数切りますけれども、１億2,000万なのですよ、当初は。もちろん端数ありますけれども、その落札が8,000万円、落札率でいきますと、66.435％、通常ですと80だとか85％ぐらいの落札率なのですけれども、これに関し

ては非常に落札率は低いのです、66.435％ですから。そんな関係で、当初工事をやったわけなのですけれども、私と町長で21年、ことし８月10日に見に行きまして、まだまだ悪いところあるではないかと、先ほど申し上げましたけれども、約4,000万円の差がありまして、染野議員先ほどからおっしゃったとおり、国庫補助の３分の１がつくものですから、せっかくだったら4,000万あるのなら大規模改修なら教室の中だとか廊下もできますよと、県のほうへ問い合わせたところ。ではやったほうがいいのではないかというようなお話を教育委員会のほうに私のほうから提言というのですか、進言させていただきました。その進言した後、さらに８月20日ごろ、また議員さんと教育委員さんがやっぱり視察したらしいのですよ、第一小学校。何か２名ぐらいは欠席というお話聞いているのですけれども、その席でもやはり外がきれいになって、中が老朽化しているのなら一緒に直したらいいのではないかと、そんなようなお話が出たということで、それから変更設計ちょっとやってみたらどうだと。変更設計やっていただきましたら、これが約1,855万円ぐらいですか、実際に工事出しますと。しかし、落札率が66.4％ですから、これを変更しますと、単純には1,300万ぐらいになってしまうのです、工事変更して寄居建設がやるとなると。寄居建設的には夏休みも終わってしまうし、工期延ばして冬休みになってしまうわけですから、余りやりたくないような話も寄居建設からは来ていたのです、実際のところ。そこを何とかお願いして、工期を延長させていただいて、冬休みにできないかというようなお話をさせていただきまして、今回お願いしているというようなことなのですよ。

今回変更しませんと、その1,800万については、大規模改修につきましては、１回きりということで切れてしまいますので、国庫補助はつかなくなりますし、教室だとか、そういうところをやるときには単費で丸々また入札してやらなくてはならないものですから、今以上に大金がかかるし、町の持ち出しも多くなるということで、何とか教育委員会のほうに県と国と相談してやってみてくれないかという提案を私のほうからお願いしてやっていただいたという経緯がありまして、特に町長がやれとか、そういうのではなくて、私のほうから国と県と相談して何とかなるのなら、子供たちが新しい教室で勉強できるわけですから、このまま変更すれば国庫補助もつくし、何とかならないかということでお願いをしたものでございます。経過的にはそういうことなのですけれども、あと町長に対する質問ですから、経過的には今のようなことが変更までの経過ということなのですけれども。

以上でございます。あとでは町長、お願いします。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　今、平参事からお答えしたのが工事の延長に対する基本的な考え方で、私もそれでやってほしいというお願いをしました。その町の持ち出しが少なく済むということが第一であります。補助金の対象になるときにやったほうがいいと。

それから、私も学校を見せていただいて、たしか議員の方が20日においでいただいたそうですが、私はたしか10日だったと思います。教育委員会と、それから平参事と行きました。そのときに中をどうするのという質問はたしか私もしています。そうしましたら、中は廊下だけ、それと耐震の工事をやったあの鉄骨が入ったところがあって、そこだけということで、それではまずいのではないかなという考え方を持っております。これは子供の耐震、それからリニューアルということは、中を当然きれいにすると私は思っておりましたら、そうではなかったという現実があったわけでありまして、子供の学習環境をよくすることが大きなテーマの一つだというふうに思っておりますので、このことはぜひいろんなご意見があっても、お認めをいただいてやっていただくのがありがたい。そうでないと、新しくまた予算を組んでやるという

ことになると、補助金が削られて、町の支出が多くなるという事実があります。それが１つ。

それから、先ほど染野議員からのいろんなお話、この前もこういうようなお話を承りました。しかし、私は寄居建設と特別関係があるわけではございませんで、先々代のときに寄居建設金番という人がいて、その人とうちの祖父が懇意だったという話は聞いておりますが、それはもう80年も前の話、昭和の初め、大正の終わりから昭和の初めだそうですから、全く私の関知するところではありません。

それで、ながとろ苑の工事につきましては、たしか12億幾らとか、すごい高いなという評判が立ったことがあります。私も耳にしております。質問もしたことがあります。それから、その後の工事は去年３億円ぐらいかかって、あれは増床工事をやっているというふうに承知をしております。それは私のほうは関知してはおりませんで、ながとろ苑のほうでやっていただいたことであります。その借入金についての債務保証、いわゆる連帯保証人ですよね。それは町のほうでやらせてもらいました。しかし、いろんな先ほど村田議員からもご質問があったように、ながとろ苑の施設の稼働率について非常に問題があるということで、この間来ていただいて、強く注文をつけたところであります。

そういうことで、ながとろ苑もしっかりやっていかないと困る。中の稼働率、部屋が大きくなっても稼働しなければお金になりませんから、その辺について強く注文をつけたところであります。私は寄居建設にそのいろんなつながりがあるとかというようなことを染野議員が疑っているようなお言葉が今ありましたが、そういうことについては一切ないことをはっきり断言いたします。これは間違いありません。その寄居建設が請けたという事実は、それは事実であります。こちらもその入札については、落札する人が一番値段が安いから落札をしていただいたという事実があって、それがたまたま寄居建設だと、別に出来レースでも何でもないわけで、あの札をあけたところ、寄居建設が一番低かった。それは当然そこに入札の責任者であります総務課長も立ち会っていましたから、はっきりわかっているわけであります。裏で取引をしたとか、そういうことは一切ありません。ですから、このことについても、そういう話があっても、私はそれは事実ではないから、はっきり私のほうから申し上げて、ご理解をいただくということで、このことを進めていただくことが町の負担増にならないという一番の問題点でありますし、それから子供の環境整備というのは、中の子供が楽しく勉強できるような環境をつくるというのが大きな私は我々の責任だと思っておりますから、この機を逃さないほうがいいだろうということを考えておりまして、先ほど平参事のお話のとおりだというふうに私も思っています。ですから、いろんなご意見があっても、このことにつきましてはお認めをいただければありがたいというふうに思っているところであります。

○議長（齊藤　實君）　参事。

○参事（平　健司君）　今、町長が一番低い業者というお話を申し上げたのですが、たまたまこの場合は一番低い業者なのですけれども、町といたしましては、最低制限を設けていまして、最近の入札では、一番低くても失格者というのが何社も出ていますので、町長はこの件に関して一番低い業者という言葉を使っていますので、ひとつその辺ご理解いただきたいと思います。

○議長（齊藤　實君）　他に質疑はございませんか。

９番、染野光谷君。

○９番（染野光谷君）　いつもこれで、こんなふうで終わってしまうような感じがするけれども、いいですか、新井参事にちょっと伺いますが、このいろいろな面で松本町長があいう形で亡くなられて、そのときに一応あの老人ホームは新井参事がちょうど一生懸命やっていた、はっきり言って。なるほど一生懸命やっているなと。それで急いだのだ、この仕事は。その老人ホーム建設するときは。秩父谷に最後のお願

いではないけれども、施設をつくるというので、一生懸命松本も新井も、そこへいる参事も。それで、いろいろ重なって、ああいう結果に松本氏もなった。町長はよく知っていますよ。その点はおれ聞いている。捕まる日まで言ったというのだから、他人に。よその人に。松本はこういうふうで捕まるんだと。

だから、過去を掘り起こすと、本当いろいろあります。せっかく町長になったのですから、本当に町民のことを思ってやってもらいたい。自分のことはそっちに置いておいても。それを心配しているわけですよ。本当なのだよ。いろいろあった。聞いています、大澤町長のやることは。ああいう形で亡くなって、寄居建設、次に今度は追加、新井参事、新井参事がそういうあれですかね。だから、それが不思議なのですよ。ちょっと不思議なの。だから、証拠をつかめと言えば、こう言って、証拠はつかむというのにははっきり言って難しい。どこの業者でもそうらしい。その本人がしゃべれば、言わなくてもしゃべってしまえば、はっきりわかるけれども、なかなかこれも難しいのですよ。業者と職員、言いもしないでどんどんしゃべってくれればわかりいいけれども。やるには、だけれども、だからといって本当に町を考えてやってもらいたい。それを考えた。寄居建設というのはいかがなものかな。今度もこの追加でまたこういうふうにあるから、それで平君もいいこと言った、今。66％のあれ。ちょうど。向こうもやりたくないと言うのだから、この期限があるならば、この追加予算、これをどうですか、１月なのだから、１月まで期限がこういうふうにしてあるならば、来年度予算であれするのだから、町の建設業界に頼むか何か、それで、それがいいと思いますよ。向こうは嫌だと言っているのだから、何も寄居建設にやってもらう必要ないと思うのだよ、おれは。はっきり言っておくけれども。

だから、この追加のこうだというのは、その期限が１月幾日だ。まだ幾日も日があるのだもの。まだ12月議会があるのだから、そのときにこれを一般こうだよというので、平君、それをして、それでやってくれればおれは気持ちよく賛成しますよ。本当なの。何も無理してこうだよと。はっきり言って8,000万の耐震工事こうだったと、おれも見たけれども、あんなものははっきり言うと、北部鉄工でも行ったりして、鉄骨を組んで、あとはこうだよと色をなすって、それだって間に合うような感じだよ。本当なの。それで屋根も見た。それでこうだとした。だから、この追加ははっきり言って、日にちが間に合うから、１月の二十幾日まであれば、そのうちの予算がこうでとなっているのだから、それはおれの考えなのだけれども、だからこれをはっきり言って、そうしてくださいよ。そうでなければ、まだおれもメジロではないけれども、ぐずっているから。そうですよ。

だから、証拠をつかめというのは容易ではないよ。本当その人へ行って何かおどかさなければ、うんと言わないよ、きっと。それだけもうみんなしぶといのだから、人間は。ある程度の年とってくると。本当ですよ、町長。はっきり言って、証拠をつかめ。いろいろこうだ、ああだというようなことはいつも言うけれども、この寄居建設に対しておれはいかがなものかなと思っているのですよ。そういうことなの。だから、これを部分にして、はっきり言ってこの追加工事はよその業者にするのなら、おれは大賛成だよ。静かに、またこれそれにしてもらえば静かにしているよ、また幾らか。いいのだから、おれははっきり言って。そのくらいのおれは気持ちで取りかかっているのだから。おれも何だっていいのだから、はっきり言って。

○議長（齊藤　實君）　参事。

○参事（平　健司君）　染野議員に重ねてお願いを申し上げますけれども、お願いになってしまったのですけれども、確かに染野議員が言うように、１回区切って、さらにやるということも一つの方法なのですが、今回に限っては、先ほど申し上げたとおり、落札率が66.4％と非常に低いと。町としてはそれで発注でき

れば非常に助かるというのが１点と、なおかつ大規模改修につきましては、何十年に１回国の補助がつくわけですから、今回一緒にやっておかないと、単独で出さなくてはならないのですよ。追加した千八百幾らの設計なのですけれども、それが66.何％のおかげで1,300まで下がるのですけれども、それが丸々町の単独費でお金がかかってしまうものですから、県と国のほうへ問い合わせをしていただいて、工期が長くなってしまうわけですよ。９月18日だったですか、９月18日を１月まで延ばすわけですから。だから、それでも国のほうが認めてくれるかどうかという確認をさせていただきまして、県、国が年度内ならいいよと、そういうお墨つきをいただいたものですから、変更して、これでやりたいということで、業者のほうにも、業者のほうは難色ちょっと示したのですよ。だれに聞いてもらってもわかるのですけれども、これが80、90で落札していれば利潤が十分出るのだと思うのですけれども、66％というので、ぜひ子供のことなので、お願いできませんかというような話で、最終的に議運の何日か前に、では何とか頑張ってみますというようなお話をいただいて、仮契約ができたのではないかというように私のほうはちょっと推測しているのですけれども、ぜひ染野議員、これだけ低い落札価格で教室がきれいになって、町の持ち出しが少ないものですから、ぜひ変更をお認めいただきたいと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（齊藤　實君）　９番、染野光谷君。

○９番（染野光谷君）　それで、平君、なかなか口が上手で、昔から上手で知っているけれども、幾ら平君が言っても、おれもはっきり言って、それでは66.4％でやらせたから、それで後の工期のこれは向こうで嫌だというのに、何で寄居建設でやらせるの、向こうはやりたくないというのに。それがおれはおかしいのだよ。それはおかしいではないか。何もやりたくないと言うのなら、違う人にやってもらって、これが一緒に補助金が出ると、銭、財源はあれですか、国からのこの幾ら出るわけなの、この補助金は。

○参事（平　健司君）　別にすれば出ません。別にすれば出ない。別に工期を切ってしまえば、新しくすれば出ないのです。

○９番（染野光谷君）　出ないのでしょう。

○参事（平　健司君）　出ない。

○９番（染野光谷君）　出ないのなら、それではあれだがね、ちょうどいいがね。何も嫌だというのにやらせないで、それではその財源はどこから持ってくるか。町にそういうあれがあるのなら、違う人にやらせて、何も寄居建設にやらせる必要はないのだよ。

〔「出ないと」と言う人あり〕

○９番（染野光谷君）　そう。だから続けてやると、続けてやるから出るのかい。

〔「そうだよ」と言う人あり〕

○９番（染野光谷君）　それでは、何でこれはあれだい。この次の工期の１月幾日まで延ばせるのだい。

○参事（平　健司君）　学校が始まってしまうので、１月まで延ばさないと工事が、夏休みの期間過ぎてしまいますから、できないのですよ。

○９番（染野光谷君）　だから、工期は８月のうちに打ち切るか、それをそれでは８月にできなかったから１月の二十幾日までというので、これでやるわけなの。

○参事（平　健司君）　そうです。

○９番（染野光谷君）　それではできないことはないだんべがね。できるよ。だから、１回、これではそれでは10来るわけなのだ、ここまで来れば。

○参事（平　健司君）　３分の１ですね。

○９番（染野光谷君）　３分の１。３分の１、これは新井さんも自民党のこうだと、得をしたなんていうのがあったって、3,000万ぐらいあったのだっけ、あれは。落っこちた新井さんよ。はっきり言っておくけれども。新井さんが国の補助金を3,000万べえ出したなんて、小学校の耐震こうだというので書いてあった、新井の宣伝に。この建設工事の。だから、それは平君も口もうまいよ、確かに。これでだまされてやるか。だけれども……

〔「お願いしているんです」と言う人あり〕

○９番（染野光谷君）　いや、お願いするのではなくて、おれはどうも、だけれども、これを切るならば、はっきり言って次の方に１回で、それで年度まであるのだから、恐らくあると思うのですよ。

〔「だめだと言っているの。それではだめだと言っているの」と言う人あり〕

○９番（染野光谷君）　それで３分の１出すのならあれではないか。３分の１どうせ県が出すのなら、町でまた新たに何かのあれつくってやればいいではない。そうだよ。それこそ今度当選したあれだよ、小泉さんに頼んで、ここのところをこうだと言えばいいではないか。

〔何事か言う人あり〕

○９番（染野光谷君）　そうだよ、そうだよ。

〔何事か言う人あり〕

○９番（染野光谷君）　そうだよ。これは本当だよ。だめだよ。これは続けて、老人ホームやって、今度は耐震やって、次また追加がわけのわからない出るって、松本さんのときにも次にこうだと言ってあったとき、ああ、不思議だなという人がいたの。思いついて、ああ、そうだったっけと。そうだったっけというのは何だっけと本当おれも不思議、首をかしげたけれども……

○議長（齊藤　實君）　染野議員に申し上げますが、質問というのは、そういう何だかちょっとわからなくなってしまったのですが、きちっと整理して、これというので言ってほしいのです。

○９番（染野光谷君）　だから、整理しているのだよ。だから、いつも……

○議長（齊藤　實君）　ちゃんとしてください。

○９番（染野光谷君）　ここで……

○議長（齊藤　實君）　それで、もう３回以上やっていますので。

○９番（染野光谷君）　うん、だからいいよ。余り言っていてもしようがないから、まあいいや。これはおれはこれを切ってもらって、それでこういうふうにしてもらいたい。また12月は出るか出ないかわからないけれども、だめだよ、これは。だから一応はおれは反対は反対だよ、そんなことは。だから、そういうこと、おれは反対ということだよ。

○議長（齊藤　實君）　他に質疑はございませんか。

１番、関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　それでは、私は質問をちょっと向きを変えてやりたいと思います。

８月20日に民教の委員長、村田氏の名前で見学会があるから見学をしようということで、私も見学をさせてもらいました。そのときにたしかある議員から、室内あそこが汚い、天井が汚いという話が確かに出ました。ですけれども、丸岡設計というあれだけの会社の人がついていて、これだけの規模の改装をすれば、ここが悪くなる、ここが見てくれ悪くなるなんてことは、もうわからないでそのやるもう自体、ちょっと丸岡設計を私疑いますよ。

この大規模改修の中に急に天井だ、壁だを入れるのであれば、町長、きのうから言っているように、安心・安全な子供の教育現場という話でいけば、あれだけの大規模改造するのなら、もう私は教育長に学校の水道管が汚くて、もう臭くて、子供が飲めなくて、町長、水筒担いで子供たちが通学しているの知っているでしょう。私は教育長にもうそれお話ししてあるのです。子供の水道を飲む水が臭かったりするから、そういう直すときに、浄水器をつけてやってくれと、子供に。簡単に水がおいしく飲めるように浄水器をつけて、子供が学校の水をおいしく飲めるようにお願いしてあるのですよ。

８月の20日にみんなが見て、天井が汚い、何が汚いと言ったら、一緒になってこれ入れてもらっていいのではないですか、今、平さんの説明でいけば。お金がまだ余っているのだから。だから、本当の意味の子供が長い時間学校で生活をする子供の目線からいったら、天井やら壁ではないのですよ。もう第二小学校、トイレが臭い。一生懸命村田教育長のときに言ったら、高圧洗浄して、臭いのが直らなかったらパイプ取りかえるよと言ってやってもらった。今回なんかこの大規模改造を急にこういうふうに方向転換するのなら、どうですか、そこまで一緒にやってやって。きょうこれで決めなければだめなのだったら、すぐつくり直してもらって、もう一度議会なんか開いてもらってもいいのだから、せっかくの大規模改修を町長がやるというのであれば、そこまで踏み込んでくださいよ、子供のために。どうでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○１番（関口雅敬君）　つけられるの。

教育長、ちょっと答弁してくださいよ。インターネットで皆さんこの議事録読んでいますから。

○議長（齊藤　實君）　教育長。

○教育長（新井祐一君）　ただいまの水道の件でございますが、給水管、それから消火栓の管につきましては、すべて配管がえ、新しくなっております。それから、屋上にあります高架水槽につきましても、新しく交換をしてございます。ただ、工事をしたばかりですので、管と管をつなぐところの部分で、そこに使ってある接着剤とは違うと思うのですけれども、それがにおいが最初は少し残るということでございますが、最近学校のほうで伺いましたらば、そのにおいも大分何か消えてきたというようなお話でございました。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　１番、関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　今、教育長の答弁でいくと、学校の先生が今においしないと、では以前にもうにおいがしていて、子供が水が臭くて飲めないからという悲鳴は学校の先生方は取り上げていないではないですか。それが今においしなくなりましたと、そんな簡単になるものではないですよ、絶対。

だから、さっきから執行部のほうの染野議員に対しての答弁聞いていると、大規模改造やる費用がまだそこに余裕があるという話で持っていくのであれば、ここで入れたほうがいいのではないのですかと逆に私執行部のほうに、教育委員会ではなくて、そちらにボールをちょっと投げて返してもらいたいと思うのですけれども。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　水道の問題については、配管が悪いというのは、この大規模改修のときにわかっておりまして、事前に配管を壁の中に入っていたのです。それを外に出してつくるようにしてあるという話を今、教育長から説明をいたしました。それで、受水槽、屋上の受水槽に問題があるということで、それもかえましたということが一連の工事の中で行われました。ただ、私はその８月の10日でしたか、現場を

見たときに、子供のやっぱり教育環境の整備ということがテーマにあるのだから、外よりもどっちかといえば私は中のほうが大切なのだから、そのときに設計の中に入っていなかったわけです。それは私たちがそこまで読まなかったというミスが確かにあると思います。しかし、今その予算が余って、できるのだったら中をやってくださいというお願いを教育委員会にはしました。平参事を通してその話については詰めてくれというお話を申し上げて、県のほうにも教育委員会から聞いて、その補助の対象は、では年度いっぱいは引っ張ってもいいよという話になって、国と県の補助金を使えることになった。これをここで切ると、補助金の返還があって、今度は自分のプロパーの資金で全部やらなければいけない、内装を。その見方については、ちょっと私たちが間違っていたというか、手おくれという部分がありました。それは反省の上に立って、新しく内装をしてもらったらどうだろうかという話が出たわけでありまして、それを国と県のほうに相談したら、それは最初の初期計画には入っていなかったけれども、それは悪いことではないから、県と国はその工期の延長を認めますということになって、その金が使えることになったわけです。その比率が先ほど平参事から何回もお話があって、染野議員まだおわかりにならないようですけれども、落札の比率をそのままつなげるということが原則にあるのですよね、そうすると六十何％とかという落札率からいくと、とてもではないけれども、合わないというのが寄居建設の基本的な考え方。でも、それを切れば、長瀞町の支出はふえるわけですよね。ですから、それをやりたいというのが皆さんが疑うところでしょうけれども、私たちは全くそういうことには関係なく、子供の耐震だけでなくて、中の勉強の環境もよくしてもらいたいというお願いを私たちがもっと早く気がつけばよかった。気がつかなかったのは申しわけないですけれども、でも、学校の現場を８月の初めに見せてもらったということは、私はよかったと。いろんな意見があって、いろんなおしかりをいただいても、これは暮れから正月に大体２週間休みがありますよね。その間にやってもらうためには、こういうことと、こういうことと、こういうこととで県や国の当然了解を得なければいけない。９月の18日までの工期を、暮れから正月の休みについても、それを工期延長するということが１月の21日とかという数字に、日にちになったのだというふうに思います。でも、これはせっかくいい機会なのだから、これをやるということは、床だけはその後になってまた考えなくてはいけないと思いますけれども、めぐりの壁だとか、そういうものについてはペンキでこうするにもかなり広いスペース、かえって外よりも広いような状況になりますよね。区切りがあって、それを全部やるわけですから、だから寄居建設としてもそれはその仕事に合わないだろうという考え方はあったのだと思います。でも、私たちから話をし、県のほうでもオーケーが出たということになれば、ではせっかくのあれだからやりましょうということになったのだと思います。だから、出来レースでも何でもなくて、私たちはその子供のことを考えてやったわけです。

ですから、先ほどから申し上げたように、この問題でいろんな例えば事実と反するようなことが出れば、それは私が全部責任持ちますよ。それまで腹をくくって、子供の教室の中できれいにして、気持ちよく勉強するようにする、そういうことをやるのが私たちの責任ですから、議会にもそういう責任あります。だから、お互いに理解し合えるまで議論をしてもいいではないですか。それで私はやりたいという考えを持っているわけであります。あとは議会のほうでどういうふうな対応をしてもらうかということになると思います。私たちを疑っているということであれば、そういう話は私はないということを言ってあるわけですから、それ以上のことを申し上げることはありません。

以上です。

◇

◎会議時間の延長

○議長（齊藤　實君）　ここで、会議時間を延長いたします。

○議長（齊藤　實君）　１番、関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　町長、もうちょっと冷静になって答弁してください。私は決して疑っているとか、そういうのではないですよ。わかりますか、町長。もうこれ３つ目の質問だから、これ以上できないからあれなのだけれども、私が言うのは、８月の20日に見に行った時点で、急に天井が悪いだの、壁が汚いから塗ってやったほうがいいよなという話が出て、それをそのときにこういうのをやるよという話が出ていなかったから、教育長からも。だから、そのときに思って、ああ、これはこういうふうに直すかと言って、この話が出てきたのだったら、壁も床もいろいろ直してやれるのだったら、水が臭いから浄水器をつけて、子供が水が飲めるようにしてやったらどうですかと言っているだけで、私町長がこの工事に対して何ら……

〔「直してくれと」と言う人あり〕

○１番（関口雅敬君）　ちょっと待ってくださいよ。

それで、もう次ないから、もう一回聞いておくのだけれども、教育長も今、パイプを取りかえたから、もう臭みがとれるというのであれば、子供が臭い水飲まなくて、おいしい水を通学して汗かいていったときに口つけてジャージャー飲んで、飲めるのだったらもうそれが一番いいことだ。私は子供の立場から言っているだけで、大規模改造するのだったら、その浄水器も一緒につけられませんかと言っているだけなので、町長、ちょっと冷静になってやってください。お願いします。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　その先ほどの水の問題は、先ほど教育長がお話ししたように、配管、給水の配管がえはして、２階、あの屋上にある浄水器も直したという説明がありましたよね。だから、それでもということになって、ただ、私たちは基本的に上下水道組合に水の検査をさせました。きょうデータが教育委員会のほうに、私のところへけさ９時ちょっと前に局長が持ってきてくれて、こういう状況になっていますという、こちらからの問い合わせに対して資料を持ってきてくれまして持っていますから、私は持っていませんけれども、そういうことで、水にそのにおいだとか、そういうものについては、私たちは飲んだことがないからわかりませんが、一応の条件はすべてクリアをしていますという説明がありました。だから、その後、浄水器をつけるとか、つけないとかという話になれば、これはまた別の話でありまして、子供さんたちがそういうふうに考えている、学校の先生も全くそうだということに考えれば、それは私たちがこれから考えていくと。今のこの議会で議論して、そこで決めるということではないと思います。だから、子供さんだとか、学校のことをよく聞いた上で、それは当然教育委員会が担当ですから、教育委員会にお願いをして聞いてもらいます。聞いてもらった上で、多くの生徒がそういうことであれば、今度改修工事をしても、そういうことであれば、それはその子供さんの安心・安全を守るためには私たちは多少の負担は当然やっていいと思うのです。

ただ、今ここで聞いただけですから、ただ、水の検査だとか、そういうものについてはすべてクリアをしていますという、そういう上下水道組合の局長からの資料を持ってきていますから、後で教育委員会の大澤次長のほうからでも見せてもらっていいと思うのです。だから、それとにおいに対するその嫌悪感とか、そういうのが現実の問題としてあれば、これは学校のほうに問い合わせをして、これから考えたいというふうに思います。それでよろしいでしょうか。今ここで決めるということではないというふうに思います。

○１番（関口雅敬君）　あと１回やりたいけれども、議長、どうですか。

○議長（齊藤　實君）　１番、関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　町長は水道の長であって、私水道議会で発言しましたよね。おいしい水のつくり方、都内ではもう本当においしい水を提供するという話で、臭さがない水を提供する皆野・長瀞の水道企業団でもできないですかと言ったら、コストが高いからできませんと。おいしい水の飲み方は、水をやかんにいっぱいくんでおいて、一晩寝かして、１回沸かして、それを冷まして冷蔵庫に入れて冷やして飲むとおいしいですよという答弁あったのを覚えていますか。村田議長のときですよ。

だから、私は言うのは、この大規模改造でせっかくやるのだから、浄水器までどうなのですかという話ししているだけで、何らこれ変更どうのこうのではないのですよ。今、町長が言うように、パイプを取りかえても、第一小学校は体育館の横に教育長の説明も聞いてもらってください。あそこにプールみたいに水を３日分ぐらいためてしまうのですよ。それを上へくみ上げて流して、それを子供が飲んでいるのですよ。だから、水道企業団で幾らいい水流したって、その場ですぐ飲むわけではないから、同じなのですよ。

前の中央公民館の給食センターも、私が一生懸命給食センターをやっている話を議員になりたてのころやったときに、その水もあそこで滞ってしまうからという話もしたことがあるのだけれども、今の学校はもう人数的に多くためてある水ですから、そういうことなのですよ。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　一度下にためているという話は私も聞いたようなも聞かないような、非常にあいまいな答弁で申しわけないのですけれども、それはわかりました。ですから、子供の人数が減っているという事実もありますよね。ですから、その配管の工事をしたから私はいいだろうと思って、水道のその塩素の問題だとか、そういうものについてはすべてクリアしていますという話を聞いて、教育委員会に渡しましたということは何回も申し上げました。だから、それから先の問題については、学校と協議をし、教育委員会と学校で協議をしてもらって、必要であれば、下のその水をためるものを小さくするとか、なくすとかということはできると思います。それはこれからこのものとは離して考えていただきたい。テーマに上がっていない問題ですから、改めて正式には今聞いたわけですよね。ですから、それをやらないために、これからやりますというのではなくて、その子供さんが本当に水がまずくてしようがない。学校の先生もそうだということになれば、それは私たちがやらなくてはいけないと思いますよ。だから、それがどこに原因があるかを調べて、そしてその対応についてはやらせてもらいます。それは教育委員会と一緒に水道企業団からもいろいろデータをいただいて、あとは学校の先生と生徒に聞くことが必要だろうと思いますから、ここだけで議論して、わかった。決めますというわけにはいきません。そういうことなので、少し時間をいただきたいと思います。それで結論が出れば、それに従って私たちは動きます。

○議長（齊藤　實君）　他に質疑はございませんか。

２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　改修工事について、１つこの続きがあるので、よくお聞きしておきたいのですが、外観がきれいになったということはいいのですけれども、クラックが入っていたところがいっぱいあったわけですよね、ひびが。それでそこを埋めて、その後がまるっきりそばへ行って見ると、えらく目立つのですよね。あれは設計の段階で仕上がりはどういうふうな指示になっていたのかということ、設計仕様書ですから、私もちらっとは見せてもらいましたけれども、そんなに時間かけて見たわけではないので、わかりませんけれども、今回も中を内装工事というか、ペンキ塗ってというお話ですけれども、そのペンキを塗るときに、深い傷あるいはクラック、そういうものが恐らくあると思うのです。そういうものを修復したときに、その修復の跡がよくミミズがはっているという形容があるのですけれども、そういうふうな仕上がりでいいというその設計だったのか、改修設計が。だから、そういうところをちゃんとチェックをしないと、せっかくお金をかけてきれいになりましたと言ったのだけれども、見たら「何だい、これは」というのが残るような仕事はやっぱりして、そういう設計だと困る。だから、そういうものをちゃんと検証できることをやっていただきたいということ。

それから、関口さんの質問に乗っかるわけではないですけれども、受水槽が極端に言うと２つあるのだよね、学校の受水槽は。１個草がいっぱいぼうぼう生えているようなところの見えないようなところにあって、それで屋根の上に１個屋上にあるのですよね。だから、その屋上にある受水槽で足りるようにすれば、受水槽１個で用が済む。ただ、あの上に余り重いものを載っけると、耐震の話でまたやばくなってくる感じの計算になってしまうのですけれども、そういう屋根のやつは防火水槽かな、そういうふうなものがあるようですけれども、あの辺の中を掃除するということもやってみるかどうかなので、やっていないと思うのですよ。あの屋根だって草が生えてしまって、どうしようもなかったというのは、あれは随分ほっぽいておいたからああなってしまったわけで、掃除を、受水槽の中の掃除、こういうこともやったことがあるのかどうか。掃除も金がないからできないやと言っていると、中ふたとってみたら、何がいるかわからないですよ。水の中にミミズがいるかもわからない。だから、そういう後のメンテナンスあるいは掃除、掃除イコールメンテナンスなのでしょうけれども、そういうこともやったことがあるのかどうか、まず記憶でもいいし、そのことはお聞きしておきます。

それから、繰り返しますけれども、その設計仕様書の中に、でき上がりのことは書いてあるのかどうか。今回もその中身をやって、もう金まで決めてしまったというお話ですけれども、言えば前の損を幾らかでも補てんしてやるというような考え方も見受けられるわけです、この数字の中から。あの66.6に、それよりちょっと上乗せしたその金額でいきますよと言っているのだから、66.6ではちょっともうやれないよというふうに言われたわけだから。

〔「言われても、その金額ですから」と言う人あり〕

○２番（村田正弘君）　いや、そういうふうにはさっき言わなかったから。

〔「いや、それはもう業者にもはっきり言っていますから、そういうことはできませんから」と言う人あり〕

○２番（村田正弘君）　何か私が今聞いた話の中だと、66.635とか何とか言っていた数字でやっているのではなくて、ちょっと上乗せがあるように聞こえましたけれども。

〔「いや、全くありません」と言う人あり〕

○２番（村田正弘君）　ああ、それはないのならないで結構です。

〔「はい」と言う人あり〕

○２番（村田正弘君）　ですから、ないならないで結構ですけれども、その追加工事に対して、その設計仕様書というのか、見積もりというか、それはあるのかないのか。

それから、やった後の仕上がりぐあいがどこまできれいに見えるのか、この辺の担保がどうとってあるのか、この辺をお聞きします。

○議長（齊藤　實君）　参事。

○参事（平　健司君）　それでは村田議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、設計書があるかどうか。これ設計書はございます。

それから、クラックの補修につきましては、クラックの中を埋めまして、その上を上塗りするものですから、どうしてもこれは設計書のほうがどうなっているというのは私のほうちょっと見ていないのでわかりませんけれども、クラックのところを埋めて上塗りしますので、どうしてもミミズがのたくったように、ちょっと持ち上がってしまうというのですか、これは設計監理会社も施工会社のほうも新築ではないと、どうしてもこれは出てしまうというようなお話は聞いております。

あとは何でしたっけ。

○２番（村田正弘君）　あとは今度のやつもちゃんとそのでき上がりのときのチェックのあれがあるのとかが、例えばクラックとか、ピンボールとか、そういうのがあるわけでしょう。それはやってきちんと埋めて、要するに見てくれの話ですが、見てくれがこういうふうに仕上がりますよというものがあるのかということ。

○参事（平　健司君）　その辺については、では次長のほうからちょっとお答えをさせていただきます。

○議長（齊藤　實君）　教育次長。

○教育次長（大澤珠子君）　ただいま村田議員のご質問にまず外壁の修理箇所のミミズ張りのように、もう修理箇所をしたところがミミズ張りのように盛り上がっている部分についてどうかというご質問ですが、当初のその設計の中にそのできばえの設計もあったかというお話ですが、ちょっと設計図見てみないとわからないのですけれども、そのご質問は20日の視察のときにもなさったということで、設計会社の丸岡さん、建設に当たる寄居建設のほうからも説明後からいただきました。ただ、丸岡さんもこういうのは、これはもうしようがないのだよなというようなお話はそのときも説明されたと伺っていますけれども、修理に関しては、あれが通常のできばえだということは伺っています。

〔何事か言う人あり〕

○教育次長（大澤珠子君）　次に、受水槽の点検はしているかというお話ですが、具体的に今いつ幾日かというのはデータ持っていないのですけれども、点検はしております。

それと、体育館の横と屋上に２つある、１つでいいのではないかというお話先ほどありましたので、私も素人考えでそのことについては、上下水道さんに……

○議長（齊藤　實君）　ちょっとお静かにお願いします。

○教育次長（大澤珠子君）　伺ってみました。２つあるから滞留時間がそれぞれ２回になるから水の腐りもというようなことで、「じゃ１個でいいんじゃないの」と言いましたら、ご案内のように学校３階建てでございますので、１回のたまりですと、３階まで水が上がらないのだそうです。逆にでは圧を上げてしまうと、一度に出るときの圧が強過ぎるようになるというような説明を受けました。したがいまして、体育館の横に１回ため、２回目が屋上にため、上から校舎内におろすという、下げるという形で水を供給できるという仕組みになっているそうでございます。

それと、今回の改修で、先ほどもご指摘ありましたが、また今回夏休みを挟みまして、９月１日に配管もかえ、また夏休みも経たということで、水のその滞留時間が大変長かったということも作用して、ちょっと水の腐り臭のにおいがきつかったのではないかというのが想定されるわけで、今度から子供の数も減っていますし、滞留時間を短くするような仕組みに水の稼働率が早くなるようにというのでしょうか、そういうふうにかえてくれたというお話は伺っております。あわせて申し上げます。

○議長（齊藤　實君）　他に質疑はございませんか。

２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　この決算書の中に、20年度の決算の中には、このここに書いていますね。95ページに貯水槽清掃点検委託料７万8,645円と、一小の例ですけれども。それから、違うところの学校も恐らくやっているのだと思いますよ。二小は７万5,600円と書いてありますね。それで、中学校はやっていないのかな。こういうふうに決算ではお金これだけ使いましたというふうになっているのですけれども、そのことをちゃんと執行して、掃除した中はきれいになったのかどうか。今確認していないとはどんなことがあっても、間違っても言えないと思いますけれども、この予算が適正に、認めてしまってからいちゃもんつけるのでは申しわけないのですけれども、本当にそういうことをきちっと見ているのかどうか。ですから、委託業者がどなたなのかぐらいはわかるはずですから、委託業者の名前だけは言ってください。委託先。

○議長（齊藤　實君）　教育次長。

○教育次長（大澤珠子君）　それでは、ご質問にお答えいたします。

貯水槽の清掃点検につきましては、埼玉環境衛生株式会社と三水化学工業です。定期に検査をしたときに、その検査結果を回してくれますので、決裁しております。定期にしております。

○２番（村田正弘君）　ちょっともう一回言ってくれる。埼玉何。

○教育次長（大澤珠子君）　埼玉環境衛生株式会社、三水化学工業株式会社です。

○２番（村田正弘君）　埼玉環境衛生株式会社、それからもう一個は。

○教育次長（大澤珠子君）　三水化学工業株式会社。

○２番（村田正弘君）　三水化学。

この業者はどこにあるの。住所はあるだんべよ。

○教育次長（大澤珠子君）　住所はちょっと済みません。

○２番（村田正弘君）　住所はわからなければ、後で言ってください。

○教育次長（大澤珠子君）　はい。後で教育委員会に。

○２番（村田正弘君）　中はどうなって、どんなあんばいなのか。逆に……

○議長（齊藤　實君）　２番、村田正弘君。

○２番（村田正弘君）　ここでごちゃごちゃ言ってもしようがないのですけれども、中がきれいになっている度合いの要するに確認はどなたもしていないわけですよね。教育委員会、学校やっているのかな。

〔「しています」と言う人あり〕

○２番（村田正弘君）　学校やっていますね。そうすれば中がきれいであるならば、そのパイプ取りかえると、そこまではきれいな水がいくという話になるのですけれども、その先の建物の中をくぐっているパイプなんかは取りかえてありませんから……

〔何事か言う人あり〕

○２番（村田正弘君）　蛇口のところまで全部取りかえたのですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○２番（村田正弘君）　それだったら、もう万全なはずですよね。だから、それだったら水が変なものは出てこないというのは間違いないはずですから、そういうことでこのきれいになっている状況が写真か何か撮ってあって、見せてもらうと我々も信用できますと、こういうことになるわけです。ですから、後日学校を訪ねて、ではそんなことをお聞きをします。

以上。

○議長（齊藤　實君）　３番、大島瑠美子君。

○３番（大島瑠美子君）　執行部のことを非難するとか、そういうことではないのですけれども、元私が公民館に行っているときには、受水槽から来て、それから水道の来るところへちゃんと塩素を足す機械がちゃんとございますので、多分生徒さんのところに行くのにつきましては、塩素をやっていますので、安全な水、水のまずいとか何とかと……

〔「塩素が強い」と言う人あり〕

○３番（大島瑠美子君）　塩素が多過ぎるのですね、では。そこのところでその調節が上手にできていないかとも思うのですけれども、そこで安全な水は飲んでいる、飲ませているということは確かでございますので、ただ、それだけ皆さんにこれからすぐうちへ帰ってということがあったので……

〔「私も飲んだんですよ」と言う人あり〕

○３番（大島瑠美子君）　はい。それだけです。

〔「はい、よくわかりました」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　ほかに。

８番、梅村務君。

○８番（梅村　務君）　今のそのいろんな議論聞いていまして、私が思うのは、確かにその教育委員会も含めて、執行部のほうを何か恨み節みたいなことを言うのも問題あるでしょうけれども、例えばですよ、今その入札の問題で、66.4ぐらいの落札と言っていましたよね。それで、それが金額にしたら幾らということは聞いていないのですよ。

〔「それ言ったよ、金額」と言う人あり〕

○８番（梅村　務君）　千三百……。

〔「千八百幾らが1,300というお話を」と言う人あり〕

○８番（梅村　務君）　うん、1,300だと確かに66.幾つになる。なるのだけれども、最低入札価格というのがあるわけですね。今、長瀞町はそれは採用していませんか。

〔「幾らの仕事なの」と言う人あり〕

○８番（梅村　務君）　最低入札。

〔「最低入札価格もやっていると言ったで」と言う人あり〕

○８番（梅村　務君）　言ったのだよ。そうなると80％ぐらいのことを言ったのだよ。ちょっと聞こえたの。

〔「いや、それは80％、85％でしたら請けるかもしれないという例え話を

言っただけで」と言う人あり〕

○８番（梅村　務君）　ああ、では最低入札価格は設定していないわけですね。

〔「設定してありますけれども、潜らなかったということです」「下へ行

かなかったというのだ」と言う人あり〕

○８番（梅村　務君）　ではしようがない。

それで、その入札の仮にですよ、今、町長はでは改めてやって、そういうことでもいいというようなニュアンスの言葉も出たので、もしくは今その補助金の問題がありますから、継続した事業で今度は新規にまた今から入札するというのは、時間的には大変だろうと思う。思うけれども、それが地方自治法の中のその入札の問題に対して、規定の中に違反するのかどうか、そういうこともどうなのかということもひとつ説明してもらったほうがいいと思います。

それと、いいですか。わかりますか、意味が。わからない。

〔「聞いてみるからいいよ」と言う人あり〕

○８番（梅村　務君）　それで、わからなければ、もっと説明しますよ。

それと、さっきもいろんな話が出たのだけれども、教育委員会の責任ではないのでしょう。学校に以前私はこういう経験があるのですよ。中学の男子トイレの水が11月ごろで故障したわけですね。２つ、３つ。それで、私がそれある人から言われたので、もちろん議員という身分を隠していきましたけれども、それで土曜日だったのです、たまたま。日直の人がいまして、先生が来て、どなたがいらっしゃいませんかと、そこの東のほうから行ったら、女の先生が出てきたのですよ。年配の方です。後期高齢者ではないでしょうけれども、年配の方が来たわけですよ。それで、「こういう話があるんだけど、点検は知っていますか」と言ったら、何と言ったと思いますか。「私は女性ですから、男子トイレのほうは行きません」。それでおしまい。あとは言葉は一切ない。「ああ、そうですか」と私そのまま帰ってきました。多分一事が万事こうだとすれば、決して教育行政の中でも子供に対する影響も決していいものではないですよ、こういう考え方では。「ああ、それでは点検して行ってみます」という言葉が１つあれば、「よろしくお願いします」で帰ってこられますよね。ところが、そういうことですっと行ってしまうのですよ。どの先生か知りませんよ。わかりませんよ、私は。何十人、二、三十人いるのだから。

〔「今度見てみればいいや」と言う人あり〕

○８番（梅村　務君）　それも、もうそれは直っているのですよ。直っているのだけれども、業者に聞いたら、「いや、そんなぐらいのことはわかりますよ、すぐ、どこが故障しているか。そんなの無償でも何でもサービスをしますよ」という言い方をしてくれたのですよ。でも、教育委員会のほうでは問題があるでしょうから、でも、そこで唖然としたいうか、もうとにかく次の言葉は出なかったですね。確かにそうだよね、女性だから、行かないよね。行かないけれども、そういう対応の仕方がすべてではないと思います。しかしながら、そういうこともやっぱりしっかり教育委員会のほうもよく点検をして、それで先生のやっぱり資質もいろいろあると思いますよ、いろんな性格の人がいて。確かに。それが１つあるから、今その規定の問題がどうなのかということと。

それと、ちょっとさかのぼるのですけれども、行政の皆さん方ですよね。ここの執行部というか、幹部の方ですよね。さっき私が質問したその債権債務の問題の早く言えば、その亡くなった場合には事には及ばないのではですかと、そういう規定はあるのですかと言ったら、それについてはないとも言わないということですよね。

○議長（齊藤　實君）　ではこれ、梅村議員、本論のほうへ言ってくださいよ。本題のほうで。

○８番（梅村　務君）　いや、そうではない。そういう例も含めて、だから今の問題もそういうことも含めてですよ、そういう問題が出たときに、そういうものがはっきり言えるような立場にいてほしいというこ

となのです、早く言えば。そうすれば、今ここで入札を変えてもいいのか悪いのか。絶対補助金対象にならないのか、その辺ちょっと。

○議長（齊藤　實君）　参事。

○参事（平　健司君）　梅村議員が自治法のどこを指して違反かどうかというのがちょっと私にはわからないのですけれども、正規の入札をして、正規の契約をして、正規に変更契約を出していまして、３割以上超えているわけでもないし、だからどこが違反かちょっと私わからないので、後で……

○８番（梅村　務君）　違反ではないの。規定がありますかと聞いているの。

○参事（平　健司君）　特に……

○８番（梅村　務君）　ない。

○参事（平　健司君）　規定はないと思いますけれども、ただ、工事が３割超えるというのは、変更ではなくて、新規でやるべきというような規定はあると思いますけれども、また詳しく約款見てみないとわかりませんけれども、とりあえずはその程度の縛りだと思います、今回の契約に関しては。

○議長（齊藤　實君）　８番、梅村務君。

○８番（梅村　務君）　しかし、今の答弁で、もしくはそれができるのであれば、やる可能性もあるわけですよね。でも、それはそういう規定の中でないとすれば、これはこのまま通すしかないわけですよ、早く言えば。だって、時間的な問題もあるでしょう、もう。だから、そういう問題を１月の休みの間でやらなくてはいけないわけだから、だからそういうふうな時間的な問題もあるから、だからそれをしっかり調べて、今、町長がちょっとそういう言葉を出したので、いや、もしくはあれだったらというようなことを言ったから、こういう質問とか出るわけですよ。いや、これこれこういうわけで、これはちょっと無理ですよと、今までの例のないことかもしれないけれども、また過去にあったはずですよ、そういう問題が幾らか。そういう問題も含めて言ってくれればそれで済んだのだけれども、そういうことがやっぱりしっかりしたその入札制度の中であるかどうかということをやっぱり調べて……

〔「おれが責任持って聞くからいいよ、県に」と言う人あり〕

○８番（梅村　務君）　一応そういうことなので、ひとつ心得てください。

〔「わかりました」「今度聞いてみるから大丈夫。県と国に聞いてみるから、
この問題はおれがはっきり言って、自信を持って」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　異議がありますので、これょり討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

９番、染野光谷君。

○９番（染野光谷君）　いろいろこういうご意見を聞いていると、ああ、なるほどなと思います。しかし、やはりこれでいつも６月議会でも一般質問して、おれも中途半端になってしまったけれども、これは真剣にやはり考えて、本当に町民のことを思ってやっているならば、自信を持っていいのです。ただ、私はこの問題は、ああ、忘れ物した。確かに安く、だから幾らの額のが六十幾つというと、１億のなら8,000万

の上の、だから１億の初めは仕事のわけですよね。66％というのだから、例えば１億なら。そういうことですよね。その耐震の仕事は。だから、この１億の仕事を例えば66でやったならば、はっきり言って、ああ、安いなと思いますよ。安くしてくれたなと。それで、「ああ、忘れ物を、ああにしたんだから忘れ物しちゃったい」と言って、すぐにこれで補正であそこが気がついた、ここが気がついたなんていってやるやり方がもう気に入らない、おれは。本当に冗談ではなく、ああ、忘れ物した。だから、亡くなられた松本町長が幾らか関係したという会社にこういうことをしてだよ、またおいと忘れ物のようなやり方でそれは済まないよ、もうはっきり言って。だから、私は反対です。

○議長（齊藤　實君）　次に、賛成討論を許します。

５番、野原武夫君。

○５番（野原武夫君）　いろいろ皆さんのご意見を聞いていますと、何ですか、個人的なような要素も大分入っております。１番、２番の方々のご意見は、当然危惧のある問題についてご質問いただいたわけです。その件については執行部からご説明があったとおりで、私も納得できました。しかし、９番議員のお話聞きますと、何ですか、確証があるようなないようなことで、いつもの時間を費やしているような感じがします。ですから、議長にぜひお願いしたい。そういったことで賛成、反対という意見があるようだけれども、この辺でそろそろ決をとっていただくということで進めていただきたいと思います。

以上で私は賛成といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　これをもって討論を終結します。

これより議案第48号　工事請負変更契約の締結について採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（齊藤　實君）　起立多数。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第４９号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤　實君）　日程第12、議案第49号　ちちぶ定住自立圏形成協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　議案第49号　ちちぶ定住自立圏形成協定の締結についての提案理由を申し上げます。

秩父市と定住自立圏形成協定を締結するため、地方自治法第96条第２項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例に基づく議会の議決が必要となりますので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（齊藤　實君）　提案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　それでは、議案第49号　ちちぶ定住自立圏形成協定の締結についてご説明いたします。

先ほど休憩中に配付させていただきました資料、ちちぶ定住自立圏を形成するための協定案提出項目一覧表でございますが、こちらの２色刷りになっているものでございますが、青い色の部分の項目につきましては、今回の議会で秩父市と他の町で協定案として提出している項目でございます。16項目中８項目が青い色となっておりますが、そのうち６項目が長瀞町で提案させていただいているものでございます。ちなみに、他の市町では既に協定について議決されたと聞いております。

それでは、協定書の議案の内容について説明させていただきます。

この協定は、秩父市を甲といたしまして、長瀞町を乙として締結するものでございます。

第１条の目的でございますが、この協定は、中心市宣言を行った秩父市と、それに賛同した町との間においてちちぶ定住自立圏内の行政サービスを広域的に充実させることに関し必要な事項を定め、圏域内の人々の生活機能を圏域全体として確保するとともに、圏域外の人々が訪問、滞在、定住などするためのちちぶ定住自立圏を形成することを目的とするものでございます。

第２条の基本方針でございますが、甲及び乙は、先ほど申し上げました目的であります前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に、次の条に規定する政策及び施策の分野の取組において相互に役割を分担して行政及び民間機能の集約化・ネットワーク化を図ることとするものでございます。

それでは、第３条の連携する取組の分野、内容並びに甲及び乙の役割分担でございますが、ちちぶ定住自立圏構想で予定している協定項目は、先ほどの資料のとおり18項目でございますが、８月の５日、８月の18日に秩父市長と４町の町長で協定項目について協議するための会議を開いたところ、それぞれの町の状況を参考にして協定項目を決定いたしました。長瀞町の場合は、以下の６項目について今回の議会に提案させていただいております。

まず、（１）の生活機能の強化に係る政策分野では、（ア）の救急医療体制の充実でございますが、これの取組内容は、第二次救急医療体制を担う病院が年々減少しており、関係団体と連携することにより、秩父圏域内の救急医療体制を維持していく必要があることから、圏域内における救急医療体制をさらに充実させるため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、秩父郡市、医師会及び医療系大学との連携の強化、医療スタッフのサポート体制の確立などの関連事業を実施するものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。この救急医療体制の充実についての長瀞町の役割、乙の役割ということでございますが、長瀞町の役割といたしましては、救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証に協力すること。

それと、秩父市と共同で救急医療体制を充実させるための事業の企画立案を行うこと。

それから、救急医療体制を充実させるための事業の円滑な実施に協力することでございます。

２つ目の項目の救急医療体制の、失礼いたしました。先ほどの救急医療体制の充実の項目につきましては、秩父市と４町がそれぞ協定するものでございます。

２番目の項目でございますが、（イ）のリハビリテーション体制の確立でございますが、取組の内容につきましては、秩父圏域内の住民がリハビリテーションサービスを受けるためには、他の地域の施設に頼るしかない状況でございます。圏域におけるリハビリテーション体制を確立するため、需要を調査、検証した上で、圏域内外の医療機関等と連携し、回復期リハビリテーションを中心とした事業を実施するものでございます。

乙の役割、長瀞町の役割といたしましては、リハビリテーションの需要調査及び体制の確立に向けた検証に協力すること。

それと、秩父市と共同でリハビリテーション体制の確立に向けた事業の企画立案を行うこと。

それと、リハビリテーション体制の確立に向けた事業の円滑な実施に協力することでございます。

この２つ目の項目でありますリハビリテーション体制の確立につきましても、秩父市と４町がそれぞれ協定するものでございます。

３つ目の項目でございますが、（２）の結びつきやネットワークの強化に係る政策分野では、アのデジタル・デバイドの解消へ向けたＩＣＴインフラの整備の（ア）の秩父圏域情報化の推進でございます。これが３つ目の項目でございます。これの取組は、各種行政サービスを展開するためには、秩父圏域内での情報網の整備が必要であることから、圏域におけるデジタル・デバイド、これは情報格差ということのようですが、の解消と情報ネットワーク化を推進するため、「秩父圏域情報化推進計画（仮称）」を策定するものでございます。

乙の役割、長瀞町の役割といたしましては、次のページの右のページのところにございますが、秩父市と共同で、秩父圏域情報化推進計画（仮称）を策定すること。

それから、秩父市と共同で、最新技術動向の研究及び情報交換を行うことでございます。

秩父圏域情報化の推進の項目につきましては、小鹿野町を除く３町がそれぞれ秩父市と協定するものでございます。

それから、４つ目の地域情報化共有システムの構築準備でございますが、（イ）でございます。取組の内容につきましては、安心・安全なまちづくりのためには、防災・防犯システムを共有する必要があることから、圏域の防災・防犯情報などの提供システムの運用について研究するものでございます。

長瀞町の役割といたしましては、秩父市と共同で、導入事例の調査を行うとともに、システム設計に関する情報提供などを行うものでございます。

この４番目の地域情報共有システムの構築準備の項目につきましても、小鹿野町を除く３町がそれぞれ協定するものでございます。

それから、５点目の項目でございますが、イの水道でございます。（ア）の秩父圏域における水道事業の運営の見直しでございますが、取組の内容につきましては、秩父圏域における水道事業の運営については、全体的に見直す時期に来ていることから、圏域における水道事業の運営のあり方等について検討を行うというものでございます。

長瀞町の役割といたしましては、計画の策定に当たり必要となる調査等に協力し、情報提供等を行うものでございます。

５点目の項目の秩父圏域における水道事業の運営の見直しの項目につきましても、小鹿野町を除く３町がそれぞれ秩父市と協定するものでございます。

それから、６項目めの地域マネジメント能力の強化に係る政策分野の人材育成等でございますが、次のページをごらんいただきたいと思います。人材育成等の取組の内容につきましては、新たな地方自治の動きに対応するために、ちちぶ定住自立圏内の職員の政策の形成能力の向上を図る必要があることから、圏域内の職員や関係者の資質及び政策形成能力の向上など、圏域マネジメント能力を強化するため、圏域外の専門家を招聘し、合同研修などを実施するものでございます。

長瀞町の役割といたしましては、圏域外の専門家の招聘に協力すること。

合同研修などの実施に協力することでございます。

６点目の人材育成等の項目につきましては、４町がそれぞれ秩父市と協定するものでございます。

次に、第４条の事務執行に当たっての費用負担でございますが、今まで説明させていただきました前条に規定する事業の実施に要する経費の負担につきましては、甲乙がその都度協議し、決定するということでございます。

第５条は、協定の変更、第６条は、協定の廃止、第７条は、協定の見直し、第８条は、疑義の解決を規定したものでございます。

以上がちちぶ定住自立圏形成協定の締結についての内容でございます。今回提案させていただきました６項目は、いずれも長瀞町にとっても重要な案件で、早期に取り組んでいく必要があるものと考えております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤　實君）　これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺强君。

○10番（渡辺　强君）　私は今度のこのちちぶ定住自立圏形成に関する協定書について思うのには、今、総務省から高橋というキャリアというか、国が指導して来ているわけですよね。そこで、長瀞の役場の職員がワーキンググループで入って、それを決定するのが協定を結ぶというのは町長が町の代表として協定を結ぶのですけれども、ちょっとただ心配なのは、結局このちちぶ自立圏構想といっても、具体的には例えば長瀞は水道料が高いと、皆野・長瀞水道企業団の水が高いということで、ではこの協定が水道の値段が安くなるかという保証があるかというような心配もあるわけですよね。だから、この協定を結ぶまでに我々が単なるもう協定を結んで、議決機関でいいか悪いかというので、賛成多数で決めるというようなふうになっては困るわけで、やっぱり住民の立場からすれば、一番の要求の強いようなことがきちんと協定に結ばれるということについては、どういうふうに考えているのかについて１点質問したいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　お答えいたします。

きのうの２人の議員の方からご質問があったときにお答えをしていると思いますが、この水のことは入っていません。本当は16番までしかその秩父市のほうからの提案はありませんでした。これを石木戸さんに提案をしていただき、私が賛成をして、秩父圏域の水道のことについてこれから考えていかないと、もう各地区とも水道の施設が古くなっているから、これを改修するのには、すごい金がかかるということを考えると、これをテーマにしなければいけないのではないかというお話を申し上げ、急遽この17、18番というのは総務省のほうに聞いたらしいのです。その前には、長野県の飯田市が先進している地域なのだけれども、そこにこの項目に水が入っていませんという話で私うんと怒ったのです。とんでもないわけで、秩父は飯田市と同じではないと、飯田市にないことでも秩父に必要なことをやるだけのことがないのなら、あなたは総務省に帰れというようなことまで申し上げました。そうしましたら、急遽入ったわけで、そうしましたら、この間もこのこともお話し申し上げておりますが、県の斎藤という副課長が来て、非常にいいお話を聞いたので、ぜひ10年たったらというのを、急遽なるべく早く秩父の水道の一体化というのを図りたいと、それについては小鹿野が入っていないようだけれども、小鹿野のことを聞きに来ましたという話なのです。石木戸さんと話を聞きまして、小鹿野のことにはお話を申し上げて、施設整備のこと、それ

から水利権の問題、それからいろんなこれからの大きなテーマとして、高齢化が進んで、水の需要が少なくなるときに、その施設整備の改善、設備がえ等々についての何十億、何百億という金がかかるのを皆さんで一緒にその協定を結んでやっていくということが大切なことではないか。それが総務省のバックアップにもつながるという話を申し上げました。そうしましたら、そうだから私たちは動きましたと言って、１週間ぐらい前来てくれたのです。

それで、16日ですから、きょう小鹿野の担当の職員のところに行くと、首長にはお邪魔をしないで、担当の職員に話を聞いてきますという話でした。ですから、首長のほうは私に任せてくださいというお話を申し上げてありまして、この埼玉県で一番高い水道料金をいかに下げるかということについては、し尿処理場の水利権も今250トン使えることになりました。これは村田議員が議長をおやりいただいて、お骨折りをいただいておりますが、そういうことについても少しずつ前進をしているというふうに思います。その上にこの定住自立圏構想の中でお互いに協定を結んで、協力をするということを県のほうでもかぎつけて、かぎつけたというと言葉はよくないですけれども、そういうことを知ったものですから、県のほうでも協力をしたいというお話をいただいて、この話は10年先というのがもっと早くなるのではないかと私は思ってうれしく思ったわけであります。

そういうようなことをこれいっぱいあるわけですけれども、この協定でまだ長瀞町も観光だとか、そういうのに必要なことがあります。しかし、観光の内容については、各町村でそれぞれの思惑の違いがあります。ですから、これはよく話し合った上で、観光についても協定を結ぶ必要があるだろうというふうに思っております。この18項目を全部やるということではなくて、主立ったものを長瀞町としては６項目手を挙げさせていただいたわけであります。

よろしくご理解をいただいて、賛成をいただければありがたいと思います。

○議長（齊藤　實君）　他に質疑はございませんか。

１番、関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　では、お聞きをします。

今、町長が渡辺さんに答弁した中で、私はきのうの一般質問でも、観光行政なぜ定住自立圏のみんなで手を合わせてやらないのかという質問をさせてもらいました。そこで、観光協会は法人化になって、観光協会はもう独自で、きのうも言ったように、もう皆野町の会員を募ったり、寄居の会員募ったりして、長瀞の観光を広げようという、そういうもう活動で動いています。ここにテーブルの上に観光が一つものっていないですけれども、ここへのせておいて、この今、青に塗ってある６項目ですか、これは協定結ぶのだという話ですけれども、のっけておかなかったら、ワーキンググループがいつになっても動けないのではないのでしょうか。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　きのうもたしか質問にお答えをした中で申し上げていると思いますが、ナンバー９、９番に観光資源の効果的、効率的活用というところがあります。このことについては、まだ基本的な意見の合意が見られない。秩父市も少し時間をいただいて、秩父市１市何町、１市何町というそういう協定ですから、秩父市がまず手を挙げてもらうことが大切であります。

そういうことで、秩父市は全部やりたいということを基本的にはお考えのようでありますが、観光の考え方の基本的なものの調整をした上で、秩父市のほうからお声がけをいただくということになると思います。ですから、観光のことについては、長瀞は一番先に手を挙げたいということで考えておりましたが、

これは時間をかけて協定を結んでも大丈夫なので、最初に観光ということについては、それぞれの地域が意見の一致を基本的なものについては一致しておりますが、いろんな状況のことについて多少の考えに違いがあるようですから、その協定を結ぶのには、表面的にはその意見調整というのが必要だということで、この協定を結ぶまでにいかなかったということであります。

ですから、そんなに先にいかないうちに、例えば皆さんの議会の中からそういうご質問があれば、当然私もこの会議に出たとき、例えばワーキンググループのときにも担当の職員にそういう質問をしていただくようにいたします。そして、なるべく早く観光については協定を結んでいきたい。全町、１市４町が全部一緒になるかどうかというのはわかりませんが、とにかく１市１町でもいいわけですから、基本的な合意が得られれば、例えば秩父と長瀞だけでもいいわけですから、そういうことでやっていきたいと思っております。

そういうことで、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（齊藤　實君）　１番、関口雅敬君。

○１番（関口雅敬君）　ぜひ早目にこの観光の９、10、11番はテーブルの上にのせてもらって、時間をかけてでもワーキンググループの人がしっかりと話をしたほうが私はいいと思いますので、今、町長が答弁していただいたけれども、ここに青く塗った６項目は、手を結ぶのだということですけれども、観光のこの９、10、11については、早くテーブルの上にのせておいて、秩父市が動かないのなら動かすように、特に長瀞は前から私言っているように、長瀞一本だけで観光ＰＲをミシュランガイドに載せるようにお話ししていますけれども、やっぱり秩父と長瀞、この地域は全部で手を組んでミシュランガイドにでも載せて、観光客が大勢来るように、そしてあとイベントやるにも、きのうも話を私しましたけれども、何かイベントをやるにしても、秩父市と一緒に合同でイベントをやれば、サッカー大会なり、何かスポーツ大会やって、宿泊施設は長瀞へ持ってくるのだというような、そういう行政がリードして、観光協会ともタイアップして、お客さんを誘致する。それに必要なので、もし秩父市がまだのらないで、長瀞はのりたいのだけれども、まだテーブルにのせられないのだよと言ったら、まずのせてくださいよ、長瀞から。お願いします。

○議長（齊藤　實君）　５番、野原武夫君。

○５番（野原武夫君）　このちちぶ定住自立圏というのは、結局秩父という地域に限定されている内容が強いので、この情報化ということを見ますと、14、15については、私はこれはこの範囲内ならば賛成なのです。やはり工業とかという部分になってきますと、もう少し広い範囲になってくるので、私としては、この児玉、大里を含めた３区のほうに一歩踏み出したい。そのためには、町長にもお願いしたのだけれども、そういった方向性もひとつ頭に置いておいてもらいたい。情報化というのは、これはどうしても下のほうから来るのではなくて、上から来る。東京のほうから出てくる情報が多いのですよね。ですから、うっかりすると、この埋没してしまう、秩父の中で埋没してしまうというような状況であっては困るので、工業化というものについては、もっと大きく、産業界の大きなリーダーでございますので、その辺を頭に入れてもらって、先ほどの観光がという話もありましたけれども、この工業を見捨てるというわけにいきませんので、ぜひその辺もこの自立圏構想の中に、どういったそういうものが取り入れられるか、それも頭に入れておいてお願いしたいと思います。

○議長（齊藤　實君）　町長。

○町長（大澤芳夫君）　おっしゃるとおりでございまして、実は先月、本庄の竹並県議と、それから寄居の

津久井町長と３人で夕飯を一緒に食べました。そのときに本庄もこれから定住自立圏構想に手を挙げると、そのときに長瀞は両方に入ってもいいのではないかというような、そうお言葉をいただきました。それができるのならそれは考えますという話をしました。工業だとか、そういうようなことについても、竹並さんの思いというのをお聞きしたところであります。津久井さんは何とも言いませんでしたけれども、私とすれば、両てんびんというのはマイナスだという意見が当然おありだと思いますけれども、そういうことで、本庄が手を挙げたときには、そのことについてしっかり検証してみたいと考えています。

工業とか、そういうことについての大きなテーマというのは、今お話しのように、例えば寄居ならホンダというようなことがあるわけでございますから、その辺もできるのかどうなのかということを考えて、竹並さんの話だと、担当の課長と何回も話したけれども、できるはずですという課長からの確答をいただいておりますから、きょうおいでいただきましたという話をしました。ですから、しっかり検討してまいります。

○議長（齊藤　實君）　５番、野原武夫君。

○５番（野原武夫君）　ありがとうございます。町長も推進しておられる玉淀のダムをぶっ壊そうという話があります。これは当然長瀞から秩父に向かっている方向ではなくて、これは玉淀のほうへ向かった大きな流れをつくろうというお考えの中だと思います。そういう意味でも、この観光もそういった方向性も当分あるわけなので、ひとつ広く考えいただきたいと思います。ありがとうございました。

〔何事か言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　他に質疑はございませんか。

５番、野原武夫君。

○５番（野原武夫君）　今、議会の中でもって「ばかやろう」と言われたのですけれども。

〔「ばかだからだよ」と言う人あり〕

○５番（野原武夫君）　だから、こういう発言についてちょっと粛正してもらいたい。

○議長（齊藤　實君）　うん、それは困ります。慎んでいただきたいと思います。

〔「はい、わかりました」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　８番、梅村務君。

○８番（梅村　務君）　この何番だっけな、この後ろのほうだな。これか。この情報化の中で、何番だ、14番、これは医療なんかも相当関係してくるのだろうと思うのですよ。例えばどんどん、どんどん医療が進んでいくと、小鹿野病院も何か救急をやめるというような話もありますし、それで今度は皆野病院はしばらくやっているでしょうけれども、秩父病院だって……

〔「入っている」と言う人あり〕

○８番（梅村　務君）　うん。医療は入っているのだけれども、この情報化の問題と、これがくっつくと非常に、例えば遠隔医療なんていうものを将来これは相当発達すると思うのですよ、救急の場合なんか。だから、そういうことで、そういうものも含めてひとつこれは進めていただきたいと思います。

それから、今１番議員のほうの観光の問題なのですが、町長の以前の私のこれを質問したときに、６月だと思います。あそこの秩父のシバザクラの話をしたら、横瀬ではこれは全然前向きな意見ではないのですけれども、横瀬では非常に迷惑しているのですよという答弁がありましたね。そういう話を聞いていますと、ただ通るだけで。込むだけですよね、確かにあの時期あれだけの観光客来るのですから。でも、そういうところが仮に長瀞と１対１で結ぶ場合に、あるいは横瀬とあれが１対１で結ぶ場合に、そういう障

害は取り除けるのかどうか、そういう障害が長瀞にあるのかどうかというような問題も相当研究しなくてはだと思うのですよ。もしくはそういうことがいや、これは非常にいいことだから、町長はこの間、きのうそういう意向を示されたというのは、検討してみたら非常にいいあれだと、当時は全然乗り気ではなかった、わからなかったということもあるでしょう、よく。それであるけれども、町長としては非常に自立圏構想については、秩父を中心としてやることいいことだというふうなことも答弁していましたけれども、ここの一、二カ月の間に相当考え方が変わったのだろうと思います。そのときはそういうふうな考え方で私に答弁したのだと思いますけれども、それで１つ聞きたいのは、説明の中で、この前来た、総務省関係の人が来ましたね、全協の中で。都市機能の利用ということを相当強調したのですよ、あの中で。秩父の都市機能というのは一体どういうものかというのは私にはちょっとわからないのだけれども、どんなものでしょうか、町長。それだけ聞かせてください。

○議長（齊藤　實君）　総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君）　高橋参事が全協のときに都市機能という話をされたということなのですけれども、ちょっと私は覚えていなかったのですけれども、この秩父市で３月のときに議会で中心市宣言というのを宣言しておりまして、その中にちちぶ定住自立圏形成の背景と取り組みというところに、秩父市における都市機能の集積状況というのがあって、教育で言えば各種専門学校、例えば県立の秩父高等専門技術学校だとか、秩父看護専門学校、高等学校だとか、養護学校あるいは教育体験施設等、それから情報文化スポーツということで、ケーブルテレビだとか、文化ホールというようなことで秩父宮記念市民会館だとか、体育センターだとか、歴史文化伝承館、公園というようなことでミューズパークだとか、緑の村というようなことが出ていて、そういう都市機能として表で出ているのですが、そのほかに交通で言えば駅だとか、バスターミナル、産業で言えば秩父緑ヶ丘の工業団地だとか、ショッピングモールということで幾つかあると、そういうようなものが、あとは医療の関係で救急病院だとか、そういうのが秩父市に集中しているので、そういうものを利用していくというようなことではないかと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤　實君）　８番、梅村務君。

○８番（梅村　務君）　確かに都市機能と言えば都市機能なのだけれども、私の考え方では、そんなに我が町と変わりはないような気がするのですけれども、本当の意味の都市機能というのはそういうものなのかと今改めて考えてみました。そこに書いてあるそうですから。そして、そういう問題を今、都市機能として協定を結んで、そういうものに参加していく、また利用化していく、総合的な利用をするということもあるのですけれども、こっちは都市機能はないということになりますから、秩父市が、中心市が都市機能の利用ということなわけですから、しかし、それをこれからどういうふうにかかわっていくのか。もちろん医療体制なんてというのは、全く今までどおりで、全くその変わりはないと思うのですよ、そんなに急には。医療体制の例えば救急とか、そういう医療体制のもっと時間を早く病院に行き着けるかとか、そういうものの意味の協議であればいいのだけれども、他のほうへ行ってしまうと、今度は矢那瀬まで行くのに時間がうんとかかるという話になってしまっていますから、そういうふうなことも含めて、その長瀞町が今言った都市機能というものがそういうものであればですよ、私は今改めて認識したのですけれども、あればそういうふうなものにかかわっていく必要があると思うのですけれども、それについて町長はどうでしょうか。意味わかりませんか。言っていること。

○町長（大澤芳夫君）　ちょっとわかりません。

○８番（梅村　務君）　わからない。ではいいです、わからないから。
○議長（齊藤　實君）　他に。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（齊藤　實君）　これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（齊藤　實君）　異議ないものと認めます。
よって、討論を省略し、これより議案第49号　ちちぶ定住自立圏形成協定の締結についてを採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（齊藤　實君）　異議なしと認めます。
よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第５０号の説明、採決
○議長（齊藤　實君）　日程第13、議案第50号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
事務局長に議案の朗読をいたさせます。
〔事務局長朗読〕
○議長（齊藤　實君）　提案理由の説明を町長に求めます。
町長。
○町長（大澤芳夫君）　議案第50号　人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。
人権擁護委員野村滋子氏の任期が平成21年12月31日で満了となるため、引き続き野村氏を候補者として推薦することについて同意をいただきたいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、この案を提出するものであります。
よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。
○議長（齊藤　實君）　お諮りいたします。
本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（齊藤　實君）　ご異議ないものと認めます。
よって、質疑、討論を省略して、これより議案第50号　人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。
本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（齊藤　實君）　ご異議ないものと認めます。
よって、議案第50号は原案のとおり同意されました。

◇

◎経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（齊藤　實君）　日程第14、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎閉会について

○議長（齊藤　實君）　お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤　實君）　ご異議ないものと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◇

◎町長あいさつ

○議長（齊藤　實君）　閉会に当たり、町長より発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君）　一言ごあいさつを申し上げます。

大変皆様にはお忙しい中ご出席をいただきまして、慎重なご審議の結果、原案のとおり議決をいただきましてまことにありがとうございました。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

最近では、異常気象による大雨などにより、どこで災害が起きても不思議ではない状況でございますが、町民の安全第一を考え、災害等が発生した場合は素早い対応をとってまいりたいと考えます。

また、21日からは秋の全国交通安全運動が始まります。交通事故に遭わないよう、また起こさないよう

十分に注意をしていただきたいと思います。

これから秋本番を迎え、地域での行事も多くなり、敬老会、消防団特別点検など、皆様のご協力をお願いすることが多くありますが、よろしくお願い申し上げます。

夏の疲れから体調を崩しやすい時期でもございますので、皆様にはくれぐれもご自愛の上、ご活躍いただきますようご祈念申し上げ、９月定例会の閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

２日間にわたりまして大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（齊藤　實君）　閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、町政当面の諸議案を審議いたしましたが、議員各位のご精励により、付議されたすべての議事が終了し、閉会できますことに感謝を申し上げる次第でございます。

また、町長を初め執行部各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご苦労に対し、深く敬意を表します。

以上をもちまして、平成21年第６回長瀞町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会　午後６時１３分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２１年１２月１０日

議　　長　　齊　　藤　　實

署名議員　　梅　　村　　務

署名議員　　染　　野　　光　　谷

署名議員　　渡　　辺　　強